

平成26年～令和4年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	1	02_農業・農地	町	紫波町、川越市	文部科学省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第1項、第5条第1項、文化財保護法第93条、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」(平成10年9月29日文化庁次長通知)	農地での埋蔵文化財の試掘調査に係る一時転用許可の不要化	教育委員会等が文化財保護法に基づいて行う、埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、土地の一部を掘削して地下の状況を確認するものにすぎず、短期間での原状復旧がされるものであることから、農地法に基づく一時転用許可を不要とすることを求める。	周知の埋蔵文化財包蔵地で開発行為(土木・建設工事等)が行われる場合、早期に教育委員会が試掘調査を実施し、記録保存調査や開発行為の工法等の見直しの要否を確認する必要がある。また、周知の埋蔵文化財包蔵地でなくとも、文化財が埋蔵している可能性がある土地でも開発計画が増加傾向にあり、埋蔵文化財包蔵地の的確な把握のため、教育委員会が試掘調査を行っている。その他、開発行為は伴わないが土地の鑑定評価や学術調査・分布調査等のため、事前に試掘調査を実施しなければならない事例もある。しかし、農地で試掘調査を実施するためには、農地法に基づく一時転用許可が必要であるが、農業委員会等での手続きのため、許可までに1～2ヶ月程度要し、その後の記録保存調査の実施や開発行為等も後ろ倒しとなっている。記録保存調査は、遺跡等の現状保存が不可能な場合に現地を発掘し、痕跡を資料化するものであるが、特に冬季は雪等の影響により実施できないことがあるため、試掘調査の依頼が秋頃にされたとしても、記録保存調査が春以降となり、住宅の建設等が遅れてしまっている事例もある。以上を踏まえ、試掘調査は地方公共団体が行う一時的なものであり、文化財保護制度の中で実施するものであることから、その後無断で別の目的に転用されることも想定されないことを考慮し、農地法上の一時転用許可の取得を不要とすることを求める。令和2年度における試掘調査の件数:13件	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	2	11_その他	中核市	富山市	内閣府、文部科学省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	ファイナンスリース方式への補助金の適用を規制している特段の規定等の存在は認められないが、本提案のように、施設整備への補助の前提として地方公共団体が当該施設を保有することが条件となっているものがある。	ファイナンスリース方式等のPPP手法による事業に対する国の補助金等の適用	農林水産省が所管する「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」及び文部科学省が所管する「公立学校施設費国庫負担金」、「学校施設環境改善交付金」について、地方公共団体が資産を保有しないファイナンスリース方式等のPPP手法による事業に対する適用を求める。	我が国においては、厳しい財政状況の中、今後、人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化することが予想されており、長期的な視点を持って、統廃合・再配置などを効率的・計画的に行うことが求められている。このような状況の中、地方公共団体が地域の実情に合わせ、公共施設を最後まで保有することなく公共サービスを提供する「公共施設の非保有手法」は、将来的な維持の負担も含め、有効な手法の一つであると考えられる。当市では、このたび、卸売市場の整備に際し、市有地を民間に事業用定期借地として貸付け、そこに民間が市場を建設し、それを市にリースする方式をとることにした。また、今後、公立学校施設の整備にあっても、同方式を活用する事業を検討中である。しかしながら、これらの施設についてファイナンスリース方式等の公共施設の非保有手法による施設整備にあたっては、市が施設を保有する場合と異なり、設計や整備に係る補助金等が適用されないものが大半であるため、イニシャルコストの増大につながり、当該手法の検討が進まない。近年推奨されている公共施設マネジメントの観点からも、人口減少が止まらず、公共施設への需要が変化し得る中で、多様な施設整備手法を促す補助金制度となることが望ましいと考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	3	03_医療・福祉	一般市	吉川市、郡山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第32条第1項、第42条第2項(平成24年法律第65号)特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号)、保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日付け児保第3号)	特定教育・保育施設等の定員弾力化に係る公定価格の減算調整措置の見直し	特定教育・保育施設等の定員弾力化に係る公定価格の減算調整措置について、意図的な受入調整による措置適用の回避を防止し、適正な利用定員の設定及び施設型給付費等の適正化を促すため、指導監督してきたにもかかわらず、利用定員の変更申請等が行われない場合には、公定価格を減算調整できることとするなど、一定期間の経過を待たずに減算措置を講ずることができるように仕組みを見直す。	当市には、利用定員を恒常的に超え児童を受け入れているが、定員変更の市の求めに応じず、変更申請を行わない保育所がある。その理由は、公定価格の区分において、高い単価が維持された常態で費用が支給されるためである。恒常的に利用定員を超える特定教育・保育施設等に対しては、公定価格の減算調整措置が講じられているが、当該減算調整措置の適用に当たっては、①直前の連続する5年度間(幼稚園及び認定こども園(1号認定)にあつては2年間)常に利用定員を超え、かつ、②各年度の年間平均在所率が120%以上であることが要件となる。当該保育所は、直近4年は平均在所率が120%を超えていた。令和3年度(5年目)についても、定員を超え利用申込があったため、市の受入人数の増枠要請にもかかわらず、120%未満となるように意図的に調整を行った。この行為は5年目の平均在所率が120%未満とし、翌年度の減算調整措置の適用を意図的に回避したものと推察でき、子ども・子育て支援法における利用調整の協力義務や国の通知(保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日付け児保第3号))にも反する。また、確認に係る指導監督において利用定員の変更を促しているが、本事業に対する効果的な防止策とならないことから、当該減算調整措置の見直しを求めるものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	4	11_その他	中核市	宮崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報等の提供等に関する省令第33条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第6条第2項、第42条第2項、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領、公的個人認証サービス事務処理要領	マイナンバーカード交付時における暗証番号の設定方法の見直し	交付時来庁方式において、カード交付申請時にあわせて暗証番号を設定依頼する手続きを追加するなどして、マイナンバーカード交付の際に行われる暗証番号の設定について、市町村における事前の設定を可能とすること。また、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領及び公的個人認証サービス事務処理要領等に定める暗証番号の設定手続きに関して、統合端末の操作が困難な利用者に対しては市区町村職員が代行して統合端末の操作を行うことが可能である旨明文化すること。	現在、マイナンバーカードの暗証番号はカード交付時に交付申請者またはその法定代理人が設定することになっているが、統合端末での操作が必須となり、操作困難による窓口の滞留等から住民の待ち時間を増加させている。現状、上記のような支障が月に6,000件程度あり、職員の対応が月に1,000時間程度必要になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	5	03_医療・福祉	都道府県	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	幼保連携型認定こども園の施設整備補助制度の統一化	幼保連携型認定こども園の施設整備に係る補助制度である保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の統一化を求める。これまでに多くの自治体から同様の提案がなされ、内示時期や協議様式などの統一化等による事務軽減が図られてきたところであるが、交付金制度自体の統一には至っていないところである。一方、現在、政府において「こども庁」創設に向けた動きがあるとの報道がなされていることも踏まえ、「こども庁」の創設に関する議論の中で交付金の統一化についても再検討いただくなど、抜本的な改善をお願いしたい。	幼保連携型認定こども園において、幼稚園部分は文部科学省、保育所部分は厚生労働省が所管しており、同じ建物内で交付金の所管が分かれている。両交付金は補助形式、交付決定日、地方債充当率及び交付基準額等が異なることから、交付金申請を両省に行うにあたり、単一の施設にもかかわらず事業費を定員や面積で按分する必要があるなど、自治体及び事業者の事務手続きが非常に煩雑となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka-vosan.html

※空白セルの案件については、措置結果(水色タイトル帯)の部分について未対応です。

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【文部科学省(8)】【農林水産省(6)】 文化財保護法(昭25法214)及び農地法(昭27法229) 地方公共団体が文化財保護法に基づき埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、令和3年度中に省令を改正し、農地転用許可(農地法4条1項及び5条1項)を不要とする。	—	地方公共団体が文化財保護法に基づき埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、省令を改正し、農地転用許可(農地法第4条第1項及び第5条第1項)を不要とした。	【農林水産省】農地法施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月31日付け農林水産省令第27号) 【農林水産省】地方公共団体が農地で埋蔵文化財の試掘調査を行う場合の農地転用許可制度上の取扱いについて(令和4年3月31日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_1	農林水産省農村振興局農村政策部 農村計画課
5【内閣府(18)】【農林水産省(24)】 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 食品流通拠点施設整備については、BOO方式による施設の効率的かつ効果的な運営管理を行おうとする地方公共団体の検討に資するよう、非保有手法の先進的な活用事例と併せて、BOO方式による当該施設整備が補助の対象であることを、改めて地方公共団体に令和3年度中に周知する。 (関係府省:農林水産省)	—	食品流通拠点施設整備については、非保有手法の先進的な活用事例と併せて、BOO方式による当該施設整備が補助の対象であることを、改めて地方公共団体に周知した。	【農林水産省】強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用した非保有方式の施設整備について(周知依頼)(令和4年3月16日付け農林水産省新事業・食品産業部食品流通課卸売市場室長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_2	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課
5【内閣府(16)(iv)】【文部科学省(11)(iii)】【厚生労働省(50)(iii)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 教育・保育施設の設置者又は地域型保育事業を行う者については、実際の利用者数が利用定員を恒常的に上回っているときは、当該利用定員を適切に見直し、確認の変更を行う必要があることを、地方公共団体に令和3年度中に改めて周知する。	—	「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日通知、令和4年3月23日最終改正)にて地方公共団体に通知済み	【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日通知、令和4年3月23日最終改正)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_3	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課
5【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i)個人番号カードの交付に係る暗証番号の設定(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平26総務省令85)33条)については、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られる場合や、交付申請者による入力が困難であると認められる場合は、職員が代行して入力装置へ暗証番号を入力可能であることを明確化するため、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)を改正し、市町村(特別区を含む。)に令和3年度中に通知する。	—	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)の一部を改正し、個人番号カードの交付に係る暗証番号の設定については、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られる場合や、交付申請者による入力が困難であると認められる場合は、職員が代行して入力装置へ暗証番号を入力可能であることを明確化した。	【総務省】個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について(通知)(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知) 【総務省】公的個人認証サービス事務処理要領の一部改正について(通知)(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_4	総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	6	03_医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について(平成24年4月5日付け雇児発第0405第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	児童入所施設措置費等国庫負担金の算出における里親支援専門相談員配置による加算対象施設の拡大	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の算出において、里親支援専門相談員の配置により加算の対象となる施設について、現状の児童養護施設及び乳児院に加えて、障がい児入所施設、児童心理治療施設等についても対象となるよう対象施設の拡大を求める。	里親支援専門相談員を配置した場合に児童入所施設措置費等国庫負担金の加算が受けられる対象施設は、児童養護施設と乳児院に限定されており、障がい児入所施設等に配置しても加算は受けられない。一方、里親に委託する児童が障がい児や心理ケアが必要な児童等の場合もあることから、そうした児童に係る専門的な知見に乏しい児童養護施設や乳児院への配置だけでは、地域支援として十分かつ幅広く里親支援を行っていくことが難しい状況がある。里親委託の推進が重要となる中、障がい児入所施設等への里親支援専門相談員の配置を進めることが望まれるが、当該施設への配置について加算の対象とされないことが支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka_vosan.html
R3	7	03_医療・福祉	中核市	越谷市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育所保育指針 学校教育法施行規則第24条第3項 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第30条第3項	保育所等における転園元と転園先の施設間同士の情報提供に係る規定の見直し	保育所及び地域型保育事業所(以下「保育所等」という。)において、利用児童が他施設に転園した場合、転園元の保育所等の設置者が、転園先の施設に保育所児童保育要録を送付することを規定する。(任意規定ではなく、保育所保育指針等において義務として規定する。)	就学前の子どもが利用する施設のうち、幼稚園は学校教育法施行規則第24条第3項、幼保連携型認定こども園は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第30条第3項に基づき、それぞれ「指導要録の写しを転園元から転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない」とこととされている。一方、保育所等については、保育所保育指針において、就学時に保育所等から小学校に保育所児童保育要録を送付することが規定されているのみであり、転園に伴う児童保育要録の共有については規定されていない。そのため、保育所等から別の施設に転園したようなケースにおいて、転園先で転園前の様子が分からなかったり、伝えたい子どもの状況が伝えられなかったりといった支障が生じている。保育所等についても、子どもが生産にわたる人間形成にとって極めて重要な時期にその生活時間の大半を過ごす場であり、施設間の引継ぎを円滑に行う必要がある。また、地域型保育事業所の大幅な増加により、地域型保育事業所を利用する機会も増えているため、今後さらに施設間同士の情報提供の仕組みが重要となると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	8	11_その他	町	東員町、川越町、朝日町	総務省、法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員法第3条第3項第3号 地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン 戸籍事務を民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲について(平成25年3月28日 法務省民一第317号) 墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第8条	執務時間外の死亡届に係る事務手続き	死亡届の受理決定及び火葬許可証の交付決定を民間事業者に委託することが可能な業務とすること	死亡届に係る事務手続きについては、火葬を行うため、死亡届の受領及び受理、並びに火葬許可申請書の受付、並びに火葬許可証の作成、交付決定及び交付を一連の事務として行う必要がある。本町においては、閉庁日の役場業務を請け負う委託業者の従業員を「非常勤の特別職(嘱託職員)」として委嘱することで、公務員の身分を与え、24時間、死亡届に係る一連の事務手続きができる体制をとってきたが、令和2年4月施行の地方公務員法改正により、特別職の範囲が厳格化され、これらの業務を行う者を特別職の公務員として委嘱することができなくなり、別途正規職員または会計年度任用職員を配置することが必要となった。本町においては、役場の閉庁日の8時15分から17時00分までの間、会計年度任用職員を配置し対応することとしたが、夜間など、正規職員または会計年度職員の配置が困難な時間帯に死亡届が提出された場合、死亡届の受理及び火葬許可書の交付決定ができないため、申請者は再度来庁する必要があり、住民サービスの低下を招いている。また、年末年始などの長期休暇においては、全ての日を会計年度任用職員でカバーすることは困難で、正規職員を配置する必要があり、戸籍事務担当課の負担が増加していることから提案に至った。	—
R3	9	01_土地利用(農地除く)	中核市	福井市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法第10条の7の2 森林法施行規則第106条 昭和37年農林水産省告示第851号 「森林の土地の所有者届出制度 市町村事務処理マニュアルについて」(平成24年10月16日付け24林整計第123号)	森林の土地の所有者届出制度に係る申請方法の見直し	「森林の土地の所有者となった旨の届出」の市町村への提出について、Excel等の電子データによる提出を可能な限り早期に可能としたい。また、届出の様式を林地台帳へ転記しやすいものとしてほしい。	森林の土地の所有者となった旨の届出が書面により提出されることにより、市町村における事務負担が大きい。具体的には、申請書の修正を依頼した際に、書面では再提出までに時間がかかってしまうことや、林地台帳への転記を手入力で行うことによる事務負担が生じている。(当市の令和2年度届出実績:125件2,150筆、届出人への対応、確認及び転記作業に1件あたり約3時間の事務が発生) 林野庁通知「森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルについて」(平成24年10月16日付け24林整計第123号)では、「証明書類の書面が必要」「郵送による提出」「記名押印(自署の場合は省略可)」などの記載があり、書面での提出を想定した取扱いとなっている。令和3年5月に公表された行政手続等の棚卸(令和2年度調査)では、「令和4年末まで」に「eメールでの提出を認める」とされているところであるが、市町村の事務負担を考慮し、できる限り早期に実現するとともに、届出の記載内容を林地台帳に転記しやすいように、届出様式を林地台帳の様式と合わせ、そのファイル形式をExcelとしてほしい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	10	11_その他	中核市	福井市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付要綱第10条	子ども・子育て支援交付金実績報告に係る手続の簡素化及び市町村から都道府県に対する提出期限の見直し	子ども・子育て支援交付金について、実績報告に使用されているソフトウェア(Access)の様式の見直し及び市町村から都道府県に対する実績報告書の提出期限の見直しを求める。具体的には、実績報告で使用するソフトウェア(Access)について、データのインポートを容易にする等、入力をサポートする機能の追加を求める。また、市町村から都道府県への実績報告書の提出期限について、国における経費の精算期限である4月30日までの範囲内で、例えば1週間後の4月17日とするなど、提出期限の延長を求める。	子ども・子育て支援交付金交付要綱第10条において、市町村から都道府県への実績報告書の提出期限は「4月10日まで」と規定されており、事業完了から実績報告書の提出期限までの日数が10日間と短いため、委託事業者に対して短期間での書類提出を求めざるを得ない状況である。なかには委託事業者が複数の施設を運営している場合もあり、短期間に複数施設の書類提出が必要となることから、委託事業者に過度な負担が生じている。実績報告書作成に係るソフトウェアについて、国の様式はAccess、都道府県の様式はExcelとなっており、当市においては、同様の内容を2種類のソフトウェア用に2度入力することとなっている。また、国で使用されているソフトウェア(Access)においては、実際に入力作業にそぐわない様式の制限が設定されており、通常の入力作業を行った場合でもエラー表示が出るなど、入力作業の妨げになっている。特に、今年度のコロナ特例措置に係る入力作業においては、様式上の行挿入作業が制限されており、1つの項目を修正するために、最大数千回クリックする必要があるなど操作性に難があった。さらに、放課後児童クラブなどの金額を確認することもできないため、その都度、電卓で確認するか、エクスポートして集計する必要もあり、非常に使いにくい状況である。以上のことより、事業者及び市町村の双方において、短期間での実績報告に係る過度な事務負担が生じているため、実績報告に係る事務の簡素化及び提出期限の見直しをあわせて検討いただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(4)】【厚生労働省(2)(vii)】 児童福祉法(昭22法164) 保育所等の利用児童が他施設に転園する際の児童に関する情報提供については、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」(令3厚生労働省子ども家庭局)に示す児童票の様式を活用するなど、保育士の事務負担に配慮した上で、可能な限り情報提供を行うことを保育所等に促すよう、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	—	自治体及び保育所に対して、児童の転園の際には、保護者の同意を得た上でできる限り子どもの育ち等に関する情報を送付することが望ましいこと、その際には、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」(令3厚生労働省子ども家庭局)に示す児童票の様式を活用することを検討いただきたい旨、通知済み。	【厚生労働省】児童の転園の際の転園元から転園先への情報提供について(令和4年3月24日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.7	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課
—	—	—	—	—	—
5【農林水産省】 (8)森林法(昭26法249) (i)森林の土地の所有者となった旨の届出(10条の7の2第1項)については、電子的な手段による提出が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年10月28日付け林野庁計画課長通知)]	—	森林の土地の所有者となった旨の届出(10条の7の2第1項)については、電子的な手段による提出が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【農林水産省】「森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルについて」の一部改正について(令和3年10月28日付け林野庁森林整備部計画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.9	林野庁森林整備部計画課
5【内閣府】 (16)子ども・子育て支援法(平24法65) (vi)子ども・子育て支援交付金の交付申請に係る実績報告については、報告書を作成する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。 ・報告様式への入力事務を効率化するため、令和4年度中に報告様式を改善する。 ・市町村から国への報告様式と、市町村から都道府県への報告様式を統一することについては、令和3年度中に地方公共団体の実態を調査し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・市町村から都道府県への提出期限の延長については、都道府県への影響を踏まえつつ検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	11	11_その他	都道府県	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、長野県	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の11及び30条の15 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第3条第56項及び第5条第56項	住民基本台帳法別表に関する省令への公営住宅の家賃等の徴収に関する事項の追加	住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令に「公営住宅の家賃等の徴収する場合の氏名又は住所の変更の事実の確認」を追加するなどの改正を行い、公営住宅家賃の徴収事務で現住所を把握する必要がある際に住基ネットを活用できるようにすること。	地方自治法第240条第2項において「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」と規定されている。 公営住宅の家賃については、地方自治法第240条で規定するところの「債権」であり、未納が発生した場合は同条第2項及び地方自治法施行令第171条及び第171条の2の規定により必要な措置をとる必要がある。 債務者が納入に応じない場合は、訴訟手続きにより履行を請求することとされているが、訴訟を提起する際は債務者の氏名や現住所などを把握する必要がある。 また、地方自治法施行令第171条の5による徴収停止を行う場合や、回収が困難な債権について地方自治法第96条第1項第10号の規定により権利の放棄を行う場合も債務者の氏名や現住所を確認する必要がある。(徴収停止の場合は、現住所を確認し、不動産等の財産の所有状況の確認を行う必要がある。権利の放棄の場合は、議決を経るための議案に債務者の氏名・住所を記載する必要がある。) 現在、訴訟、徴収停止、権利の放棄を行う場合は、県で把握している住所を頼りに1件ずつ住民票の公用請求を行って対応しているが、債務者がすでに引越しをしている場合などで債務者の現住所の把握がスムーズに行えない実態がある(把握している住所から住所変更をしている場合、変更先の市町村へ再度公用請求を行う必要があり、非常に手間がかかる)。 なお、現行制度でも住民基本台帳法第30条の15第1項第2号の規定により、条例で規定することにより都道府県知事保存本人確認情報を利用することは可能であるが、債務者が県外に移住してしまった場合は、改めて移住先の市町村へ対し公用請求を行う必要が生じるため、全国照会を容易に行うため省令に規定することが必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	12	11_その他	都道府県	茨城県、福島県、横浜市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第171条の2及び同令第171条の5	地方自治法施行令第171条の5第2号に規定される徴収停止のための要件について、「債務者の所在が不明」部分の削除 ・地方自治法施行令第171条の2の「ただし書き」による「特別な事情」の具体例の提示	当県においては、税外未収債権の縮減を目的とした専門組織(未収債権対策チーム)を令和2年度から設置している。 未収債権対策チームが中心となり税外未収債権の整理を進めているが、全てが回収できる債権ではなく、債務者の状況に応じて、施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置を取る場合がある。 ただし、施行令第171条の5の規定による徴収停止については、個人の場合は、第2号の規定により「債務者の所在が不明」であるとの要件が付されている。 当県の事例において、債務者の所在は判明していても、実際は徴収困難である事案が多々あり、徴収停止にできないなど、対応に苦慮している。 (例1)債務者が収監されており、財産調査を実施しても差し押さえる財産がない。 (例2)債務者は老人福祉施設に入居しており、差し押さえるべき財産がない(また認知症を患っており、履行延期の特約等でも対応できない) 上記のように、債務者の所在が判明している場合であっても徴収が著しく困難な場合があることから、「債務者の所在が不明」という要件の撤廃を求める。 なお、当県の場合、上記の例については、現状、やむを得ず地方自治法施行令第171条の2の「ただし書き」による「特別な事情」の認定を行って対応しているが、この「特別な事情」についても具体的にどういった場合に適用可能か、特別な事情として認定できる具体例をお示しいただきたい。	—	
R3	13	03_医療・福祉	施行時特例市	茨木市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	隣保館設置運営要綱、地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱、地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金交付要綱、隣保館に指定管理者制度を導入した場合の補助金の取扱いについて(厚生労働省課長補佐通知)	地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱及び地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金交付要綱における補助要件の緩和	国の「地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金」及び「地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金」については、交付の対象を直営で市町村が行う事業としているが、指定管理者制度を導入した市町村についても交付対象とされたい。	隣保館の運営のあり方については、現在の市直営だけでなく、地域課題の解決に向けて、地域の関係団体等が担っていくことも検討されていく必要があるが、補助対象が市町村直営に限られているため、指定管理者制度の導入検討にあたっての障壁になっている。 現行の制度では、指定管理者移行後は、隣保館運営補助金の適用が受けられないため、市の財政負担が増えることになる。厳しい財政状況の中、市の財政的なデメリットが前提となるため、検討にあたっては大きなマイナス材料となっている。 指定管理者制度の導入を可能としている地方自治法の趣旨からしても、交付対象を広げるべきと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (ii)公営住宅の管理に関する事務(公営住宅法(昭26法193)15条)のうち、事業主体(同法2条1項16号)である地方公共団体が同法48条に基づき行う条例による家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求であって、氏名又は住所の変更の事実の確認に関する事務を処理する場合については、令和3年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。	—	住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができる事務を規定する住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(令和4年総務省令第26号) 【国土交通省】住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平14総務省令13)に、公営住宅法(昭26法193)の規定に基づき、事業主体である地方公共団体が入居者等に対し家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求を行う際の入居者等の氏名又は住所の変更の事実を確認する事務を追加することとする改正省令を令和4年3月31日に公布し、令和4年4月1日より施行した。	【総務省】住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(令和4年総務省令第26号) 【国土交通省】住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令における公営住宅の家賃等の徴収等に関する事務等の追加について(情報提供)(令和4年4月5日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_11	総務省自治行政局住民制度課 国土交通省住宅局住宅総合整備課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	14	03.医療・福祉	施行時特例市	茨木市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「社会福祉法第56条」、「児童福祉法第24条の34、第46条、59条」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律第19条」、「老人福祉法第18条、29条」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条」、「介護保険法第24条」等	社会福祉法人及び社会福祉施設等への指導監査等の実地を伴わない手法の検討	社会福祉法人及び社会福祉施設等(保育所・幼保連携型認定こども園・地域密着型特別養護老人ホーム、認可外保育施設・有料老人ホーム、指定障害福祉サービス事業所、指定介護保険サービス事業所等)に対する指導監査・立入調査・実地指導等の実施は、実地による実施が原則とされている。そこで、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、実地によらずとも監査等の実施ができるよう、書面やリモート等による方法も可能としていただきたい。	社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査・立入調査は実地を伴っての実施が原則とされているが、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より、現地への立入を控えている。昨年度は、法人・施設側からの要望もあり、現地には赴かず、調査票や自主点検表などの書面提出と電話等での聞き取りにより、運営状況の把握を行ったが、監査方法を定めた法令や要綱には、監査方法を現地に限定するものや、実地によらない弾力的な監査も可能である旨を記載していないものが多く、これらに拠ると法定の監査を行えていない状況である。現状も感染収束の気配が見えず、再開できる見通しも立たないため、今後もしばらく実地での監査の未実施が続く可能性が高い。そのため、一般のコロナ禍のような状況下においても法定の指導監査が実施できるよう、現地を伴わずリモート等による実施について検討をお願いしたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	15	03.医療・福祉	施行時特例市	茨木市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	保育事業等に関する類似基準に係る省令改正の施行時期の統一	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」において、類似する内容の基準改正を行う場合は、当該基準に係る省令改正の施行時期を統一することを求める。	市町村が「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」を条例で定める場合には、国が定める上記基準に従い又は参酌し定めることとされている。しかしながら、両基準において、共に類似する内容の改正であるにもかかわらず、省令改正の施行時期が異なるため、市町村における条例改正についても別々の時期に行わなければならない状況が生じており、条例改正に係る事務負担が増大することに加え、条例改正にあたり類似した内容にもかかわらず改正時期が異なる理由についての説明を求められるなど、議会での説明に窮している。条例改正の時期については、各自自治体の裁量によるところであるが、当該省令には従うべき基準や参酌すべき基準が含まれていることから、各々の省令改正の施行時期にあわせて速やかに条例改正を行う必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【内閣府(14)】【厚生労働省(49)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)</p> <p>5【厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164) (ix)認可外保育施設に対する指導監督については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない指導監督の取組事例を、令和3年度中に周知する。</p> <p>5【厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164) (x)児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直すことを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i)障害者支援施設等に対する一般監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直すことを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>5【厚生労働省】 (24)社会福祉法(昭26法45) 社会福祉法人に対する一般監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直し、その旨を地方公共団体に令和3年度中を目途に通知する。</p> <p>5【厚生労働省】 (37)老人福祉法(昭38法133) (ii)老人福祉施設に対する一般監査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月10日付け厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡)]</p> <p>5【厚生労働省】 (37)老人福祉法(昭38法133) (iii)有料老人ホームに対する指導については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月10日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)]</p> <p>5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (vii)介護保険施設等に対する指導については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施を可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月10日付け厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡)]</p>	—	<p>・認可外保育施設に対する指導監督については、令和4年4月8日に地方公共団体による認可外保育施設に対する実地によらない指導監督の取組事例等をまとめた事例集を地方公共団体に発出した。</p> <p>・社会福祉法人に対する一般監査については、実地によらない方法での実施が可能となるよう、社会福祉法人指導監査実施要綱の改正を行い、その旨を令和4年3月14日付けで地方公共団体に通知した。</p> <p>・老人福祉施設、有料老人ホーム及び介護保険施設等については、令和3年11月10日の事務連絡において、実地でなくても確認できる内容については、実地によらない方法による指導・調査等を行っても差し支えない旨を示した。また、令和4年3月31日通知により、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容について、実地によらない方法での実施を可能と通知済。</p> <p>・なお、その他の施設等の監査手法については、検討中である。</p>	<p>【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた有料老人ホームへの立入調査に関する取扱いについて(令和3年11月10日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症の発生に伴う介護保険施設等に対する指導及び老人福祉施設に対する監査について(令和3年11月10日付け厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】認可外保育施設指導監督事例集(令和4年4月8日)</p> <p>【厚生労働省】「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について(令和4年3月14日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長及び老健局長通知)</p> <p>【厚生労働省】「老人福祉施設に係る指導監査について」の一部改正について(令和4年3月31日付け厚生労働省老健局長通知)</p> <p>【厚生労働省】「介護保険施設等の指導監督について」(令和4年3月31日付け厚生労働省老健局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_14</p>	厚生労働省老健局高齢者支援課、総務課介護保険指導室、子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課
<p>5【内閣府(6)(ii)】【厚生労働省(7)(ii)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平26内閣府令39)については、市区町村の円滑な事務に資するよう、府省間で緊密に連携を図り、同趣旨の内容の改正を行う場合には原則として時期を統一する。</p>	—				

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	16	03_医療・福祉	中核市	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第6条の3第12項 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第45条 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知) 「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成31年3月29日付け内閣府子ども・子育て本部参事官・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	地域型保育事業のうち保育所型事業所内保育事業者における連携施設の確保に係る公定価格上の減算調整措置の見直し	児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定された事業を行う保育所型事業所内保育事業者が、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第45条に規定された連携施設に関する特例の要件を満たし、連携施設を設定しない場合については、減算額が適切かについて検証した上で、公定価格上の減算調整の適用を受けないようにするなど、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)の見直しを求める。	「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成31年3月29日付け内閣府子ども・子育て本部参事官、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)において、地域型保育事業のうち保育所型事業所内保育所における満3歳以上の児童の受け入れについて、「各市町村において、その他の地域の実情と照らし必要と認める場合においては、満3歳以上の児童の受け入れが可能である」との見解が示された。一方で、同事務連絡において「保育所型事業所内保育事業者については、当該事業において恒常的に満3歳以上の児童を受け入れているなど、市町村長が認める場合においては、卒園後の受け皿に係る連携施設の確保を要しない」とこととするが、「この特例を活用し連携施設を確保しない場合にあっても(中略)、連携施設を設定しない場合に該当するものとして、公定価格の調整の適用を受けることに留意されたい」と記載されている。こうした中で、満3歳以上の児童の受け入れを行うこととした保育所型事業所内保育事業者に対し、これまで卒園後の受け皿に係る連携施設として連携していた施設から「満3歳以上の児童の受け入れを開始するにもかかわらず、引き続き卒園後の受け皿に係る連携施設の確保は必要なのか」との確認があった。現時点ではこれまでどおり連携を継続する方向で話が進んでいるが、連携施設からの同意が得られなければ、地域の実情に応じて満3歳以上の児童の受け入れを行うことにしたにもかかわらず、公定価格上の減算調整を受けることとなり当該事業者が不利益を被る状況である。当市において該当する施設は1か所のみではあるが、0～5歳まで切れ目なく一体的に保育を提供することは保護者にとっても有意義であり、全国的なニーズも想定されるところであることから当市としては、保育所型事業所内保育事業者については一定の要件を満たす場合には「連携施設の確保を要しない」としながら、「連携施設を設定しない場合は公定価格上の減算調整の適用を受ける」ということを合理的に説明することができないと考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka-yosan.html
R3	17	03_医療・福祉	中核市	松山市、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について(平成9年6月30日付け児企第16号 厚生省児童家庭局企画課長通知) 大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号(最終改正 平成29年6月16日付け生食発0616第1号))	児童福祉施設等の衛生管理に係る大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく記録事務等の簡素化	児童福祉施設及び認可外保育施設の衛生管理に係る参考資料である「大量調理施設衛生管理マニュアル」について、衛生管理に関する点検及び記録の必要性や記録簿等の様式及び保管期間等について、マニュアル策定時点からの食材の保存、運搬技術等の向上も踏まえた上で検討し、可能な限り簡素化することを求める。	児童福祉施設等の衛生管理について、「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について(平成9年6月30日付け通知)」に基づき、「大量調理施設衛生管理マニュアル」等を用いて衛生管理を行うよう各施設に対して指導監査を行っている。当該マニュアルには、衛生管理に関する調理や保管等に係る点検項目や手順が示されていることに加え、点検時にあわせて記録及び記録簿の保管が必要な項目が多数設定されており、例えば、調理従事者の健康状態や食材の温度管理等に関する記録を行う必要があるが、「記録を必要とするものが多すぎる」という現場からの指摘や簡素化の要望を多く受けている。特に、原材料の取扱い等点検表による検取の記録簿の品目ごとの温度の記録や、毎日実施する従事者等の衛生管理点検表、調理器具等及び使用水、調理等における点検表、食品保管時の記録簿、食品の加熱加工の記録簿、検査保管管理マニュアル等、記録事務の負担が大きいことに加え、各記録簿等の書類の保管もままならない状態である。マニュアルが策定された平成9年時点から何度か改正が行われているものの、点検手順や記録項目を追加する方向の検討しか行われておらず、項目を削減するための検討は行われていない。策定時点から考えれば、食材の保存技術なども向上していることから、必要のない又は実態と合わない記載内容もあるのではないかと考えられる。具体的な例としては、生鮮果実・野菜の保存温度について、特に根菜類は基本的に常温で保存されているが、マニュアルに基づき納品時には10℃前後まで温度を下げる必要があり、実態と乖離した管理項目となっている。また、前述のような管理項目の削減とあわせて、記録簿等様式の統合や押印の省略等を含めた様式の簡素化や保管期間の短縮についても検討いただきたい。当該マニュアルはあくまで参考であり、市町村において独自に管理・記録項目を簡素化することを妨げるものではないとの指摘も想定されるが、児童の生命・身体の安全に係る重要なものであるため、各市町村において独自に国の示すマニュアルを変更することは事実上困難であることから、国において必要な見直しを行っていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	18	11_その他	町	階上町、八王子市	個人情報保護委員会、総務省、財務省	B 地方に対する規制緩和	国税徴収法第146条の2 地方税法第20条の11 個人情報保護に関する法律第23条 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条	国税徴収法又は地方税法に基づく徴収職員等への日本郵便株式会社が保有する郵便転送情報の提供を可能とすること	滞納者等の所在をより円滑に把握するため、国税徴収法第146条の2又は地方税法第20条の11に基づく、徴収職員又は徴税吏員(以下「徴収職員等」という。)から日本郵便株式会社への協力要請に応じて、郵便の転送情報を提供できるようにするとともに、その内容を「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」で明確化すること。	【支障事例】 当町では、町税等の滞納者が住民票を移動させずに転出している場合があり、電話連絡や住所地の訪問、戸籍等の利用をもってしてもなおその所在を特定することが困難になっている事例が存在する。当該事例において、ある滞納者の住所地へ特定記録により書類を郵送したところ、住所地以外へ転送された形跡があったため、所管郵便局に対して、私書箱使用の有無及び転居届の記載内容を照会したが、個人情報保護法及び郵便法の規定による守秘義務の関係から回答不可とされた。 【制度改正の必要性】 上記事例にあつては、後日、滞納者から当町へ転出届が提出されたため所在を特定することができたが、所在特定までおよそ7か月を要することとなった。 【懸念の解消策】 国税徴収法第146条の2又は地方税法第20条の11に基づく、徴収職員等から日本郵便株式会社への協力要請に応じて、郵便の転送情報を提供できるようにするとともに、その内容を「郵便事業分野における個人情報に関するガイドラインの解説」で明確化する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び食品衛生法(昭22法233) 児童福祉施設等における衛生管理については、個々の現場の実態を踏まえた適切な衛生管理の推進を図るため、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」(平9厚生省生活衛生局食品保健課長)及び「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒の予防について」(平9厚生省児童家庭局企画課長)等の通知を改正し、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供するもの以外の施設に対して、地方公共団体は「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平9厚生省生活衛生局長)に限らず、厚生労働省が内容を確認した手引書等を参考に指導を行うことも可能であることを令和3年度中に明確化する。 それを前提に、上記の取扱いを踏まえた児童福祉施設への指導に資する方策について検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供するもの以外の施設に対して、地方公共団体は「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平9厚生省生活衛生局長)に限らず、厚生労働省が内容を確認した手引書等を参考に指導を行うことも可能であることを明確化した。	【厚生労働省】「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」の一部改正について(令和4年2月7日付け薬生食監発0207第1号) 【厚生労働省】「中小規模で調理を行う児童福祉施設等における衛生管理について」(令和4年8月31日付け子総発0831第1号、子保発0831第1号、子家発0831第1号、子子発0831第2号、子母発0831第2号、障障発0831第1号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/tejanbosvu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3.17	厚生労働省子ども家庭局総務課	
5【個人情報保護委員会(1)】【総務省(3)】【財務省(2)】 郵便法(昭22法165)、地方税法(昭25法226)、国税徴収法(昭34法147)及び個人情報の保護に関する法律(平15法57) 地方税に関する調査について必要があるときに行う事業者等への協力要請(地方税法20条の11(同法に基づき国税徴収法に規定する滞納処分等の例によって行われる協力要請を含む。))として徴税吏員が日本郵便株式会社に郵便の転送情報の提供を求める場合の取扱いについては、郵便法8条2項に定められた郵便物に関して知り得た他人の秘密に係る守秘義務に留意しつつ、当該情報提供の可否について検討し、令和4年夏までを目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	19	02_農業・農地	一般市	安城市、福島県、福井市、長野県、静岡県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業委員会等に関する法律第8条第5項、同法施行規則第2条第1号	農業委員会委員の過半数を認定農業者等としなければならないとする法定要件の緩和	認定農業者等が農業委員会の委員の「過半数」を占めなければならないという要件を引き下げること、または、例外的に委員の過半数を占めることを要しない「認定農業者が少ない場合」の基準を緩和することを求める。	農業委員会等に関する法律第8条第5項は、原則として、認定農業者等が農業委員会の委員の過半数を占めなければならないという要件を定めている。ただし、「区域内における認定農業者の数が、委員の定数に八を乗じて得た数を下回る場合は、「認定農業者が少ない場合」として、例外的に当該要件を満たさないことができるが、本市の場合はこれに該当しない。このため、本市では農業委員会の定数14人中8人を認定農業者としなければならないが、8人の認定農業者を選定し、任命することに苦慮している。任命に苦慮する原因は、現役の認定農業者は、地元の農用地利用改善組合の組合長など、地域の農業団体の役職を務めている者が多く、常日頃本業で忙しいことにある。特に、農繁期の農業委員会業務は負担が大きいため、委員に立候補する認定農業者はほとんどおらず、任命を打診しても多忙を理由に断られることがある。現在は、地元農協や管理組合等からの推薦により、やむを得ず了承し就任してもらっているのが実態である。一方、経営移譲をした認定農業者の親である元認定農業者は、認定農業者よりも地域の農政に対する知見が豊富である場合が多く、実際に認定農業者等からは、「認定農業者の親であれば支障なく農業委員としての業務ができる」という意見が多い。こうした元認定農業者や認定農業者の配偶者等は比較的時間的な余裕もあるので、委員に就任しやすく、農業委員会の活動にも専念することが可能と考えられるが、これらの者は同法第8条第5項各号の者ではないため、委員に就任いただくことができない。委員の過半数に認定農業者を任命することとされている趣旨は「農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見を農業委員会の運営に的確に反映させること」であるが、元認定農業者や認定農業者の家族が委員になった場合でも、その趣旨を十分に全うすることは可能であると考えられる。なお、平成27年の法令改正時から、本市では、認定農業者等の過半数要件を満たすことに苦慮しており、当該改正の5年後見直しにあたり令和3年5月に全国農業会議所から行われたアンケートでも、本市としては、経営が多忙等のため認定農業者に就任を断られると考えられるため、「過半数」の要件が厳しいと回答しているところである。また、一般的に、世帯主である男性が農業経営改善計画の認定を受けるが、その家族である配偶者等についても、農業に関与している場合が多い。さらに現行制度では女性の意見が農業委員会の運営に反映させにくいという問題もあると考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	20	01_土地利用(農地除く)	一般市	松原市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分の決定・都市計画区域の整備、保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域へ編入を希望している区域であっても、都道府県が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	—
R3	21	06_環境・衛生	都道府県	東京都	デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	水道法第25条の2第2項、第25条の3の2第4項、第25条の7、水道法施行規則第18条第2項第2号、第34条第2項	指定給水装置工事事業者の指定に関する手続の見直し	指定給水装置工事事業者の指定に関する手続に当たり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上で内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。	【現行制度】 指定給水装置工事事業者の指定の申請、更新及び一部の変更の届出に当たっては、水道法施行規則第18条第2項第2号並びに第34条第2項第1号及び第2号により、法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写しを添えなければならないと規定されている。 【支障事例】 現行制度下では、申請又は届出に必要な登記事項証明書又は住民票の写しを申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、指定給水装置工事事業者の指定の申請等の手続について、インターネットを介した手続の導入可能性の検討に当たり、登記事項証明書及び住民票の写しの添付が必要となるため、それらについて電子的な確認ができるようにしてほしい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	22	06_環境・衛生	都道府県	東京都	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	水道法第25条の2第2項第2号及び第4号、第25条の3の2第4項、第25条の7、第25条の4第2項、水道法施行規則第19条第2号、第34条第1項第3号	給水装置工事主任技術者免状の交付番号等の確認環境整備	水道法に基づく、給水装置工事主任技術者免状の交付番号等について、水道事業者が、データベース等のオンライン上で確認できるよう、必要な措置を講じること。	【現行制度】 指定給水装置工事事業者の指定の申請、更新及び新たな給水装置工事主任技術者の選任等に当たっては、選任等する給水装置工事主任技術者の免状の交付番号等を確認するため、実態として、免状又は給水装置工事主任技術者証の原本の提示又は写しの提出を求めている。 【支障事例】 指定給水装置工事事業者の指定の申請等の手続については、免状の交付番号等についても紙面により確認しているが、インターネットを介した手続の導入可能性の検討に当たり、免状の交付番号等については電子的に確認することができないため、電子的な確認ができるようにしてほしい。また、指定の有効期間満了までに行う必要がある更新手続の際、免状の書換え交付手続中の場合等、有効期間満了までに行う必要があり、免状の書換え交付等を受けられない場合がある。さらに、免状の返納命令を受けている者をリアルタイムで把握するためにも、免状情報をオンラインで確認することは有効と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【農林水産省】 (7)農業委員会等に関する法律(昭26法88) 農業委員会の委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件(8条5項)については、令和3年度中に省令を改正し、当該要件を満たすことを要しない場合として定める認定農業者数の基準を緩和する。</p>	—	<p>農業委員会の委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件については、省令を改正し、当該要件を満たすことを要しない場合として定める認定農業者数の基準を緩和した。</p>	<p>【農林水産省】農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月31日付け農林水産省令第26号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.19</p>	<p>農林水産省経営局農地政策課</p>
—	—	—	—	—	—
<p>5【デジタル庁(4)】【法務省(7)】【厚生労働省(31)(i)】 水道法(昭32法177) 指定給水装置工事事業者の指定の申請(25条の2)、更新の申請(25条の3の2)及び変更の届出(25条の7)における登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条)の添付については、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>5【総務省(9)】【厚生労働省(39)】 住民基本台帳法(昭42法81) (i)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・水道法(昭32法177)に基づき、地方公共団体の水道事業者(同法3条5項)が指定給水装置工事事業者の指定の申請(同法25条の2)、更新の申請(同法25条の3の2)及び変更の届出(同法25条の7)に関する事務を処理する場合</p>	<p><令4> 5【デジタル庁(7)】【法務省(8)】【厚生労働省(29)(ii)】 水道法(昭32法177) 指定給水装置工事事業者の指定の申請(25条の2)、更新の申請(25条の3の2)及び変更の届出(25条の7)における登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条。以下同じ。)の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>水道法(昭和32年法律第177号)の規定に基づく、指定給水装置工事事業者の指定の申請等に関する事務について、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号)により住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)を改正するとともに、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)を改正(令和4年8月19日公布・同年8月20日施行)し、地方公共団体の水道事業者(水道法3条5項)が指定給水装置工事事業者の指定の申請(同法25条の2)、更新の申請(同法25条の3の2)及び変更の届出(同法25条の7)に関する事務を処理する場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとした。 なお、登記事項証明書の添付省略に関する実施計画に基づき、令和4年度中には一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を実施することとされているが、実施対象となる地方公共団体や指定給水装置工事事業者の指定の申請等を含め、どのような手続等を対象とするかについては現在検討中。</p>	<p>【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(住民基本台帳法の一部改正)の施行について(令和4年5月24日付け厚生労働省医薬・生活衛生局水道課通知) 【総務省】住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(令和4年総務省令第55号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.21</p>	<p>総務省自治行政局住民制度課 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課</p>
<p>5【厚生労働省(31)】 水道法(昭32法177) (ii)給水装置工事主任技術者免状(25条の5)の交付番号については、水道事業者(3条5項)から国に電子メール等により確認することを可能とし、当該確認方法について令和3年度中に水道事業者に周知する。</p>	—	<p>水道事業者による給水装置工事主任技術者の情報の厚生労働省への照会は、所定の様式を用いて電子メールで行うことができる旨を令和3年度全国水道関係担当者会議(令和4年3月9日)にて周知した。</p>	<p>【厚生労働省】全国水道関係担当者会議資料(令和4年3月9日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.22</p>	<p>厚生労働省医薬・生活衛生局水道課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	23	03.医療・福祉	一般市	宜野湾市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付要綱第4条、10条	子ども・子育て支援交付金に係る延長保育事業の実績報告における「対象経費の実支出額」の算出方法の簡素化	子ども・子育て支援交付金に係る延長保育事業の実績報告における「対象経費の実支出額」の算出方法の簡素化を求める。 例えば、延長保育を利用した児童1人あたりの必要経費について、利用時間に応じて単価を設定し、年間の延べ利用人数を乗じることで対象経費の支出額を算出するなど、公定価格と延長保育事業の切り分けを必要としない手法を検討いただきたい。	地域子ども・子育て支援事業の延長保育事業は、全国で8割以上の施設において実施されており、全国的に保護者からのニーズが高い事業である(平成30年度延長保育実施割合81.9%(延長保育実施施設数28,476か所/保育所等施設数34,763か所))。延長保育事業については、国から子ども・子育て支援交付金を受けて各市町村が実施しているが、子ども・子育て支援交付金交付要綱第10条において、市町村から都道府県への同交付金の実績報告の提出期限は「4月10日まで」とされており、年度当初の短い期間で前年度の実績を確定する必要がある。当該実績報告の確定に当たっては、事業所と市町村において、実績報告に関する確認作業を行っているが、事業所ごとにマンパワーや事務処理能力もバラバラであることから、事業所への確認事項も多く発生しており、実績額を確定するまで、多大な時間を費やしている。特に、対象経費の実支出額の算出に当たっては、公定価格と重複しないよう延長保育事業に係る人件費を算出する必要があるが、現場においては両者の切り分けが明確でないこともあり、算出作業の事務負担が大きい。さらに、施設型給付費等の精算処理も同じ時期の作業となるため、事業所と市町村における事務負担が大きく、よりミスが発生しやすい状況となっている。現在の状況が継続されれば、受けられる交付金の額に対して事務負担が過大であるとして延長保育事業の廃止を考える事業所が出てくる可能性もあり、延長保育事業の高いニーズを充足することができなくなるおそれがあると考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.vosan.html
R3	24	02.農業・農地	都道府県	福島県、茨城県、群馬県、新潟県	財務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	財政法第42条、第43条 繰越ガイドブック	農業農村整備事業に係る事故繰越しの事務手続きの簡素化	補正予算等で措置された農業農村整備事業(翌債)に係る事故繰越しの事務手続きについて、簡素化を求める。	令和2年度も大型の第3次補正予算が成立したが、予算の成立時期が遅いため、当県としては当該年度及び翌年度で執行(翌債)できることを見込んだ上で予算編成を行ってはいないものの、入札不調などにより工期が確保できず、事故繰越しせざるを得ないケースがある。 特に当県の場合、農業農村整備事業に関して、土質や湧き水など当初想定しえない現場条件が着手後明らかになり工事期間に不測の日数を要するケースや、予算編成後に広域的に被害をもたらす突発的な災害(豪雨など)が発生し、建設業者が災害復旧事業を受注した結果、建設業者の確保が困難となり、工期が遅延するケースなどが生じている。 こうしたケースでは、当県に帰責事由があるとはいえないにもかかわらず、特に補正予算の成立時期が遅い場合には、執行が間に合わず、事故繰越しが発生してしまう。令和元年度分の事故繰越し額としては、予算額の約4分の1を占めており、令和2年度分については、予算額の約半分が事故繰越しせざるを得ない可能性があると思込んでいる。 事故繰越しの承認を受けるにあたっては、財務局から13種類の書類の提出が求められており、特に「事故が避け難いことを疎明する資料」や「工程表」等の作成に労力を要し、事務量が膨大となることから、添付書類の省略など簡略化を望む。 なお、翌債承認に加え、災害復旧・復興事業の事故繰越しについては簡略化されているところであり、年度末の補正予算による補助事業のように事故繰越しの可能性が高いものについても、災害復旧・復興事業と同様の事故繰越し手続の簡略化を求めるものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	25	02.農業・農地	都道府県	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第1条の4、第3条、第6条、第7条、 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第7条、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件で定める様式	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化(補助申請時の計画書の記載を市町村等の事業主体単位とするとともに、個別地区は一覧表として申請書類に添付すること等)を求める。	農地等災害復旧事業については、補助金交付を受けようとする都道府県は、災害査定時に農林水産大臣に対し、「災害復旧事業計画概要書」及び「災害復旧事業補助計画概要書」(以下「計画概要書」)を地区ごとに提出して事業内容及び事業費の承認を受けており、また、工事発注時の単価変更等により事業費が変更する場合にも、その都度、変更承認を受けている。 その上で、毎年度、補助金の申請を行う際には、改めて「災害復旧事業計画書」及び「災害復旧事業補助計画書」(以下「補助計画書」という)を作成し添付する必要があるが、これらにも「地区単位」ごとに事業費等を記載する必要があるため、特に大災害の発生した際は、地区数に応じて膨大な量の記載が求められている。また、補助金交付内示から交付申請の締切までの期間が数日程度しかなく、県及び市町村等の事業主体は、極めて短期間に膨大な事務手続を行っており、対応に苦慮している。 なお、当県においては、令和元年度東日本台風により被災した農地・農業用施設に係る補助金の申請について、令和2年度の場合は、「補助計画書」に約1,300地区分を地区ごとに記載する必要があった。事業主体の数は46であったため、事業主体ごとに「補助計画書」に記載すればよいこととなった場合は、大幅に負担が軽減される。 このため、事前に地区ごとの「計画概要書」を提出し、変更がある場合には変更承認を受けていることを踏まえ、補助金申請時に提出する「補助計画書」の記載を地区単位から事業主体単位に変更し、地区ごとの記載を省略することを求めたい。なお、必要があれば、個別地区ごとの申請年度の要求事業費の一覧等を添付することとしたい。 また、「補助計画書」に「前年度までの配分事業費」、「当該年の要求事業費」及び「翌年度以降の残事業費」を全て記載することは大変負担であるため、「前年度までの配分事業費」欄の削除など、幅広く様式の簡素化を求めたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	26	09.土木・建築	都道府県	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	宅地建物取引業法第22条の2	宅地建物取引業法第22条の2第2項で規定する宅地建物取引士証の交付及び更新の際に受講が義務付けられ、登録都道府県知事が個別に講習を指定する以外に、各都道府県知事が指定する講習を登録都道府県知事において法定講習として包括的に指定できることを法令等において明確化することを求める。	宅地建物取引士証の交付及び更新を希望する宅地建物取引士が、登録都道府県以外において実施される法定講習の受講を希望する場合、法令等において明確なルール等が示されていないため、各都道府県知事が指定する講習を登録都道府県知事における法定講習として(申請者からの承認申請手続きを経た後)講習ごとに指定をしている場合があり、登録都道府県以外での法定講習を希望する宅地建物取引士及び登録都道府県の双方に負担が生じている。 なお、当県の場合、令和2年度にはこのような指定が58件あり、1件当たり45分(計43.5時間)程度、事務処理に時間を要した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【財務省(10)】【農林水産省(15)】 食料・農業・農村基本法(平11法106) 農業農村整備事業において、財政法(昭22法34)42条ただし書に基づき、避け難い事故のため繰越しを必要とするときの提出書類については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、必要最小限のものとするよう、改めて地方農政局等に令和3年度中に通知する。	—	事務連絡:農業農村整備事業において、財政法42条ただし書に基づき、避け難い事故のため繰越しを必要とするときの提出書類については、必要最小限のものとするよう、改めて地方農政局等に通知した。 会議における口頭周知:令和3年度財務局等繰越決算事務担当者会議	【農林水産省】農業農村整備事業に係る事故繰越しの事務手続きについて(令和3年11月2日付け農村振興局総務課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_24	財務省主計局司計課 農林水産省農村振興局総務課
5【農林水産省】 (5)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) 農地等に係る災害復旧事業費補助金については、地方公共団体等の円滑な事務に資するよう、令和4年度の申請から、災害復旧事業補助計画書(施行令7条)の地区及び箇所ごとの記載を地方公共団体の既存の資料の添付をもって代えることを可能とするなど、運用の改善を図る。	—	農地等に係る災害復旧事業費補助金については、地方公共団体等の円滑な事務に資するよう、令和4年度の申請から、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(告示)に定める災害復旧事業補助計画書の地区及び箇所ごとの記載を、地方公共団体の既存の資料の添付をもって代えることを可能とすることとした。	【農林水産省】農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第7条の規定に基づき農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(昭和43年10月1日農林省告示第1487号)の一部改正について(令和4年4月15日付け農村振興局整備部防災課長通知) 【農林水産省】農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件の一部を改正する件(令和4年4月15日農林水産省告示第781号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_25	農林水産省農村振興局整備部防災課
5【国土交通省】 (6)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習の都道府県知事による指定(22条の2第2項)については、他の都道府県知事が指定する講習を指定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。	—	宅地建物取引業法第22条の2第2項の規定に基づき都道府県知事が指定する講習の指定については、指定を行おうとする講習機関との協議の上、他の都道府県知事が指定した講習を都道府県知事が指定することが可能であることを明確化した。	【国土交通省】宅地建物取引業法第22条の2第2項に基づく講習の指定について(令和4年3月15日付け国土交通省不動産・建設経済局不動産課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_26	国土交通省不動産・建設経済局不動産課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	27	01_土地利用(農地除く)	都道府県	福島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法第11条、第34条第1項、森林法施行令第4条の2、別表第2の第2号(1)イ	森林経営計画制度と保安林制度の整合性の確保	市町村が認定した森林経営計画と保安林における皆伐による立木伐採の都道府県許可との間で整合性を制度的に確保することを求める。 具体的には、市町村が認定した森林経営計画に記載された保安林での皆伐による立木の伐採については、都道府県知事の許可を不要とする仕組みや、都道府県知事が許可すべき皆伐面積の限度の算出に反映させる仕組みの構築などを求めるもの。	平成24年に森林経営計画制度が開始されたが、保安林での皆伐による伐採の許可の基準との整合性をとる仕組みが構築されていない。 このため、市町村長の認定を受けた森林経営計画に基づく保安林での皆伐にもかかわらず、皆伐限度面積が支障となり、都道府県知事が伐採の許可を行うことができないという事態が発生している。 具体的には、市町村の認定を受けた5年間の森林経営計画では、ある年度に10haの保安林の皆伐が計画されていたが、森林法施行令に基づき算定されるその年度の当該年度の皆伐限度面積が8haとなったこと、また既に他者から4haの申請がなされていたことから、結果的に4haしか許可ができないという事例があった。 森林経営計画では年度毎に伐採面積等を決定し、伐採計画を策定しているが、計画的な伐採を行えなくなることは森林経営計画の認定を受けた所有者等の経営に支障をきたすことになる。森林経営計画内での伐採量の流用ルールは認められているものの森林経営計画の認定を受けた所有者等から、森林経営計画制度と保安林制度との整合性がとれていないことや経営への影響を指摘された場合、市町村や都道府県の関係者が当該所有者等から理解を得ることは困難である。 また、市町村の認定を受けているにもかかわらず、保安林での伐採について、その都度改めて都道府県知事の許可が必要となることから、都道府県及び森林所有者等の負担となっている。 森林経営計画制度は、長期的な観点から森林を計画的に管理し、効率的な施業と保護を通じ、森林法の目的にある森林の保続培養と国土の保全を両立させる、森林の持つ多面的機能を十分に発揮することを目的とした制度であり、皆伐限度面積による計画の中断を防ぎ、本来の制度の趣旨を十分に発揮するためにも、保安林制度との整合性を早期に図ることが必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	28	04_雇用・労働	都道府県	宮城県、三重県、広島県	法務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	出入国管理及び難民認定法別表第1の2、1の4 出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令 留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン 職業能力開発促進法第15条の7、第16条、第19条、第92条 職業能力開発促進法施行規則第10条～15条	職業能力開発校における留学生の受入及び修了後における当該留学生の在留資格について「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること	日本での就職を希望する留学生の地方の中小企業への就職を促進するため、出入国管理及び難民認定法別表第1の4の留学の項の下欄における「設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」として、職業能力開発校を追加するとともに、留学生が職業能力開発校の職業訓練を修了した場合には、同法別表第1の2に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること。	【支障事例】 職業能力開発促進法においては、出入国管理及び難民認定法別表第1の4の表の留学の在留資格をもって在留する者が、公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練又は高度職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)及び公共職業訓練に準ずる訓練を受けることについて制限する規定はない。一方、出入国管理及び難民認定法においては、公共職業訓練又は公共職業訓練に準ずる訓練を受けることを目的とした留学の在留資格の取得を制限する規定が存在する。具体的には、公共職業能力開発施設のうち、職業能力開発大学校と職業能力開発短期大学校については、同法別表第1の4の留学の項の下欄に掲げる活動に規定される学校に準ずる機関であることから、留学の在留資格の取得が許可されているが、当県の高等技術専門校のような職業能力開発校は、当該機関ではないことから、留学の在留資格の取得が許可されていない。 以上のとおり、職業能力開発校においては、留学生の受入が実際にはできない状況となっている。また、仮に留学生が職業能力開発校に入校し、建築、自動車整備、IT等の分野の職業訓練を修了した場合においても、現行上は、出入国管理及び難民認定法別表第1の2に規定される在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更ができない。 【制度改正の必要性】 職業能力開発校と、留学の在留資格の取得が許可されている専修学校専門課程とで、同じ内容の学科・訓練科を開設している場合、習得できる技術・知識、取得できる資格は同等であるとする。また、地方の中小企業は人手不足にあり、解決手段の一つとして、職業能力開発校で、日本での就職を希望するものづくり等の技能を有する留学生を対象とした人材育成は有効と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	29	07_産業振興	都道府県	宮城県、三重県	総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	総合保養地域整備法第4条、第6条	総合保養地域整備法第6条に規定する基本構想の変更及び廃止に係る手続の見直し	総合保養地域整備法第6条の主務大臣同意要件の廃止	総合保養地域整備法第5条に規定する都道府県の基本構想については、同法制定後30年を経た社会経済情勢の変化により、法制定時に想定された国民の潜在的需要等が既に意味を失っており、企業の開発についても人口減少社会の本格化等を踏まえ推進一辺倒の時代ではなくなっていることから、都道府県の実情に合わせた変更や廃止を含めた必要な措置を行うことが相当である。一方、国が基本構想の変更や廃止にあたって政策評価の実施等を行った上で同意するという仕組みを堅持しており、事務負担が極めて大きいために変更や廃止が進んでおらず、基本構想の存在自体が地域振興において国による一種の足枷となり、地方自治体の創意工夫による地域振興を阻害している側面がある。	—
R3	30	11_その他	一般市	豊川市	財務省	B 地方に対する規制緩和	実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の解釈について(昭和30年11月17日大蔵省主計局法規課長事務連絡)	間接補助金の交付完了日の見直し	間接補助金として補助を行う事業の場合、年度末までに補助金の交付を完了しなければならないとされており、年度末までに間接補助事業者等が事業を行う必要がある場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できず、補助制度の目的の達成及び期待する効果を上げることの妨げとなっていることから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める。	本提案は、平成30年管理番号65と同一内容であり、支障事例も同様であるものの、当該提案は、「地方創生推進交付金において支障が発生している」という整理で提案されていたため、当該交付金を管轄する内閣府からの回答として、「国の補助金に係る統一的なルールに基づくものであり、当事務局のみの判断でこれを変更することはできない。」となっている。この点について、個別の補助制度についてご判断いただくのではなく、統一的なルールの変更を判断する立場である所管省庁へ、「間接補助金」全般についてご判断いただきたく提案するものである。 ただし、新たな支障事例は発生しており、あくまでも一例だが、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において、目的にある「地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ること(一部抜粋)」に基づき、当市では、子育て世代の経済支援を目的に、保育園の給食費無償化事業を行い、市内民間保育園及び市外保育園に通う子どもの保護者を対象に、民間保育園が徴収しなかった又は保護者が負担した給食費に対する補助事業を検討したところ、給食は3月31日まで実施されるため、民間保育園及び保護者からは、最速でも3月31日にしか実績報告を徴収することができず、支払行為は銀行振込のため年度内中にできず、仮にこれを回避しようとするならば、2月分までの給食費を対象とするといったことが考えられたが、それでは政策目的である「住民生活の支援」の一部を欠くものとなるため、当該交付金の活用を断念して実施した。 このように、コロナ対策といった、国全体で緊急かつきめ細やかに行う必要のある事業についても、当該支障によって地方単独費で行わざるを得ない又は国庫補助を活用できないがために事業実施を断念する判断がされる等の事例が解消されていない現状である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【農林水産省】 (8)森林法(昭26法249) (ii)保安林における立木の伐採の許可(34条1項)については、地方公共団体による当該許可に係る事務の円滑な実施を図るため、森林経営計画(11条)の認定を受けた森林所有者等が、皆伐面積の限度(施行令4条の2第3項)内で当該計画どおりに伐採を実施できるよう、保安林には皆伐面積の限度が設定されていることを踏まえ、森林所有者等が毎年度可能な限り早期に申請を行うことが効果的であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	—	保安林における立木の伐採の許可については、森林経営計画の認定を受けた森林所有者等が、皆伐面積の限度内で当該計画どおりに伐採を実施できるよう、保安林には皆伐面積の限度が設定されていることを踏まえ、森林所有者等が毎年度可能な限り早期に申請を行うことが効果的であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【農林水産省】森林経営計画に基づく計画的な保安林における皆伐による立木の伐採について(令和4年3月29日付け林野庁森林整備部計画課長、治山課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_27	林野庁計画課、治山課
5【法務省(5)】【文部科学省(9)】【厚生労働省(27)】 出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び職業能力開発促進法(昭44法64) 職業能力開発校(職業能力開発促進法15条の7第1項1号)において普通職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。 ・「研修」の在留資格(出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)別表1の4)が付与され得ることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が入管法別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとするについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該業務について、本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士又は高度専門士の称号(「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」(平6文部省告示84))を付与される場合と同等以上の技術又は知識を有していると認められるときには、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格(入管法別表1の2)をもって在留を可能とすることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	職業能力開発校において普通職業訓練を受ける外国人について「研修」の在留資格が付与され得ることを、各都道府県人材開発主管部(局)長あて通知した。 上記以外の事項については検討中	【厚生労働省】職業能力開発校において普通職業訓練を受ける外国人に係る在留資格上の取扱について(令和4年3月30日付け厚生労働省人材開発統括官付人材開発政策担当参事官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_28	出入国在留管理庁政策課 文部科学省高等教育局参事官(国際担当)付留学生交流室 厚生労働省人材開発統括官付(人材開発政策担当)
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	31	03_医療・福祉	一般市	高岡市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法施行規則第83条の5及び第83条の6	介護保険負担限度額認定証の認定期間の見直し	介護保険負担限度額認定証の認定期間を1年から2年以上とするなど期間を延長することで申請手続及び介護保険負担限度額認定証の交付事務の簡略化を図り、申請者の課税要件については、引き続き年度ごとに確認ができるよう制度の見直しを図ること。 併せて、期間中に預貯金等の資産に大幅な変化があり、対象でなくなった場合等の申し出の必須化及び明確化するよう見直しを図ること。	【現状】 介護保険負担限度額認定証の期間が1年間となっていることから、本市においては、毎年介護保険負担限度額認定申請書及び要介護被保険者及びその者の配偶者の預貯金等を確認するため、預貯金等のわかるものの写し(以下「添付書類」という。)を提出いただいている。 【支障事例】 更新時期が一律で同時期(8月1日から7月31日まで)であるため、6月の市民税の確定から短期間で約1,600件の更新に係る事務処理を行う必要があり、毎年度多大な事務負担が生じている。 介護認定を受けており、施設に入所している要介護被保険者及びその家族に更新時期が来るたびに添付書類を提出いただくことは、要介護被保険者が認知症である場合など、口座の有無や通帳等がどこにあるかが不明であるケースも多く、申請の際の支障となり、大きな負担となっている。 添付書類がない場合は、同意書を提出いただき、金融機関に預貯金等の調査を依頼しているが、どの金融機関に預貯金を有しているか不明な場合も多々あり、この場合においては、多くの金融機関に調査を依頼し、金融機関からの回答を待つ必要があり、認定まで時間を有する。 更新申請の際に対象外と判定されるのは、市町村民税が課税者となる場合がほとんどであり、預貯金等の変動で、対象外となる件数は年間を通して、ごく少数である。 市町村民税の要件については、市町村民税確定後に職権で毎年度確認できるよう制度改正を行うことで、所得が増加した者の審査を行うことは可能である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	32	03_医療・福祉	一般市	延岡市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の医師の届出における経路先の追加	保健所設置市等以外の市町村が設置した検査施設において、医師が同法第12条第1項第1号に掲げる者を診断した場合は、施設を設置した市町村長を経由して最寄りの保健所長に届け出ることが可能となるよう法改正を求める。	本市は、県の検査機関との距離が遠いこともあり、新型コロナウイルス感染症の検体検査施設を整備し、令和2年8月17日より検査を実施している。 現行の法制度では、本市が整備した検査施設において、医師が診断した検査結果を、市には報告を受ける権限がなく、新型コロナウイルス感染症の市内での感染状況を迅速に把握するために市が費用を拠出して検査施設を整備したにもかかわらず、その結果の報告を受けることができない。 市民の生命を守るため、市が検査施設の整備を行ったことは、当然、市民に対して広報を行っているが、市が整備したのに、その結果を市が知ることができないというのは、市民の理解が得られにくく、「行政が感染情報を隠しているのではないか」といった、不安や不満の要因になっているとともに、風評や憶測といった根拠のない情報が蔓延する原因となることも懸念される。 また、県による検査結果の判定及び発表は、全県下から集まってくる検体の検査結果をまとめた上で行うため、1～2日以上遅れることも多いが、その間に感染が拡大したり、風評や憶測が広がるなど、県が一括して行うことによるデメリットが顕在化している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	33	03_医療・福祉	都道府県	山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法、社会福祉法、老人福祉法(参考資料p1参照)	介護保険施設等の基準改正に係る事務の合理化	介護保険施設等の基準改正に係る事務の運用見直し、時期の前倒し等	【制度の概要】 介護保険施設等の基準は、省令に従うなどして条例で定める必要がある(介護保険法第88条第3項ほか。参考資料p1参照)が、省令は3年に1度の制度改正に伴って改正される。 【支障事例】 制度改正に合わせて、改正条例を新年度の4月から施行するためには、2月議会での条例改正が必要だが、その直前にならなければ改正省令が確定しないのが通例であるため、自治体は、条例改正のために担当職員1人当たり100時間という膨大な作業を短期間で処理することを強いられている(参考資料p2～3参照)。 このような運用は、基準を条例で定めるとした地方分権一括法の趣旨を没却するだけでなく、むしろ地方に負担を課す結果となっている。 【支障の解消策】 そのため、国の事務の運用を根底から見直し、省令改正の時期の前倒しなどを図る必要がある。	—
R3	34	06_環境・衛生	都道府県	石川県、福島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然環境整備交付金交付要綱、環境保全施設整備交付金交付要綱、自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金交付手続きに関するQ&Aについて(環境省自然環境局自然環境整備課、令和2年10月作成) Q6	自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金制度の運用改善	複数年の事業については、「国庫債務負担行為」もしくは「全体設計制度」(2年度以上にわたる工事等)については、その工事等の全体設計を国が事前に把握し、2年目以降の工事等に対し、優先的に補助金等を配分する制度(国交省において運用)などの方法により、2年目以降の補助金を優先的に確保・交付する。	大規模な工事や山岳地などの工期が限られる特殊な工事については、単年度で工事が完了しないため、複数年工期での契約となる場合がある。しかし、現行の自然環境整備交付金等の制度では、複数年度に及ぶ工期を前提とした契約を行わないよう、交付手続きに関するQ&Aに定められていることから、複数年事業であっても毎年、補助金の申請を行い、単年度ごとに交付額が決定されている状況であり、2年目以降の交付決定額が申請額を大幅に下回った場合、適正な事業の執行に支障が生じることとなる。 当県では、令和3年度の自然環境整備交付金(国立公園整備事業)を申請したところ、交付額は申請額の約6割に留まったことから、事業費をねん出するため、今年度に予定していた県有施設の修繕計画の見直しを余儀なくされた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	35	06_環境・衛生	都道府県	石川県	国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	下水道法第2条の2第7項、「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説」	流域別下水道整備総合計画の計画変更要件の緩和	2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画(以下、「流総計画」)を策定・変更する場合であっても、他都府県の同意があれば国土交通大臣との協議等を不要とすること。 ※上記措置が不可能な場合、以下の措置を求める。 ・計画変更が不要な場合の拡大(下水道整備では水質環境基準の達成が困難な場合(例えば当県では、河口付近の湖沼については下水道施設によっては対処できない汚染原因により、仮に計画通り下水道施設を完備したとしても水質環境基準を満たす見込みがない)を類型化し、当該場合には、計画変更を不要とすることなど) ・地方整備局への河川関係検討を含む事前協議の手続の迅速化・提出書類の簡素化	2つ以上の都府県にまたがる流総計画の変更については、国土交通大臣への協議等をしなければならないが、地方整備局等の河川部局との協議に多大な時間を要しており、特に、地方整備局との河川関係検討を含む事前協議に時間を要している(1年～2年程度)。2つ以上の都府県にまたがらない場合は国土交通大臣との協議等が必要ない一方、2つ以上の都府県にまたがる場合は国土交通大臣との協議等が必要であるが、これまでの流総計画の策定・変更においても、隣接する県との調整が困難となったことはなく、国に協議をする実質的意義がないと考えている。 また、下水道施設整備はほぼ完了し下水道施設整備のみでは水質環境基準の達成が難しい状況になっている場合でも、現行、計画変更が必要であることから、中期整備事項の更新時期を迎えるたびに流域の水質に関する現況調査を行った上で、計画変更手続を行っており、人員面・財政面ともに大きな負担となっている(現況調査及び計画案・添付資料の作成には2年間で約1千万円程度の負担がある)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (viii)介護保険負担限度額認定証(施行規則83条の6第4項)については、地域の実情に応じて市区町村の判断により有効期限の設定が可能であること等を明確化するため、通知(令3厚生労働省老健局介護保険計画課長)を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	—	介護保険負担限度額認定証の有効期限については、保険者において、受給者の預貯金等の額の変動状況や過誤調整の発生見込み等の地域の実情を踏まえ、必要があると認めるときは、当該終期を翌々年の7月31日としても、差し支えないとした。ただし、その際には、被保険者に対して、認定証の有効期間中に支給の要件を満たさなくなった場合には認定証返還の徹底を求めるなど不適正支給の発生防止に努めることとしている。以上のことについて、通知済み。	【厚生労働省】「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」等の一部改正について(令和4年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_31	厚生労働省老健局介護保険計画課
5【厚生労働省】 (46)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) 感染症に関する情報については、以下のとおりとする。 ・都道府県から保健所設置市等以外の市町村への提供については、個人情報保護条例との関係を整理した上で可能であることを地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年9月6日付け厚生労働省健康局結核感染症課長、総務省自治行政局行政課長通知)] ・都道府県から保健所設置市等以外の市町村への提供の在り方については、都道府県と市町村との連携(44条の3第6項)が円滑に実施されるよう、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【厚生労働省(40)】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) (i)都道府県から市町村への感染症に関する情報提供については、市町村長は感染を防止するための報告又は協力(44条の3第1項及び第2項)に係る都道府県知事からの協力の求め(同条6項)に応ずるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に関する情報その他の情報の提供を求めることを可能とする。 [措置済み(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)、令和4年12月9日付け厚生労働省医政局長、大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官、健康局長、大臣官房生活衛生・食品安全審議官、保険局長通知)]	感染症に関する情報について、都道府県から保健所設置市等以外の市町村への提供については、個人情報保護条例との関係を整理した上で可能であることを令和3年9月6日付けで地方公共団体に周知を行った。 また、法改正により、市町村長が都道府県知事に対して、新型インフルエンザ等感染症の患者等に関する情報その他の情報の提供を求めることを可能とし、令和4年12月9日付けで地方公共団体に周知を行った。	【厚生労働省】感染症法第44条の3第6項の規定による都道府県と市町村の連携について(令和3年9月6日付け厚生労働省健康局結核感染症課長、総務省自治行政局行政課長通知) 【厚生労働省】「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の公布及び一部施行について(令和4年12月9日付け厚生労働省医政局長、大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官、健康局長、大臣官房生活衛生・食品安全審議官、保険局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_32	厚生労働省健康局結核感染症課
—	—	—	—	—	—
5【環境省】 (15)自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金 ・国庫債務負担行為(財政法(昭22法34)15条)の活用等により、複数年にわたる契約の締結を可能とすることについて、予算配分及び執行状況並びに都道府県の意見を踏まえつつ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【国土交通省(11)】【環境省(3)】 下水道法(昭33法79) (ii)流域別下水道整備総合計画(2条の2第1項)に係る国土交通大臣への協議については、以下の措置を講ずる。 ・二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等についての流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への協議(同条7項)については、届出とする。 ・当該計画に含まれる二以上の都府県の区域にわたらない水系に係る河川その他の公共の水域等に係る記載については、国土交通大臣への届出の対象とならないことを明確化し、地方整備局及び都府県に令和4年中に通知する。 ・流域別下水道総合整備計画に関する河川関係の検討については、重複する様式の見直しなど手続の簡素化等をするとし、地方整備局及び都道府県に令和3年度中に通知する。	—	下水道法に基づく流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への協議を届出とする内容を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和4年法律第44号)が令和4年5月20日に公布、令和4年8月20日に施行された。 流域別下水道総合整備計画において、二以上の都府県の区域にわたらない水系に係る河川その他の公共の水域等に係る記載については、国土交通大臣への届出の対象とならないことを明確化し、地方整備局及び都道府県等に通知した。 流域別下水道総合整備計画に関する河川関係の検討については、重複する様式の見直しなど手続の簡素化等をし、その旨を地方整備局及び都道府県に通知した。	【国土交通省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う下水道法等の一部改正について(令和4年8月19日付け国土交通省水管理・国土保全局長通知) 【国土交通省】下水道法施行規則の一部を改正する省令(令和4年8月19日付け国土交通省令第62号) 【国土交通省】流域別下水道整備総合計画策定に関する河川関係検討の手引きの改訂について(令和3年12月22日付け国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_35	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課、河川環境課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	36	03_医療・福祉	施行時特例市	茅ヶ崎市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	民生委員法 第十四条	民生委員の職務範囲の明確化	民生委員の職務について、ガイドラインの策定等により、民生委員法に照らして本来行うべき職務の範囲を明確化する。	定年後の人や専業主婦のボランティアが多かった民生委員制度であるが、定年延長、女性の社会進出等、社会情勢の変化に伴い、成り手不足が深刻化している。民生委員の職務は、第十四条に明記されているが、個人の裁量により大きく変わってしまい民生委員の役割を超えた対応を求められる傾向にある。民生委員に対する期待値が高く、地域の「なんでも屋」のようなイメージが浸透してしまっていることが担い手不足の大きな要因の一つとなっている。民生委員の役割をさらに明確化し、行政機関へつなぐ協力体制の構築と受け手側である行政の体制強化をしなければ、地域のボランティアから成り立っている民生委員制度は、いずれ破綻すると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	37	03_医療・福祉	施行時特例市	茅ヶ崎市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法施行令第15条の6第2項第3号、子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項	幼稚園等利用者が認可外保育施設等を併用する場合の施設利用料の無償化に係る適用要件の撤廃	幼稚園が十分な水準の預かり保育(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間以上又は開所日200日以上)を提供しているか否かにかかわらず、幼稚園利用者が認可外保育施設等を併用する場合には、当該認可外保育施設等の利用料について無償化の対象とすることを求めるもの。	在籍する幼稚園が十分な水準の預かり保育を実施している場合、認可外保育施設等の併用は無償化の対象とならないことから、利用者から苦情が寄せられている。具体的には、医療従事者が夜間勤務を行う際に、教育時間終了後の預け先の選択肢が院内保育施設のみである場合など、多様な働き方が存在する中で、認可外保育施設等を併用せざるを得ない状況が想定されるが、幼稚園の預かり保育の実施水準により無償化の対象外とされることに不公平感が生じている。また、無償化の要件とされている「幼稚園が法令で定められた水準の預かり保育を提供しているか否か」については、年度開始前に作成される幼稚園の預かり保育に係る年間計画を踏まえて市町村が判断し、公示を行っており、当市や周辺の自治体では、例年2〜3月頃に判断・公示を行っている。一方、幼稚園の願書提出、書類選考、面接等は、入園前年度の10月頃から実施されることが一般的であるため、保護者が入園の準備を行っている時点では、認可外保育施設等を併用した場合に当該認可外保育施設等の利用について無償化の対象となるか否かについて判断できない状況にある。そのため、幼稚園と認可外保育施設等の併用を予定していたが、入園を目前にして、認可外保育施設等の利用料について、無償化の対象外であることが発覚するといった事態が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka-vosan.html
R3	38	06_環境・衛生	施行時特例市	茅ヶ崎市	環境省	B 地方に対する規制緩和	地球温暖化対策の推進に関する法律	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る支援等の拡充	・技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等 ・温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示 ・国または都道府県の主導による市町村の温室効果ガスの算定	当市は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条により、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画)を策定することとされている。地方公共団体実行計画(区域施策編)策定のために必要となる区域の温室効果ガス排出量の算定方法について、環境省から「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.1)」(令和3年3月)が技術的な助言として示されているものの、内容が専門的で非常に分かりづらく、職員のみでは対応が出来ない。国の地球温暖化対策実行計画に掲げられた温室効果ガス削減目標の達成に向けた対策・施策の効果による削減量の内訳などが「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.1)」(令和3年3月)に掲載されていないため、削減目標を設定する際に国の対策・施策の効果による削減量を考慮することができない。温暖化対策に必要な対策を検討するために必要な正確な温室効果ガス排出量を市で算定・推計ができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	39	06_環境・衛生	施行時特例市	茅ヶ崎市	環境省	B 地方に対する規制緩和	気候変動適応法	地域気候変動適応計画の策定を都道府県単位のみとすること等の見直し	・都道府県単位での計画の策定のみとする ・単独策定する場合には、技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等	当市は、令和3年4月に策定した環境基本計画を気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」に相当する計画として位置付けた。しかし、気候変動の影響が大きいと考えられる防災分野や健康分野、農業分野などについては、気候変動適応法が施行される前から既に類似の個別計画を策定しているため、新たに計画を策定することは自治体にとって過大な負担となる。気候変動適応計画では、気候変動影響評価を行うことが示されているが、市で影響評価や影響予測することは困難であり、国や県の影響評価・影響予測の結果を活用するしかないことから、市町村単位で単独で実施する意義は乏しい。気候変動適応計画に掲げる適応策の目標設定や適応策の効果を評価することが困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	40	11_その他	都道府県	神奈川県、福島県	消費者庁	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政強化交付金交付要綱、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領第2(1)③イ、第3(2)②	地方消費者行政強化交付金に関する市町村の事業計画の提出に係る事務の効率化	地方消費者行政強化交付金の強化事業に関する事業計画を各市町村が提出する際、都道府県でとりまとめることなく直接消費者庁へ提出するなど、効率的な運用を行うよう改善を求める。	各市町村が強化事業を実施する場合、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領に基づき、市町村は事業計画を当県へ提出し、当県は、管内市町村の事業計画を取りまとめた上で、消費者庁へ提出している。また、消費者庁における審査過程で疑義や修正依頼がある場合、消費者庁からまとめて当県に送られ、それを当県が仕分けた上で市町村へ照会し、集まった回答を再度取りまとめ、消費者庁へ回答している。しかし、事業計画の審査事務の所管及び承認権限は消費者庁にあることから、上記の当県が行っている事務は、消費者庁からの照会と市町村の回答の中継に過ぎないものである。また、これらの事務を年度末に、短期間で行うことを求められることから、他業務への圧迫となっている。さらに、地方消費者行政強化交付金のうち「推進事業」は順次、活用年限を迎えている。その代替措置として、市町村に対して「強化事業」の活用を消費者庁及び当県は働きかけていることから、今後、強化事業の申請件数は増えることが見込まれ、取りまとめを行う当県の事務負担が更に増す可能性が高い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【厚生労働省】 (13) 民生委員法(昭23法198) 民生委員については、関係団体と連携しつつ、引き続き、担い手の確保や活動の負担軽減に資する創意工夫ある取組事例を収集し、全国会議等を通じて地方公共団体に令和3年度中に周知する。	—	関係団体と連携しつつ、各自治体において行われている民生・児童委員活動の負担軽減や、将来の担い手確保を念頭に置いた様々な取組事例を収集し、厚生労働省が主催する会議(令和4年3月18日社会・援護局関係主管課長会議)で周知した。	【厚生労働省】厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料(令和4年3月)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_36	厚生労働省社会・援護局地域福祉課
—	—	—	—	—	—
5【環境省】 (8) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平10 法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15 法130)及び気候変動適応法(平30法50) (ii) 地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体への支援については、地球温暖化対策計画(温対法8条)における対策・施策ごとの温室効果ガスの排出削減効果など、地方公共団体の計画策定の参考となる情報を示すとともに、地方公共団体が温室効果ガス排出量を算定するに当たっては、自治体排出量カルテを活用しても差し支えないことを明確化するなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	—	地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体への支援について、地球温暖化対策計画(温対法8条)における対策・施策ごとの温室効果ガスの排出削減効果など、地方公共団体の計画策定の参考となる情報を示すとともに、地方公共団体が温室効果ガス排出量を算定するに当たっては、自治体排出量カルテを活用しても差し支えないことを明確化するなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定したことを地方公共団体に通知した。	【環境省】地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項に基づく行動計画及び気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画の策定について(令和4年3月31日付け環境省大臣官房環境計画課、環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室、環境省地球環境局総務課気候変動適応室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_38	環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室
5【環境省】 (8) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平10 法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15 法130)及び気候変動適応法(平30法50) (iii) 地域気候変動適応計画については、以下の措置を講ずる。 ・国立研究開発法人国立環境研究所による専門家派遣については、オンラインによる派遣も可能とし、地方公共団体に令和3年度中に周知する。 ・地域気候変動適応計画策定マニュアルについては、地域気候変動適応計画が地域の実情を踏まえつつ、地方公共団体の判断により策定されるものであること、環境以外の分野の行政計画であっても気候変動適応に関する内容が含まれる場合には地域気候変動適応計画と位置付けることが可能であることを明確化し、また、複数の都道府県や市区町村による共同策定を推進するため、共同策定する際の参考となる考え方等の記載内容を充実させるとともに、計画策定の負担軽減に資するツールの提供を含め、地方公共団体の事務負担を軽減するため改正し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。	—	国立研究開発法人国立環境研究所による専門家派遣については、オンラインによる派遣も可能であること及び相談窓口の掲載されたウェブサイトのURLを地方公共団体に事務連絡した。また、同事務連絡を環境省ウェブサイトに掲載。さらに、令和4年2～3月に開催された気候変動適応広域協議会(全国7ブロック)においても、同趣旨を周知・説明済み。 地域気候変動適応計画策定マニュアルについては検討中	【環境省】地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項に基づく行動計画及び気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画の策定について(令和4年3月31日付け環境省大臣官房環境計画課、環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室、環境省地球環境局総務課気候変動適応室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_39	環境省地球環境局総務課気候変動適応室
5【消費者庁】 (2) 地方消費者行政強化交付金 地方消費者行政強化交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、当該交付金事業に係る実施計画書及び実績報告書の記載内容の簡素化等について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	地方消費者行政強化交付金事業に係る強化事業実施計画書及び強化事業実績報告書の様式を簡素化し、地方公共団体の事務負担を軽減した。なお、実績報告書においても、複数年度に関する記載項目等を当年度分の記載のみとした。また、一部の事業メニューについて、申請プロセスを簡素化するとともに、申請に必要な様式の簡素化を行った。	【消費者庁】地方消費者行政強化交付金交付要綱(令和4年3月22日付け消地協第44号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_40	消費者庁地方協力課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	41	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者基本法第11条第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項、第89条第1項、児童福祉法第33条の22第1項、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)	都道府県障害者計画、都道府県障害福祉計画等における計画期間の見直し及び計画内容の簡素化	都道府県障害者計画(以下「障害者計画」という。)と都道府県障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)等の統合等を促進するため、障害福祉計画を障害者基本計画と同じく5か年計画とすることを求める。または、障害者基本計画を6か年計画とすることを求める。併せて、障害者計画と障害福祉計画等計画内容の簡素化を求める。	障がい福祉に関し、都道府県には、障害者基本法に基づく障害者計画と、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画等の策定が求められている。障害福祉計画は、障害者計画の一部であり、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画としての位置付けであるため、例えば、地域生活移行者数や障害福祉サービス見込量等の成果目標や、目標達成のための方策等について、内容が重複している。しかし、両計画とも策定義務があるため、それぞれの計画策定について、実態把握調査の実施、住民意見の反映等の作業に加え、学識者や障がい当事者等で構成された審議会等で複数回審議するというプロセスが必要となり、大きな負担となっている。また、障害福祉計画が3か年計画であるため、次期計画の策定に向けた現行計画の効果等の検証を、2か年の取組実績により行うことになるが、2か年という期間は検証には短く、次期計画に現行計画の反省点等を十分に反映できない。さらに、名称及び内容の近い計画が複数存在することは、住民の分かりにくさにもつながっているため、両計画を統合し、1つの計画にできれば、業務負担の軽減及び住民の分かりやすさ向上を図ることができるが、両計画の計画期間が異なることが統合の妨げとなっている。障害福祉計画は、法に基づく基本指針において、3か年の計画と定められている一方、障害者計画は、計画期間の定めはないものの、法において国の障害者基本計画(5か年計画)に基づいて策定することとされており、5か年計画としている地方公共団体が多い。これを踏まえ、国の基本指針により定められる障害福祉計画の期間と、国の障害者基本計画の期間が同一、又は、例えば、3年間と6年間など、中間見直ししやすい期間になっていけば、両計画の統合や策定作業の一本化による負担軽減等が図られやすくなるものと考え、提案するものである。また、更なる業務負担の軽減に向けて、両計画の内容の簡素化についても、併せて提案する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	42	05_教育・文化	都道府県	神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育支援体制整備事業費補助金交付要綱	教育支援体制整備事業費補助金の交付スケジュールの迅速化	教育支援体制整備事業費補助金について、3月末に行われている内示に先立ち、予算が成立した際の見込みであることを前提に、予算額の目安について情報提供を求める。	当該補助金については、内示により初めて予算額が示されることにより、短期間で人材を探さなければならぬなどの事務負担が非常に大きい。 【内示状況】 (事業年度) (内示日) 令和3年度 令和3年3月25日 令和2年度 令和2年3月31日 令和元年度 平成31年3月29日 平成30年度 平成30年3月30日 平成29年度 平成29年3月29日	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	43	02_農業・農地	一般市	瀬戸内市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第6項第1号イ『農地法の運用について』の制定について(平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長、農林水産省農村振興局長通知)	農地を地域づくり活動に利用する場合の農地転用許可の考え方の明確化等	農用地区域内にある農地を含む農地について、農業体験等の地域振興イベント開催に利用する場合における農地転用許可の考え方(特に、同許可が不要な場合の考え方)を『農地法の運用について』の制定について(平成21年12月11日農林水産省経営局長、農村振興局長通知)の中で明確化するとともに、参考となる事例の周知等を求める。	農地法第4条第6項第1号イに掲げる農用地区域内にある農地については、農地を農地以外のものにするいわゆる農地転用は、原則として認められていない。離島地域では、人口減少・高齢化に伴って農業従事者が著しく減少し、農用地区域内にある農地で耕作放棄地となっているものが増加しているが、他の地域に比べ資源が限られている中で、こうした耕作放棄地は交流人口の増加など地域を好転させる資源にもなり得る。住民主体の地域づくり団体やNPO団体から、地域の人口や新規就農者を誘致するための移住促進や賑わいづくりのため、耕作放棄地で農業体験等の地域振興イベントを開催することについて相談があり、農業体験等のイベント開催の場合は農地転用に当たらないとも考えられるが、どのような場合に農地転用をすることなく耕作放棄地の活用ができるか考え方がわからないことから、取組を断念してしまうことがある。その結果、耕作放棄地を有効活用できず、住民団体等の地域づくりへのモチベーションを下げてしまっている。したがって、農地を確保しつつ農業従事者の確保や耕作放棄地の活用を促進するため、農地転用の許可を得ることなく農用地区域内にある農地を活用できる場合の考え方を明確化するとともに、参考となる事例の周知等を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	44	03_医療・福祉	施行時特例市	春日井市、龍ヶ崎市、横浜市、三原市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法施行令第27条の2、国民健康保険法施行規則第24条の3	70歳以上の国民健康保険の一部負担金の割合について、収入の状況で申請しないと負担割合が2割にならない区分があり、住民税課税所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合を適用できるようにしてほしい。	70歳以上の国民健康保険の一部負担金の割合について、収入の状況で申請しないと負担割合が2割にならない区分があり、住民税課税所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合を適用できるようにしてほしい。	【事務内容】 定期的に該当の被保険者の収入状況を調べ、該当者に対し申請についての案内を送り、申請を待って負担区分を変更した高齢受給者証を再作成し送付している。案内の送付事務と申請の催促事務、高齢受給者証の差し替え事務などが発生する。 【支障事例】 国民健康保険法施行規則第24条の3において国民健康保険法施行令第27条の2で規定される負担割合の適用を受けようとするものは申請書を提出しなければいけないこととなっている。申請があつてから負担割合の変更を行うため、被保険者の申請が遅れる、または申請忘れにより、高い負担割合で診療を受ける月が発生する可能性があり、不利益を生じさせている。 (共同提案団体の支障事例) ・8月の年度切替に際しては対象者が非常に多く、対象者の抽出、申請の案内、申請の受理及び高齢受給者証の差し替え業務により事務の負担感が大きい。 ・基準収入額申請の案内はパンフレットやホームページ等でも実施しているが、これまで被保険者が自主的に申請したケースはなく、複雑な制度ゆえ勧奨ありきの制度となっている。 ・勧奨を受けた被保険者からの申請は、月中旬以降が多く、それに伴い高齢受給者証の差し替えは頻繁に発生している。 ・月をまたいで申請のリスクは常にあり、申請勧奨後、月の下旬には電話等で再勧奨を実施しており事務の負担になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【内閣府】 (10) 障害者基本法(昭45法84) 障害者基本計画(11条1項)の計画期間を5年間から6年間に延長することについては、次期計画の策定に係る障害者政策委員会における議論を踏まえつつ、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、都道府県障害者計画(同条2項)及び市町村障害者計画(同条3項)については、地方公共団体が地域の実情に応じて計画の期間、変更時期及び内容を定めることが可能であることを地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p> <p>5【厚生労働省】 (5) 児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii) 障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。</p>	—	<p>障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項及び第3項に定める都道府県障害者計画及び市町村障害者計画については、障害者基本計画(同条第1項)を基本とするとともに、各地方公共団体における障害者の状況等を踏まえ策定するものとされているところ、計画の期間、変更時期及び計画に規定すべき具体的な内容は定められておらず、各地方公共団体が地域の実情に応じて定めることが可能であることを通知した。 なお、障害者基本計画の計画期間の延長については、障害者政策委員会における議論を踏まえつつ、令和4年度中に結論を得るとし、令和4年10月5日(水)の第71回障害者政策委員会において、次期障害者基本計画の計画期間については延長せず、現行の5年間とすることで意見の方向性が取れ、令和4年12月16日(金)の第75回障害者政策委員会において、次期障害者基本計画案が取りまとめられ、令和5年3月14日(火)に閣議決定した。</p>	<p>【内閣府】障害者基本法第11条第2項及び第3項に基づく都道府県障害者計画及び市町村障害者計画の策定について(令和4年3月31日付け内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(障害者施策担当)付事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_41</p>	<p>内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(障害者施策担当)</p>
<p>5【文部科学省】 (14) 教育支援体制整備事業費補助金 教育支援体制整備事業費補助金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に内示を行う。</p>	—	<p>令和4年度事業に関する自治体への内示について、令和3年度よりも早期に実施した。</p> <p>(参考) <補習等のための指導員等派遣事業> 令和3年度事業に関する内示: 令和3年3月25日 <スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業> 令和3年度事業に関する内示: 令和3年3月31日</p>	—	—	<p>文部科学省初等中等教育局児童生徒課、財務課</p>
<p>5【農林水産省】 (9) 農地法(昭27法229) (ii) 農地をその区画や形質を変更することなく短期間で利用し、当該利用終了後、直ちに当該農地を耕作の目的に供することが可能であることが明らかな場合については、農地転用許可(4条1項及び5条1項)を受けることが不要であることを明確化し、参考となる事例を示しつつ、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>	—	<p>農地をその区画や形質を変更することなく短期間で利用し、当該利用終了後、直ちに当該農地を耕作の目的に供することが可能であることが明らかな場合については、農地転用許可(4条1項及び5条1項)を受けることが不要であることを明確化し、参考となる事例を示しつつ、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【農林水産省】農地の区画や形質を変更することなくイベント会場等として一時的に利用する場合の農地転用の取扱いについて(技術的助言)(令和4年3月31日付け農林水産省農村振興局長通知) 【農林水産省】「農地法の運用について」の制定について」等の一部改正について(令和4年3月31日付け農林水産省農村振興局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_43</p>	<p>農林水産省農村振興局農村政策部 農村計画課</p>
<p>5【厚生労働省】 (33) 国民健康保険法(昭33法192) (i) 国民健康保険における療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合(42条1項)については、被保険者等及び市区町村の負担を軽減するため、省令を改正し、市区町村が当該被保険者等の負担割合が2割となることを確認できる場合は、世帯主からの申請(施行規則24条の3第1項)によらず、負担割合を2割とする(施行令27条の2第3項1号又は2号)ことを可能とする。 [措置済み(国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号))]</p>	—	<p>令和3年12月10日に国民健康保険法施行規則を改正し、市区町村において被保険者等の負担割合が2割となることを確認できる場合は、当該市区町村の判断で、申請書の提出を不要とすることを可能とした。</p>	<p>【厚生労働省】国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号) 【厚生労働省】国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について(令和3年12月10日付け厚生労働省保険局長通知) 【厚生労働省】国民健康保険の一部負担金割合の判定に係る申請の不要化に関するQ&Aの送付について(令和3年12月24日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_44</p>	<p>厚生労働省保険局国民健康保険課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	45	03_医療・福祉	施行時特例市	春日井市、龍ヶ崎市、横浜市、三原市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第32条	後期高齢者医療保険の一部負担金に係る収入区分に応じた負担割合への適用申請の廃止	後期高齢者医療保険の一部負担金の割合について、収入の状況で申請しない負担割合が1割にならない区分があり、住民税課税所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合を適用できるようにしてほしい。	【事務内容】定期的に該当の被保険者の収入状況を調べ、該当者に対し申請についての案内を送り、申請を待って負担区分を変更した被保険者証を送付している。案内の送付事務と申請の催促事務、被保険者証の差し替え事務などが発生する。 【支障事例】高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第32条において高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条で規定される負担割合の適用を受けようとするものは申請書を提出しなければいけないこととなっている。申請があつてから負担割合の変更を行うため、被保険者の申請が遅れる、または申請忘れにより、高い負担割合で診療を受ける月が発生する可能性があり、不利益を生じさせている。 (共同提案団体の支障事例) ・新しい被保険者証を送付する際には、当市では10,000人以上の確認を1週間程度で行う必要があり、迅速かつ正確な対応を維持することが既に困難になっている。今後団塊の世代が後期高齢者となり、対象者が増加することにより事務負担も増加することが予想され、このままでは申請勧奨の遺漏や誤りにより被保険者に対して不利益を生じる可能性があり、それを回避するためにも、事務負担の低減は喫緊の課題と考える。 ・被保険者は高齢であり、申請行為の負担が相対的に大きい。後期高齢者医療制度において申請行為を不要としている他の業務と比較し、被保険者にとって大きな負担となっている。 ・申請勧奨を行っても申請がない場合は複数回の連絡事務も発生し、申請漏れがないようにするための事務量も多くなっている。 ・基準収入額申請の案内はパンフレットやホームページ等でも実施しているが、これまで被保険者が自主的に申請したケースはなく、複雑な制度ゆえ勧奨ありきの制度となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	46	03_医療・福祉	町	岡垣町	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策重点推進事業実施要領	地域少子化対策重点推進事業のうち結婚新生活支援事業の補助対象期間の拡大	地域少子化対策重点推進事業のうち、結婚新生活支援事業の補助対象期間の拡大を求める。具体的には、以下のいずれかを求める。 ① 現行制度では、補助対象期間中に婚姻届を提出し、受理された夫婦で一定の要件を満たす者が補助の対象とされているところ、補助対象期間の起算点(事業実施年度の前年度の1月1日)を前倒すこと。 ② 補助対象者が補助対象期間中に受けた補助金額が、補助上限額に達しない場合については、翌年度も引き続き補助上限額に達するまで家賃等について補助を受けることができるようにすること。	地域少子化対策重点推進事業実施要領において、結婚新生活支援事業の補助要件として、事業実施年度の前年度の1月1日以降で、都道府県等が定める日から当該都道府県等の事業終了日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦で一定の要件を満たす者が補助の対象とされている。事業実施年度の1月1日から3月31日までは次年度事業との重複期間とされており、補助対象者は都合のよい年度の事業を選択することが可能であるが、事業実施年度の年末付近に婚姻した世帯は、当該実施年度の事業を選択するしかなく、引越費用や家賃の額によっては、補助対象期間である年度末までの間に補助金額が補助上限額まで達しない場合があり、婚姻時期により受けられる補助金額に不均衡が生じている。(例えば、12月24日に婚姻した世帯が受けられる補助の対象期間は1月から3月までの3か月分であり、仮に、引越費用10万円、家賃5万円とすると、補助対象経費の合計は25万円となり、上限額である30万円まで補助を受けることができない。)特に、令和3年度からは、29歳以下の補助上限額が30万円から60万円に増額されたことから、更に大きな不均衡が生じることが見込まれる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka-yosan.html
R3	47	11_その他	中核市	金沢市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政実例(昭和47年6月19日自治行46)の解釈(当該行政実例そのものではなく、これの一般的な解釈が、「不納欠損処分をするには権利の放棄として議決を要する」という解釈となっているようである。)	時効期間を経過した私法上の債権等を「債権のみなし消滅」により不納欠損処分をするための規定の整備等	【第1希望】地方自治法施行令等に「債権のみなし消滅」による不納欠損処分(債権管理事務取扱規則(昭和31年大蔵省令第86号)第30条及び歳入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号)第27条の規定に相当する制度とします)をするための規定の整備 【第2希望】「債権のみなし消滅」による不納欠損処分を地方公共団体の「規則」で定めても差し支えない旨の技術的助言の実施	時効期間を経過した私法上の債権は、判例上、債務者からの時効の援用がなければ消滅しない。このため、債務者の所在が不明である場合等で時効の援用が行われない債権は、一般的には、地方自治法第96条第1項第10号の「権利の放棄」として議会の議決を得るか、債権管理条例等を制定し、条例の規定に従って債権放棄をした上で不納欠損処分をするべきとされている。しかし、債務者の所在が不明であれば、債権放棄の議決を得ても、放棄の意思表示を到達させなければ、意思表示の到達主義(民法第97条第1項)の下では、債権は消滅しない。これを消滅させるには、裁判所において意思表示の公示送達を行う必要があり、一定の手続と費用が必要となる。一方、国においては、財政法第8条において債務の免除は「法律に基づくことを要する」とされるところ、省令で「債権のみなし消滅」による不納欠損処分を定めている。このことは、「債権のみなし消滅」は「債務の免除(権利の放棄)」ではないと解釈しているものと考えられる。そこで、「債権放棄」ではなく、国と同様の「債権のみなし消滅」による不納欠損処分が地方公共団体も行えることが明らかになれば、債権放棄の方法における「意思表示の到達」という問題を生じさせずに不納欠損処分ができるようになる。	—
R3	48	03_医療・福祉	一般市	大府市	財務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法及び戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きの簡素化	「印鑑等届出書」については、押印廃止につき、「氏名等届出書」に改められるが、改正後の様式が「償還金支払場所」、「記者住所」、「記者氏名」を記載するものとなる場合は、請求書との記載と重複することとなるため、請求書との一本化を求める。また、前回受給者と同順位の別の者が請求する場合、「戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍」が必要となるが、本戸籍は主に戦没者の死亡当時の除籍謄本であり、請求者によって変動する可能性が低いと見られるため、省略を求める。	戦後76年が経過し、請求者の多くが高齢者である。請求にあたり、重複した記載内容(氏名、住所)があるため、申請者の負担となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、弔慰金請求に限らず、多くの窓口業務が簡素化し、短時間で完了されることが求められる。戸籍の取得については、居住地に本籍がある場合は、弔慰金担当者が戸籍窓口につなぎ、補助することが可能だが、他県等の場合は郵便申請となり、申請者の大きな負担となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	49	11_その他	一般市	大府市	デジタル庁、総務省、財務省	B 地方に対する規制緩和	国税通則法第74条の12、国税徴収法第146条の2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条7号、第19条9号	税務署からの住民税課税情報等の照会対応に係る事務負担の軽減	税務署からの住民税課税情報等の照会を、地方公共団体に負担をかける方法として頂きたい。例えば、情報提供ネットワークシステムや国税連携システムなどを活用した照会など、地方公共団体が対応に時間をとられないような方法を検討いただきたい。	現在、税務署からの住民税課税情報等の照会は電話、窓口への来庁及び郵送で行われており、市町村の住民税担当窓口において、その照会回答の対応に多くの時間を費やされ、通常業務を行う時間が奪われ対応に苦慮している。具体的には、年間に100件以上の問い合わせがあり、1件に15分程度かかるとして、人口約9万人の当市において、総合計年間1,500分程度費やしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (43) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療における療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合(67条1項)については、被保険者及び市区町村等の負担を軽減するため、省令を改正し、後期高齢者医療広域連合が当該被保険者の負担割合が1割となることを確認できる場合は、被保険者からの申請(施行規則32条1項)によらず、負担割合を1割とする(施行令7条3項1号又は2号)ことを可能とする。 【措置済み(国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号))】</p>	—	令和3年12月10日に高齢者の医療の確保に関する法律施行規則を改正し、後期高齢者医療広域連合において被保険者の負担割合が1割となることを確認できる場合は、当該広域連合の判断で、申請書の提出を不要とすることを可能とした。	<p>【厚生労働省】国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号) 【厚生労働省】国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について(令和3年12月10日付け厚生労働省保険局長通知) 【厚生労働省】後期高齢者医療の一部負担金軽減に係る申請の不要化に関するQ&Aの送付について(令和3年12月24日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_45	厚生労働省保険局高齢者医療課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>5【財務省(8)】【厚生労働省(38)】 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続については、遺族の高齢化等を踏まえ、簡素化する方向で検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—				
<p>5【デジタル庁(5)】【総務省(8)】【財務省(6)】 国税徴収法(昭34法147)、国税通則法(昭37法66)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 税務署から地方公共団体への住民税課税情報等の照会(国税徴収法146条の2並びに国税通則法74条の12第1項及び2項)については、令和8年度に予定している国税情報システム(国税総合管理(KSK)システムと国税電子申告・納税システム(e-Tax))及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—				

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	50	06 環境・衛生	一般市	大府市	農林水産省、環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項、第21条、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令第1条	食品リサイクル法における廃棄物処理法等の特例措置の拡充	食品リサイクル法第21条における廃棄物処理法の特例制度では、食品リサイクル法第2条第4項で規定する「食品関連事業者」に対し、廃棄物処理法第7条の規定にかかわらず、一般廃棄物収集運搬許可(荷卸し)に関する許可を不要としているが、現在対象外となっている、(外部業者を入れない)自社運営の食堂や老人ホームの食堂についても特例対象とすること。	【現状】 当市では、バイオマス産業都市構想に基づき、民間事業者が設置したバイオガス発電施設に市内外の食品関連事業者等から食品循環資源(食品残さ)を受入れ、処理している。一般廃棄物は排出された自治体内での処理が基本とされているが、食品の再生利用に関しては広域的な処理の必要性があることから、一般廃棄物収集運搬業の許可の特例が設けられている。当該バイオガス発電施設は食品リサイクル法に基づく再生事業者登録がされているため、他の自治体の食品関連事業者から排出された一般廃棄物(食品残さ)の受入れの際に、一般廃棄物収集運搬許可(荷卸し)の許可が不要となる特例が適用されている。食品関連事業者には、食堂運営を委託された事業者を含むものの、外部委託せず自社で食堂を運営している中小企業や小規模な老人ホームについては対象外となることから、収集運搬事業者に対し、2年に1回一般廃棄物収集運搬業(荷卸し)に係る申請及び許認可手続きが必要となっている。 【支障】 食品リサイクル法において、それらの事業所から出る食品残さのリサイクルは義務付けされていないが、環境意識の高まりや国が進める脱炭素社会の実現に寄与するため、リサイクルしたいというニーズが増えてきており、当市における食品残さの受入れ相談も年間10件から15件程度あり、それに伴う許認可事務の負担が増加している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	51	03 医療・福祉	中核市	船橋市、横浜市、三原市	法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第6条第11項 国民健康保険法施行規則第1条第2号～4号、第13条 出入国在留管理庁から提供された情報を活用した特定技能外国人の国民健康保険への加入促進の実施について(令和2年4月7日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について(平成22年12月17日付け保発1217第1号) 国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成16年6月8日付け厚生労働省告示第237号)	出入国在留管理庁から市区町村への国民健康保険に加入できない者の通知	特定活動の在留資格を持つ外国人で国民健康保険に加入できない者の情報を、出入国在留管理庁より対象者が住民登録をしている市区町村への通知の実施。現在、令和2年4月7日付け事務連絡厚生労働省保険局国民健康保険課通知に基づき、出入国在留管理庁から国保中央会及び国保連合会を経由して各市町村へシステムにて外国人情報が提供されているが、その情報について、今回の対象者情報を追加することを想定。	当市国民健康保険加入者である外国人のうち、在留資格が特定活動(医療を受ける活動)である者がいたため、実態調査及び対象者のパスポートの確認を行い、当該者の資格喪失処理を行った。当該者は住民登録時には「技術・人文知識・国際業務」の在留資格であったため国民健康保険に加入していたものの、後日、医療機関からの情報提供により在留資格が特定活動(医療を受ける活動)に変更となっていたことが判明した。在留資格が医療滞在である場合には国民健康保険に加入することができない。しかしながら、住民登録がなされたまま在留資格が特定活動(医療を受ける活動等)へ変更された者については、本人からの届出がない限り市町村では変更後の在留資格を把握することができない。判明した際には多額の医療費(総額約188万円)が発生していた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	52	03 医療・福祉	一般市	津久見市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	薬剤師法第19条、第22条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の3	薬剤師法に基づく調剤制限等の規制緩和	へき地におけるオンライン診療において、一定の要件を満たした場合、診療所の薬を患者に提供できるよう規制を緩和する。	当市の離島部の診療所については、診療所の院長、看護師などが週4日、本土より定期船で通い、島在住の看護師を含めた体制で診療を行っている。荒天等において、医師が渡島できないときの診療体制を確保するため、令和2年10月より、本土の当市内の病院からオンライン診療が出来るよう、市が情報通信機器の整備を行い、当該診療所で運用を開始した。しかしながら、医師が本土の当市内の病院からオンライン診療を実施することになるため、当該診療所内に医師が不在となり、薬剤師法第19条(調剤)及び第22条(調剤の場所)による制限のため診療所内に在庫している薬剤を患者に提供できない事案が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	53	11 その他	町	吉岡町、渋川市、安中市、みどり市、榛東村、神流町、甘楽町、長野原町、草津町、高山村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、千代田町、邑楽町	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳事務処理要領第5-10ア(エ)、キ	DV等支援措置の延長に係る申出手続きの簡素化及びDV等支援措置期間の延長	「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置」(以下「DV等支援措置」という。) における延長の申出手続きに関して、申出者が行う警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等(以下「相談機関等」という。) 及び市町村窓口への出頭による本人確認の省略並びにDV等支援措置期間を1年を超えて設定することを可能とすること。	【支障事例】 DV等支援措置の期間は1年となっており、DV等支援措置の対象者が当該措置の延長の申出を行う場合、1年ごとに初回と同様の手続きが求められ、相談機関等及び市町村の窓口に出頭し本人確認を受ける必要がある。窓口への出頭が必要のため、市町村窓口でDV等支援措置の延長の申出を行ったのにも関わらず、相談機関等に相談に行かなかったことで、やむを得ずDV等支援措置が終了に至ったケースがある。 【制度改正の必要性】 DV等支援措置の期間は、初回又は延長の手続きであるか否かを問わず1年となっているが、特に延長手続きを行う対象者については、初回の手続き時と比べて対象者の環境が大きく変化することは少ないと考えられ、1年ごとにDV等支援措置の延長の申出を行わなければならないことについては、当町職員だけでなくDV等支援措置対象者等からも柔軟な対応を可能にすることを求める声がある。また、DV等支援措置の延長の申出者は、加害者が訪れる可能性のある窓口で延長のために足を運ばなければならない、出頭を伴う手続きは被害者にとっては精神的な負担であり危険を伴うものとなっている。DV等支援措置の延長の申出のたびに窓口に出頭しなければならないことについても、当町職員だけでなくDV等支援措置対象者等からも利便性の高い手続となるよう見直しを求める声がある。 【懸念の解消策】 DV等支援措置の対象者が延長の申出を行う場合、本人確認は初回の申出時に行っていることから、出頭による本人確認の方法を緩和し、相談機関等及び市町村において初回で控えた相談や申出の内容で本人を特定する電話受付や本人確認書類同封による郵送等での延長手続きを可能とする。また、延長の手続きは初回の手続き時と比べてDV等支援措置対象者の環境が大きく変化することは少ないと考えられることから、当該対象者が延長の申出をする際に、例えば3年を超えない範囲で対象者の希望により支援措置期間を選択できるようにすなど柔軟な対応を可能とする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【農林水産省(16)】【環境省(11)】 食品関連事業者(2条4項)の委託を受けて食品循環資源(同条3項)の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例(21条)については、市区町村の許可に係る事務負担の軽減及び当該事業者に求められる目標設定等の負担も考慮し、食品関連事業者の対象範囲の拡大について、関連する事業者等の意見も踏まえて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
5【法務省(4)】【厚生労働省(26)】 出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び国民健康保険法(昭33法192) 国民健康保険の被保険者である外国人が、在留資格の変更により、国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)1条2号から4号までに該当する者となったことで、被保険者の資格を喪失した場合における市区町村の資格喪失処理に係る事務については、当該市区町村における事務の円滑な実施に資するよう、法務省から市区町村に対する既存の情報提供の仕組みを活用して当該者の情報を提供することを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
5【厚生労働省】 (35)薬剤師法(昭35法146) 離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師が渡航できないことにより不在となる場合において、当該診療所に従事する医師が患者に対して遠隔でオンライン診療を行った場合の調剤については、当該医師又は薬剤師が、映像及び音声の送受信による方法で、当該診療所の看護師又は准看護師が行うPTPシート等で包装されたままの医薬品の取り揃えの状況等を確認することで、当該医薬品の提供を可能とする考え方や条件等について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> (35)薬剤師法(昭35法146) 離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師が渡航できないことにより不在となる場合に、当該診療所に従事する医師が患者に対して遠隔でオンライン診療を行った場合の調剤については、以下の措置を講ずる。 ・当該医師又は薬剤師が、映像及び音声の送受信による方法で、当該診療所の看護師又は准看護師が行うPTPシート等で包装されたままの医薬品の取り揃えの状況等を確認することで、当該医薬品の提供を可能とする考え方や条件等について、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年3月23日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医政局総務課長通知)]	「離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について」(令和4年3月23日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、同省医政局総務課長通知)を通知した。	【厚生労働省】離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について(令和4年3月23日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、同省医政局総務課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_52	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医政局総務課
5【内閣府(9)(i)】【警察庁(1)(i)】【総務省(9)(iii)】【厚生労働省(39)(ii)】 住民基本台帳法(昭42法81) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧(11条及び11条の2)、住民票の写し等の交付(12条から12条の4)、除票の写し等の交付(15条の4)、戸籍の附票の写しの交付(20条)及び戸籍の附票の除票の写しの交付(21条の3)における、ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平13法31)1条1項)、ストーカー行為等(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平12法81)6条)、児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平12法82)2条)及びこれらに準ずる行為(以下「DV等」という。)の被害者の保護のための措置(以下「DV等支援措置」という。)に係る延長の申出については、市区町村の事務所へ出頭して行うこととしているが、代理人による手続も認められている旨、また、精神疾患等により市区町村の事務所への出頭が困難となっている申出者については、市区町村長の判断で、郵送等により申出を受け付け、添付された本人確認書類の写しにより申出者本人からの申出であることの確認をした上、警察などの相談機関等から当該措置の必要性を確認できた場合には受理することとして差し支えない旨、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]	—	支援措置に係る延長の申出については、市区町村の事務所へ出頭して行うこととしているが、代理人による手続も認められている旨、また、精神疾患等により市区町村の事務所へ出頭して延長の申出を行うことが困難と認められる場合であって、代理人の申出によることも困難な場合には、市区町村長の判断で、郵便等により申出書、本人確認書類の写し等を送付させ、本人確認を行うことで延長の申出を受け付ける(※)こととしても差し支えない旨、地方公共団体に通知した。 ※郵便等による延長の申出を受け付ける場合にも、判断の客観性を担保するため住民基本台帳事務処理要領第5-10-イの例により、支援の必要性の確認を行い、市区町村長において支援措置の実施に関する判断を行うことが適当。	【総務省】ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施に関する質疑応答について(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_53	総務省自治行政局住民制度課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	54	03_医療・福祉	中核市	前橋市、太田市、沼田市、藤岡市、安中市、榛東村、神流町、長野原町、草津町、高山村、川場村、昭和村、玉村町、邑楽町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育体制強化事業実施要綱 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	保育体制強化事業における職員(保育士及び保育士以外の者)の数の確認に係る補助要件の緩和	保育体制強化事業の補助要件について、保育支援者を配置した月における職員(保育士及び保育士以外の者)の数の前年同月比較要件を、「当該年度において公定価格の基本分単価を充足する職員を配置し、かつ、当該年度の保育支援者を配置した月と前年度の同月を比較して保育支援者の配置数が同数以上であること」に改める等、補助要件の緩和を求める。	保育所等で離職者が出た場合等において、残る保育士の負担軽減を目的として、新たに保育支援者を配置しても、現在の補助要件では当該保育支援者のほかに新たな職員(保育士及び保育士以外の者)を雇用しない限り、「前年同月における保育士及び保育士以外の者の数」が「同数以上」とならないため、保育体制強化事業を活用することができない。 地方では新たな保育士の確保が困難な状況が続いており、職員の減少により労働環境が悪化し、残された職員の負担が増大している施設では、新たな職員の確保がより一層困難な状況であるばかりか、少人数の保育士で保育事業を行っている規模も小さい施設などでは、当該制度の活用ができず、また、自主財源での保育支援者の配置も困難なことが多いため、更に保育士の離職が進むような悪循環に陥る可能性もある。 当市においても、当該制度を活用して保育支援者を配置することで、保育士の負担軽減を図ることを検討したものの、職員数が前年より減少していたために補助対象とできなかった事例が生じた。その結果、より一層保育士の確保が困難になり、利用定員の縮小を検討している事例もあるなど、保育体制の弱化等の支障が生じている。 保育体制の強化を図るためには、「保育補助者雇上強化事業」の活用という方法も考えられるものの、保育士確保が難航している地域では、実習等を必要とする保育補助者の希望者の数も不足していることが多く、保育補助者雇上強化事業により保育士の負担を軽減させるほどの人材を確保することは現実的ではないため、より多様な人材である保育支援者が対象となる保育体制強化事業の要件緩和を求めるものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu/kekka.vosan.html
R3	55	09_土木・建築	中核市	前橋市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件(平成12年4月13日付建設省告示第1171号)	「国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件」(平成12年4月13日付建設省告示第1171号)に基づき都道府県が行う事務の対象とする地方公共団体の見直し	中核市が国土交通省所管の補助金等(社会資本整備総合交付金においては中核市が単独で社会資本整備計画を策定しているものに限る)の交付申請等を行うことができるよう地方整備局等及び都道府県が行っている国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の対象とする地方公共団体について見直すこと。	「国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件」(平成12年4月13日付建設省告示第1171号)に基づき、都道府県は同告示に定める補助金等のうち、市町村(地方自治法第252条の19に規定する指定都市を除く。)に対するものについて、補助金等の交付に関する事務の一部(交付申請書の受理、審査、現地調査等)を行っている。これにより、市が国土交通省に対して補助金等の交付申請等を行う場合には、都道府県を経由する必要がある。 一方、市街地再開発事業において、都市計画法第8条における高度利用地区など地域地区の指定や同法第12条の市街地再開発事業(国、都道府県による施行は除く)は市が単独で決定し、さらに当市の例では、県から都市再開発法に係る施行認可や権利変換計画認可等に関する権限移譲を受けており、事業施行者である民間事業者等に対して市が単独で許認可を行っていることから、県は事業に関与していない。 このように中核市においては一部の事務手続きに関して指定都市と同様な権限移譲がされており、認可等に係る行政能力が十分に備わっているにもかかわらず、補助金等の交付申請等においては、指定都市と制度上手続きが異なるため、一体的かつ効率的な手続きが行えないといった支障が生じている。 また、現行制度においては、地方整備局等によるヒアリングに、事業に直接的に関与していないために事業内容を十分に把握していない都道府県側で対応することとなるため、直接市が対応する場合であれば必要ない説明準備資料の作成を求められる等の負担が生じている。 さらに、補助事業の運用等に関して、都道府県を通じて地方整備局等に質疑を行っているが、回答が得られるまでに時間を要したり、質疑内容が十分に伝達されないなどの支障も生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu/kekka.html
R3	56	11_その他	町	砥部町、松山市、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松野町、愛南町	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第3項、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	マイナンバーカードの代理人への交付が認められるケースの拡充	学業や仕事が多忙であることや、施設には入所していないものの高齢であることにより本人が役所窓口に来庁することが困難な場合においても、代理人へのマイナンバーカードの交付を可能とする。 また、申請者が仕事や学業の都合で、住民票を移さずに県外で生活しているような場合の代理交付時における、本人確認の簡素化を求める。	マイナンバーカードは、原則必ず本人が来庁しなければ、交付ができないことになっている。代理人への交付も可能ではあるが、病気、身体の障害等のやむを得ない理由があるときに限られており、仕事や学業が多忙であることや、高齢で外出が難しいという理由での代理人への交付は不可のため、住民に対する説明に苦慮している。申請者本人が平日日中の受け取りが困難な場合に対応するため、平日の夜間や休日の窓口開庁を実施しているが、仕事や学業、部活動等を理由に本人がマイナンバーカードの受け取りのために来庁することが困難なケースがあり、必ずしも夜間開庁や休日開庁で本人が受け取りに来庁できるとは限らない。また、高齢者については、施設に入所していないものの、在宅療養や在宅介護を利用している方で外出することが困難なケースもあり、家族が代理でマイナンバーカードを受け取ることはできないかという相談をいただいているが、申請者が施設入所者であることが代理人への交付の条件になっているため、交付に際して申請者本人やそのご家族に多大な負担を強いている。 代理交付の際の本人確認書類については、申請者の顔写真付きの本人確認書類が必須となる。15歳未満の者と入院・入所中の者の場合は「顔写真証明書」という制度が設けられたが、それ以外の者は対象となっていない。本人が遠方にいる場合、顔写真付きの本人確認書類の原本(例えば免許証、学生証)を預かることができないケース(免許証、学生証が本人の手元になく運転できない等生活に支障が出るため)が多々あり、マイナンバーカード受取りをやめるなど交付手続きに支障が出ている。マイナンバーカードの交付の前提として本人確認は重要であると考えられるため、現在の方法を原則とした上で、例えば、県外の大学に通う大学生の場合や、22歳までの扶養親族に該当する場合等範囲は限定した上で、本人確認の簡素化を検討してほしい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【国土交通省】 (9) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件(平12建設省告示1171)に係る都道府県の知事が行う事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、引き続き、国及び地方整備局による地方公共団体への交付決定のための確認を必要最小限のものとするよう、地方整備局及び都道府県に令和3年度中に周知する。	—	補助金等の交付に関する事務について、地方公共団体や各補助金事務担当者の事務負担軽減のため、補助金等の交付決定のための確認は、引き続き法令や各補助金等の要綱等に基づき必要最小限のものとするよう、改めて関係者に周知した。	【国土交通省】国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の取組について(令和3年12月22日付け大臣官房会計課企画専門官(法規担当)事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.55	国土交通省大臣官房会計課
5【総務省】 (14) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iii) 個人番号カードの代理人への交付については、交付申請者が居宅サービス(介護保険法(平9法123)8条1項)を受けている場合における交付申請者の本人確認の方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【総務省】 (24) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i) 個人番号カードの代理人への交付については、交付申請者が在宅で保健医療サービス又は福祉サービスの提供を受けている場合、当該交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類を本人確認書類として利用できるようにするため、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」(平27総務省自治行政局長)及び「公的個人認証サービス事務処理要領」(平16総務省自治行政局長)を改正し、市町村(特別区を含む。)に通知する。 [措置済み(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知)]	個人番号カードの交付申請者が居宅サービスを受けている場合のカードの代理交付については、当該交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類を、交付申請者本人の確認書類として利用できることと結論を得た。これに伴い、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)の一部を改正した。	【総務省】個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について(通知)(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.56	総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	57	11_その他	町	砥部町、宇和島市、新居浜市、大洲市、東温市、上島町、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	総務省、外務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第30条の11、公職選挙法施行令第23条の9、第23条の14	選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録されていない外国に住所を有する者への在外投票に係る取扱いの適正化	在外選挙人名簿から抹消された者が誤って投票することがないように制度の改正等を求める。	在外選挙人として登録のある者が、帰国し、当町に住基登録した後に4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消した。しかし、その後すぐに、在外選挙人証を返却しないまま出国した。当町選管は、抹消後、速やかに外務省に在外選挙人名簿の抹消を通知した。しかし、未だに本人は選挙権が抹消された事実を知らないまま、在外公館で在外投票を続けており、選挙の度に投票用紙が送致されてくる。本件について、総務省に確認を取ったが、在外公館では名簿登録の確認までは行っておらず、在外選挙人証を所持して投票できるとのことであった。当町選管では在外選挙人名簿未登録者のため受理ができず、外務省に返送しても受理できないと差し戻されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	58	03_医療・福祉	中核市	豊橋市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	令和元年度児童手当交付金事業実績報告書の提出について別紙 確定に伴う追加交付額及び返還額の算出について(令和2年6月12日付内閣府子ども・子育て本部事務連絡)	児童手当交付金の実績報告における精算手続の簡素化	児童手当交付金の実績報告における精算手続について、現状の子ども・子育て支援勘定業務関連システム(以下、システム)により出力される帳票結果をそのまま活用できず、内閣府より発出された事務連絡に基づき、別途追加交付額、返還額を手計算により算出している。このような状況を改善するため、例えば、実績報告様式(様式12)において、児童手当の追加交付額と返還額(事業主拠出分)、児童手当の追加交付額と返還額(国庫財源分)、特例給付の追加交付額と返還額がそれぞれ算出された形で出力される等の手続の簡素化を求める。	毎年7月に、内閣府が指定するシステムを活用し、前年度分の児童手当について実績報告を行っていき、出力される帳票の合計欄には、児童手当及び特例給付の過不足が相殺された形で追加交付額または返還額が算出されるが、実際には、児童手当の追加交付額と返還額(事業主拠出分)、児童手当の追加交付額と返還額(国庫財源分)、特例給付の追加交付額と返還額について、それぞれを分けた形で報告することが求められている。そのため、システムによる出力結果を基に、各区分の追加交付及び返還額を別途算出する必要があり、その事務に相当な時間を要するとともに、追加交付及び返還額について誤りが発生しやすい状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	59	11_その他	中核市	豊橋市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法施行令第25条	公職選挙法施行令に基づく投票管理者等の告示事項の見直し	投票管理者及び職務代理者を選任した場合の告示事項から「住所」を削る又は「住所」を「住所の市区町村まで」若しくは「住所の町字まで」と改める。	公職選挙法施行令第25条において、投票管理者又はその職務代理者を選任した場合は、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない旨規定されている。当該住所及び氏名を告示する趣旨は、その職務の重要性に鑑み、広く投票人に周知し、投票所において公正な投票を確保しようとするものと承知している。しかしながら、当該告示後に、不審者が投票管理者の自宅の玄関まで押し掛けるという投票管理者のプライバシーが侵害される事例が発生しており、その不安から投票管理者等の選任を断られるケースが増えており、投票管理者等の確保が難しくなっている。また、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号)にて、投票管理者等の選任要件が緩和された趣旨から住所を告示することの有益性は乏しくなっているものと考えられる。他方、候補者の立候補の届出があった旨の告示事項については、令和2年7月17日付け総行管第205号総務省自治行政局選挙部長通知にて、取扱いを見直す旨の技術的助言がなされたところであり、住所については、「住所の市区町村まで又は町字まで」とすることが適当とされた。以上から、投票管理者等の告示事項についても、投票管理者等の確保、プライバシーの保護などの観点から告示事項を改められたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	60	11_その他	中核市	豊橋市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第113条第3項	公職選挙法第113条第3項ただし書きに定める通知期限の見直し	公職選挙法第113条第3項のただし書きにおいて、各号の区分による選挙の期日の告示があった後に(市町村の選挙は告示の日前10日以内に)欠員が生じた旨の通知を選管が受けたときは、いわゆる便乗補欠選挙を行わないとされているが、市町村の選挙では親選挙の告示日の11日前までに、その他の選挙では親選挙の公示(告示)の前までに欠員通知を受けた場合は、便乗補欠選挙を執行する必要がある。しかし、上述の通知期限の間際で欠員通知を受けた場合、選挙執行に支障を来すおそれ強いと、相当程度の期間の延長を求める。	市長選挙の際、便乗補欠選挙の要件である「告示の日前10日」の期限間際に市議が辞職し立候補することを想定し、投票用紙の調製、選挙人名簿の調製、入場券の発送、ポスター掲示場の設置、従事者確保、啓発関係物資調達などを各部署及び各関係者と調整したが、物品調達については、納期の過密さから難色を示す業者がほとんどであるなど、選挙を適正に実施できない可能性があることがわかった。また参議院議員や都道府県議会議員の選挙については、親選挙の期日の公示(告示)前に欠員が生じれば便乗補欠選挙を行うこととなるが、その場合、前述の市町村の選挙以上に便乗補欠選挙の通知期限から選挙までの日数が短く、便乗補欠選挙を執行することが、さらに難しくなると考える。現行の公職選挙法第113条第3項ただし書きの通知期限については、昭和37年に改正されたものであるが、改正時から比べると、平成15年に期日前投票制度が導入されるなど選挙制度は大きく変わっており、現行法は現実にそぐわないものとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	61	02_農業・農地	都道府県	三重県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律	市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正	農業振興地域の整備に関する法律第11条に基づく市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、同条に規定する異議申出又は審査申立(以下、「異議申出等」)があった場合には、市町村長が必要と認める異議申出等と関係がない土地に係る農用地利用計画の変更については、手続を進め変更を完了することが可能となるよう制度の改正を求める。	農用地利用計画は市全域で一つを作成しているが、異議申出等があった場合、市全域に係る計画の変更全体について変更手続が停止してしまうため、当該異議申出等と関係ないと考えられる土地についても、農用地区域から除外されるか否か等が確定せず、その土地の開発が遅れるなどの影響が発生するケースが毎年数件程度発生している(当県では、異議申出後の審査申立に係る手続を約170日間待ってようやく変更計画を決定できたケースがあった)。例えば、土地Aについて農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に該当するとして農用地区域から除外しようとする場合に、当該土地Aから遠く離れた土地Bの所有者から自身の土地について農用地区域から除外すべきであるとの異議申出があったときに、土地Bが農用地区域から除外されるか否かは、土地Aの同項各号への該当性に影響しない可能性がある。このような場合、異議申出等を受けた結論が出るまで、土地Aに関する変更手続を停止させる必要性はないと考えられる。したがって、土地Aのような土地についてその後開発が予定されている場合などは、異議申出等の手続と切り離して農用地利用計画の変更を行うことを可能とすることを求めたい。なお、異議申出等に関する手続は並行して実施し、仮に上記土地Bについて農用地区域から除外する場合には、その後改めて農用地利用計画を変更すれば実質的な支障は生じないと考えられる。県は農用地利用計画の作成・変更の協議を受ける立場ではあるが、現在の仕組みは住民の円滑な取引活動の妨げになると考えられ、実際に農用地利用計画の変更が停滞していることについて利害関係者や住民からの問合せへの対応に追われることもあった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【総務省(4)(i)】【外務省(1)】 公職選挙法(昭25法100) 一時帰国により在外選挙人名簿に登録されている者を当該名簿から抹消した場合における市町村(特別区を含む。)の選挙管理委員会による通知(施行令23条の14第1項)を受け取った場合の在外公館の対応については、在外選挙人に対する抹消の事実の周知を図るため、在外選挙事務処理要領を改訂し、その留意事項を在外公館に周知する。 [措置済み(令和3年9月27日付け大臣発各在外公館長宛公電)] また、在留届を管理するための領事業務情報システムについては、在外選挙人証等受渡簿(施行令23条の10)の各在外公館間における情報共有が可能となるよう当該システムの改修について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	<p>在外公館が在外選挙事務を行う際の在外選挙事務処理要領を改訂し、在外選挙人名簿に登録されている者が当該名簿から抹消された場合において、当該選挙人への連絡が可能なときは、改めて在外選挙人名簿登録を行うよう指導すべきであることなどについて、各在外公館に周知した。 また、在留届を管理するための領事業務情報システムについては、在外選挙人証等受渡簿(施行令23条の10)の各在外公館間における情報共有を可能とするシステム改修が可能か検討していたが、在外公館で抹消通知を受け取った後に、本件対象となる者が第三国に国外転出する場合等も想定されることから、より正確な成果を得るべく、令和5年からは、外務省において一定期間における抹消された者をリストアップし、全在外公館に提出されている在留届に同一人物が存在するかを確認し、在留届がある場合には在留届提出先公館から当該者に抹消の事実につき連絡することとする。</p>	—	—	<p>総務省自治行政局選挙部選挙課 外務省領事局政策課在外選挙室</p>
<p>5【内閣府】 (11)児童手当法(昭46法73) 児童手当交付金の確定に伴う追加交付額及び返還額については、子ども・子育て支援勘定業務関連システムで財源等の区分に応じて算出されるよう、当該システムを改修する方向で検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—				
<p>5【総務省】 (4)公職選挙法(昭25法100) (ii)市区町村が投票管理者、開票管理者若しくは選挙長又はそれらの職務代理者を選任した場合に告示すべき事項(施行令25条、68条及び81条)については、選挙の公正性の確保に配慮しつつ、投票管理者等の個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 5【総務省】 (10)公職選挙法(昭25法100) (i)選挙管理委員会が投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又はそれらの職務代理者を選任した場合に行う告示(施行令25条、68条及び81条)については、政令を改正し、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができることとする。 [措置済み(公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第172号))]</p>	<p>選挙管理委員会が投票管理者、開票管理者、選挙長、若しくは選挙分会長又はそれらの職務代理者を選任した場合に行う告示について、令和4年4月6日に公職選挙法施行令を改正し、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができることとした。</p>	<p>【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和4年4月6日付け政令第172号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_59</p>	<p>総務省自治行政局選挙部選挙課</p>
—	—	—	—	—	—
<p>5【農林水産省】 (11)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農用地利用計画の案に対する異議の申出(11条3項)については、当該計画の円滑な策定に資するよう、当該申出の在り方について、関連制度の検討状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—				

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	62	02_農業・農地	都道府県	三重県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律	市町村農業振興地域整備計画の変更手続きにおける審査申立に係る処理期間の緩和	農業振興地域の整備に関する法律第11条に基づく市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更における審査申立に対しては、審理の内容や複雑さにより当該期間内の都道府県知事による裁決が困難な場合があるため、各都道府県が標準処理期間を設定できるよう制度の改正を求める。	農業振興地域の整備に関する法律第11条における審査申立については、同条第6項に規定する期間(60日)中に裁決を行う必要があるが、審査請求人への不服内容に係るヒアリングや処分庁(市町村)からの弁明の聴取など、審査請求人と処分庁双方の主張や事実関係、関連する資料を収集整理する一連の過程に長期を要するため、当該期間を超過する場合が発生している。	—
R3	63	11_その他	都道府県	青森県、岩手県、宮城県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第3条第3項、第6条第4項、第8条第2項、地方独立行政法人法施行令第2条3号、地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令等の公布及び施行について(平成25年10月17日付け総経第22号総務大臣通知)記第2	地方独立行政法人における出資財産処分の際の定款変更に伴う手続の簡略化	地方独立行政法人法第6条第4項に規定される「出資等に係る不要財産」にあたらぬ(地方独立行政法人の業務に影響を及ぼさない)出資財産の処分について、業務効率化の観点から、定款変更に伴う設立団体の一連の手続を簡略化すること。	【制度改正の必要性】 地方独立行政法人法(以下「法」という。)に基づき当県が設立した地方独立行政法人当県産業技術センター(以下「法人」という。)は、設立から12年目を迎えている。当県が法人に出資した財産(件数558)は老朽化が進行しているほか、社会情勢の変化に合わせた組織再編等に伴う整理・統廃合がなされ、処分案件が多く発生し、今後も増加が見込まれている。財産処分後の定款変更には、法第8条第2項に基づき、県議会の議決を経た上で総務大臣の認可を受け、財産処分の規模の大小や法人の経営に与える影響の多寡にかかわらず、法人及び当県の事務負担が増加し、限られた人員や働き方改革などを踏まえ、事務負担の軽減や効率化が求められている。また、財産処分後に、定款変更について県議会の議決を要することは、県議会から審議に対する必要性も問われかねないものと考えている。なお、過去には、法人の業務に何ら影響がないという理由から、法人の名称等の変更について、定款変更手続を簡素化する制度改正が行われた経緯がある。本事案も業務に影響しない出資財産の処分に関するものについて求めるものであり、さらに処分に当たっては、県知事が設立団体としての意向を反映させるという観点から、事前に処分の承認を行う手続を経ている。 【支障事例】 法第6条第4項に規定される「出資等に係る不要財産」(重要な財産)にあたらぬ出資財産であるにもかかわらず、処分に当たり定款変更が必要であることから、総務省との事前協議、県議会上程議案の協議、議会対応と議決、認可申請等の手続が必要となった事例は以下のとおり。 ①平成26年11月、土地の一部を売却し、平成27年2月に議決、平成27年7月に認可 ②平成27年11月、船舶を売却し、平成28年2月に議決、平成28年8月に認可 ③平成27年12月、土地の一部を売却し、平成28年2月に議決、平成28年8月に認可 ④平成31年2月、土地の一部を売却し、令和元年6月に議決、令和元年10月に認可 ※令和3年度、3件程度の財産処分に係る定款変更を行う予定がある。	—
R3	64	03_医療・福祉	都道府県	岐阜県、郡山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法施行令第24条の4第2項、子ども・子育て支援法施行規則第59条の2、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(令和元年9月13日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	月途中での入退園等に係る施設等利用費の日割り計算の簡素化	月途中での入退園等における施設等利用費の日割り計算について、計算過程での端数分の取扱いや開所日数の算出方法を見直す等の事務の簡素化を求める。現行制度で明確になっていない日割り計算で発生する10円未満の端数分の取扱いについては、例えば、端数分は市町村が負担する等、取扱いの明確化を求める。また、施設等利用費の日割り計算は、「その月の開所日数」を用いて算出するが、当該日数は各施設で異なるため、例えば施設型給付費の様に、「その月の開所日数」を25日と設定する等、統一的な考え方を求める。	施設等利用費については、月途中での入退園や、保護者が市町村をまたいで住所地を変更した場合などは、日割りにより給付することが求められているが、その際の施設等利用費の算出方法は、非常に煩雑であり、施設及び市町村において、事務負担となっている。特に、月途中に保護者が市町村をまたいで住所地を変更した場合や新制度未移行幼稚園に転園した場合、日割り計算において発生する10円未満の端数は切り捨てることになっており、切り捨てられた端数分は、施設等利用費を得られないため、新制度未移行幼稚園が保護者に対し請求するか、当該園が端数分を負担することとしている。多くの園は保護者に端数分を請求しているため、保護者に対する請求業務が新たに発生しているが、一方で、園が端数分を負担することとした場合、園に負担が生じることとなる。また、施設等利用費における日割り計算(利用開始の場合)は、「2.57万円(上限)×認定起算日最初の利用日以降のその月の開所日数÷その月の開所日数」で算出することとされているが、「その月の開所日数」が新制度未移行幼稚園ごと異なるため、園と市町村間において、開所日数の確認が負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	65	06_環境・衛生	都道府県	岐阜県	環境省	B 地方に対する規制緩和	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止	「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止を求める。都道府県分別収集促進計画は各市町村が策定する分別収集計画のデータを取りまとめている部分がほとんどであるため、計画の策定ではなく、市町村分別収集計画のデータを都道府県のホームページ上で公開することに留める等、事務の簡略化を求める。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律第9条に基づき、3年ごとに5年を1期とする分別収集促進計画の策定が義務付けられている。しかしながら、一般廃棄物の処理は市町村の自治事務であり、都道府県が一般家庭から排出される容器包装廃棄物の収集に関係する事務はない。都道府県分別収集促進計画は市町村分別収集計画に記載された数字の集計が大部分となっている。従って、計画策定までは不要であり、市町村分別収集計画のデータを取りまとめ、ホームページ上で公開することにする等、事務の簡略化を図ることで、計画策定にかかる都道府県の事務負担が軽減される。また、再商品化義務量の算定、容器包装廃棄物の排出抑制等に係る取り組み、広域的処理の促進、市町村間の広域連携等の調整機能や分別収集の意義に関する知識の普及等に関しては、「都道府県分別収集促進計画」の策定とは無関係に実施可能と考えられることから、都道府県が計画を作成しなくても目的は達成できる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(16)】【文部科学省(11)】【厚生労働省(50)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)子育てのための施設等利用給付(30条の2)を受ける保護者が、月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合等における施設等利用費の日割り計算については、以下の措置を講ずる。 ・特定子ども・子育て支援施設等(7条10項1号から3号までの施設に限る。)における日割り計算の基礎となる日数については、市町村及び事業者の事務負担を軽減するため、令和3年度中に府令を改正し、現在「施設又は事業所を開所する日数」であるところ、一律、「その月の平日の日数」とする。 ・日割り計算において生じた10円未満の端数については、支給の対象とはしていなかったところ、事業者又は保護者(以下この事項において「事業者等」という。)の負担を軽減する観点から、10円未満の端数を切捨てせずに、市町村から事業者等に施設等利用費として支給することとし、その旨を地方公共団体に令和3年度中に通知する。	1ボツ目 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第25号) 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」の一部改正について(通知)(令和4年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長) 2ボツ目 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」の一部改正について(通知)(令和4年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長)	【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第25号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」の一部改正について(通知)(令和4年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_64	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局少子化総合対策室	
5【環境省】 (7)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) (i)都道府県分別収集促進計画(9条1項)については、都道府県における事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、当面の措置として、都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、都道府県に令和3年度中に通知する。	—	都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、都道府県に通知した。 対応方針前段部分については検討中	【環境省】容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく都道府県分別収集促進計画の策定の留意事項について(令和4年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_65	環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	66	05_教育・文化	都道府県	福岡県、九州地方知事会、宮城県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(規則の認証)、同法第22条(役員欠格)、同法第81条(解散命令)、同法第87条の2(事務の区分)	宗教法人法への暴力団排除規定の追加	宗教法人から暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。(以下同じ。))を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。 【改正案1】 宗教法人の欠格事由として (1) 役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの (2) 暴力団員等がその事業活動を支配するものを規定すること。 【改正案2】 (1) 宗教法人法第22条の役員欠格事由に「暴力団員等」を追加すること (2) 宗教法人法第81条の解散命令事由に「暴力団員等がその事業活動を支配するもの」を追加すること ※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条と同内容	【現状】 法定受託事務として、各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。暴力団員等が実質的に支配する宗教団体には、適切な法人運営を期待することは困難であるが、宗教法人法には、法人設立の欠格事由として暴力団排除規定がないため、暴力団員等の関与を防止することができない。 【具体的な支障事例】 (1) 宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している(別添1、2、3)。 (2) 暴力団員等と疑われる者が支配している宗教法人についての情報が寄せられているが、警察への照会を行うこともできず、役員が暴力団員等であることを確認することができない(別添4)。 (3) 暴力団員等が関与する宗教団体の法人設立認証等を拒否したいが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあっても認証せざるを得ない(別添5)。 【類似法人の状況】 なお、公益事業を行うことを目的とする法人のうち、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人については、既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。	—
R3	67	07_産業振興	都道府県	福岡県、九州地方知事会、宮城県、新潟県、岐阜県、岡山県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業信用保険法第2条第5項第4号、同法第2条第6項、セーフティネット保証4号の指定基準	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合におけるセーフティネット保証4号の指定期間の見直し	セーフティネット保証4号と同じ事由で危機関連保証が発動した場合、危機関連保証の指定期間中は全国の中小企業者において被害が生じているとみなし、セーフティネット保証4号の指定期間を危機関連保証と同じ指定期間とする。	今回、セーフティネット保証4号の指定事由は危機関連保証(指定期間原則1年)と同じ令和2年新型コロナウイルス感染症となっている。セーフティネット保証4号の指定期間は原則3か月であるため、指定期間終了前に毎回都道府県がセーフティネット保証4号の延長調査を行っている。延長調査の都度、都道府県の事務作業または県内市町村ヒアリング等を行うため、事務負担が大きく、また危機関連保証の指定期間中は指定事由が継続していると考えられるため調査の必要性も低い。新型コロナウイルス感染症のような全国的危機災害時にはセーフティネット保証4号判断は早急に求められることから、危機関連保証が発動中はセーフティネット保証4号の指定期間も同一とされたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	68	03_医療・福祉	都道府県	長崎県、九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成15年6月12日付厚生労働省医政局長通知)	臨床研修を行うための基準(入院患者実数年間3,000名以上等)における知事の裁量権拡大	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成15年6月12日付厚生労働省医政局長通知)の裁量権の拡大(二次医療圏内に基幹型臨床研修病院がない場合に限り、入院患者実数の基準を撤廃又は緩和すること。また、基準の緩和等が困難である場合は、当該通知が地方自治法に基づく技術的助言であり、当該基準を参酌して地方の実情に応じた指定を行うことが可能であることを明確化すること。)	当県は8つの二次医療圏(うち4医療圏が離島)を有し、医師偏在の解消に向けて県内すべての二次医療圏に基幹型臨床研修病院を置くことを検討している。現在、県内7医療圏には基幹型臨床研修病院があるものの、1医療圏については医療の中心となる病院の入院患者実数が3,000名以下であることから、基幹型臨床研修病院の指定実現が困難な状況となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	69	03_医療・福祉	都道府県	長崎県、九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局の行政文書等の取扱について(令和2年3月25日 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)	国から地方公共団体への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局からの情報提供方法等の見直し	国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う地方厚生局の行政文書等の取扱について(令和2年3月25日 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)による地方厚生局からの情報提供方法等の見直し(①地方厚生局から権限移譲に係る行政文書の移管、もしくは、メールでの文書提供を認めること。②都道府県から地方厚生局へのメールでの文書提出を認めること。)	医師臨床研修事務の一部について令和2年4月より厚生労働省から都道府県に対して権限移譲がなされているが、左記事務連絡により、次のような状況となっている。 ① 地方厚生局から権限移譲前の文書の移管がなされないことから、地方厚生局が処理してきた臨床研修病院指定等にかかる従前の取扱を確認するための関係文書を入手するまでに一定の時間を要している。この点において、左記事務連絡において地方厚生局が保管する権限移譲前文書について、写し等を請求する場合には、予め複写用CD-R等を地方厚生局へ郵送する必要があり、県へ電子メールでの提供が認められていないため、移譲された指定事務にかかる確認作業等を完了させるまでにさらに時間を要している。 なお、左記事務連絡において、地方厚生局から電子ファイルへの複写による移譲前の文書提供を受ける際のCD-R等電磁記録媒体や郵送料は都道府県が負担することとなり、文書移管及び電子メールでの文書提供がなされればこうした費用も削減可能である。 ② 権限移譲された臨床研修病院の指定事務等について、地方自治法第245の4(技術的助言のための必要な資料の提出)に基づき関係文書等を地方厚生局に提出することが求められているが、上記と同様に電子メールでの提出が認められないため提出に時間を要し、複写用CD-R等の電磁記録媒体や郵送料について都道府県の費用負担が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	70	09_土木・建築	都道府県	大分県、九州地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	河川法第16条、16条の2	河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画の作成に関する規制緩和	河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位を単一水系から複数の水系をまとめた圏域単位での策定を可能とする。	近年、頻発・激甚化する豪雨に対し、河川整備を行う場合は河川整備基本方針及び河川整備計画を策定する必要がある。平成9年に法改正され、河川整備基本方針及び河川整備計画が位置づけられた。平成25年の法改正では洪水や高潮に加え、津波災害も位置づけられた。しかし、河川整備を進める上で必要となる河川整備基本方針は水系毎の策定が基本となっており、1級水系に比べ2級水系は水系数が多く、策定が進んでいない状況である。2級水系は1級水系と比べて比較的小規模な河川が多いが、1級水系同様に水系毎の策定が基本となっていることから、策定にあたっては、人員・予算措置が同様に必要となっている。優先順位をつけて進めているところではあるが、人員・予算措置が難しい状況であり、被災した場合は、河川整備着手に向けて、早急に河川整備方針及び河川整備計画を策定する必要がある。この為、降雨や流況、地形状況等が類似した水系については、複数の水系をまとめた圏域を策定単位とすることが出来るようにお願いしたい。 ・2級水系の河川整備基本方針策定割合 722/2711=26.6% ・2級水系の河川整備計画策定割合 606/2711=22.4% ※国土交通省HPより(令和2年1月1日時点)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201) (ii)基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例(医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平14厚生労働省令158)6条1項4号)の内容については、地域の実情を把握しつつ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201) (i)国から都道府県に権限移譲した事務に係る文書等の取扱いについては、電子メールによる送付を可能とし、その旨を都道府県に通知する。 [措置済み(令和3年9月30日付け厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室長補佐事務連絡、令和3年10月6日付け厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)]	—	国から都道府県に権限移譲した事務に係る文書等の電子メールによる送付を可能とする事務連絡を、令和3年9月30日及び同年10月5日に発出した。	【厚生労働省】国から地方公共団体への事務・権限の移譲に伴う地方厚生(支)局の行政文書の取扱いについて(令和3年9月30日付け厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室長補佐事務連絡) 【厚生労働省】国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う国・都道府県間における行政文書等の取扱いについて(令和3年10月6日付け厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.69	厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室、医政局医事課医師臨床研修推進室
5【国土交通省】 (13)河川法(昭39法167) 河川整備基本方針(16条1項)及び河川整備計画(16条の2第1項)の策定については、隣接する水系において、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令10条の2第2号)を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」(施行令10条の3第2号)を水系内の区間ごとに記載することを前提に、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	—	河川整備基本方針及び河川整備計画の策定については、隣接する水系において、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令10条の2第2号)を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」(施行令10条の3第2号)を水系内の区間ごとに記載することを前提に、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【国土交通省】河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位について(令和4年3月31日付け国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川計画調整室長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.70	国土交通省水管理・国土保全局河川計画課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	71	06_環境・衛生	都道府県	山口県、九州地方知事会、中国地方知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	循環型社会形成推進交付金等交付申請書の作成・確認方法について(令和3年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課・浄化槽推進室事務連絡)「循環型社会形成推進交付金等の実績報告及び額の確定マニュアル」の改訂について(令和3年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課・浄化槽推進室事務連絡)	循環型社会形成推進交付金の事務の簡素化	国の予算区分毎に別業で作成することとされている循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書のうち、当初分及び本省繰越分等の同時期に内示される予算については、内訳で予算区分毎に金額等を記載すること等で、事業実施主体毎にまとめて作成できるようにすること。	循環型社会形成推進交付金は、事業実施主体である市町村が交付申請書や実績報告書を作成し、県が審査の上、国に提出しているが、国の予算は複数に分かれており、これらの書類について、予算区分毎に別業で作成することが求められている。このうち、例えば当初分及び本省繰越分の予算については、同時期に交付申請を行うにもかかわらず、これらの内示を受けた市町村は、予算区分が異なるため、2倍の書類を作成しなければならない。また、年度間調整の結果、翌年度以降、交付金の交付決定を受けずに事業を実施した市町村は、県に実績報告書を提出する必要があり、報告単位が細分化されたことで、報告漏れを防ぐための確認作業が煩雑化している。一方、各予算区分の内容に応じた適切な予算執行や、執行額(交付決定額、確定額、繰越額等)の確認など、現行の取扱いの趣旨も理解できる。そこで、例えば事業実施主体毎に申請書や報告書をまとめ、事業主体名や計画期間など共通する記載項目を統合するとともに、金額など予算区分毎に必要な情報は内訳を記載することで、事務の簡素化と適切な予算執行を両立できると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	72	06_環境・衛生	都道府県	山口県、九州地方知事会、中国地方知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条、電気事業法第26条の2	送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナの除去に係る捕獲許可の見直し	電気事業法に基づき、送電施設等に営巣したカラスの卵及びヒナを手取りにより捕獲・採取する場合は、許可を不要とすること。	送電施設等にカラスが営巣した場合、停電の恐れがあることから、電気事業者は、巢の除去作業を行っている。(電気事業法第26条の2において「一般送配電事業者は、事故により電気の供給に支障が生ずる場合に備え、その支障を速やかに除去するために必要な対策を講じておかななければならない。」と定められている。)巢の中にカラスのヒナや卵がある場合、電気事業者は、鳥獣保護管理法第9条に基づく許可を受けなければならない。電気事業者は、全ての作業従事者について、住所や氏名、生年月日等を記載した申請書を県に提出する必要があり、書類作成に係る負担が大きい。また、申請は営巣時期前に集中するため、県は、短期間で膨大な許可書を交付しなければならず(令和2年度:628件)、事務処理に時間を要している。一方、鳥獣保護管理法第9条第3項に基づく捕獲許可の審査基準に照らしても、以下の理由から、提案のとおり許可を不要としても同法の目的に支障はないと思料される。 ①許可を不要とする巢(電気の安定供給に支障を及ぼす巢)は外形上明らかであり、これまでどおり許可が必要な巢(樹上の巢等)とは区別できること。 ②電気の安定供給に支障を及ぼす巢を全て除去したとしてもカラスの保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。 ③カラスは特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣ではないこと。 ④手取りによる捕獲であれば住民の安全の確保等に支障を及ぼす恐れはないこと。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	73	11_その他	都道府県	山口県、九州地方知事会	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第260条の2、第260条の20、第260条の21、第260条の24、第260条の27、第260条の28、第260条の30、第260条の31、第260条の33	認可地縁団体の合併に係る手続きの簡素化	認可地縁団体の合併に係る手続きを地方自治法に規定するなどした上で、吸収される側の団体は合併の決議のみとする(財産を吸収する側に引き継ぐことで、清算や残余財産の処分手続きを不要とする)など、可能な限り認可地縁団体や市町村にとって負担の少ない手続きとすること。	【支障事例】住民の減少や高齢化が進む中、将来にわたって自治会活動を継続していくため、近隣の自治会との合併を行う動きが見られる。しかしながら、地方自治法には、認可地縁団体の合併に係る手続きが定められていないことから、当該団体をつつとまとめるためには、少なくとも吸収される側の団体は、解散手続きを行う必要がある。 【制度改正の必要性】認可地縁団体が合併する場合における吸収される側の団体においては、実際には解散しないにもかかわらず、清算手続きや残余財産の処分などの事務を行わなければならない、人材不足等により単体での活動が困難な状況となっている当該団体にとって、合併を進める上での課題となっている。加えて、債権申出の催告に当たり、3回の公告手続きに約30万円の費用が必要となるなど、財政的な負担も大きい。一方、事務を所管する市町村においても、認可地縁団体の解散に係る告示業務などの事務負担の軽減が図られるとともに、高齢化等による後継者・担い手不足に悩む自治会等の解消や自治会活動の維持・継続につながることを期待される。 【懸念の解消策】このため、他の法律(会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、特定非営利活動促進法)で法人の合併に係る手続きが定められていることも踏まえ、認可地縁団体の合併に係る手続きを地方自治法に規定するなどした上で、その手続きについては、可能な限り当該団体や市町村の負担軽減を図る内容とする必要がある。また、地方自治法第260条の2第4項では、新たに設立する認可地縁団体を前提に、その区域は、「相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。」とされているが、それぞれ従前から存続している当該団体の合併においては、実態に合わない要件であることから、併せてその規定を見直すことが適当である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	74	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	母子保健法第17条の2 母子保健法施行規則第7条の2～4 母子保健医療対策総合支援事業(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、 母子保健衛生費国庫補助金交付要綱、 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	母子保健衛生費国庫補助金及び次世代育成支援施設整備交付金における、産後ケア事業に関する補助条件の見直し	現行の母子保健衛生費国庫補助金及び次世代育成支援施設整備交付金により各市町村が実施する産後ケア事業やその施設整備に関する補助等について、これまでの実績や課題の検証をした上で、市町村の人口区分等に基づく一律の基準ではなく、事業の規模や提供するサービスの内容等に応じて必要となる人員配置等を踏まえ、地域の実情に応じた事業の実施が可能となるよう、補助条件をきめ細かく見直すこと。	産後ケア事業は、母親の孤立化を防ぎ、乳児や児童虐待の未然防止に資するものであることに加え、少子化対策にも寄与するものであり、今後もその必要性が増していくものとする。当区(※)は、年間の出産数が7千人前後で推移している。また、都市部の特徴として、祖父母等との同居・近居は3割にとどまっており、約7割が出産直後のサポートが必要な状況にある。現在は、区内で2か所(18床)産後ケア事業を行う施設を運営しているものの、出生数やサポートが必要な母子の割合を考慮すると十分とは言えず、一層の充実を図っていく必要がある。※特別区長会に属する1区 一方で、母子保健衛生費国庫補助金は、1市町村当たりの人口区分に応じて補助単価が定められており、同一の人口区分であれば、サービス内容にかかわらず補助単価が同一であるため、自治体の意向とは無関係に、集中的なケアであるショートステイ(宿泊利用)ではなくデイケア(日帰り利用)の方が実施しやすいような制度となっている。さらに、産後ケア事業の実施にあたり、専用施設の整備が必要な場合、次世代育成支援対策施設整備交付金の活用が想定されるが、当該交付金額は、施設の種類に応じて定められた交付基礎点数を元に算定することとされており、施設の規模にかかわらず産後ケア事業を行う施設であれば一律の交付基礎点数を元に交付金が算定されるため、施設設計において自治体の意向が反映しにくい制度となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka-vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【環境省】 (14)循環型社会形成推進交付金 循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、予算区分にかかわらず事業ごとに一括して提出することを可能とするため、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」(令3環境省環境再生・資源循環局長)等を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>	—	<p>「循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて」(令和4年3月31日付環境省環境再生・資源循環局長通知) ※上記通知において、令和3年の地方からの提案を踏まえて、予算区分に関わらず事業ごとに一括して交付申請書等を提出することを可能とするための様式改正を実施。 また、上記の改正通知の発出を受けて、地方公共団体の担当者の理解を図るため、「循環型社会形成推進交付金等交付申請書の作成・確認方法について」(いわゆる交付申請マニュアル)についても所要の改正を実施(令和4年4月1日付事務連絡)の上、周知。</p>	<p>【環境省】循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて(令和4年3月31日付環境省環境再生・資源循環局長通知) 【環境省】「循環型社会形成推進交付金等交付申請書の作成・確認方法について」の改訂について(令和4年4月1日付環境省環境再生・資源循環局長廃棄物適正処理推進課・浄化槽推進室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_71</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局長廃棄物適正処理推進課、浄化槽推進室</p>
—	—	—	—	—	—
<p>5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (イ)市町村長(特別区の長を含む。)の認可を受けた地縁による団体(260条の2第1項)については、以下のとおりとする。 ・合併に関する手続を新たに定める。 ・一定の要件を満たす場合には、総会における決議(260条の17)に代えて書面又は電磁的方法による決議を行うことを可能とする。 ・清算人(260条の24)による債権者に対する債権申出の催告に関する公告(260条の28第1項)については、その回数を3回以上から1回とする。</p>	—	<p>左記対応方針に記載された内容に係る地方自治法の改正を含む第12次地方分権一括法が、令和4年第208回通常国会において成立し、令和4年5月20日に公布され、令和4年8月20日に一部施行された。 ※ただし対応方針に記載された内容のうち、合併に関する手続に関する規定については、当該規定の施行日である令和5年4月1日に向けて地方自治法施行規則の改正等を行っているところ。</p>	<p>【総務省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方自治法の改正について(令和4年5月20日付総務省自治行政局長通知) 【総務省】地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布について(通知)(令和4年8月12日付総務省自治行政局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_73</p>	<p>総務省自治行政局長市町村課</p>
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	75	11_その他	指定都市	岡山市	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	まち・ひと・しごと創生法第9条・第10条、地域再生法第5条・第13条、地方創生推進交付金制度要綱、地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き(令和元年12月版)	地方版総合戦略における数値目標やKPIの設定の不要化	地方版総合戦略において、数値目標やKPIの設定を求めないよう、「地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き」の改訂を行う(「4. 数値目標・重要業績評価指標(KPI)の設定」、「6. 総合計画等と地方版総合戦略との関係」等)	地方創生推進交付金の申請に当たっては、「地方版総合戦略」、「地域再生計画」及び「事業実施計画」の3つの計画等を策定する必要があり、地方自治体における事務負担が過重となっている。特に、地方版総合戦略については、まち・ひと・しごと創生法でその目標等を定めることが明記されているものの、重要業績評価指標(KPI)を記載することまでは法定されていない。このため、いわゆる「総合計画」において、人口減少克服・地方創生という目的が明確であれば、数値目標やKPIが記載されていなくとも総合計画を地方版総合戦略とみなし、同戦略の策定を省略することで、事務負担が軽減される。また、数値目標やKPIを設定するために、現状分析や今後の動向を分析することが必要となり、外部の専門家に調査分析を依頼する必要があるなど、時間・経費・労力が必要となり、このことも自治体の負担になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	76	11_その他	指定都市	川崎市、福島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政不服審査法第44条、地方自治法第206条第4項、第229条第4項、第231条の3第9項、第238条の7第4項、第244条の4第4項	審査請求の審理中に処分庁が処分の取消しを行ったことで審査請求が不適法となったものについて、次のいずれかの対応が可能となるよう提案します。 ①処分の取消しの場合は、裁決によらず審査請求が終了となるようにする。 ②処分の取消しを理由として却下裁決を行ったことについての議会への報告については 不要とする。	審査請求の審理中に、処分庁が処分の取消しを行ったことで審査請求が不適法となったものについて、次のいずれかの対応が可能となるよう提案します。 ①処分の取消しの場合は、裁決によらず審査請求が終了となるようにする。 ②処分の取消しを理由として却下裁決を行ったことについての議会への報告については 不要とする。	生活保護費返還金に係る督促処分に関し審査請求がなされた案件に対して、却下裁決を行ったことから議会で報告を行いました。当該報告に係る却下裁決の事由は、生活保護費返還金決定処分の取消しに伴い、督促処分が取り消されたためです。(なお、当該生活保護費返還金は、後に改めて算定をし直して返還金決定処分を行っており、それでも、審査請求人から納付がなされなかったことから、再度督促処分を行った結果、これに対しても再度審査請求がなされています。)このような場合、当初の督促処分が取り消され、審査請求の法律上の利益が失われても、審査請求人からの取下げがない限り審査請求は終了しないため、法律上は却下裁決まで手続を行わなければならない。	—
R3	77	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、策定権限の移譲を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。当広域連合では、地方自治法に基づく「広域計画」を策定のうえ、推進しており、「広域計画」は3年毎に改訂を行うのに対して、国土形成計画法に基づく「関西広域地方計画」は10年毎の改訂であるなど、時代の変化により的確に対応しにくいものとなっている。また、広域連合は、構成都道府県市での調整機能を有するとともに、特別地方公共団体として、「地域全体の広域行政を担う責任主体」であり、地域における計画を推し進める主体としてより適切である。昨年示された、第32次地方制度調査会答申でも、地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されており、また、地域の戦略的な対応について、広域連合への期待が盛り込まれていることから、国土形成計画法の目的である、「現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会」を実現するためには圏域の都道府県・政令指定都市で構成される当広域連合が圏域の計画を策定することが必要である。	—
R3	78	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲等	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求めるが、これが困難である場合、意見聴取の機会の付与を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。現在の「近畿圏整備計画」については、策定するに当たり当広域連合への意見照会が行われず、結果的に当広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する、東京視点の全国計画の地方版であると言わざるを得ない。昨年示された、第32次地方制度調査会答申でも、地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されており、また、地域の戦略的な対応について、広域連合への期待が盛り込まれていることから、近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限を広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化のために国同意を廃止するべきであるが、これが困難である場合、現在、関係都道府県・関係指定都市に付与されている意見聴取の機会を、広域連合にも付与すべきである。	—
R3	79	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条第4項	複数都道府県に跨る都市計画区域の指定権限の移譲	複数都道府県に跨る都市計画区域の指定権限について、広域連合への移譲を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。都市計画区域の指定については、現在、都道府県内の区域指定の場合は都道府県の権限となっているものの、二以上の都道府県にわたる場合は国の権限となっており、これまでの間、実際には、一体的に発展している地域であっても都道府県域を超える場合においては、国の関与がないよう、都道府県単位で区域指定が行われてきた。本来一体である地域が区域指定によって分断されることは望ましくなく、また、地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであり、設立から10年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている当広域連合であれば、都道府県域を超える区域指定についても、地方の目線に立てそれぞれの地域の実情を踏まえながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりに貢献することが可能となる。したがって、複数都道府県に跨る都市計画区域の指定権限を広域連合に移譲すべきである。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣官房(5)】【内閣府(17)】 まち・ひと・しごと創生法(平26法136) 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」(令元内閣府地方創生推進室)を改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。	-	令和3年10月より「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」の改訂に係る調査を実施し、調査結果を踏まえ、令和4年5月に手引きを改訂し、地方公共団体あて発出した。	【内閣官房】内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」 https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chihouban/index.html	-	内閣官房デジタル田園都市国家構想 実現会議事務局 内閣府地方創生推進事務局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	80	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	国立公園の管理のうち、行為許可等権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、広域連合への移譲を求める(山陰海岸国立公園)。	法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1〜2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。昨年示された、第32次地方制度調査会答申では、地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されており、また、関西圏の戦略的な対応について、広域連合への期待が盛り込まれているように、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。現代は自然の保護と活用の両立に対する需要が高まっており、国立公園の区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)については、軽微な地方環境事務所長権限の案件であり、迅速かつ効率的・効果的な対応が必要とされているところ、現状では圏域に応じて速やかなマネジメントができないと言わざるを得ない。	—
R3	81	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、広域連合への移譲を求める。	国立公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズは急速に変化しており、地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブなしには充実した管理運営は望めない状況にある。しかし、現行の制度は、国が公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することとなっている。このため、充実した管理運営のため地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブが発揮しにくく、また、過去にも軽微な計画変更に関し約2年近く要するなどしたことがあり、機動的な対応ができていない。なお、当広域連合に権限を移譲した場合であっても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することによりはならず、一定の国の関与を残す必要があるのであれば、同意を要しない協議などで対応できると考える。	—
R3	82	11_その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項、第291条の2	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の基準・手順等の明確化及び範囲拡大並びに国との共同事務処理の枠組み創設	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで、要請権を実質的に行使できないことから、その見直しとともに、要請できる事務の基準・手順等の明確化を求める。関西に関連する国の計画策定や大規模災害対策など、共同で取り組むことで、効果が高まりかつ効率的なものや、事象発生時等に円滑な対応ができるものなど、広域連合と国が共同して実施することが適当事務について、広域連合からの要請により共同処理できる枠組みをつくることを求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項)とされているが、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、国から移譲を求めたい事務・権限に関連する一定の事務を、予め構成府県市から持ち寄ることが必要となる。しかしながら、持ち寄る段階では移譲を求めたい事務・権限は国にあり、関連する事務・権限のみを広域連合に持ち寄ったとしても一元的な権限行使はできないため、持ち寄るメリットを見出すことが難しく、構成団体の同意形成には多くの時間や労力が必要となる。このような中、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見いだせれば持ち寄ることへの意欲が高まると考えられるが、具体的な基準や手順等について明らかでなく、要請権を行使したとしても、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、形骸化している。ついては、地方自治法第291条の2第4項の対象となる具体的な基準や手順等について明示いただきたい。併せて、広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務以外であっても要請権を行使できるよう、要請できる事務の範囲の拡大をお願いしたい。また、広域連合と国が共同して実施することが適当事務についても、共同処理による制度的な枠組みがないことから、その着手及び円滑な実施が難しい状況になっている。	—
R3	83	05_教育・文化	その他	関西広域連合	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条第1項	専門職大学の設置認可等の事務の一部委譲	申請者の利便性向上に加え、地域の実情に応じた審査を可能とするため、広域連合が、専門職大学の設置認可申請の受理、事前審査等を行い、大学設置・学校法人審議会への意見を述べることでできる枠組みをつくることを求める。	これまでの開設審査では、ほとんどが専門学校設置法人からの申請であったが、その法人の所管が都道府県であり、文科省と接点がないことや初年度の認可校が1校設置法人のみであったことなどから、専門学校設置法人にとっては専門職大学設置に躊躇せざるを得ない状況にあるうえ、専門学校から移行設置する場合、学生の募集停止などにより、学校法人の経営等への影響が大きく、地方への設置が進まない。また、当団体の位置する地域の経済圏や生活圏は、1都道府県に留まることなく都道府県域を越えており、圏域として、その認可の効果等について意見を述べる場が必要であることから、大学設置・学校法人審議会へ意見を述べることでできる枠組みが必要である。	—
R3	84	05_教育・文化	その他	関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	専門職大学設置基準第8章(第4条、第8条、他)	専門職大学の設置に係る認可基準の緩和	地方の実情に応じた既存ストックの活用などを可能とするため、専門職大学設置基準について立地自治体(都道府県又は市町村)との協定による緩和を求める。	地方の各主体による高等教育機関の誘致や設置の取組がある一方で、専門職大学設置希望者からは、設置基準が一律に学問研究の色彩の強い「大学」と同様の内容となっており、ハードルが高いとの声もある。設置基準で必要な体育館や図書館などについて、「特別の事情かつ研究に支障がなければこの限りでない」ともされるなど、裁量により明確な基準が示されていないことから、誘致や設置に係るハードルも実質的に高くなっている。地方では、人口構造の変化により、不要となった社会教育施設等の有効活用が求められており、また、自治体においては、これらの施設を有効に活用したいと考えているにもかかわらず、専門職大学設置基準により、地域ストックの有効活用が行えないことから、設置基準の緩和が必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka.html
R3	85	05_教育・文化	その他	関西広域連合	文部科学省	A 権限移譲	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項、第26条第2項、同法律施行令第17条第1項	地域の人材育成に関わる大学等への補助事業等の事務の一部委譲	地域の人材ニーズや人材育成環境を的確に把握した審査を行うため、大学等への補助事業のうち地域の人材育成に関わるものの受付・選定事務の一部について、広域連合への移譲を求める。	地域の人材育成については各地方の産業の特徴や実情、企業体質や雇用慣習などもあり、各地方の実態を把握しない中での審査では地方での成果につながらない。また、東京一極集中の進む中、地方の資源を十分活用した取組でないと、地方での継続性が確保できない。しかし、文科省の「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」、「人文・社会科学系大学院リカレント機能高度化プログラム」等の地域の人材育成に関わる補助事業においては、学術研究的な観点からの大学教育関係者や経済界の代表など、専門的な観点からの審査が行われており、各地方からの選考委員就任は現実的には困難である。以上から、地方が主体的に人材育成に関する補助事業の審査に関わる必要があり、また、当団体が位置する地域の経済圏や生活圏は、1都道府県に留まることなく都道府県域を越えており、圏域として積極的にその審査に関わる必要がある。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
5【文部科学省】 (2)学校教育法(昭22法26) (i)専門職大学の体育館その他のスポーツ施設(専門職大学設置基準(平29文部科学省令33)44条)については、学生の教育活動に支障がない場合には、地方公共団体等が所有する施設を専門職大学自らが所有する施設に代えて利用できることを一層明確化するため、「専門職大学等の設置構想のポイント」(令3文部科学省高等教育局専門教育課)を改正し、令和3年度中に周知する。	-	専門職大学の体育館その他のスポーツ施設(専門職大学設置基準(平29文部科学省令33)44条)については、学生の教育活動に支障がない場合には、地方公共団体等が所有する施設を専門職大学自らが所有する施設に代えて利用できることを一層明確化するため、「専門職大学等の設置構想のポイント」(令3文部科学省高等教育局専門教育課)を改正し、周知した。	【文部科学省】専門職大学等の設置構想のポイントの改正について(令和4年3月30日付け文部科学省高等教育局専門教育課事務連絡) 【文部科学省】専門職大学等の設置構想のポイント(令和4年3月改訂版)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_84	文部科学省高等教育局専門教育課
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	86	07_産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	中小企業等経営強化法第14条、第15条、第66条第1項	中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認権限の移譲	人材の受け皿となる中小企業の経営強化を図るため、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認権限について、複数府県に跨がるものは、広域連合へ移譲を求める。	当該権限については、地区組合の地区、もしくは中小企業者及び組合等が共同で作成した場合の代表者もしくは個別中小企業者の主たる事務所の所在地が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されていることにより国と地方の二重行政となっており、事業者にとっても利便性が損なわれている。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであり、設立から10年、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきた実績を踏まえれば、円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限は当広域連合に移譲すべきである。	—
R3	87	07_産業振興	その他	関西広域連合	警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	A 権限移譲	中小企業等経営強化法第16条、第17条、18条 経営力向上に関する命令第1条、第2条	中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定権限及び経営力向上計画に係る認定権限の移譲	中小企業が策定する本業の成長に関する経営力向上計画について、事業分野別指針の策定及び同計画の認定に関する権限の広域連合への移譲を求める。	事業者が作成する経営力向上計画に係る事業分野別指針については、国が全国一律に策定しており、地域の特性を考慮するものとなっておらず、地方の人材の受け皿となる中小企業の経営力強化が効果的に図られていない。 中小企業の本業の成長は、地方の雇用や人口移動に密接に関連しており、地方が主体となって事業分野別指針を策定し、経営力向上計画の認定を行う必要があるが、東京圏に次ぐ大都市圏である関西圏では、京阪神を中心に府県域を越えて広がる生活・経済圏が形成されている。 関西の府県・指定都市で構成する当広域連合は、関西各地域の構成団体の特性を活かして関西共通の事業分野別指針を策定することが可能であり、事業分野別指針の策定権限移譲の受け皿として適切である。あわせて、経営力向上計画の認定を一体的に行うことにより、地域での一体的・総合的な事務執行が可能と考える。 なお、平成29年に事業分野別指針策定は国(主務大臣)が行うものとしつつ経営力向上計画の認定権限の都道府県知事への移譲を求める提案がなされているが、今回の提案は事業分野別指針策定権限と経営力向上計画認定権限の一体的な移譲を求めるものであること、移譲を求める先が都道府県ではなく、複数の府県・指定都市が加入し、区域に関西圏を包含する当広域連合であることから、平成29年の提案とは趣旨が異なるものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	88	04_雇用・労働	その他	関西広域連合	内閣府、厚生労働省	A 権限移譲	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条、第7条、第8条、第9条、第12条、第27条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第2条、第2条の2 事業主行動計画策定指針第二部第二三(三)、別紙一	女性活躍推進法における一般事業主行動計画に係る状況把握事項及び定量的な目標設定事項について地域の特性を踏まえた設定を可能とすること等	一般事業主が作成する女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画について、状況把握事項及び定量的な目標設定事項を条例などで定めることができるようにすることにより、地域の特性を踏まえた当該事項の設定を可能とするとともに、優れた取組を行う一般事業主の認定等に関する権限を広域連合に移譲することを求める。	全国的に女性の就業率は上昇傾向にあるものの、関西における女性の就業率は全国平均を下回り、東京圏への人口移動が続いている現況において、女性活躍推進法に基づき一般事業主が策定する一般事業主行動計画の実効性を高める必要があるが、同計画策定指針並びに同計画において達成しようとする「女性の職業生活における活躍に関する状況」に関する把握事項及び定量的な目標設定事項については、国が厚生労働省令及び事業主行動計画策定指針で全国一律に策定している。一方、各職種の割合(関西においては建設業、製造業、運搬業等が多い)や、女性の職業生活における活躍に関する状況(女性の管理職に占める割合等)は地域により異なっているが、現行上、地方がこれらの特性を考慮した目標事項を設定することができず、地方の人材の受け皿となる中小企業等における女性活躍の推進が効果的に図られていない。 なお、都道府県が推進計画を策定する仕組みもあるが、これは都道府県の女性活躍の推進に関する施策についての計画であり、一般事業主行動計画の内容を規定するものではない。また、関係機関により構成される協議会の枠組みもあるが、あくまで情報を共有し協議する機関であり、一般事業主行動計画策定指針の策定や優れた取組を行う一般事業主の認定に関する権限がない。都道府県ではなく当広域連合に権限移譲を求めることについては、関西の府県・指定都市で構成する当広域連合は、東京圏に次ぐ大都市圏であり、京阪神を中心に府県域を越えて広がる生活・経済圏が形成されている関西圏を包含し、関西各地域の構成団体の特性を活かして関西共通で目標事項を設定することが可能であり、権限移譲の受け皿として適切である。あわせて、優れた取組を行う一般事業主の認定等を一体的に行うことにより、地域での一体的・総合的な事務執行が可能と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	89	11_その他	施行時特例市	岸和田市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第33条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第6条、第42条	代理申請等が困難な者に対する個人番号カード交付に係る対応方法及び判断基準の明確化	来庁ができず代理人の指定もできない者、認知症や障害等により暗証番号の設定をはじめ意思表示ができない者に対する個人番号カード交付に係る対応方法・判断基準の明確化。 このうち意思表示ができない者に関しては、例えば、認知症や一定の要介護認定を受けた者等については、カードの代理申請、電子証明書を含めた暗証番号の設定及び受取ができるような制度改正をしていただきたい。	個人番号カードの交付には本人もしくは本人の指定する者が出頭のうえ暗証番号を設定することが必要であり、またカードの利活用には電子証明書の発行が必須である。しかし、身体が不自由で出頭できず、かつ身寄りないため代理出頭を指定する者がいない者や暗証番号の設定等の意思を示すことができない者に対して交付する方法がないという問題がある。 代理出頭を指定する者がいない者に対する交付に関しては、政府が掲げる「令和4年度末にほとんどの住民がカードを所持する」という計画を踏まえると、本人の居所へ訪問し本人確認を行うといった対応は、現実的でなく実施は困難という現状がある。 意思表示をできない者に対する交付に関しては、国からは、認知症の方等の交付申請の意思の有効性を判断する一律の基準はなく、市町村において交付すべきか否かを判断していただく、といった内容が示されているのみである。 また、認知症や障害はあるが成年被後見人に至らないケースが数多く存在し、家族もしくは親族等が代理で申請したが、暗証番号を自身で設定できないため結果的に交付できないケースが発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	90	11_その他	中核市	長崎市	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	公文書等の管理に関する法律第34条	電子化文書の原本性の担保に係る法整備等	電子化した行政文書の原本性を担保できる法整備又は技術的指針等の策定を求めるもの。	行政事務のデジタル化を進めるにあたって、文書の電子化(取得文書の電子化を含む)の取組みは必須と考えるが、電子化した文書、特に市民等から提出された押印付の文書の電子化(基本的にはスキャンのうえPDF化)にあたっては、電子化後のデータの原本性の確保に課題があり、電子化の支障となっている。 この点、民間においては、e-文書法、電子帳簿保存法により、領収書等の押印付文書であっても、所定の要件を満たす場合は、原紙を廃棄しても、原本は当該書類を電子化した保存データであることが法令により担保されている。 一方で、行政文書の保存に関しては特段の規定がなく、電子文書の原本性を認めた裁判例もない状況では、少なくとも押印のある文書については、後日原本性に係る争訟になった際の証拠書類として裁判所から原本の提出を求められる可能性が否定できず、そのため廃棄できず保存しなければならない状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【警察庁(2)】【総務省(12)】【財務省(9)】【厚生労働省(47)】【農林水産省(14)】【経済産業省(4)】【国土交通省(17)】【環境省(9)】 中小企業等経営強化法(平11法18) 事業分野別指針(16条1項)に関し、当該指針が定められていない事業分野については、複数の都道府県が加入する広域連合及び都道府県の意見を踏まえつつ、新たに事業分野別指針を定めることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)個人番号カードの交付に係る暗証番号の設定(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平26総務省令85)33条)については、交付申請者による暗証番号の設定が困難であると認められる場合に職員が行う「補助」や介助者が行う「支援」には、暗証番号の「決定」が含まれないことを明確化するため、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)を改正し、市町村(特別区を含む。)に令和3年度中に通知する。	—	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)の一部を改正し、個人番号カードの交付に係る暗証番号の設定については、交付申請者による暗証番号の設定が困難であると認められる場合に職員が行う「補助」や介助者が行う「支援」には、暗証番号の「決定」が含まれないことを明確化した。	【総務省】個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について(通知)(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知) 【総務省】公的個人認証サービス事務処理要領の一部改正について(通知)(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.89	総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
5【内閣府(15)】【総務省(13)】 公文書等の管理に関する法律(平21法66) 地方公共団体における紙媒体の文書を電子媒体に変換する際の具体的な手順や留意事項等については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、34条の趣旨を踏まえ、国における取扱い及び手順等を地方公共団体に情報提供する。 [措置済み(令和3年11月16日付け内閣府大臣官房公文書管理課事務連絡)]	—	地方公共団体が保有する紙媒体の文書を電子媒体に変換した場合における紙媒体の取扱いの参考となるよう、国における取扱い等について、地方公共団体に情報提供した。	【内閣府】紙媒体の文書を電子媒体に変換する際の留意点等について(令和3年11月16日付け内閣府大臣官房公文書管理課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.90	内閣府大臣官房公文書管理課 総務省自治行政局市町村課行政経営支援室

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	91	03_医療・福祉	中核市	長崎市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項、障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル(平成26年4月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)	障害支援区分の認定調査における面接方法の規制緩和	障害支援区分の認定を行うための、障害者等又は障害児の保護者に対する認定調査について、対面方式の面接に限らず、一定の基準を設けるなどした上でオンライン方式により実施できるよう、コロナ禍における臨時的な規制緩和を求める。 【基準例】 ・面会規制により認定調査ができない施設等の入所者であること ・一定の知見を有する医師・看護師等が認定調査に出席すること ・認定調査員の指示・指導の下、申請者の心身の状況を確認すること ・障害支援区分認定審査会資料にオンラインで調査を実施したことが分かるように記載すること など	障害者総合支援法に基づく、障害支援区分の認定のための認定調査は、市町村職員等の認定調査員が実施することとされており、対面方式による面接で実施される。新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いとして、対面方式による面接が困難な場合について、12ヶ月以内の区分認定の有効期間延長が可能とされているが、新規及び区分変更申請の場合は本人等への面接を実施する必要がある。昨年来の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、特に病院や障害者支援施設またはグループホームでは、一般的には厳しい面会規制を設けており、障害支援区分認定調査のための認定調査員による面接に応じてもらえないことがあり、認定調査が実施できなければ支給決定ができないため、申請者の希望に沿った迅速なサービス利用開始ができないことがある。具体例では、更新時期で状態の悪化がみられる障害者のサービス支給量の見直しが必要だったが、施設側の面会規制により対面による認定調査ができなかったことから区分の見直しが行えず、現状の区分により有効期間を12ヶ月延長せざるを得なかった事例があった。また、住民への直接的な支障ではないが、12ヶ月延長により一旦は翌年度に調査及び関連事務を繰越すことができるものの、繰越された年度では元々の見込み量に繰越し分が加わることとなり、認定調査員等の職員体制確保が非常に困難になる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	92	05_教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)交付要綱第3条第1項	「教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)」で実施する事業のうち、都道府県負担のない「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」、「認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援」、「認定こども園等への円滑な移行のための準備支援」及び「園務改善のためのICT化支援」を国から事業者への直接補助とすること。 ※都道府県における予算計上手続を不要とすることを求める提案であって、窓口機能は引き続き都道府県が担うことを想定しており、都道府県の関与なく事業を実施することを要望するものではない。	「教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)」で実施する事業のうち、都道府県負担のない「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」、「認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援」、「認定こども園等への円滑な移行のための準備支援」及び「園務改善のためのICT化支援」を国から事業者への直接補助とすること。 ※都道府県における予算計上手続を不要とすることを求める提案であって、窓口機能は引き続き都道府県が担うことを想定しており、都道府県の関与なく事業を実施することを要望するものではない。	教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)交付要綱第3条第1項において、交付対象は「認定こども園等における教育支援体制を整備する事業を都道府県が実施するために必要な経費」と定められており、都道府県を通じて事業者に補助する仕組みとなっている。上記のことから、都道府県は事業者から交付金の活用希望を把握した上で必要と見込まれる額を当初予算に計上しているが、都道府県の負担を要しないものであるため、都道府県での予算計上の必要性が乏しい一方で、事務作業の負担が大きい。また現行制度では、仮に各事業者からの申請額が予算額を上回った場合には年度途中で補正予算の計上が必要となり、さらに事務手続が嵩むだけでなく、事業者への承認の遅れにつながり、本事業を活用した施設等の環境整備等が滞るおそれがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	93	06_環境・衛生	都道府県	愛知県	環境省	A 権限移譲	浄化槽法第10条及び同法第11条、環境省関係浄化槽法施行規則第7条及び第9条、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第1条	浄化槽法に定める清掃及び定期検査の実施回数を緩和する権限の付与	浄化槽法第10条に定める清掃及び同法第11条に定める定期検査の実施回数について、一定の条件(<例>独居高齢者宅など浄化槽の容量に対しトイレの使用頻度が極端に少ない場合)において、都道府県知事の裁量により適正な回数を定めることができるようにする。	浄化槽管理者に対し法で定める保守点検、清掃、法定検査について一律に実施するよう働きかける事務が膨大である。(特に独居高齢者は理解を求めるのが困難である。)清掃については、浄化槽法で年1回以上(一部6か月に1回以上)と定められているが、浄化槽の容量に対しトイレの使用頻度が極端に少ない場合は、法律に定める清掃回数を実施すると、却って、浄化槽の適正処理に支障をきたすケースもある。清掃料金や法定検査の手数料は、年金生活者等にとって負担が大きい。	—
R3	94	06_環境・衛生	都道府県	愛知県	国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	下水道法第25条の11第4項、第6項	下水道法に基づく下水道の事業計画策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知の手續に關し、運用上、地方公共団体が作成し、国土交通大臣に提出している書類について簡素化を求める。	下水道法に基づく下水道の事業計画策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知の手續に關し、運用上、地方公共団体が作成する資料の見直し	下水道法に基づく事業計画の策定又は変更の際には下水道管理者は国土交通大臣に協議又は届出をしなければならない。このとき、国土交通大臣は、原則として環境大臣に意見聴取又は通知することとなるが、そのために必要な資料については、運用上、下水道管理者である地方公共団体に作成が求められているのが実情である。特に、「事業計画の内容資料」、「終末処理場におけるし尿投入計画表」及び「し尿処理及び汚泥処分全体計画表」は、国土交通大臣との協議で必要とされていないにもかかわらず、地方公共団体に作成が求められており、事務負担が発生している。なお、上記資料を意見聴取において不要としなければ、実質的に地方公共団体に資料の作成が求められる現状は変わらないと思われるため、意見聴取に必要な書類自体を簡素化する必要があるものと考え	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	95	01_土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県、標津町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第23条第1項、国土利用計画法施行規則第20条、国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置等の運用指針(平成20年11月10日)	国土利用計画法に基づく土地売買等届出制度における提出書類の簡素化	国土利用計画法第23条に基づく土地売買等届出について、地方公共団体及び届出者双方の事務負担軽減の観点から、「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」については提出を不要とすることを求める。また、土地売買等届出書の記載事項のうち、「土地に関する事項」については「契約書のとおり」のみ記載し、具体的な内容の記載の省略を可能にし、一団の土地において複数の契約を締結した場合に記載内容が重複する場合には、「契約書1〜〇のとおり」等として届出書を一葉にまとめることを可能とすることを求める。	国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地売買等届出制度においては、複数の図面を提出することや、契約書の写しに記載された内容と同じ内容を届出書に記載すること、一団の土地の場合について契約書ごとの届出書の作成等が求められている。 「土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図」については、「縮尺五千分の一以上の図面」や「土地の形状を明らかにした図面」等の他の書類により内容が確認できるため特段必要とせず、また提出漏れがあった場合には、書類の督促といった事務負担が生じている。また、契約書と同じ内容が届出書に記載されることにより、突合作業や、契約書と届出書の内容に齟齬がある場合には、契約書の内容に即した記載を行うよう指導する等の事務負担が発生している。さらに、一団の土地の売買等の際、記載内容や用意する書類の簡素化を図ることで、複数案件の処理にかかる負担の軽減効果が見込まれる。総じて、必要以上の書類提出が求められ、そのことが届出遅延の要因にもなっており、当県では令和2年において1,518件のうち約2割が遅延となっている状況で、遅延違反者に対する注意喚起の事務が生じている。このように地方公共団体及び届出者双方に負担が生じていることから、書類の簡素化を求めたい。なお、一部県内外の市町村からも、同様の問題意識があると聞いている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	96	02_農業・農地	都道府県	群馬県、茨城県、新潟県、長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条、農林畜水産業関係補助金等交付金第6条、土地改良事業関係補助金交付要綱第15、補助金交付事務必携(農業農村整備事業等)	土地改良事業関係補助事業における繰越分及び国庫債務負担行為分の実績報告書の提出期限の見直し	全額概算払いを受けた土地改良事業関係補助事業の繰越分及び国庫債務負担行為分に係る補助事業完了後の実績報告書の提出期限について、交付規則及び交付要綱に基づき、通常分と同様に6月10日とするよう見直しを求める。	土地改良事業関係補助事業に係る実績報告書(繰越分、国庫債務負担行為分)の提出期限について、交付規則及び交付要綱上、全額概算払の場合は6月10日となっているにもかかわらず、地方農政局から示されている「補助金交付事務必携(農業農村整備事業等)」では翌年度の4月10日とされている。そのため、年度末に事業が完了した場合は短時間で実績報告書を作成する必要があり、特にここ数年は、年末に編成される国の補正予算を活用しての事業件数が多く、国の補正予算については全地区繰越をして事業を実施しているため、事業完了が翌年度の年度末となるといったことから、4月10日までに実績報告書を提出するには、非常に短期間で処理を求められており、過度な負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【厚生労働省】 (48) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i) 障害者支援区分の認定等に係る調査(20条2項)については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、臨時的な取扱いとして、障害者支援施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置が取られることにより、当該施設等に入所している対象者への認定調査が困難な場合であって、一定の条件を満たす場合において、情報通信機器を用いて映像を介する方法による調査を可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年8月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)]	—	障害者支援区分の認定等に係る調査について、臨時的な取扱いとして、障害者支援施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置が取られることにより、当該施設等に入所している対象者への認定調査が困難な場合において、情報通信機器を用いて映像を介する方法による調査を可能とし、令和3年8月27日付けで地方公共団体に周知を行った。	【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて(その3)(令和3年8月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.91	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【国土交通省(11)】【環境省(3)】 下水道法(昭33法79) (i) 公共下水道又は流域下水道の事業計画に関する意見聴取又は通知(4条3項若しくは5項又は25条の23第4項若しくは6項)に当たり、地方公共団体が行う事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類を簡素化するなど、運用の改善を図る。 [措置済み(令和3年11月26日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)]	—	下水道法に基づく事業計画の策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知については、様式等の見直しを行い、その旨地方整備局及び地方公共団体に通知した。	【国土交通省】【環境省】下水道法に基づく事業計画の策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知について(通知)(令和3年11月26日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.94	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
5【国土交通省】 (16) 国土利用計画法(昭49法92) 土地売買等の事後届出(23条1項)については、以下のとおりとする。 ・一団の土地について締結する複数の契約であって、地方公共団体が適切と認めるものについては、土地売買等届出書(施行規則20条1項の別記様式3)を一枚にまとめることで差し支えないことを、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・届出に係る添付書類のうち、土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図(施行規則20条2項で準用する施行規則5条2項2号)については、制度の趣旨に則った確認が可能な場合には地方公共団体の判断により提出の省略を可能とする方向で、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【国土交通省】 (23) 国土利用計画法(昭49法92) (ii) 土地売買等の事後届出(23条1項)については、届出に係る添付書類のうち、土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図(施行規則20条2項で準用する施行規則5条2項2号)については、令和4年度中に省令を改正し、制度の趣旨に則った確認が可能な場合には地方公共団体の判断により提出の省略を可能とする。	・土地売買等の事後届出について、一団の土地について締結する複数の契約であって、地方公共団体が適切と認めるものについては、土地売買等届出書を一枚でまとめることで差し支えない旨を都道府県及び指定都市に通知した。 ・届出に係る添付書類のうち、土地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図(施行規則20条2項で準用する施行規則5条2項2号)については、制度の趣旨に則った確認が可能な場合には地方公共団体の判断により提出の省略を可能とする方向で、土地対策全国連絡協議会の場で、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討中。	【国土交通省】国土利用計画法の事後届出における一団の土地の契約について(令和4年3月30日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.95	国土交通省不動産・建設経済局土地政策課
5【農林水産省】 (2) 土地改良法(昭24法195) (iii) 土地改良事業(2条2項)等に係る補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合における実績報告の期日については、一部が補助金の交付決定のあった年度の翌年度の6月10日とされているが、令和3年度中に省令を改正し、補助事業の完了した年度の翌年度の6月10日までとし、その旨を地方農政局及び地方公共団体に通知する。	—	土地改良事業(2条2項)等に係る補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合における実績報告の期日については、一部が補助金の交付決定のあった年度の翌年度の6月10日とされているが、農林畜水産関係補助金等交付規則第6条第1項及び第2項を改正し、補助事業の完了した年度の翌年度の6月10日までとし、その旨を地方農政局及び地方公共団体に通知した。	【農林水産省】全額概算払を行った土地改良事業関係補助事業における事業完了後の実績報告書の提出期限について(令和3年12月24日付け農村振興局総務課事務連絡) 【農林水産省】農林畜水産関係補助金等交付規則の一部を改正する省令(令和3年農林水産省令第70号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.96	農林水産省農村振興局総務課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	97	03_医療・福祉	都道府県	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、川越市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、神流町、下仁田町、草津町、高山村、東吾妻町、川場村、邑楽町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	予防接種法施行令第4条	予防接種を行う医師についての公告の廃止	予防接種法施行令第4条を改正し、予防接種を行う医師の氏名等の公告を廃止すること	市町村長等が行う予防接種について、協力する旨を承諾した医師が予防接種を行う場合、当該予防接種を行う医師について、その氏名及び予防接種を行う主たる場所を公告するものとされており(予防接種法施行令第4条第1項)、また、公告した事項に変更等があった場合は速やかにその旨を公告しなければならない(同条第2項)とされている。 しかし、病院の人事異動等により予防接種を行う医師は頻繁に変わるため、予防接種を行う医師に係る公告の事務について、手間が生じている。 また、医師の氏名の公告は、必ずしもリアルタイムで更新できるものではないため(医療機関→市町村→県という流れで公告依頼が来るためタイムラグが生まれる)、古い情報が被接種者に伝わり混乱を招くおそれがある。 以上を踏まえ、施行令第4条に基づく予防接種を行う医師の氏名等の公告を廃止することにより、事務負担を軽減いただきたい。 なお、被接種者にとっては、施行令第5条及び第6条により、どこの医療機関で予防接種を受けられるかが分かれば十分であり、医師の氏名を公告する意義は乏しく、仮に医師の氏名等の公告を廃止しても、被接種者に支障は生じないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	98	06_環境・衛生	都道府県	群馬県、福島県、茨城県	環境省	B 地方に対する規制緩和	ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項～第4項	特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止	特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止	大気汚染防止法等でも、自主測定実施の義務づけはあるが、本法のみ結果の報告義務があり、事業者の負担となっている。 都道府県にて集計及び公表することは形式的な事務に留まり、関与する実益が無く、自主測定結果の取りまとめ、公表資料の作成等作業が職員の負担となっている。 自主測定結果の報告義務が、今後も国民に対する情報提供として必要であれば、国が進めている事務手続き電子化の一環で、PRTR法のように電子で直接国に報告し、だれでも容易に確認できるシステムとして欲しい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	99	11_その他	中核市	明石市	総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方税法附則第7条、国民健康保険法施行規則第27条の14の2、国民年金法施行規則第11条、介護保険法施行規則第83条の6第1項、児童福祉法施行規則第7条の27第2号等	届出様式等における性別記載欄の削除	法令等によって定められた各種届出様式等について、性別記載欄の削除を求める	【提案に至った背景】 当市は、昨年度に市が規定する様式のうち業務上性別を記載することが必要ないと判断した届出様式等から性別記載欄を削除した。しかし、当市が取り扱う届出様式等の中には国の規定に基づき性別記載欄を設けているものもあり、その中には業務上性別を記載することが必要か疑問のあるものもあった(以下参照)。 【支障事例】 性的マイノリティの方にとって、性自認と一致しない性別を選択することや、戸籍上の性別と見た目の性別が異なるために厳格な本人確認をされることは、強い心理的負担となっている。また、抵抗感から行政手続き自体をためらうことにも繋がっている。当市市民の声としても、様式上で男女いずれかの性別を選択することを苦痛に感じている旨の相談を受ける事例が多々ある。なお、性自認に関する相談等を行うこと自体が心理的負担・苦痛等を伴うため、当事者が声を上げ辛いという状況を鑑みると、実際はより多くの市民が同様の悩みを抱えていることが想定される。 【措置を求める届出様式等】 法令等に基づき性別記載欄のある届出様式等のうち、以下の届出様式等について左記の措置を求める。 市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書、市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書、国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険限度額適用(・標準負担額減額)認定証、介護保険負担限度額認定申請書、介護保険負担限度額認定証再交付申請書、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)、小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書、年金手帳再交付申請書、経営所得安定対策等交付金交付申請書、農業者年金農業者高齢年金裁定請求書、新農業者年金農業者高齢年金裁定請求書、借地権申告書、権利変動届出書	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>5【厚生労働省】 (12) 予防接種法(昭23法68) 予防接種を行う医師の氏名等の公告(施行令4条1項)に係る事務については、地方公共団体及び医療機関の事務負担を軽減するため、市町村長(特別区の長を含む。)又は都道府県知事の要請(同項)は予防接種を行うことが想定される医師に対して幅広く行うことも可能であること、変更時等の公告(同条2項)は変更等の都度個別に行うのではなく、地方公共団体の実情に応じて一括して行うことも可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)]</p>	—	<p>予防接種を行う医師の氏名等の公告に係る事務について、市町村長(特別区の長を含む。)又は都道府県知事の要請は予防接種を行うことが想定される医師に対して幅広く行うことも可能であること及び変更時等の公告は承諾や変更の都度個別に行うのではなく、地方公共団体の実情に応じて一定期間分を一括して行うことも可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】予防接種を行う医師の氏名等の公告に係る事務について(令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_97</p>	厚生労働省健康局健康課
<p>5【環境省】 (10) ダイオキシン類対策特別措置法(平11 法105) (ii) 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者がダイオキシン類による汚染の状況についての測定を行ったときの都道府県知事等への結果報告義務(28 条3項)及び当該報告を受けた都道府県知事等による結果公表義務(28 条4項)については、令和6年度に運用開始を予定している電子システムの在り方を踏まえつつ、事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—				
<p>5【総務省】 (5) 地方税法(昭25法226) (i) 道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書(附則7条3項及び10項)及び申告特例申請事項変更届出書(附則7条4項及び11項)における性別の記載については、削除することを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>5【厚生労働省】 (2) 児童福祉法(昭22法164) (vii) 小児慢性特定疾病医療費に係る医療受給者証の再交付申請書(施行規則7条の23第2項)及び医療費支給認定の変更申請書(施行規則7条の27第1項)における性別の記載については、令和3年度中に省令及び「小児慢性特定疾病医療費の支給認定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)を改正し、削除する。</p> <p>5【厚生労働省】 (33) 国民健康保険法(昭33法192) (ii) 国民健康保険に係る特定疾病療養受療証(施行規則27条の13第4項)、限度額適用認定証(施行規則27条の14の2第2項及び27条の14の4第2項)及び限度額適用・標準負担額減額認定証(施行規則27条の14の5第2項)における性別の記載については、令和3年度中に省令を改正し、削除する。</p> <p>5【厚生労働省】 (34) 国民年金法(昭34法141) (i) 国民年金手帳の再交付に係る申請書(施行規則11条2項)における性別の記載については、令和4年度から、当該手帳に代えて発行される基礎年金番号通知書の再交付に係る申請書から不要とする。 [措置済み(年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和3年厚生労働省令第115号))]</p> <p>5【厚生労働省】 (45) 介護保険法(平9法123) (ix) 介護保険負担限度額の認定に係る申請書等(施行規則83条の6第1項、4項及び7項並びに172条の2)における性別の記載については、令和3年度中に省令及び「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」(令3厚生労働省老健局介護保険計画課長)を改正し、削除する。</p> <p>5【農林水産省】 (12) 平成13年改正前の農業者年金基金法(昭45法78) 旧農業者老齢年金の裁定に係る請求書(独立行政法人農業者年金基金法(平14法127)附則6条3項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平13法39)附則8条2項又は11条1項の規定によりなお従前の例によるものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令(平13厚生労働省・農林水産省令4)1号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則(昭45厚生省・農林省令2)26条)における性別の記載については、自由記載であることを明確化し、独立行政法人農業者年金基金に令和3年度中に通知する。 [措置済み(令和3年11月10日付け厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長、農林水産省経営局経営政策課長通知)]</p> <p>5【農林水産省】 (23) 経営所得安定対策等交付金 「経営所得安定対策等実施要綱」(平23農林水産事務次官)に定める経営所得安定対策等交付金交付申請書における性別の記載については、同要綱を改正し、令和4年度の交付申請手続から削除する。</p> <p>5【国土交通省】 (8) 土地区画整理法(昭29法119) 借地権申告書(施行規則16条1項)及び権利変動届出書(施行規則23条5項)における性別の記載については、令和3年度中に省令を改正し、削除する。</p>	<p>< 令4 > (12) 地方税法(昭25法226) (i) 道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書(附則7条3項及び10項)及び申告特例申請事項変更届出書(同条4項及び11項)における性別の記載については、削除する。 [措置済み(地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年総務省令第27号))]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書の性別の記載については、令和4年3月31日に地方税法及び地方税法施行規則を改正し、省令様式から性別欄を削除した。 ・小児慢性特定疾病医療費に係る医療受給者証の再交付申請書及び医療費支給認定の変更申請書の性別の記載については、令和3年12月27日に児童福祉法施行規則を改正し、省令様式から性別欄を削除した。 ・国民健康保険に係る特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の性別の記載については、令和4年3月31日に国民健康保険法施行規則を改正し、性別欄を不要とした。 ・国民年金手帳の再交付に係る申請書の性別の記載については、令和3年6月30日に国民年金法施行規則を改正し、当該手帳に代わり令和4年度から発行される基礎年金番号通知書の再交付に係る申請書においては不要とした。 ・介護保険負担限度額の認定に係る申請書等の性別の記載については、令和4年3月31日に介護保険法施行規則及び通知を改正し、省令様式から性別欄を削除した。 ・旧農業者老齢年金の裁定に係る請求書の性別の記載については、自由記載であることを明確化し、令和3年11月10日に独立行政法人農業者年金基金に通知した。 ・経営所得安定対策等交付金交付申請書における性別の記載については、令和4年4月1日に経営所得安定対策等実施要綱を改正し、交付申請手続から削除した。 ・借地権申告書及び権利変動届出書の性別の記載については、令和4年3月1日に土地区画整理法施行規則を改正し、省令様式から性別欄を削除した。 	<p>【総務省】地方税法等の一部を改正する法律新旧対象条文 【総務省】道府県民税及び市町村民税の寄付金税額控除に係る申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書 【厚生労働省】民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和4年厚生労働省令第201号) 【厚生労働省】健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第56号) 【厚生労働省】年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和3年厚生労働省令第115号) 【厚生労働省】年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について(令和3年6月30日付け厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知) 【厚生労働省】介護保険最新情報vol.1057(令和4年3月31日) 【厚生労働省】介護保険最新情報vol.1058(令和4年3月31日) 【厚生労働省】「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」等の一部改正について(令和4年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知) 【農林水産省】平成13年改正前の農業者年金基金法施行規則に基づく裁定請求書の性別の記載について(令和3年11月10日付け厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長及び農林水産省経営局経営政策課長通知) 【農林水産省】経営所得安定対策等実施要綱(令和4年4月1日付け農林水産事務次官依命通知) 【農林水産省】経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について(令和4年4月1日付け農林水産事務次官通知) 【農林水産省】経営所得安定対策等実施要綱新旧対照表(令和4年4月1日) 【国土交通省】土地区画整理法施行規則及び新都市基盤整備法施行規則の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第10号)</p>	<p>総務省自治税務局市町村税課 厚生労働省健康局難病対策課、老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、年金局事業管理課 農林水産省農産局穀物課経営安定対策室、経営局経営政策課 国土交通省都市局市街地整備課</p>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	100	11_その他	施行時特例市	伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、甘楽町、長野原町、草津町、高山村、東吾妻町、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、千代田町、邑楽町	総務省、財務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第20条の11 租税特別措置法第25条	国民健康保険税の賦課に必要となる租税特別措置法第25条適用者情報に関する税務署から市町村への情報提供	国民健康保険税賦課に必要となるため、地方税法第20条の11に基づき、市町村が税務署に対し、関係資料の閲覧等の協力要請を行った場合に、特別措置法第25条適用者情報については、適用者リスト等による情報提供に協力するよう、事務連絡等によって周知を図る。 ※情報提供の仕組みは必ずしも国税連携システムのデータ提供に限らずともよく、税務署で備える台帳の整備や補完資料の提供等により市町村が所得把握をしやすくすることを求めるもの。	租税特別措置法第25条に基づく肉用牛の売却による農業所得の課税の特例により、所得税及び市町村民税は肉用牛の売却に伴う所得が免税となるものの、国民健康保険税に関しては当該免税措置の対象とならない。したがって、国民健康保険税の賦課に際しては、免税前の所得を把握する必要がある(市町村民税においても均等割の判定には免税前の所得が基準となる)。 国税連携システムによって、市町村は、①e-Taxにより申告のあった者については確定申告書のほか、青色申告決算書(農業所得用)等の添付書類、②紙媒体により申告のあった者については確定申告書のみを確認できるが、税特別措置法第25条の適用があったにもかかわらず、申告書への記載が漏れている事例(②のうち、確定申告書B第一表の④に「免」と記載のないもの及び第二表の特例条文等欄に「措法25条」と記載のないもの)が、当市ほか共同提案団体でも見受けられ、国民健康保険税の課税漏れや遡及課税が発生する要因となっている。 免税前の所得については、国民健康保険税の適正課税だけでなく、介護保険料の算定にも必要となることから、租税特別措置法適用者の確実な把握が求められる。 ※当市においては、確定申告書B第一表農業収入・所得欄に数字があるもの(令和3年1,568件)を確認し、肉用牛所得がある場合は、確定申告書B第一表④に「免」と記載のあるもの、第二表の特例適用条文欄に「措法25条」と記載のあるもの、前年の確定申告において、肉用牛免税・免税外所得があったもの等について、税務署に赴き、肉用牛の売却による所得の税額計算書、収支内訳書等を謄写し把握しているが、把握に係る事務が膨大となっている(令和3年35件)。 (参考)当市で発生した遡及課税状況(要因:確定申告書の記載漏れ) ・平成30年度処理 2件(平成28年度分、平成29年度分) ・令和元年度処理 1件(平成30年度分) ・令和2年度処理 2件(平成30年度分、令和元年度分)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	101	11_その他	都道府県	秋田県、岩手県、宮城県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第22条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第127条	公益認定等総合情報システム(PICTIS)における入力方法等の見直しを通じた事務負担軽減	PICTISの入力にあたって、会計システム等との連携など、過年度数値や決算書数値を法人(公益法人及び移行法人)が直接入力することなく自動転記される仕組みに見直していただきたい。 上記が難しい場合は、ガイドに従い決算書数値等を入力することで様式に反映されるような(源泉徴収票の数値入力による所得税確定申告のような)仕様にしていただきたい。 上記2点が難しい場合は、Excel様式を改善し、過年度数値等が自動反映され、条件付き書式等により自動移行値であることを確認できるようにしていただきたい。 その他、入力事項の簡素化、入力事項の転記の容易化など、事務負担軽減策を講じていただきたい。	PICTISは内閣府主導の下、全国の都道府県が導入しているシステムであり、システム上で法人からの公益認定申請・事業報告書等を受け付け、行政庁が審査を行っている。システムはExcelの様式に入力したものをアップロードする形態であるが、直接入力する箇所が多いため、入力誤りが多数生じており、行政庁の審査に要する時間が膨大なものとなっている。 具体的には、 ・公益目的支出計画実施報告書別紙2の計画の額及び過年度の実績額 ・事業報告書別表A(1)[収支相償]における剰余金の額 ・別表C(2)[控除対象財産]における過年度帳簿価額 ・別表H(1)[公益目的財産残額]における前事業年度の末日の公益目的増減差額 等については、過年度数値をそのまま反映すべき欄であるにもかかわらず、自動で引用されず直接入力であることから、入力誤りが多発しており、行政庁における過年度数値との突合、補正依頼等に要する事務負担が大きくなっている。 また、これ以外の欄についても、基本的に決算書の数値をそのまま反映すべきものが多いが、その入力欄が多いため、法人側の入力や担当者が交代した際の引き継ぎ、行政庁側の確認作業に係る負担が大きくなっている。 システムにおいては、データ流用機能の利用により過去に提出した報告等の情報を流用したオフライン様式をダウンロードすることもできるとされているが、年度の更新に伴う数値の移行は行われず、法人の担当者は手動で数値を移行しなければならないことから、入力誤りが生じる可能性があるため、結局、行政庁における過年度数値等との突合が必要となり、事務負担は解消されない。 入力値に誤りがあった場合、行政庁では修正ができず、必ず法人に補正依頼することが必要となるため、修正作業も大きな負担である。 法人数及び年間の取扱件数は、当県においては約140であり、全国では約13,000となるが、その全ての報告について、限られた人員で膨大な確認・修正作業を行わなければならない、大変な事務負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	102	06_環境・衛生	都道府県	秋田県、青森県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	と畜場法第14条及び第19条	と畜場法第14条に規定される検査におけると畜検査員が行う検査の一部簡略化	と畜場法第14条に規定される検査について、食鳥処理法第15条第7項に規定される検査方法と同様の仕組みを制度化し、自治体が選択的に導入できるようにすること。 例えば、と畜場法第10条に規定される作業衛生責任者など、と畜検査員以外の一定の知見を有する者が内臓や枝肉等の異常の確認を行った場合には、と畜検査員が行う検査の一部を簡略化できるようにすること。	と畜場法第14条に規定される、と畜検査に従事すると畜検査員については、都道府県及び保健所設置市の職員である獣医師でなければならないこととされている(同法第19条)。 当県では、これまで、獣医師の待遇改善や奨学金制度の導入により毎年1人程度の獣医師を採用できていた。しかし、獣医系大学の県出身学生の減少、他県との競合等により、ここ数年は採用できておらず、また大量採用した世代が定年退職を迎えていることもあり、慢性的な獣医師不足に陥っている。 当県所管のと畜場は1施設であるが、1日約500頭のと畜検査を行っており、各種検査の実施のため12名の獣医師の配置が最低限必要であるところ、令和2年度の配置は10名であり、これを下回っているため、出張や会議、研修、休暇等、他の業務等への対応が日常的に困難な状況となっている。 当該と畜場において作業衛生責任者は現在6人配置されているが、作業衛生責任者は獣医師に比較し確保しやすく、検査に必要な知見を一定程度有しているため、と畜検査員がと畜場内で行っていると畜検査の一部(内臓検査、枝肉検査)について、作業衛生責任者において異常の確認を行い、異常があった場合にと畜検査員に報告する等、検査の簡略化が可能になれば、獣医師不足が深刻化する自治体のと畜検査が円滑化する。 なお、食鳥処理法では、獣医師である食鳥検査員が行う食鳥検査について、食鳥処理衛生管理者において異常を確認し、検査を簡略化できる規定がある(同法第15条)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【総務省(6)】【財務省(4)】【厚生労働省(22)】 地方税法(昭25法226)及び租税特別措置法(昭32法26) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例(租税特別措置法(以下この事項において「措置法」という。)25条)については、以下のとおりとする。 ・国税電子申告・納税システム(e-Tax)以外の方法により提出された所得税申告書については、措置法25条適用者の場合、各税務署が当該申告書の税務署整理欄のうち「区分H」欄に「1」(措置法25条適用者)又は「3」(措置法25条適用者の義務的修正)と補完記入を行うことについて、地方公共団体における国民健康保険料(税)に係る賦課(課税)事務等の円滑かつ適正な実施を図る観点から、「確定申告期における事務処理要領」において、当該補完記入に係る事務処理手順を徹底するよう、国税局及び税務署に周知する。 [措置済み(令和3年10月27日付け国税庁管理運営課長、企画課長、課税総括課長、個人課税課長、資産課税課長指示)] ・「肉用牛の売却による所得の税額計算書」及び「収支内訳書」に関する国と地方公共団体との情報連携並びに当該特例適用者の一覧表等による国から地方公共団体への情報提供については、令和8年度に予定されている国税に関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、国及び地方公共団体の間での閲覧事務の更なる効率化の実現に向け、地方公共団体の意向も踏まえつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	<p>肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、国税電子申告・納税システム(e-Tax)以外の方法により提出された所得税申告書については、措置法25条適用者の場合、各税務署が当該申告書の税務署整理欄のうち「区分H」欄に「1」(措置法25条適用者)又は「3」(措置法25条適用者の義務的修正)と補完記入を行うことについて、地方公共団体における国民健康保険料(税)に係る賦課(課税)事務等の円滑かつ適正な実施を図る観点から、「確定申告期における事務処理要領」において、当該補完記入に係る事務処理手順を徹底するよう、令和3年10月27日付けで国税庁から国税局及び税務署あてに周知した(対応方針前段部分)。※なお、対応方針後段部分については検討中。</p>	—	—	<p>総務省自治税務局市町村税課 国税庁課税部個人課税課 厚生労働省保険局国民健康保険課</p>
<p>5【内閣府】 (13)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法49) 財産目録等の提出(22条)において利用される公益認定等総合情報システムについては、都道府県の事務負担を軽減するため、都道府県からの意見聴取を行った上で、機能改善及び費用分担について検討を行い、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—				
<p>5【厚生労働省】 (29)と畜場法(昭28法114) と畜場において都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)の行う検査(14条1項、2項及び3項)については、公衆衛生獣医師の有効活用や確保に資する先行事例を収集し、都道府県及び保健所設置市に令和3年度中に通知するとともに、効率的な検査の実施など地域の実情に応じた当該検査の在り方について、都道府県及び保健所設置市の意見を踏まえつつ、中長期的に検討を行う。</p>	<p><令4> 5【厚生労働省(28)】 と畜場法(昭28法114) と畜場において都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)の行う検査(14条1項、2項及び3項)については、「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(結果)(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)」(令4厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長)の結果を踏まえて、都道府県及び保健所設置市において検討・実施した内容等について令和5年度中に調査を行い、その結果に基づき、地域の実情に応じた当該検査の在り方について引き続き検討する。</p>	<p>公衆衛生獣医師の有効活用や確保に資する先行事例を収集するため「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(依頼)(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)」(令和3年12月28日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知)を通知し、「公衆衛生業務に携わる獣医師の有効活用及び確保に関する取組)」(令和3年12月28日付け薬生食監発1228第2号)を通知し、「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(結果)(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)」(令和4年3月30日付け薬生食監発0330第1号)により結果を回付した。 なお、効率的な検査の実施など地域の実情に応じた当該検査の在り方について、引き続き検討を行う。</p>	<p>【厚生労働省】「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(依頼)(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)」(令和3年12月28日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知) 【厚生労働省】「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(結果)(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)」(令和4年3月30日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知) 【厚生労働省】公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査結果</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_102</p>	<p>厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	103	09_土木・建築	都道府県	秋田県、横手市、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、仙北市、小坂町、藤里町、三種町、美郷町、羽後町、川越市、長野県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付金等、社会資本整備総合交付金等の令和3年度要望等の提出・登録について(令和3年1月21日付事務連絡)、社会資本整備総合交付金システムマニュアル	社会資本整備総合交付金システムによる申請等に係る事務手続きの簡素化等	社会資本整備総合交付金の申請等に係る事務全般については、平成30年度からシステム運用が開始され、令和元年度から本格運用されているが、システム外で別途従来様式の書類での提出が求められているほか、システムの不備等(数値入力重複等)に係る作業負担が大きい、軽微な修正が困難である、マニュアルが不十分である等)が非常に多く、申請等に係る事務に多量な時間と人員を要しているため、事務手続きの大幅な簡素化及びシステムに係る問い合わせへの円滑な対応等を求める。	申請から交付までシステムで行うことが可能となったにもかかわらず、地方整備局からは、令和3年度予算要望に関し、全ての事業について、システムとは別に従来様式(Excel)での書類提出を二重に求められた。また、システム内での主な流れは、全市町村入力が入力した後、県が承認し、県の各事業課が入力した上で国土交通省各地域整備局が承認し本省承認となるが、国の承認作業の段階で市町村への入力修正指示があった場合、一連の流れを全て遡る必要があり、この過程で入力済みの一部数字が消えるため再入力を要し、修正に直接関係のない事業課がシステム処理を求められるなど複雑な流れになっており、膨大な時間と人員が割かれている。また、申請等に係る手続きについては国から短い期限を設定されているため、期限までの作業が非常に厳しく、時間外や土日での作業を余儀なくされている。さらに、システムのマニュアルについては、文字等が不鮮明な箇所が多く、地方公共団体の担当者が変わる度に不備が生じやすい状況になっている。なお、システムの不明点については、過去の全国の照会に対する回答をまとめた表(問合せ管理簿)を参照するよう指導されているが、掲載数が膨大で(令和3年2月末現在1,990件)、解決策を確認する作業自体が負担となっている。加えて、市町村からもシステムの操作等の問い合わせがあるが、電話等即時に対応可能な国への問い合わせ先がなく、所定様式によるメールでの質問を促すことしかできないため、国からの回答があるまでの数日間は市町村においても事務が停滞する。市町村からの質問についてはまずは各県で対応することとされているが、マニュアル等が不十分な状況で都道府県に対して市町村への対応も求められており、過大な事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	104	05_教育・文化	都道府県	千葉県、草加市、川崎市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱	特別支援教育就学奨励費による学用品購入費について、支弁区分に応じた定額支給とする見直し	特別支援教育就学奨励費で支給対象となる経費のうち、学用品購入費については、支弁区分(各家庭の収入から決定)に応じた定額支給とするよう、補助金交付要綱を改正していただきたい。	補助金交付要綱で学用品購入費は実費支給とされており、支給にあたっては文部科学省の「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」で購入品の領収書やレシート等の証拠書類を確認することとなっている。学用品購入費の支給対象は、学校で使用するものに限定されているため、事務担当者及び教員は証拠書類の確認だけではなく、保護者に購入品の内容等を聴き取らなければならないが、膨大な作業量となっている。また、保護者からも「細々としたレシートを集めて、学校へ提出する作業が大変である」という意見が学校へ多く寄せられている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka_vosan.html
R3	105	02_農業・農地	都道府県	千葉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良法第113条の2第4項	共有地代表者制における選任方法の改善	土地改良事業の事業主体である地方公共団体や土地改良区等は、事業の実施にあたり、土地の所有者等から同意を徴集しなければならないが、共有地等における同意の徴集については、共有地等について共有者のうちから代表者1人を選任し、行うものとされている。この代表者の選任手続については、法令や通知等において明確にされていないことから、その明確化を求める。特に、話し合いによる選任が困難な場合でも円滑に選任することができるよう、多様な選任手続を認めつつ、その方法を明確化することを求めたい。	地方公共団体は、土地改良事業の事業主体として、事業の実施にあたり土地の所有者等から同意を徴集しなければならないほか、土地改良区等が行う事業についても、同意の徴集方法等について行政指導を行っている。共有地等については、共有者から選出された代表者1人が同意等の意思表示を行うこととされているが、代表者の選任手続については、国が作成した未定稿の問一答において、共有者全員の話し合いによって選任を行うことを基本とするのと同時に、例外として共有者の一部の所在が不明な場合等には、共有者の「人数」及び共有物の「持分」のいずれにおいても過半を満たす者による選任であれば代表者として認めるなどと示されるにとどまっている。例えば、親族関係にない共有地について、さらに相続が発生した場合、人数が多く、居住地も遠方な者が含まれ、面識のない者を対象とした話し合いによる選任手続は困難であることから、例外を適用して多様な選任方法が認められる必要があると考えているが、当該問一答においては、選任手続の例外を適用することができる場合(共有者が行方不明の場合、選任後の共有者の死亡の場合、面識がなく等の理由により話し合いの場の設定が困難な場合、話し合いは行ったが少数の反対により合意に至らなかった場合等)が明らかでなく、また、選任方法についても限られた記載しかない。また、未定稿の文書にのみ準拠するだけでは、土地改良区等に対し行政指導をする立場としては、適切な助言をすることができないとともに、事業主体としても同意取得やひいては土地改良事業の完成に支障を来すおそれがある。そこで、共有地の状況がまちまちである中、共有者全員の話し合いが困難な場合に、多様な選任方法をとることができるよう、当該困難な場合やその場合の選任方法を具体的に正式な通知等で幅広く明確化することを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	106	06_環境・衛生	指定都市	熊本市	国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	下水道法第4条、第5条 下水道法施行令第4条の2、第5条の2 下水道法施行令第5条の2及び第17条の9に定める協議等を要しない事業計画の軽微な変更の取扱いについて(平成27年11月19日事務連絡)	下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直し	公共下水道の事業計画について、予定処理区域を変更する場合であっても、その変更する面積の範囲が狭小であるとき等は、下水道法施行令第5条の2で定める軽微な変更該当するものとして、国土交通大臣への協議等を不要とするように事務の簡素化を求める。仮に、現在でも国土交通大臣への協議等が不要な場合は、その旨を明確化することを求める。	当市が管理する公共下水道の事業計画(以下「下水道事業計画」という。)の予定処理区域(約10,000ha)に隣接する住宅地があり、その住民から当市の公共下水道へ接続したいとの申出があったことを受け、下水道事業計画を変更して予定処理区域を0.4ha拡大し、管渠布設を行った。本事例においては、予定処理区域の変更として下水道法施行令第5条の2第1号に該当すると考え、下水道法第4条第6項で準用する同条第2項に基づき国土交通大臣との協議を行い、その手続に約1.5か月の時間を要した。予定処理区域の面積を数ha程度拡大や縮小することは、下水道事業計画の大きな変更ではなく国土交通大臣との協議等を行う必要性はないと考えられるが、予定処理区域の面積の変更の場合は一律に協議が必要とされているため、職員にとって大きな負担となっているだけではなく、公共下水道の早期整備を望む市民にとっても支障が生じている。下水道事業計画の変更に係る国土交通大臣の関与については、過去の地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、認可から同意のない協議とされているが、本事例のように他の市町村と接しない土地を予定処理区域に加える場合など関係地方公共団体との利害調整が発生しない場合には協議等も不要とし、手続きの簡素化を図ることが可能と考える。したがって、このような予定処理区域の面積の変更については軽微な変更と整理し、事務を簡素化すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【国土交通省】 (21)社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・社会資本整備総合交付金システムで実施している予算に係る要望作業については、令和4年度予算から別途の書類の提出を不要とする。 [措置済み(令和3年11月4日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡)] ・申請等に係る入力事務を効率化するため、令和3年度中に当該システムの機能等を改善する。</p>	—	<p>社会資本整備総合交付金に係る本要望調査については、Excel様式での提出を廃止することとし、その旨地方公共団体に通知した。 社会資本整備総合交付金システムにおいて、事業担当による入力を保持した状態を維持するため、申請の差し戻し処理時に入力内容が初期化されないよう改修を実施した。 改訂版の問い合わせ管理簿及びマニュアルをシステム上に掲載した。</p>	<p>【国土交通省】本要望調査におけるExcel形式の「要望様式」の廃止について(令和3年11月4日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_103</p>	<p>国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室</p>
—	—	—	—	—	—
<p>5【農林水産省】 (2)土地改良法 (i)共有地等に係る共有者等の代表者の選任(113条の2第4項)については、共有者の一部の所在が不明な場合などの共有者等全員による選任が困難な場合の選任方法を明確化し、その旨を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年10月27日付け農林水産省農村振興局土地改良企画課長通知)]</p>	—	<p>共有地等に係る共有者等の代表者の選任について、共有者の一部の所在が不明な場合などの共有者等全員による選任が困難な場合の選任方法を明確化し、その旨を地方公共団体に通知した。</p>	<p>【農林水産省】共有地の代表制に係る一問一答のHP掲載について(令和3年10月27日付け農林水産省農村振興局土地改良企画課長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_105</p>	<p>農林水産省農村振興局土地改良企画課</p>
<p>5【国土交通省(11)】【環境省(3)】 下水道法(昭33法79) (iii)公共下水道の事業計画の変更(4条6項)のうち、予定処理区域のみの変更で、当該変更前の計画における管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しないものについては、令和4年中に政令を改正し、国土交通大臣等への協議を不要とする。</p>	—	<p>公共下水道の事業計画の変更(4条6項)のうち、予定処理区域のみの変更で、当該変更前の計画における管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しないものについては、国土交通大臣等への協議を不要とする改正を行う「下水道法施行令の一部を改正する政令」(令和4年政令第248号)が令和4年7月15日に公布、令和4年8月20日に施行された。</p>	<p>【国土交通省】下水道法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第248号) 【国土交通省】下水道法施行規則の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第62号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_106</p>	<p>国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	107	10_運輸・交通	指定都市	熊本市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(8)	社会資本整備総合交付金の自転車関連事業の整備地区要件に「自転車活用推進法に基づく自転車活用推進計画で定めている区域」を追加	社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)における自転車関連事業の整備地区要件に、「自転車活用推進法に基づく自転車活用推進計画で定めている区域」を追加	社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)の対象事業である自転車関連事業(駐輪場整備、シェアサイクル事業)については、整備地区要件として、都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画等の計画を策定している区域等が定められている。一方で、自転車関連施策に関し地方公共団体は、平成29年に施行された自転車活用推進法に基づき、自転車通行空間、駐輪場、シェアサイクル等自転車関連施策が総合的に盛り込まれた国の自転車活用推進計画を勘案し、自転車活用推進計画を策定しているところであり、当市も令和3年3月に策定したところであるが、社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)の整備地区要件には、自転車活用推進計画を定めている区域は含まれていない。当市では立地適正化計画で定める区域で行う事業について、当該交付金を活用しているところであるが、自転車関連事業について、都市再生特別措置法に基づき策定した立地適正化計画で定められた区域等が当該事業の対象となる一方、自転車活用推進法に基づき策定した自転車活用推進計画で定めている区域が対象とならないのは不合理である。したがって、自転車ネットワーク計画と一体的に策定している場合など一定の具体性のある施策を自転車活用推進計画で定めている場合は、その施策を定めている区域について、社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業)の整備地区要件に追加するべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka-vosan.html
R3	108	03_医療・福祉	指定都市	熊本市	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第234条 地方自治法施行令第158条第1項 児童福祉法第34条の8	放課後児童健全育成事業における徴収金収納事務の私人委託	放課後児童健全育成事業における公立公営の放課後児童クラブに係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令第158条を改正し当該徴収金の歳入区分を私人委託可能な項目として加える、又は児童福祉法等の個別法令に私人委託を可能とするよう定めるなど、当該徴収金の収納事務について私人に委託することを可能にすることを求める。	地方自治法第243条において、法律又は地方自治法施行令に特別の定めがある場合に限り、公金の徴収若しくは収納事務を私人に委託することができることとされている。これを受けて、地方自治法施行令第158条第1項において、私人に徴収や収納事務を委託できる歳入区分が列挙されており、使用料や手数料については私人委託が可能とされているが、負担金については列挙されておらず、私人委託が認められていない。放課後児童健全育成事業の徴収金については、児童福祉法上、私人委託が認められておらず、また、当市では、当該徴収金を「負担金」としているため、私人委託が可能な歳入区分には当たらない。したがって、当該事業については、地方自治法第243条により私人への委託が制限されることとなり、当該徴収金は現金納付又は口座振替での納付に限られている。放課後健全育成事業は、就労支援を目的とする事業であり、利用者の多くは仕事のため日中に銀行等で納付を行うことが困難であることが多く、決済のキャッシュレス化が進む中、コンビニエンスストア等の銀行窓口以外での納付を希望する声が多く寄せられている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	109	05_教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第2条2項、第9条の2	教育職員免許法に規定する教員免許更新権限の指定都市教育委員会への付与	教育職員免許法では都道府県教育委員会に対してのみ教員免許更新に関する権限が付与されていることから指定都市教育委員会では免許更新講習の対象者、更新講習修了者等の申請状況を正確に把握することができない。よって、指定都市における教員免許管理システムの閲覧権限の付与、又は指定都市教育委員会に教員免許更新に関する権限を拡大していただきたい。	教育職員免許法では都道府県教育委員会に対してのみ教員免許更新に関する権限が付与されていることから、指定都市教育委員会では、免許更新講習の対象者、更新講習修了者等の申請状況を正確に把握することができない。そのような中、当市において、主幹教諭が免許更新講習の免除申請を免許管理者である都道府県に行う必要はないと誤認した結果、免許状を失効し、令和2年9月30日付けで失職した。免許状を失効した教員の行った授業の有効性を問われ、児童に重大な影響を及ぼしかねない事態となった。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
<p>5【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (ii) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。</p>	-	<p>私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを可能とした。</p>	<p>【総務省】地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第46号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_108</p>	<p>総務省自治行政局行政課</p>
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	110	01_土地利用(農地除く)	中核市	横須賀市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項第2号	区域区分の変更に関する都市計画決定権限の中核市への移譲	軽易な区域区分の変更(変更する面積が一定規模以下で、他市町村との境界に近接しないもの等)に関する都市計画の決定権限を、中核市へ移譲することを求める。	区域区分に関する都市計画の決定権限は都道府県にあるが、当市のある都道府県の区域区分変更の基準では、原則として大規模な区域区分の変更や、人口増加につながるような市街地の拡張を認める方針となっている。一方、当市が希望している小規模な市街化区域の拡大については、区域区分の変更が認められないケースがある。 具体的には、区域区分の境界において、現在市街化区域側に生産工場が、市街化調整区域側に駐車場として利用している敷地があるところ、工場増築のため、当該敷地を市街化区域に編入することを事業者から求められている。編入する面積は約2,000㎡程度であり、山林に囲まれ、人家も隣接していない区域であることから、周囲の居住環境への影響はほとんどなく、無秩序に市街地を拡張するものでもないことを踏まえ、市内経済の活性化等の観点から、当市としては要望どおり編入することが適切と考えている。 都道府県の基準は、上記のような小規模な工業専用地域の拡大のような事例に対応しておらず、過去の区域区分の見直し時に都市計画変更要望を提出しても、このような区域区分の変更は認められなかった。また、小規模な住宅地の拡張など区域区分の変更が認められるケースがあるが、その場合でも、都道府県の区域区分の見直しスケジュールに合わせなければならないため、スピード感を持って住民からの要望の応えることが難しい。 中核市は、人口・産業とそれに伴う都市的土地利用や公共施設整備が集中しており、相対する自然環境の保全に係る判断と相まって、制度創設から約20年が経過する都市計画区域マスタープランに基づいて区域区分の変更に係る判断を行う事務執行能力が十分にあると考える。地域の実情に合わせて円滑に街づくりを進めることを可能とするため、少なくとも、一定の面積以下で、他市町村との境界に近接しない区域区分の変更(既存家屋がある集落の市街化区域への編入、市街化調整区域が隣接した区域の工業系施設拡張や新規建築に伴う市街化区域への編入等)については、都道府県全域の都市計画の方針に影響を及ぼさない軽易なものとなし、中核市に権限移譲を行うことを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	111	11_その他	一般市	北広島市、船橋市	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための適正な事務執行の徹底について(周知)(令和元年6月27日付け総務省自治税務局企画課事務連絡) 住民基本台帳事務処理要領5-10	DV等支援措置のうち地方税での措置の周知及び住民基本台帳情報の調査時における支援措置情報の提供	DV等支援措置のうち地方税での措置の周知及び情報提供ネットワークシステムを通じて閲覧ができる住民基本台帳情報と併せてDV等支援措置の有無を識別できるようにすること。		https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	112	11_その他	一般市	北広島市、恵庭市	デジタル庁、総務省、財務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第354条の2	地方税法第354条の2に基づく所得税又は法人税に関する書類の閲覧方法の見直し	固定資産税のうち償却資産の賦課徴収に必要な所得税又は法人税に関する書類について【第一】国税連携システム等の電子的手段を用いて、市町村が税務署へ臨場することなく閲覧可能にすること。【第二】市町村が所轄税務署に臨場すれば、所轄外(※)の税務署が保有する国税資料についても、電子的な手段等を用いて閲覧可能にすること。 ※当該市町村を所轄する税務署以外	【支障事例】 地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類は、国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類以外は、当該書類を保有する税務署へ臨場し閲覧又は記録をしなければならないため、現地までの移動に時間や費用を要する場合がある。 【制度改正の必要性】 固定資産税のうち、償却資産については、納税義務者に申告義務があることから、提出された申告書類を精査し課税額を決定する。申告内容に疑義が生じた場合、そもそも申告すべき者からの申告がない場合等には、申告の催促や各種調査等を行う。市町村が推計で課税することも可能であるが、償却資産は動産であることから、所有者の特定が難しいこと、課税額の算出は取得価額と取得年によって行うこと等から、実務上推計は困難である。当市内に納税義務者の事業所がある場合等、所得税又は法人税に関する書類を国税連携システムで確認することができるが、当市内に納税義務者の事業所がない場合及び納税義務者が個人である場合は、当該納税義務者の所轄税務署(法人の場合は本店所在地、個人の場合は住所地)へ臨場して、所得税又は法人税に関する書類の閲覧を行う必要がある。法人の本店住所地等が当市近郊であれば、当該本店所在地等の所轄税務署へ臨場することも可能だが、遠方である場合には、臨場に要する時間及び経費の関係から断念せざるを得ず(※)、円滑な地方税運営に支障が生じており、税負担の公平性が確保できない恐れがある。なお、上記支障事例は、太陽光発電設備、工事現場で使用される重機、プレハブ等の所有者に多い傾向がある。当市内に太陽光発電設備を設置した法人(当市内に事業所なし)について、他県に本店等があることは把握しているものの、臨場を断念せざるを得ず、適正な課税までに時間を要した事例がある。 ※当市においては、このような事例が年間200件程度ある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	113	03_医療・福祉	指定都市	大阪市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について別添2 子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例(雇児発第0417001号平成20年4月17日)	小規模保育事業所を認定こども園へ転用する際に国庫納付を不要とする見直し	国庫補助を受けて開設された小規模保育事業所の認定こども園への転用について、厚生労働省の「子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」で定める「包括承認事項」へ追加し、国庫納付を不要とすることを求める。	現在、小規模保育事業所を保育所へ転用する場合や保育所の一部を幼保連携型認定こども園へ転用する場合等は、「子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」で定める「包括承認事項」に該当し、国庫納付が不要とされているが、小規模保育事業所を認定こども園へ転用する場合は、「包括承認事項」に該当せず、国庫納付が必要となる。 当市において、幼稚園設置運営者が敷地内に小規模保育事業所を開設した後、低年齢児の保育等のノウハウが蓄積されたことに伴い、0～5歳までの一体的な教育・保育を実施するため、当該小規模保育事業所の設備を活用した上で認定こども園に移行することを希望するケースが見られる。しかしながら、小規模保育事業所を認定こども園へ転用することを希望しても、国庫納付が必要であることから認定こども園への転用が困難になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【国土交通省】 (15)都市計画法(昭43法100) (i)区域区分に関する都市計画の決定(15条1項2号)に係る事務・権限については、広域的な観点から引き続き都道府県等が行うものとするが、地方公共団体の事務の円滑な運用に資するよう、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項の申出(15条の2第1項)や都道府県による都市計画の決定の際の関係市町村への意見聴取(18条1項)の趣旨を改めて示し、都道府県と市町村との間で相互に十分な意思疎通を図るよう、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	—	都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項の申出(15条の2第1項)や都道府県による都市計画の決定の際の関係市町村への意見聴取(18条1項)の趣旨を改めて示し、都道府県と市町村との間で相互に十分な意思疎通を図るよう、地方公共団体に通知した。	【国土交通省】区域区分に関する都市計画決定における都道府県と市町村との連携について(技術的助言)(令和4年3月14日付け国土交通省都市局都市計画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_110	国土交通省都市局都市計画課
5【内閣府(9)(ii)】【警察庁(1)(ii)】【総務省(9)(iv)】【厚生労働省(39)(iii)】 住民基本台帳法(昭42法81) DV等支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村が他の市区町村に対し、当該措置の対象となっている者に係る情報(以下この事項において「措置情報」という。)を転送する運用については、以下のとおりとする。 ・DV等支援措置の申出者が他の市町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市町村に措置情報を伝達する具体的な方策について検討し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討する。	—	支援措置申出者が他の市区町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市区町村に支援措置に準じた支援を申出る仕組みとその留意点について、各都道府県宛てに通知した。 関係府省において、個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討中	【総務省】ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と留意点について(令和4年3月31日付け総行住第32号、総税固第8号総務省自治行政局住民制度課長、自治税務局固定資産税課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_111	内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課 警察庁生活安全局人身安全・少年課 総務省自治行政局住民制度課 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、虐待防止対策推進室
5【デジタル庁(2)】【総務省(5)(ii)】【財務省(3)】 地方税法(昭25法226) 償却資産に対する固定資産税の賦課徴収に係る所得税又は法人税に関する書類の閲覧等(354条の2)の規定に基づく閲覧事務については、国及び地方公共団体間での当該事務の更なる効率化の観点から、地方公共団体が電子的な手段により閲覧できる国税情報の拡充の実現に向け、令和8年度に予定されている国税に関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、地方公共団体の意向も踏まえつつ、運用上の課題等を整理しながら検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
5【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 厚生労働省所管の一般会計補助金等を受けて開設された小規模保育事業所(児童福祉法6条の3第10項)の認定こども園への転用等については、厚生労働大臣等が国庫納付に関する条件を付さずに承認できるよう、令和3年度中に「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)を改正し、地方公共団体に通知する。	—	「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の一部改正について(令和4年1月12日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)にて、地方公共団体に通知を发出了。	【厚生労働省】「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の一部改正について(令和4年1月12日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_113	厚生労働省子ども家庭局保育課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	114	03.医療・福祉	指定都市	大阪市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	<p>【保育所】 児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令第4条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(厚生労働省告示)</p> <p>【幼保連携型認定こども園】 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項、附則第2項 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第6項 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令附則第2項 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則附則第3条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域(内閣府・文部科学省・厚生労働省告示)</p>	保育所等における居室面積基準の緩和と特例措置に係る期限の廃止	保育所及び幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている「面積基準を標準に緩和する特例」(以下、「面積基準緩和特例措置」という。)に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合は、期限の延長を求める。	第一次及び第八次地方分権一括法等により設けられた保育所や幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の面積基準緩和特例措置は、令和5年3月31日で期限を迎える。当市では、当該特例を活用し暫定的に児童を受け入れながら(※)、あわせて待機児童解消のための施設整備を進めてきており、平成30年度～令和2年度において、新たに6,339人の入所枠を整備したものの、令和3年4月1日現在においても、なお保育所等に入所できなかった利用保留児童数は2,361人(うち待機児童は14人)存在している。待機児童対策を短期間で実施することは困難であることを考慮せず、仮に、当該特例措置が期限を迎え廃止されるということであれば、当該特例の期限までに順次認可定員を減少させていく必要があり、その結果、当該特例を適用して入所している児童が退所を余儀なくされるとともに、待機児童が急増することとなる。また、当該特例の廃止に備え、認可定員の減少や施設整備等の予算措置等を行うこととなれば、前もって準備を進めていく必要があることから、令和5年3月31日の期限を考えると、期限の延長については令和3年度中に議論いただく必要があると考えている。(※) 当市の本来の基準では、保育所等の居室面積基準は0歳児1人あたり5㎡、1歳児1人あたり3.3㎡、2歳児以上児1人あたり1.98㎡としており、特に0歳児は国基準より手厚い基準としているが、待機児童数も含めた利用保留児童数が多数存在することから、1人でも多くの児童が入所できるよう、やむを得ず当該特例措置を適用し、全ての年齢において一人あたり1.65㎡という基準を設定しているものである。なお、特例の適用にあたっては、児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認したうえで実施している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【内閣府(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(6)】 児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)32条2号、3号及び6号)及び幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)7条6項)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例の適用期間については、令和4年度中に政令を改正し、令和7年3月31日まで延長する。</p>	-				

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	115	03.医療・福祉	指定都市	大阪市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」別紙2「Ⅱ-1-(2)」、別紙3「Ⅱ-1-(2)」	保育所・認定こども園の分園における休けい保育士、標準時間対応保育士及び主幹保育教諭代替職員の配置基準の緩和	保育所及び認定こども園において、法令上定められる職員の年齢別配置基準とは別に、公定価格の基本単価に含まれ、充足が求められる休けい保育士、標準時間対応保育士及び主幹保育教諭代替職員について、保育所及び認定こども園の分園においては、分園が本園の近隣にある場合等は配置を任意とすることを求める。また、配置した場合の人員費等の経費については、公定価格の加算により手当てすることを求める。	子ども・子育て支援新制度において、保育所及び認定こども園の本園、分園それぞれについて、法令上定められる職員の年齢別配置基準とは別に、公定価格の基本単価に含まれるものとして、休けい保育士、標準時間対応保育士及び主幹保育教諭代替職員(以下、「休けい保育士等」という。)の配置が必要とされ、市町村は指導監査等を通じてその配置状況を把握することとされている。休けい保育士等の配置は旧制度のもとでは必要とされていなかったものであり、新制度移行後においても、分園が本園の近隣(隣地や道を挟んで向かい側、歩いて数分の場所等)にある場合等は、本園と分園が緊密な連携のもと一体的に運営されており、本園の休けい保育士及び標準時間対応保育士が分園における同様の役割を兼ねることができ、また、本園の専任の主幹保育教諭が分園を含めた園全体の保育計画の立案等を行うため、分園独自に休けい保育士等を配置する必要性は乏しいと考える。保育士の確保が困難な状況の中、必要性の乏しい分園にまで休けい保育士等の配置が求められることにより、新たに分園を開設して、より多くの児童等を受け入れようとする動きが妨げられるとともに、十分な保育士を確保できなかった保育所等による分園の廃止が進んでいる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	116	03.医療・福祉	一般市	富田林市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童扶養手当法第4条 児童扶養手当法施行令第1条の2 「児童扶養手当遺棄の認定基準について」(昭和55年6月20日付厚生省児童家庭局企画課長通知)	児童扶養手当の受給資格要件の明確化	現行制度では、「父母が婚姻を解消した場合」には児童扶養手当が支給することとされているが、離婚調停中であっても既に別居状態にあり実態はひとり親と変わらないような場合についても児童扶養手当の支給の対象とすることが可能であることを明確化することを求める。具体的には、例えば、離婚調停中であっても既に長期にわたり別居状態にあり、実態はひとり親と変わらないような場合についても、「父又は母から引き続き1年以上遺棄されている場合」に該当し、児童扶養手当の支給対象となることを通知等において明確にすることを求める。	当市では、児童扶養手当法に則り、その受給資格について、相談段階からパンフレット等を用いて相談者にわかりやすく説明を行っている。その中で、離婚を希望しているものの配偶者が離婚に応じないため、まずは住民票を異動し、子どもとの生活を送っている(別居状態にある)が、誰からの援助もなく経済的に苦しいとの相談があった(相談者によると新型コロナウイルスの影響もあり調停が進まない状況にあるとのこと)であり、正式に婚姻が解消されるまで児童扶養手当の支給対象とすることができないということになると深刻な困窮状態に陥るものと考えられる。当市としては、児童扶養手当の支給対象とすることができないか検討を行ったが、事情を伺うと現在は離婚調停中とのことであり、「父母が婚姻を解消した場合」には当たらない。そこで、「父又は母から引き続き1年以上遺棄されている場合」に該当しないか検討を試みたものの、現行の「遺棄」の認定基準に係る通知(「児童扶養手当遺棄の認定基準について」)では、離婚調停中の者についての取扱いが明らかになされておらず、認定に苦慮している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	117	09.土木・建築	都道府県	京都府	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第20号、第14条	バリアフリー法における建築物特定施設の追加に関する条例委任	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(本提案において、バリアフリー法という。)第14条第3項において、政令で定める「特別特定建築物」については、条例で追加することができることとされている一方、政令で定める「建築物特定施設」については、条例で追加することができることとされていないことから、バリアフリー法において建築物特定施設の追加についても同項で条例委任することを求める。	バリアフリー法第14条第3項においては、「特別特定建築物」(例:学校、病院、劇場等)への追加等が条例委任されている一方で、「建築物特定施設」(例:出入口、廊下、階段等)の追加については条例委任されおらず、地方公共団体がバリアフリー化を進めるべきと考える施設について、同法に基づいて建築物特定施設として追加することはできない状況にある。一方、当府では、平成7年に制定した「京都府福祉のまちづくり条例」において、バリアフリー法の建築物特定施設に準ずるものとして、条例で定める特定まちづくり施設の整備項目として「客席」を定め、誰もが音楽鑑賞や観劇等への参加を楽しめるように、車椅子利用者や聴覚障害者等の利用への対応を求めている。このように地方公共団体が条例で独自に法令上の建築物特定施設に準ずるものを定め、規制することは可能である一方、条例上の規定は建築基準関係規定とはみなされないため、条例により独自に定めた建築物特定施設の基準適合性については、建築確認の手法とは別に行っている。建築基準法に基づく建築確認の手法と条例に基づく協議が同時に進行することにより、一方の手法で受けた指摘をもう一方の手法の書類に反映させなければならず手戻りが発生するなど、申請者にとっても、法に基づく手法と条例に基づく手法を2回行わなければならないことは負担となっている。なお、条例に基づく協議が終了しないままに建築確認が終了し申請者が工事を完了させてしまう事例もある。建築物特定施設の追加がバリアフリー法で条例委任できない理由はないと考えることから、地方公共団体がバリアフリー法に基づき地域の実情に応じた建築物特定施設を追加し、当該施設について効率的かつ実効性のある規制を行うことが可能となるよう、法改正を行っていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (36) 児童扶養手当法(昭36法238) 児童扶養手当の支給要件(4条1項)については、離婚調停中等であっても、父又は母による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童であると認められる場合には支給対象となることを明確化するため、「児童扶養手当遺棄の認定基準について」(昭55厚生省児童家庭局企画課長)を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	—	児童扶養手当の支給要件(4条1項)について、「児童扶養手当遺棄の認定基準について」(昭55厚生省児童家庭局企画課長)を改正し、離婚調停中等であっても、父又は母による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童であると認められる場合には支給対象となることを明確化した。	【厚生労働省】児童扶養手当遺棄の認定基準について(令和4年3月18日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_116	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
5【国土交通省】 (18) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平18法91) 移動等円滑化のために必要な構造及び配置に関する基準等を定める建築物特定施設(2条20号)については、令和3年度中に省令を改正し、劇場の客席等を追加するとともに、現行の枠組みにおいても柔軟に基準設定が可能であることについて、授乳場所等の具体的な事例を示しつつ明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 また、地方公共団体からの要望を継続的に把握するための相談窓口を令和3年度中に設置する。	—	【前段】 ・移動等円滑化のために必要な構造及び配置に関する基準等を定める建築物特定施設(2条20号)については、省令を改正し、劇場の客席等を追加した。 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第30号) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等(令和4年国土交通省令第30号)の公布等について(技術的助言)(令和4年3月31日付け国土交通省住宅局建築指導課長・市街地建築課長通知) 【後段】 地方公共団体からの要望を継続的に把握するための相談窓口を設置することについて、HPにて周知した。	【国土交通省】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第30号) 【国土交通省】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の公布等について(技術的助言)(令和4年3月31日付け国土交通省住宅局建築指導課長・市街地建築課長通知) 【国土交通省】(別紙)条例による建築物バリアフリー基準への基準付加の事例	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_117	国土交通省住宅局建築指導課・参事官(建築企画担当)付

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	118	03.医療・福祉	中核市	高知市、郡山市	内閣府、デジタル庁	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二の116、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号、第30条第2項、第30条の4、第59条第3項ロ、子ども・子育て支援法施行令第4条～第6条、第9条～第14条	子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額算定事務等に係る地方税情報のマイナンバー制度における情報連携項目の追加	教育・保育給付認定、施設等利用給付認定及び副食費補足給付事業に関する事務手続において対象児童の父母及び扶養義務者の住民税課税情報のうち、地方税情報の「給与収入額」「公的年金等収入額」「本人該当区分(同一生計内配偶者、控除対象障害者、控除対象寡婦・ひとり親、控除対象勤労学生、扶養控除対象、16歳未満扶養親族)」をマイナンバー制度において情報連携できるようにしていただきたい。	教育・保育給付認定、施設等利用給付認定及び副食費補足給付事業に関する事務手続において対象者の住民税課税情報をマイナンバー制度において情報連携を行う際、現行のデータ標準レイアウトで取得できる項目では必要な情報が不足しており、以下のケースにおいて住民から課税証明書の提出を求めている。 ①照会対象者が同一生計内配偶者(控除対象配偶者を含む)又は各種扶養控除対象者だった場合 ②祖父母等と同居しており、父母のみで家計の主宰者として認めるための基準額以上の収入があるかを判定する必要がある場合 なお、課税証明書の提出を求める理由は、①のケースについては申告がない者と全く同じ内容で情報が返ってくるので申告がないかを確定できないため、②のケースについては収入に関する内容が取得できず、判定できないためである。家計の主宰者の判定については自治体ごとで基準が異なるが住民税課税情報の中で判定に利用する情報は所得に関する情報(合計所得金額等、合計所得金額)又は収入に関する情報であり、所得に関する情報は現時点で連携可能であるため、収入に関する情報の追加が必要である。 上記①及び②に該当するケースは、本市においてマイナンバー制度における情報連携を行う者の約3割に該当し、マイナンバー制度における情報連携の結果確認の際に上記①・②に該当しないか判定する手順が発生し事務の効率がかえって下がっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	119	11_その他	中核市	高知市	総務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳事務処理要領第5-10-エ ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する事務の適正な執行の徹底について(平成27年9月4日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)	DV等支援措置において、市区町村が行っている情報伝達の運用に関する統一した指針の策定	「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置」(以下「DV等支援措置」という。)において、市区町村が行っている運用(特に市区町村間の情報伝達の方法)に関して、統一かつ具体的方法等を定めた指針を策定すること等により明確化すること。	【支障事例】 本市では、令和3年3月、DV等支援措置決定時における市区町村間の情報伝達が不十分であったことを原因とする、情報漏えい事案が発生した。具体的には、本市でのDV等支援措置対象者が転出し、転入先の市区町村でDV等支援措置を申し出た際に、本市でのDV等支援措置時の者とは別の者を加害者として追加して申し出していたが、転入先の市区町村から電話連絡があった際に、加害者氏名の確認を行わなかったため、既存のDV等支援措置情報における「加害者に関する情報」が更新されず、転入先の市区町村から申出書の写しが転送されるまでの間に、新たに追加された加害者からの請求に対し、DV等支援措置対象者の転出先(現住所)の記載された除票の写しを交付してしまった。 【制度改正の必要性】 「住民基本台帳事務処理要領」及び「平成27年9月4日付け総務省通知」において、当初受付市区町村は、「申出書の写し」を関係市区町村に転送(郵送)することとなっているが、その間に、加害者から住民票の写し等の交付請求があった場合の対策として、申出の受付日当日、当初受付市区町村から関係市区町村への電話で「仮止め」を行うことが全国的な通例となっている。しかし、その「仮止め」に関して示された通知等はなく、伝達内容が統一されていない。実際の運用では、DV等支援措置対象者を特定する情報(住所・氏名・生年月日など)のやり取りのみが行われる場合がほとんどで、加害者名に関する情報伝達が、十分に行われていない現状にある。このため、今後も同様の支障事例を発生させるリスクが常に存在している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	120	11_その他	指定都市	京都市	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第1号及び第13条、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号、28農振第4号国総政第1号、環境対発第1604201号)第3、第11及び第12、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第9条、第10条、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)、地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和元年12月版)	地方版総合戦略に求める要件等の簡素化など、同戦略の在り方の見直し	地方自治体の限られた人員、資源等を効率的に配分、活用するに当たっては、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略に求める要件等(KPIの設定、毎年の外部有識者の評価を含めた進捗管理等)の簡素化など、地方版総合戦略の在り方を地方自治体の実情等を踏まえて見直していただきたい。具体的には、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」p.9～p.12において、基本目標及び各施策ごとにKPIを設定することが求められており、KPIの数が課題になる。加えて、原則としてアウトプットではなく、アウトカムによる指標設定が求められていることから、指標の検討及び毎年の進捗管理に多くの労力を要している。また、同手引p.6において、「現場の声を聴き実行する」枠組と地方版総合戦略の推進組織との有機的な連携、p.19に外部有識者の参画による効果検証が求められており、戦略の推進及び進捗管理にも多くの労力を要している。については、設定するKPI数の減や行政内部における進捗管理を可能とする制度に改正いただきたい。地方版総合戦略には、基本目標とそれに紐づく施策の双方にKPIを設定することを求めているが、そもそも施策自体が基本目標の達成のために取り組むものであり、基本目標または施策の一方にKPIを設定することをもって、計画的に事業を実施するという目的は達成されるものと考えている。	まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定は努力義務とされているものの、地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税などの地域再生法に基づく国の財政支援措置を活用するに当たっては、同戦略を策定していることが求められる。 本市においては、公債償還基金の計画外の取崩しや新たな市債の発行などにより、不足する財源を補てんしており、令和元年には財政調整基金が底をついた状況にある。このように緊迫する自治体財政の中において、地方創生に取り組むに当たっては、国の財政支援を活用する必要性は高く、同戦略の策定は実質的に策定の義務として地方自治体に課されている状況にあるが、計画策定に当たってもそのための経費と人員、労力といったコストを要しており、これらが大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	121	05.教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行令第23条第1項第11号	広域通信制高等学校の学則変更手続きの簡素化	知事の認可事項となっている広域通信制高等学校の学則変更を、全日制・狭域通信制と同様に、届出事項とすること	学校教育法第4条及び同法施行令第23条において、私立の広域通信制高校では、すべての学則変更が知事の認可事項である。他方、全日制高校と狭域通信制高校では、収容定員に係る学則変更だけが認可事項で、その他は届出事項である。 例えば、コース名、授業料、表彰規程、面接指導施設(通信制のみ)等に関する学則変更は、全日制と狭域通信制では届出で足りるが、広域通信制では認可が必要である。このため、広域通信制では、全日制・狭域通信制に比べ、申請・審査に係る事務負担が重く、私立学校審議会への諮問(本県では年1回開催)に係る時間を要している。 広域通信制高校にのみ、より強度の規制を課す必要性は希薄なことから、学則変更の認可事項を、収容定員に類するもの(例:教育区域の変更や協力校・面接指導施設の設置、廃止)に限定し、それ以外のものは届出事項としていただきたい。 なお、令和4年度施行の新学習指導要領の教育課程に対応するため、現行の制度では、令和3年度中に、すべての広域通信制高校で教育課程に係る学則変更(例:「公共」や「世界史探究」などの新科目、各科目の履修単位数)の認可が必要となる。 また、広域通信制高校の校長から、「法令で県に対し変更認可申請が必要であることは承知している。しかし、全日制や狭域通信制は「届出」で済むものが、広域通信制は申請が必要で、審議会に諮問するため早期に提出する必要があることから、準備の時間に余裕がない。軽微な案件は届出でよいことになっていただけるとありがたい。」との意見が出ている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【総務省】 (9)住民基本台帳法(昭42法81) (iv)DV等支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村が他の市区町村に対し、当該措置の対象となっている者に係る情報(以下この事項において「措置情報」という。)を転送する運用については、以下のとおりとする。 ・転送の方法や内容等を明確化し、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)】	—	支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村から他の市区町村に、当該措置の対象となっている者に係る情報を転送する運用については、電話等により、申出者の氏名・生年月日・住所(必要に応じて、前住所・本籍地・前本籍地等)、併せて支援を受ける者の氏名、加害者の氏名・住所、延長の場合には従前の申出からの変更箇所などを連絡することが適当である旨、また、事務処理の誤り等により支援対象者の住所の情報が加害者に知られてしまった事例について、地方公共団体に通知した。	【総務省】ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施に関する質疑応答について(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_11_9	総務省自治行政局住民制度課
5【内閣官房(5)】【内閣府(17)】 まち・ひと・しごと創生法(平26法136) 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」(令元内閣府地方創生推進室)を改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。	—	令和3年10月より「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」の改訂に係る調査を実施し、調査結果を踏まえ、令和4年5月に手引きを改訂し、地方公共団体あて発出した。	【内閣官房】内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」 https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chihouban/index.html	—	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 内閣府地方創生推進事務局
5【文部科学省】 (2)学校教育法(昭22法26) (ii)広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可(施行令23条1項11号)については、高等学校通信教育の質の保証・向上を前提とした上で、都道府県及び高等学校の事務負担軽減の観点も踏まえ、届出とすることを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可(施行令23条1項11号)については、高等学校通信教育の質の保証・向上を前提とした上で、都道府県及び高等学校の事務負担を軽減する観点も踏まえ、令和4年度中を目途に政令及び省令を改正し、質の保証・向上と直接的に関わらない軽微な事項は届出事項とする旨を地方公共団体に通知する。	広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可(施行令23条1項11号)のうち、軽微なものについては、高等学校通信教育の質の保証・向上を前提とした上で、届出とする政令改正を行った(令和4年12月28日公布、令和5年4月1日施行)。今後、認可から届出とする具体の項目については今年度中に省令を改正し、規定する予定。	【文部科学省】学校教育法施行令の一部を改正する政令新旧対照表(令和4年12月28日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_12_1	文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	122	02_農業・農地	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱について」(平成30年5月15日農村振興局長通知)	荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合の一時転用許可の緩和	荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合、当該事業予定地に荒廃農地でない農地が一部含まれる(荒廃農地に隣接し、荒廃農地の面積を超えないものに限る。)としても、事業予定地全体で10年間の一時転用許可を可能とするよう、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱について」(平成30年5月15日農林水産省農村振興局長通知)を改正すること。	荒廃農地を活用して営農型太陽光発電設備を設置する場合、10年間の一時転用許可が認められている。しかし、事業者が荒廃農地であると考えて営農型太陽光発電設備の設置を検討する地域であっても、荒廃農地と荒廃農地の間などに荒廃農地でない農地が含まれていることが多く、こうした地域において、営農型太陽光発電施設の設置に係る一時転用許可を受けるためには、①荒廃農地だけで10年間の許可申請を行う、②荒廃農地とそれ以外の農地をあわせて3年間の許可申請を行う、③荒廃農地とそれ以外の農地をそれぞれ10年間と3年間で許可申請を行う、という3つのパターンが考えられる。しかし、①は、営農型太陽光発電設備を設置できなかった農地が荒廃農地になるリスクが高いまま残されることが懸念される。②は、3年間の許可期間では銀行からの融資が受けられず営農計画及び発電計画が頓挫してしまう事例があり、かつ、3年ごとに行政書士に依頼し、申請を行うことが事業者にとって大きな負担となる。③は、事業者にとって申請手続が煩雑となるほか、3年間の許可申請部分が再許可が得られない場合に一体的な土地利用に支障が出る懸念がある。したがって、平成30年に荒廃農地の一時転用許可期間が10年間に見直されたものの、これまで案件相談があったが、現実的には活用できていないのが実情であり、今後も同様の事例が生じることが想定される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	123	02_農業・農地	都道府県	長野県、福島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農作物有害動植物防除実施要綱 農作物有害動植物防除実施要綱の運用について	農作物有害動植物防除実施要綱が技術的助言であることの明確化	植物防疫法第6章に基づいて都道府県が行う有害動植物の防除について、農作物有害動植物防除実施要綱(以下、「要綱」という)が示されているが、当該要綱はあくまでも技術的助言であることから、当該要綱で定められている都道府県防除実施方針の策定や市町村計画の策定等が義務付けられていないことを明確化することを求める。	当県は要綱に基づき都道府県防除実施方針を策定しているが、県内における有害な病害虫の増加、栽培品目・気象・地理的条件が多岐に渡っているため、防除の考え方や農薬の適正使用と被害防止への注意喚起等を示す程度に留まっており、策定のメリットが乏しい。また、要綱上、市町村は、都道府県防除実施方針に即して防除実施計画を策定することとなっているが、当県においては水稲や一部の果樹のような共同防除を実施する場合の防除主体はJA等の民間団体、また、それ以外の農作物の防除主体は生産者個人であることから、市町村が主体となって防除を計画・実施しておらず、実態と乖離したものとなっている。上記の現状にもかかわらず、現在まで当該要綱の位置づけや運用について農林水産省から十分な周知がなかったことから、当県は要綱に従う義務があるものと認識し、毎年、県内市町村に対し、市町村防除実施計画の策定とその計画に基づく実績報告を行うように依頼し、当県はその取りまとめを行うという、防除の実態に合わない事務作業が発生している。(参考:具体的な事務量) ①市町村への計画・実績作成の依頼 6時間程度 ②市町村からの問い合わせへの対応 3時間程度 ③市町村への提出状況の確認 8時間程度 ④提出のあった計画・実績のとりまとめ 5時間程度 ⑤庁内担当課への提出決裁 2時間	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	124	01_土地利用(農地除く)	都道府県	長野県、新潟県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土調査法 国土調査事業事務取扱要領(昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達)第29及び第30関係様式	地籍調査に関する事業計画の協議に係る様式及び実施に関する計画の届出に係る様式の統一	国土調査法第6条の3第2項に基づき都道府県が定める事業計画の協議に係る様式「国土調査事業事務取扱要領第29別記様式第24別紙(2)事業計画明細書」(以下、「事業計画明細書」という。)と、国土調査法第6条の4第1項に基づき実施主体が作成する実施に関する計画の届出に係る様式「国土調査事業事務取扱要領第30別記様式第25別紙(1)実施に関する計画」(以下、「実施に関する計画」という。)の様式を統一することを求める。	事業計画明細書に記載する内容は、実施主体別の事業計画であり、実施に関する計画に記載する内容とはほぼ同じである。事業計画明細書は都道府県が作成するものであるが、その内容は国土調査法に基づき、市町村等と協議の上で作成しているため、事業実施計画明細書を当該協議の中で作成し、その様式をそのまま実施に関する計画で活用することが可能となれば、事務の効率化が図られる。しかし、現状、別々の様式で別々の形式(事業計画明細書についてはexcel、実施に関する計画についてはword)で改めて作成しており、ほぼ同じ内容を異なる様式に記載していることから、各市町村等において様式の作成に係る時間や、都道府県がそれぞれの様式の記載内容を確認する時間に無駄が生じている。また、実施に関する計画の様式のみに記載することとされている情報(経費算出の内訳等)もあるが、市町村等との協議の際に取得しているもので、当県としては改めて記載の必要はない情報であると考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	125	06_環境・衛生	都道府県	長野県、岩手県、福島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然公園法第7条第2項、「国定公園の指定及び公園計画の決定等について」(平成25年5月17日環自国発第1305175号)	国定公園の公園計画の決定等に係る手続きの簡素化等	国定公園の公園計画については、自然公園法第7条第2項の規定により、都道府県知事の申出により環境大臣が決定することとされているが、右記通知により、申出を行う都道府県が計画策定に必要な自然環境調査や計画素案の作成等を行うこととされ、実質的に都道府県が計画を策定している実態にある。公園計画の決定等に係る一連の手続きで、環境省に申出する都道府県案の作成過程で都道府県が国の関係地方行政機関から意見聴取しているにもかかわらず、申出後の環境省原案の国の関係地方行政機関への協議が都道府県を経由して行われており、都道府県における手続きが煩雑になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html	
R3	126	11_その他	都道府県	北海道	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	請願法(昭和22年法律第13号)第2条	北方領土問題等に関する国又は都道府県への請願における電子署名の取扱いの明確化	当団体では、これまで北方領土問題等に関する取組として、総理大臣等に対して要請書等を提出する請願を行っている。近年、技術的にはインターネットによる署名も可能となっているが、国又は都道府県への請願に際して、インターネットにより収集した署名(以下「電子署名」という。)の添付の可否や署名者の本人確認など、その取扱いが明確化されていないため、通知等において明確化されたい。	【提案の背景】 当団体は、北方領土返還要求署名活動団体として、市町村や民間団体と連携してイベント等において対面で募っているが、新型コロナウイルス感染症の影響による署名機会の減少に伴い、署名実績は大きく減少している。今後、北方領土返還要求運動への関心を高め、国民世論の結集と高揚を図るためには、若年層を中心とした各世代が参加しやすい環境づくりが必要である。また、国はデジタル化社会の形成を推進しており、インターネット等を活用した取組を一層強化する必要がある。 【支障事例】 インターネットを利用した署名活動は、デジタル化社会の形成に対応した北方領土問題への国民的な関心の高まりや、北方領土返還要求運動への参加促進策として高い効果が期待できる一方で、国又は都道府県への請願に際し、電子署名により作成した請願書と一体となった署名簿の添付の可否や、署名者の本人確認など、電子署名の取扱いやその要件等が明確化されておらず、行政府における統一した請願事務の処理やデジタルガバメントの実現に向けた新たな取組の妨げとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【農林水産省】 (9)農地法(昭27法229) (i)農地転用許可(4条1項及び5条1項)については、令和3年度中に「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平30農林水産省農村振興局長)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・一団の農地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可については、当該農地の2分の1以上が荒廃農地を再生利用するものであって、荒廃農地とそれ以外の農地とを区分して活用することが困難な場合には、荒廃農地以外の農地も含め、当該許可の期間を10年(現行制度上、原則として3年)とすることが可能であることを明確化する。 ・当該通知が技術的助言であることを明記し、当該許可の期間については、農地転用許可権者が判断することが可能であることを明確化する。	－	農地転用許可(4条1項及び5条1項)については、令和3年度中に「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平30農林水産省農村振興局長)を改正し、以下の措置を講じた。 ・一団の農地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可については、当該農地の2分の1以上が荒廃農地を再生利用するものであって、荒廃農地とそれ以外の農地とを区分して活用することが困難な場合には、荒廃農地以外の農地も含め、当該許可の期間を10年(現行制度上、原則として3年)とすることが可能であることを明確化した。 ・当該通知が技術的助言であることを明記し、当該許可の期間については、農地転用許可権者が判断することが可能であることを明確化した。	【農林水産省】「農地法の運用について」等の一部改正について(令和4年3月31日付け農林水産省農村振興局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_122	農林水産省農村振興局農村政策部 農村計画課
5【農林水産省】 (4)植物防疫法(昭25法151) 農作物有害動植物防除実施要綱(昭47農林水産事務次官)で都道府県が行う防疫(29条から33条)に関する措置として策定することとされている都道府県防除実施方針及び市町村防除実施計画については、当該要綱が技術的助言であり、地方公共団体の判断により、策定しないことが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)]	－	都道府県防除実施方針及び市町村防除実施計画については、当該要綱が技術的助言であり、地方公共団体の判断により、策定しないことが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【農林水産省】農作物有害動植物防除実施要綱の解釈について(周知)(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_123	農林水産省消費・安全局植物防疫課
5【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26法180) (ii)市町村又は土地改良区等が都道府県知事に届け出る地籍調査の実施に関する計画(6条の4第2項)の様式については、都道府県が独自に定めることが可能であることを明確化するため、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」を改正し、地方公共団体に通知する。	－	市町村又は土地改良区等が都道府県知事に届け出る地籍調査の実施に関する計画(6条の4第2項)の様式について、都道府県が独自に定めることが可能であることを明確化するため、「国土調査事業事務取扱要領」を改正した。	【国土交通省】「国土調査事業事務取扱要領」の一部改正について(令和4年3月30日付け国土交通省大臣官房土地政策審議官及び国土政策局長通知) 【国土交通省】(別添)国土調査事業事務取扱要領(昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_124	国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課
5【環境省】 (2)自然公園法(昭32法161) 環境大臣が国定公園の指定(5条2項)若しくは区域の拡張(6条2項)又は公園計画の決定(7条2項)若しくは変更(8条2項)をしようとする場合における関係行政機関の長への協議(67条1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、都道府県を経由せずに実施することとし、その旨を都道府県に令和3年度中に通知する。	－	自然環境局長通知を改正し、環境大臣が国定公園の指定(5条2項)若しくは区域の拡張(6条2項)又は公園計画の決定(7条2項)若しくは変更(8条2項)をしようとする場合における関係行政機関の長への協議(67条1項)については、都道府県を経由せずに実施することとし、都道府県に通知した。	【環境省】「国定公園の指定及び公園計画の決定等についての全部改正について(令和4年4月1日付け環境省自然環境局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_125	環境省自然環境局国立公園課
5【内閣官房(1)】【内閣府(2)】 請願法(昭22法13) 請願法に基づく官公署に対する請願については、電子署名による署名簿の添付等は現行制度上も可能である旨を、ホームページで周知する。 [措置済み(内閣府ホームページ「北方領土返還要求運動」にて公表)]	－	内閣府ホームページ「北方領土返還要求運動」において、請願法に基づく官公署に対する請願については、電子署名による署名簿の添付等も制度上可能である旨を公表した(令和3年11月30日掲載)。	【内閣府】ホームページURL https://www8.cao.go.jp/hoppo/henkan/01.html		内閣官房内閣総務官室 内閣府北方対策本部

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	127	02_農業・農地	一般市	南城市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項、農地法施行規則第35条第4号、第35条第4号ロ、第37条	農業振興地域の整備に関する法律施行規則および農地法施行規則に基づく公共性の高い事業および施設、特別の立地条件を必要とする事業の規制緩和	農振法施行規則第4条の5第1項第28号及び農地法施行規則第37条第13号の次に「都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)に定める土地利用の用に供する事業で当該市町村と連携する事業の用に供される施設」を追加。 農地法施行規則第35条第4号に規定する「流通業務施設」の次に「食品等製造業者等」を追加。 農地法施行規則第35条第4号ロの規定を「おおむね千メートル以内」に改正。 農地法施行規則第35条第4号ロに規定する道路施設は、都市計画決定等を受け、事業に着手している道路については、その時点から規定に該当するよう柔軟な制度へ改正。	沖縄県は、東アジア及び東南アジアと日本本土との中心に位置する地理的優位性から、国際物流産業を重要な分野と位置付け、積極的な企業誘致に取り組んでおり、県内企業の規模拡大による再配置や付加価値の高い製品を開発する企業の集積が進んでいる。 一方、県都那覇市近郊では、企業ニーズに対応できる規模の産業用地が不足し、近隣市町村の高速道路やインターチェンジ周辺への企業立地の需要が高まっている。 当市においても、整備中である地域高規格道路南部東道路および4つのインターチェンジの供用を見据え、その周辺や既存の那覇空港自動車道周辺において物流倉庫や食品製造業等の企業から立地相談を多く受けているが、農用地区域からの除外や農地転用の規制により企業ニーズに対応できず、当市の産業振興に大きな影響を与えている。 農用地域からの除外および農地転用許可の特例として、農村産業法や地域未来投資促進法があるが、農村産業法は、沖縄振興特別措置法第115条において適用除外となっており、地域未来投資促進法は、事業者の牽引事業計画に示す具体的かつ必要最小限の面積での特例しか認められていないため、当市の目指す土地利用や都市計画、企業ニーズに応じた産業適地を予め先行して用意することが困難な状況となっている。	—
R3	128	03_医療・福祉	都道府県	和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条	都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第5項の規定に基づく都道府県献血推進計画策定義務付けの廃止	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(以下「法」という。)第10条第5項の規定に基づき、都道府県献血推進計画(以下「県計画」という。)を定めているが、厚生労働省でも法第10条第1項の規定に基づき、献血推進計画(以下「国計画」という。)を定めている。 また、採血事業者は、各都道府県の意見を聴き、法第11条第1項の規定に基づき、献血受入計画(以下「受入計画」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けている。 県計画は、国計画及び受入計画を基に作成しているが、国計画において、献血推進の実施体制と都道府県の役割、献血推進のための具体的な施策が示されているため、現状、県計画は形式的なものとなっており、県の施策遂行上、県計画の策定が必要不可欠なものとは言いえない。 これら計画の中で重要な事項の一つである確保すべき血液の目標量(以下「目標量」という。)は採血事業者の受入計画作成時に、各都道府県に事前協議済みであり、県計画において受入計画と異なる目標量を設定する余地はない。 県計画を策定しない場合でも、法第11条第7項には、「都道府県及び市町村は、国計画に基づき、受入計画の当該地域における円滑な実施を確保するため、必要な協力を行わなければならない。」とあるため、献血に関する普及啓発、目標量を確保するために必要な措置等に関する取組に関しては、法及び国計画に従い、これまでと変わりなく実施すべきであるとする。 現状では、国計画に記載されている全国的なキャンペーン等の実施などは、厚生労働省から都道府県へ通知があり、この通知に基づき県で運動計画を立て、県内採血事業者、県内各市町村等に協力を求め、啓発等を実施している。県独自で取り組む事業は、予算編成時に事業計画を立て、予算を獲得し実施している。さらに、災害時における献血の確保などは、県で定める災害時医薬品等供給マニュアルで供給体制を定めている。また、当県においては、「県行政組織規則」において本法に関することが業務課の業務となっており、当県長期総合計画や当県保健医療計画において、献血に関して計画を立てている。 県計画を策定しない場合でも、県献血推進協議会は、献血の推進及び血液製剤の適正な使用に関する施策についての重要事項の調査審議にすることが生じた場合は開催し、県内市町村や採血事業者である県血液センターとは常に密に連携を取り、市町村担当者会議も開催(血液センターも参加)するため、計画策定を廃止しても現状と変わらず、普及啓発等が可能である。 以上を総合的に勘案すると、県計画策定以外の方法によっても献血に関する必要な取組は実施可能であり、県計画策定の代替策が講じられているのであれば、県計画策定は必ずしも必要ではないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	129	11_その他	都道府県	和歌山県	内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、個人情報保護委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	B 地方に対する規制緩和	—	地方分権を妨げる各種計画の策定義務付けの廃止	地方分権を妨げる各種計画の策定(国が地方に対する関与を維持しようとする努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付け廃止	地方自治体における計画策定は、地方における行政運営の手法として、住民自治の理念に叶う効果的な手法である。 しかし、第1次地方分権改革後の平成12年頃から、法令によって地方に計画等の策定を求める規定が増え、地方分権改革が始まる直前の157件(平成4年)から390件(令和元年)まで増加した。また、計画の策定が財政・税制上の優遇や規制緩和の条件・前提となっていたり、法律で国等の基本方針等に即することが必要になる場合があり、自治体の判断が国の方針や枠組みに制約・誘導されている。これらは国による「ソフトな規制」とも言えるものであり、自治体の自主性を損なうだけでなく、負担を増大させている。 こうした傾向は、第1次地方分権改革後に、引き続き国が地方に対する関与を維持しようとする「努力義務」又は「任意」による計画等の策定を促し、場合によっては財政的なインセンティブを絡めることにより地方を誘導しようとする手法に転換したものと見える。 従って、国が地方に対する関与を維持しようとする計画の策定(努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付けは全て廃止し、国の計画の範囲において地方自治体が各々の判断で主体的に計画を策定できるようにすべきである。また、地方への資源配分のために計画が必要となるのであるならば、地方自治体に計画策定を求めるのではなく、国の計画においてその資源配分計画を記載し、地方自治体を実施する内容は地方に任せるべきである。	—
R3	130	08_消防・防災・安全	都道府県	和歌山県	内閣官房	B 地方に対する規制緩和	・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第11条第1項各号 ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から発出された事務連絡(令和2年4月10日、7月18日、令和3年1月17日、2月12日付の各事務連絡)	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき要請の対象施設について、施行令第11条第1項各号に列記された施設以外も要請の対象にできるようにすること	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請の対象施設について、通知による過度な制限を改め、施行令第11条第1項各号に列記された施設以外も要請の対象にできるようにすること	令和2年に新型コロナウイルス感染症が全国的に流行して以降、当県においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。)に則り、対応している。 しかしながら、特措法第24条第9項に基づき、施設に対し、新型コロナウイルス対策の実施に関し必要な協力の要請を行う際、国から発出されている事務連絡により、都道府県知事の権限行使が制限されており、機動的に協力の要請を行うことが困難である。 地域の実情に応じた対策をより大胆に講じられるよう、特措法については国の関与は必要最小限のものとし、地方の自主性に配慮するなどとした地方分権改革の理念に基づいた運用が必要である。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
5【厚生労働省】 (30)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭31法160) 都道府県献血推進計画(10条5項)については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。	-	都道府県献血推進計画について、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を都道府県に通知した(令和4年3月2日付け厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課事務連絡)。なお、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等については、令和4年度の薬事・食品衛生審議会血液事業部会献血推進調査会にて検討し、令和4年度中に結論を得る予定。	【厚生労働省】都道府県献血推進計画について(令和4年3月2日付け厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_128	厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	131	07_産業振興	都道府県	山形県、山形市、米沢市、鶴岡市、新庄市、上市市、村山市、天童市、尾花沢市、西川町、朝日町、大江町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、高島町、川西町、白鷹町、飯豊町、三川町、遊佐町	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	採石法第33条の4	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(法第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)	採石業において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法の岩石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう、採石法第33条の4を改正すること。(もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと)するよう、採石法を改正すること。)	豊富な伏流水が流れる県内市町村において、県内某山麓の水源地域で採石業が行われ、採石業者と湧水への悪影響を懸念する当該町及び地域住民の対立が続いている。採石法は産業振興のために昭和25年に制定された法律で、岩石採取計画の認可は都道府県知事の自治事務となっているが、認可基準は昭和46年の創設当時のままで、水資源をはじめとする環境に配慮する規定が盛り込まれていない。採石業と一般公益との調整を図る公害等調整委員会は、自治体における岩石採取計画の認可判断基準は、採石法の認可基準に規定する事項に限られ、過去の裁定では、自治体が自然環境や景観が損なわれることを理由に不認可とすることも認められないとの判断が示されている。認可事務は自治事務であるにも関わらず、認可基準の範囲内でしか不認可理由を示すことが出来ないため、自治体は地域環境の保全を理由とする不認可処分を行うことが出来ない状況となっている。環境保護への関心が全国的に高まる中で、採石事業も環境に配慮しながら実施することが求められており、自治体が豊かな地域環境を積極的に保全していくためには、採石事業の根本となる採石法の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう採石法を改正する必要がある。	—
R3	132	03_医療・福祉	指定都市	仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	民法第98条、地方税法第20条の2	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いの明確化	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いを明確化するとともに、公示送達に依るべきこととする場合には、公示送達に関する規定を生活保護関係法令に新たに設けること。なお、生活保護関係法令に公示送達の規定を設けることが困難な(民法の規定に依ることとする)場合等は、その理由・考え方を併せて示すこと。	生活保護の停止または廃止は、書面によって被保護者に送達しなければ効力が生じないこととなっているが、被保護者が居所不明等の場合の取扱いについては、国が考え方を示した文書等がなく、明確でない。居所不明の場合に書面の送達を行う方法としては公示送達と考えられるが、民法の規定による公示送達は裁判所への掲示が必要であり、裁判所の許可を得るための申立書や調査報告書、申立手数料等の準備に多大な労力が必要である。また、裁判所の許可の遅れ等により、公示送達が遅れると、その間も保護が継続していたことになるので、保護費を支払わざるを得ないという事態も想定される。この点、地方税法では、第20条の2に公示送達の規定が設けられており、裁判所の許可等は不要となっている。昨年、当市では公示送達を2件実施したが、資料作成や裁判所との調整に5日程度要した。また、裁判所への公示送達実施のための費用を別途支出せざるを得なかった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	133	11_その他	都道府県	岡山県、中国地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	・地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第13条 ・地域再生法施行令(平成17年政令第115号)第9条 ・地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定) ・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対発第1604201号環境事務次官通知)	地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画に係る事務の見直し	地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画について、①重複事項の省略化②窓口の一本化を求める。	①重複事項の省略化 ・実施計画及び地域再生計画の記載事項において、主な項目(目標、目指す将来像、全体の概要、事業の内容、KPI、事業が先導的であると認められる理由、評価の方法等)はほぼ重複している。作成支援ツールが配布されているが、適切な記載になっているかの確認や、ツールで記載できない部分の記入(対象区域、評価方法等)が必要となる。また、2年目以降の変更の場合はツールが使用できず、作業が必要となる。 ②窓口の一本化 実施計画、地域再生計画はどちらも内閣府所管であるが、窓口が異なることから、片方で修正指示があった場合、もう片方で整合性を図るための修正作業や差戻しが発生している。例えば、実施計画に修正があった場合、再生計画の修正作業が必要だが、実施計画の窓口と再生計画の窓口それぞれ連絡し、内容説明をして、それぞれが設定する締切りや様式に対応する必要がある。また、実施計画が不採択となった場合、再生計画は自動で不採択とはならず取下げの手続きが必要であり、こうした一連の業務に対し職員の負担がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (19)生活保護法(昭25法144) (ii)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iii)地域再生計画や実施計画等の審査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度から国の審査担当間の連携強化を図る。また、提出窓口について、令和5年度事業に係る申請から窓口を一本化する。 (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。	—	<p>(iii:国の審査担当間の連携強化)令和3年12月下旬の令和4年度第1回募集開始以降、地方公共団体からの相談対応等における担当間での情報共有や相談への回答窓口を統一するなど、国の審査担当間の連携強化を図った。 このため、上記募集開始に先立つ令和3年12月10日、地方創生推進交付金実施計画審査担当及び地域再生計画審査担当の間において、審査担当間の連携に関する事前打合せを実施した。</p> <p>(iii:提出窓口の一本化)地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出にあたり、両計画の提出先メールアドレスを統一することにより、提出窓口の一本化を実施。</p> <p>(iv:様式の一体化)地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出において、実施(施設整備)計画の各項目に記載することで、別シートの地域再生計画が作成されるExcel様式とすることにより、様式一体化を実施。</p> <p>(iv:記載事項の見直し等)地方公共団体職員の事務作業の円滑化に資するよう、令和4年度の地方創生拠点整備交付金事業に係る申請から、新たに転記ツールを開発し、地方公共団体に配布した。 また、地方創生推進交付金実施計画および地方創生拠点整備交付金施設整備計画について、記載事項を減らすなどの見直しを実施した。 さらに、第63回認定回(令和4年1月申請)から、地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る事業が不採択となった場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定申請を自動的に取り下げたものと取り扱う仕組みを講じた。</p> <p>※なお、上記の措置をもって本件は全て措置済み。</p>	—	—	内閣府地方創生推進事務局

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	134	11_その他	都道府県	岡山県、中国地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条及び13条 ・地域再生法施行令9条 ・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対発第1604201号環境事務次官通知) ・令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和2年12月22日 内閣府地方創生推進事務局)	地方創生推進交付金実施計画に係るスケジュールの見直し	地方創生推進交付金実施計画について、①事前相談期限から提出までのスケジュールの見直し②交付金採択の内示期間の見直しを求める。	①事前相談期限から提出までのスケジュール見直し ・令和3年度分の場合、実施計画の事前相談受付期間は令和2年12月22日から令和3年1月8日となっているが、期間内に送付した実施計画案に対する内閣府からの回答(コメント)は1月19日までを目途に行うこととされていた。 ・内閣府の回答を踏まえて、計画の修正や事業の見直しを行い、実施計画を提出することになるが、提出期間は1月20日から1月22日となっており、内閣府の回答が遅くなると提出期間までの期間が短くなる。仮に1月19日に内閣府の回答があった場合、修正ができる期間は実質1日しかない。また、事前相談を踏まえた修正依頼のほとんどが、語句の訂正ではなく、内容に踏み込んだ依頼となるため、作業としては、実施計画書全般の見直しとなり、負担となっている。 ・その他にも、実施計画に修正が発生した場合、短期間で地域再生計画も修正しなくてはならず、負担が大きくなっている。(地域再生計画提出期限(令和3年度の場合1/22)以降は、地域再生計画は修正できないため。) ②交付金採択の内示期間の見直し ・実施計画の交付金採択の内示は3月下旬を予定されているところだが、当県にその内示の連絡があったのは、令和3年3月30日午後3時であった。そのため、市町村への通知を3月31日、さらに関係者への周知はそれ以降となり、事業が開始できる時期が遅れ、事業ができる期間にタイムロスが発生することとなった。また、仮に人事異動により担当者が変わる場合、よりタイムロスが発生するものと思われる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	135	02_農業・農地	都道府県	岡山県、中国地方知事会	財務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	毎年3月に財務省(主計局)から関係各省庁に通知される「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について」上記調査のため、地方農政局が上乗せで行っている事業執行状況調査	公共事業等施行状況調査等の簡素化	地方農政局から毎月依頼される公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査の簡素化(調査の廃止、調査事項の削減、調査頻度の軽減等)を求める。	毎月、地方農政局から国庫補助事業等に関して内容が重複する調査が2種類行われているため、都道府県にとって大きな事務負担となっている。具体的には、地方農政局会計課から、毎月「公共事業等施行状況調査」が依頼されており、調査への対応に当たっては、県担当者(計7人)が調査票の作成作業等を行っている。また、地方農政局各事業担当課からも、毎月「事業執行状況調査」が依頼されており、調査への対応に当たっては、県担当者(計4人)が県出先機関の担当者(計22人)から事業実施地区ごとの執行状況の報告を受け、取りまとめ作業等を行っている。上記2つの調査は重複する事項(予算額、交付決定額、契約額、支出額)も多いため、二重に調査を行う必要はないと思われる。また、特に「事業執行状況調査」においては、「公共事業等施行状況調査」よりも調査区分が細分化(事業毎)されており、調査に対応する職員の負担が大きく、毎月報告を求める必要があるか疑問である。地方農政局からは、ダブルチェックのため類似する2つの調査を依頼していると聞いているが、法的根拠が明らかでない調査のために、都道府県に過大な事務を行わせることは不合理である。したがって、都道府県の事務負担を軽減するよう、重複する調査の廃止を含め、調査事項及び調査頻度を真に必要な最小限とするよう簡素化を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	136	02_農業・農地	都道府県	岡山県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	消費・安全対策交付金実施要領	消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金の要望調査の運用改善	消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に関する要望調査について、都道府県が事業実施の検討期間を十分確保できるよう、照会から回答までのスケジュールの改善を求める。	当該交付金に関する都道府県への要望調査は、農林水産省から地方農政局を経由して都道府県に対して照会があるが、照会スケジュールが非常に短く、対応に苦慮している。具体的には、当該交付金の要望調査は、県庁関係機関、市町村、農場など照会先(事業実施主体)が多方面にわたる中で、照会先(事業実施主体)においても見積書作成等の時間を確保することができず、結果として要望なしと回答せざるを得ない場合もある。また、県の事務処理期間が短いため、現場との十分の調整ができず、利用促進につながっていない。なお、本件については、農林水産省から地方農政局に当該交付金の情報が届いた後に、地方農政局内部の決裁に時間がかかり、照会スケジュールが短くなると聞いており、国側の内部手続きを理由として、真に必要な事業について交付金を申請できなくなることは不合理と考える。(令和2年5月の要望調査の場合の例) ・5/19地方農政局から県に照会 ・5/22県から地方農政局への提出締切り ※ 締切りまでの期間が短すぎるため県内に照会できず、要望なしとして回答(令和2年7月の要望調査の場合) ・7/10農政局から照会 ・7/20県から農政局への提出締切り	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (i)地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。 (ii)地域再生計画(5条1項)並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」という。)の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直す。	—	(i)国会での予算審議状況や、内示後の交付申請に係る作業に関する情報を事前に地方公共団体にメールで周知した(令和4年2月25日)。 (ii) ・地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、募集開始に先立ち、令和3年12月15日に地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の令和4年度事業における対応の方向性について、事務連絡を発出し、周知を図った。 (令和3年12月15日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡) ・また、実施計画等の事前相談に対する内閣府からの回答期限と申請開始日との間に一定期間を設けるとともに、地域再生計画と実施計画等の提出期限を異ならせることとした。 (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地域再生計画)、令和3年12月27日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地方創生推進交付金)) なお、内示期間の見直しに関連して、国の令和4年度予算の国会での成立を受け、令和4年3月25日に内示(採択事業の公表)を行った。	—	—	内閣府地方創生推進事務局
5【農林水産省】 (25)公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査 農林水産省が行う公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度から、両調査を一本化するとともに、調査項目を削減するなど、運用の改善を図る。	—	農林水産省が行う公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度から、両調査を一本化するとともに、調査項目を削減するなど、運用の改善を行った。	【農林水産省】令和4年度公共事業等の施行状況調査及び予算の進捗管理について(作業要領)(令和4年3月31日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_135	農林水産省大臣官房予算課
5【農林水産省】 (21)消費・安全対策交付金 消費・安全対策交付金の特別交付型交付金については、地方公共団体の円滑な事務の実施に資するよう、要望額の調査期間を十分確保するとともに、事業の予算額など参考となる情報を、可能な限り早期に地方公共団体に提供する。 [措置済み(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局総務課長通知)]	—	消費・安全対策交付金の特別交付型交付金について、地方公共団体の円滑な事務の実施に資するよう、要望額の調査期間を十分確保するとともに、事業の予算額など参考となる情報を、可能な限り早期に地方公共団体に提供することとし、その旨を地方公共団体に通知した。	【農林水産省】消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に係る要望調査の期間の確保について(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局総務課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_136	農林水産省消費・安全局総務課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	137	05.教育・文化	都道府県	岡山県、日本創生のための将来世代応援知事同盟、中国地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	文化芸術による子供育成総合事業実施要綱	文化芸術による子供育成総合事業に係る申請・報告事務の効率化等	「文化芸術による子供育成総合事業実施要綱」において、事業の決定にあたって、都道府県等からの推薦を受けて決定するという方法を取りやめ、学校からの申請により決定することとすることを求めるとともに、以下のとおり、当該事業の申請・報告事務の効率化等を求める。 ①学校の申請内容の簡略化、②事務局と被派遣者間での経費の申請・支払事務の完結、③申請・報告のワンストップ化、④同事業内における事務手続きの統一化	①学校現場において、主に教職員が申請書類を作成しているが、講師との調整、多数の書類作成を要することによる負担感から、初めて申請する学校は申請を躊躇してしまい、同じ地域、同じ学校での実施が続いている傾向がある。実際に、学校から「事業自体は大変有難いが、事務手続の簡素化を望む」という意見が多数寄せられているところである。「芸術家の派遣事業(学校公募型)」における様式5・6は、採択に関係がないと考える。 ②「芸術家の派遣事業(学校公募型)」のその他経費計画書作成に関して、一人の講師が連続実施する場合、実施校では前後のスケジュールを把握することが難しく、経費の計上漏れが懸念される。 ③ 学校は申請の疑問点を県に問い合わせることになっているが、県で判断できないケースが多く、県が事務局に照会し回答しており、学校の申請準備に時間的な支障が生じている。また、学校の申請書等に関する修正指示が、事務局から県を通じて毎年度多数ある。その確認のためには、県→市町村→学校→(講師→学校→)市町村→県の流れとなるが、その流れを想定した回答期限が設定されていない。修正指示の内容も曖昧な表現である場合が多く、その都度、電話等で事務局に確認の必要が生じている。さらに、同じ学校に対して、複数回に分けて修正指示があるなど、県、市町村、学校の各所で対応に苦慮している。 また、申請時、申請書を県においてとりまとめ、さらに推薦順位付けを行っているが、実施校は推薦順位どおりの採択になる訳ではなく、順位付けの必要性が不明確である。 ④「芸術家の派遣事業(学校公募型)」及び「巡回公演事業」において、報告書の提出や中止の報告について、手続きが異なっており混乱が生じている。また、中止の判断には県が関与していないにも関わらず、前者の書類には県の鑑査が必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	138	08.消防・防災・安全	市区長会	中核市市長会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第1項第6号、災害救助事務取扱要領、災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQ&A、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	災害救助法に基づく住宅応急修理制度の手続きの見直し	災害救助法に基づく住宅応急修理制度における、水害時の手続き等については、これまでの実績を基に、国で修理費用をある程度パターン化すること等により、修理業者からの見積書の提出を不要とする。	市区町村においては、災害救助法に基づき、国が定めた基準や要領等により、被災した住宅の応急修理を実施している。制度利用に当たっては、被災者からの申込みや修理業者からの見積書、さらには、完了報告書の提出などの複数の手続きが必要とされているほか、修理は、日常生活に必要な最低限の部分に対し行うこととされている。 このうち、特に、被災者からの申請における修理業者からの見積書の提出については、申請窓口等において、被災者から、「提出書類が多く、手続きが煩雑である。」、「業者が多忙で見積書の作成に時間が掛かり、手続きが遅れる」などの意見や、修理業者からは、「書類作成が重荷である。」との指摘を受けている。また、市区町村においても、見積書の確認事務は負担となっており、例えば、令和元年東日本台風においては、修理対象となる住家が相当数にのぼる中で、業者毎に見積書の様式が異なるとともに、応急修理の対象となる工事以外の内容も含まれた見積書の審査事務が負担となり、迅速な災害対応に支障が生じた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	139	03.医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大分県、堺市、神戸市、佐世保市、関西広域連合	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	※1:管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について(平成14年4月1日14文科高第27号、健発第0401009号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知) ※2:管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令の施行について(平成13年9月25日13文科高第405号健発第938号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知) ※3:新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について(令和2年6月1日文部科学省、厚生労働省事務連絡)	管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の弾力的運用	管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の実習施設は、通知※1により「保健所、保健センター又はこれに準ずる施設」(以下「保健所等」という)と規定されており、原則として、養成施設内での実施は認められていない。あわせて、実習に当たっては原則として少数グループにより行うこととされているところである。臨地実習の教育目標※2は「実践活動の場での課題発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図る。」とされている。実習内容のうち、保健所等以外で実施しても教育目標の達成に支障がないと考えられるもの(保健所職員による保健所業務や地域課題に関する説明、それを受けて学生が行う施策の立案等に係る演習等)について、実習施設を保健所等に限定することなく、学内実習やICTを活用した遠隔実習等での実施を可能とすることを求める。	公衆栄養学臨地実習については、実習施設が保健所等に限定されているため、遠方から参加しなければならぬ学生に負担が生じている。また、少数グループによる実施となっていることから、各保健所での受入期間が長期化し、保健所職員の大きな負担となっている。保健所等での受入が困難になると、学生は公衆栄養学臨地実習の単位を履修できず、管理栄養士国家試験の受験資格が得られない可能性があり、不利益が生じることになる。 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、通知※3により、「実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えない」とされた。このため、本府においては、学内での実習や保健所職員による講義等による対応を行い、支障なく完了したところである。なお、管理栄養士養成施設からも、同措置の継続実施の意向が示されている。 実施主体は管理栄養士養成施設であるが、管理栄養士の確保を進める観点から、今回の通知による弾力的な運用を危機管理事象の特例とせず、継続することを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	140	08.消防・防災・安全	都道府県	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の12第1項第1号、住民基本台帳法別表、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第4条、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項、第12条及び第14条	管理不全空家の所有者特定のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等に関する事務を住民基本台帳法別表等に追加する。	当府内市町村は、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。 多い市町村では、年間500件を超えており、その5割超が府外への公用請求であることから、住民基本台帳法施行条例の改正による対応では根本的な問題解決に至らない。また、公用請求によるやり取りでは回答を得るまでに1か月程度を要することもあり、所有者が転出を複数回している場合や相続人が複数の場合では、空家所有者を確認するまでに数か月かかる事案もある。 所有者特定に時間を要していることが、危険な空家に対して当該所有者等への法に基づく改善依頼や勧告等を速やかに行うにあたっての支障となっている。 なお、当該支障事例は当府内の市町村に限らず、空家所有者の特定のために公用請求を行う市区町村であれば、どの団体でも直面している問題と認識している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【文部科学省】 (13)文化芸術による子供育成総合事業 文化芸術による子供育成総合事業に係る事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類の簡素化等を行い、地方公共団体に令和4年中に通知する。	—	令和3年7月からの「令和4年度文化芸術による子供育成総合事業～芸術家の派遣事業～」の実施校の募集において、令和3年度事業の募集までは申請に必要としていた様式5「文化庁事業以外の文化芸術鑑賞体験の実施状況」、様式6「文化庁「文化芸術による子供育成総合事業」協力芸術家登録票兼同意書」を様式から削除した。 なお、令和5年度の募集要項や令和4年事業の実施の手引きの改正による更なる提出書類の簡素化等については、検討中である。	【文部科学省】令和4年度文化芸術による子供育成推進事業 芸術家の派遣事業 実施の手引き(令和4年4月) 【文部科学省】令和4年度文化芸術による子供育成推進事業 巡回公演事業 実施の手引き(実施校用)(令和4年4月) 【文部科学省】令和4年度文化芸術による子供育成総合事業～芸術家の派遣事業～実施校募集要項(令和3年7月)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_137	文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室
5【内閣府】 (3)災害救助法(昭22法118) 被災した住宅の応急修理(4条1項6号)に係る修理見積書については、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加え、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能となるよう、「災害救助事務取扱要領」(令3内閣府政策統括官(防災担当))を改正し、地方公共団体に令和4年5月を目途に周知する。	—	令和4年5月開催の「災害救助法等担当者全国会議」において、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能となるよう、次期「災害救助事務取扱要領」を改正する旨、説明し、改正後は、従来の様式か追加された様式を選択して使用するよう周知した。また、「災害救助事務取扱要領」(令和4年5月内閣府政策統括官(防災担当)決定)について各都道府県及び指定都市に通知した。 併せて、内閣府防災のホームページに掲載した。	【内閣府】内閣府防災ホームページ https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujou.html	—	内閣府政策統括官(防災担当)付被災者生活再建担当
5【文部科学省(6)】【厚生労働省(11)】 栄養士法(昭22法245) 臨地実習(施行規則別表4)については、教育効果に配慮した上で、個々の実習の内容に応じて柔軟な人数規模により実施することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。	—	管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習に係る柔軟な人数規模による実施について(通知)(令和4年3月18日付け文部科学省高等教育局専門教育課長厚生労働省健康局健康課長連名通知)を都道府県宛てに発出し、臨地実習を、教育効果に配慮した上で、個々の実習内容に応じて柔軟な人数規模により実施することが可能であることを明確化した。	【文部科学省】【厚生労働省】管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習に係る柔軟な人数規模による実施について(通知)(令和4年3月18日付け文部科学省高等教育局専門教育課長・厚生労働省健康局健康課長連名通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_139	文部科学省高等教育局専門教育課 厚生労働省健康局健康課
5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (イ)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)に基づき、市区町村が空家等の所有者等を把握するための調査(同法9条1項)に関する事務を処理する場合	—	空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)の規定に基づき、空家等の所有者等を把握するための調査に関する事務について、市町村長が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができる事務とすることとする住民基本台帳法(昭42法81)の改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案を第208回国会に提出した。 また、同法の施行日である令和4年8月20日に住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)を改正するとともに、国土交通省及び総務省から各都道府県・指定都市空き家対策担当部局宛てに通知を発出し、空家等の所有者等を把握するための調査に関する事務を処理する場合において住民基本台帳ネットワークシステムの活用が可能となる旨等を周知した。	【国土交通省】「住民基本台帳法における空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第1項の調査に関する事務の追加について(情報提供)」(令和4年8月22日付事務連絡 国土交通省住宅局住宅総合整備課・総務省地域力創造グループ地域振興室)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_140	総務省自治行政局住民制度課 国土交通省住宅局住宅住宅総合整備課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	141	08_消防・防災・安全	都道府県	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	法務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	戸籍法第10条の2第2項、第118条、第120条の2、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項、第12条、第14条	管理不全空家の所有者特定のための戸籍電子情報処理組織の利用範囲拡大	市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等を行うにあたり戸籍法第118条で規定する電子情報処理組織を利用した本籍地以外での戸籍発行を公用請求においても活用できるようにする。	当府内市町村は、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。多い市町村では、年間500件を超えており、その5割超が府外への公用請求となっている。また、公用請求によるやり取りでは回答を得るまでに1か月程度を要することもあり、所有者が転出を複数回行っている場合や相続人が複数の場合では、空家所有者を確知するまでに数か月かかる事案もある。所有者特定に時間を要していることが、危険な空家に対して当該所有者等への法に基づく改善依頼や勧告等を速やかに行うにあたっての支障となっている。また、当該支障事例は当府内の市町村に限らず、空家所有者の特定のために公用請求を行う市区町村であれば、どの団体でも直面している問題と認識している。なお、本提案は、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針において、「各府省等は、それぞれ所管する行政手続のうち、地方公共団体が国(独立行政法人等も含む。)又は地方公共団体に対して行うものについて、速やかに見直しを行う。」との方針が示されたことから、当該方針を踏まえた適切な対応を求めるものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	142	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第18条の8第2項、第18の18第2項	児童福祉法に基づく、保育士試験及び保育士登録の実質的義務付けの見直し	児童福祉法第18条の8第2項等の保育士試験及び、同法第18の18第2項等の保育士の登録に係る規定のうち「都道府県知事」への実質的義務付けを見直すこと。	現在、児童福祉法の規定により、保育士試験は都道府県が行い、その事務の全部又は一部を一般社団法人又は一般財団法人に行わせることができるとされているが、全都道府県が一般社団法人保育士養成協議会を保育士試験の指定試験機関とし、試験事務の全部を行わせている。また、実態として、国が示した日程で試験を全国的に円滑に実施するよう求める依頼や、試験の内容及び出題範囲を定めた技術的助言が、国から通知として発出されており、全都道府県が保育士試験を同一日程・同一問題で実施している。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大にともなう令和2年前期保育士試験の筆記試験の中止及び後期保育士試験の実技試験の「音楽に関する技術」を中止する際には、一般社団法人全国保育士養成協議会より、都道府県に対し、全国一律の取扱いとする必要があるとの強い要請があった。このように、試験事務については、都道府県の自治事務とされているが、国及び関係団体から事実上全国一律の取扱いを求められることがあり、実質的に知事に裁量があるとは言えない状況である。また、保育士登録は都道府県ごとに行っていることから、法18条の19の規定により、禁錮以上の刑に処せられた等欠格事由に該当するため登録を取り消しても、その情報は法令上、公表や他の都道府県と共有することができないため、別の都道府県では登録を行うことが可能な状態であることが大きな問題である。	—
R3	143	01_土地利用(農地除く)	指定都市	浜松市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第22条 都市計画法第6条	都市計画基礎調査における、固定資産課税台帳情報の家屋情報の内部利用を可能とすること	都市計画基礎調査において、固定資産課税台帳情報のうち、家屋情報(所在地番、用途、構造、建築年、階数、床面積等)及び固定資産税担当課が保有する家屋の位置情報(家屋外形図との紐づけ情報等)の内部利用を求める。	【具体的な支障事例】 当市では、都市計画法に基づく都市計画基礎調査(5年毎実施)において建物利用現況調査を、所在する都道府県の都市計画基礎調査実施要綱に従い実施している。令和2年以前の要綱では建物用途のみの調査であったが、令和2年6月の要綱改正により、建物利用現況調査に構造、建築年、階数等の調査内容が追加された。この調査を実施するには、莫大な費用と労力が必要となり、調査の実施が困難な状況である。 【提案に至った背景等】 近年の急速なデジタル化の進展とともに、明確な根拠に基づく計画策定が求められる中で、詳細な建物データの調査の必要性が高まっているが、上記調査のため、独自で構造、建築年、階数等を調査するには莫大な予算と労力が必要となるため、これらの建物情報を有する固定資産課税台帳情報(家屋情報)の活用を図りたい。 登記情報では、実際の家屋の用途、構造、床面積等が登記の情報と異なる場合があるため、固定資産課税台帳に登録されている家屋情報の利用を求めるが、登記情報とは異なる実際の建物の情報や未登記家屋に関する情報、家屋外形図と紐づいた家屋の位置情報等は、いずれも地方税法の守秘義務の対象となることから提供を受けることができず、活用できない状態となっている。	—
R3	144	10_運輸・交通	都道府県	兵庫県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法施行規則第9条の2、第9条の3、第15条の4 地域協議会の要件に関する告示(平成13年国土交通省告示第1202号) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条	地域公共交通分野に係る各協議会等を一元化することを可能とする見直し	地域公共交通分野に関し個別の事務ごとに法令で別の協議会等を設置することは、地方公共団体の総合的な政策決定を損なう恐れがあること及び事務の効率化の観点から、以下を求める。 ①地域公共交通分野に係る各協議会等を活性化協議会に一元化することを可能とすること(地域協議会と地域公共交通会議の権限を、活性化協議会で行うことを可能とする) ②上記にあわせ一元化する活性化協議会の構成員については、市町村が主宰する場合は都道府県を、都道府県が主宰する場合は市町村を入れることとすること	【現状】 地域公共交通に関する会議には、都道府県主宰の生活交通確保対策地域協議会(地域協議会)と市町村主宰の地域公共交通会議、地域公共交通活性化協議会(活性化協議会)がある。 【支障】 現状、地域公共交通に関する会議が3つ存在し、都道府県・市町村で構成員が重複している類似の会議をそれぞれ開催し、同じ案件を議事として審議している。市町村主宰の地域公共交通会議と活性化協議会でも別々に会議を開催していることから、都道府県、市町村の事務として非効率である。また、路線バスの休廃止協議は、単一市町村内の路線であっても、都道府県の地域協議会の協議事項とされているが、市町村主宰の地域公共交通会議の協議結果を追認するだけで実質的に形骸化しており、事務が重複していると言わざるを得ない。 さらに、地域公共交通会議(市町村)や活性化協議会(市町村)の構成員に都道府県が位置づけられておらず、①広域的な観点からの意見・調整が機能しないおそれがあるとともに、②休止中の路線等にコミバスを運行する場合に交通事業者の意向が強く反映される傾向があり、住民の生活交通の確保に影響が生じることがある。 一方、国の路線バス等の運行補助の要綱が改正され、補助要件が都道府県の地域協議会による計画策定から市町村の活性化協議会による計画策定へ変更されたことにより、セットで行うべき路線バスの維持と休廃止の協議が分断され、当該協議の取りまとめが困難になることが見込まれる。 以上から、地域公共交通分野に関し個別の事務ごとに法令で別の協議会等を設置することは、地方公共団体の総合的な政策決定を損なう恐れがあり、路線バスから自家用有償運送など広く地域交通に関する協議を行う活性化協議会において、一元的に議論することが望ましい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) 市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【国土交通省】 (5)道路運送法(昭26法183)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59) (i)地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2)、地域協議会(道路運送法施行規則15条の4第2号)及び地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律6条。以下「活性化協議会」という。)の運営については、簡易な手続による開催や各協議会等の一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能である旨を明確化し、改めて地方公共団体に令和3年度中に通知する。 (ii)路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者による路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更(道路運送法15条の2第1項)に関する都道府県が主催することとされている地域協議会における協議については、地方公共団体の事務の円滑な実施に資するよう、一の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)内で完結する路線に限り、以下の措置を講ずる。 ・令和3年度中に省令を改正し、地域公共交通会議又は活性化協議会において協議が調った場合にも、当該変更の30日前までに、当該変更をする旨を国土交通大臣に届け出れば足りることとする。 ・令和3年度中に地域協議会の要件に関する告示(平13国土交通省告示1202)を改正し、地域協議会について、市町村が主催することを可能とする。	—	地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2)、地域協議会(道路運送法施行規則15条の4第2号)及び地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律6条。以下「活性化協議会」という。)の運営については、簡易な手続による開催や各協議会等の一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能である旨を明確化し、改めて地方公共団体に通知した。 また、路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者による路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更(道路運送法15条の2第1項)に関する都道府県が主催することとされている地域協議会における協議については、地方公共団体の事務の円滑な実施に資するよう、一の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)内で完結する路線に限り、以下の措置を講じた。 ・省令を改正し、地域公共交通会議又は活性化協議会において協議が調った場合にも、当該変更の30日前までに、当該変更をする旨を国土交通大臣に届け出れば足りることとした。 ・地域協議会の要件に関する告示(平13国土交通省告示1202)を改正し、地域協議会について、市町村が主催することを可能とした。	【国土交通省】「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた協議会制度の運用等について(令和4年3月31日付け国土交通省総合政策局地域交通課長・自動車局旅客課長通知) 【国土交通省】道路運送法施行規則の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第33号) 【国土交通省】地域協議会の要件に関する告示の一部を改正する告示(令和4年国土交通省告示第405号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_144	国土交通省総合政策局地域交通課、自動車局旅客課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	145	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県	厚生労働省	A 権限移譲	生活保護法第64条、第65条	生活保護の審査請求に関する裁決権限の道府県から指定都市への移譲	保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲すること。	【現状】生活保護の決定事務は、①道府県・市の福祉事務所、②指定都市では区が担い、その事務監査の権限は、①は道府県(本庁)が、②は、指定都市(本庁)が担い、生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限については、①・②いずれについても都道府県にある。令和2年度における兵庫県内の審査請求は令和3年3月30日時点で259件あったが、そのうち、指定都市に関する審査請求は127件(49.0%)である。大都市特例等により、指定都市(本庁)は処分庁(区)に対する事務監査など、県と同等の包括的な権限を有している(なお、中核市は指定都市と比べ権限移譲が限定的)。区の処分に対する審査請求では、指定都市市長が裁決を行う場合(保護費の不正受給に係る徴収決定処分等)と、生活保護法の特別の定めにより都道府県知事が裁決を行う場合(保護の決定・実施に係る事務)があり、審査庁が分かれている。行政不服審査法の改正により、平成28年度から指定都市にも審判員と行政不服審査会が設置され、裁決の客観性・公平性が高められている。【支障】①道府県は指定都市に対して、事務監査権限を持っていないため、指定都市の区が行った処分の情報把握に時間と手間を要し、②指定都市の案件が道府県総件数の約半数を占めるなど膨大な事務であることから、道府県が指定都市の審査請求を処理することは、行政運営上の多大な負担に繋がり、却って被保護者の迅速な救済に支障を来している。審査請求は、50日以内(行政不服審査会等へ諮問する場合は70日以内)に裁決をしなければならない(生活保護法第65条)が、実際、この期間内に裁決に至らない案件が多数発生し、裁決の長期化が課題となっている。※令和3年3月末時点で未採決の事案(50日以上)は663件あり、うち263件が指定都市の事案	—
R3	146	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	警察庁、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路交通法第3条、第64条、第77条、第80条、第84条、第85条、道路運送車両法第3章、道路管理におけるスノーモービルの活用について(平成23年2月18日付け国国防第48号、国道環安第53号、国道高第178号)	災害時に限り、指定区間に限定して、四輪バギーの公道走行を可能とする規制緩和	スノーモービルの例に倣い、災害対応等を行う四輪バギーについては、車両登録の有無に関わらず、被災地域内の指定区間に限定して、公道走行を可能とすること。なお、被災地の指定区域の範囲は、物理的な走行可能状況により自治体が判断する。当該指定区間の走行に際し、一定の安全性を担保するため、運転者については、車種区分を問わず普通免許保持者とする。こと。	【現状】災害などの有事の際に活躍できる四輪バギーやスノーモービルなどのオフロードビークルは、一部を除き運転免許やナンバー登録の制度が無いため公道での走行ができないが、豪雪時においては、通行止め区間において、公道走行できないスノーモービルの使用が認められており、令和2年12月の開越自動車道渋滞においても路面状況や安否の確認等で活躍している。災害時において道路途絶時等の対応力強化が求められている中、必要な機能(不整地走行性能や資機材等の輸送力)を有し機動的な救援救助活動の展開が可能となる四輪バギーについては、民間の所有する車両登録されていない車両も含め今後の活躍の場が広がる可能性が大いにあると考えられるが、一部の大型特殊車両登録が可能な車両を除き、公道走行が不可能である。また、その多くはレジャー施設等の限られた敷地内での利用にとどまっている。【支障】災害時には遅滞なく被災地に到着し人命救助等に当たる必要があるが、スノーモービルの事例のように、道路途絶時等に機動的な活動を可能とする四輪バギーの公道走行に係る制度整備がなされていない。特に、各所で道路途絶が想定されるような大規模災害時には、救助活動に従事する職員(主として消防職員を想定)も限られ、一部の車両登録された四輪バギーのみでは活動に限りがある事も想定され、現地到着が遅れるなど速やかな対応が妨げられれば、被害の拡大を招くおそれがある。	—
R3	147	11_その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、姫路市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について(令和元年9月11日付け閣副第396号、府番第117号、総行情第49号、総行往第83号)、マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(令和2年12月28日付け総行往第212号)	マイナンバーカード交付手続における民間委託可能範囲の拡大	例えば、暗証番号等の入力作業及び交付申請者が保有する住基カード又は個人番号カード再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理等作業者の意思決定を伴わない機動的な作業については、市町村の適切な管理下で秘匿性の高い情報漏洩を防止する措置(民間事業者に対する研修の実施、市町村職員と同一フロアでの業務、終業時に廃止カード一覧を市町村職員に報告等)を条件に、民間業者への委託を可能とすること。	【現状】マイナンバーカード関連業務は、「交付・不交付の決定や、請求・届出内容の審査、住民基本台帳ネットワークシステムの運用・統合端末の操作を除き、市町村の適切な管理下にある状況であれば、基本的には委託可能である」とされている(「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日付け閣副第396号ほか))。さらに、カードの交付事務に係る統合端末の操作について、「個人番号カード交付前設定(端末情報と券面情報の照合)」の操作権限のみに限定して、民間事業者への委託が可能とされたところ(「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について」(令和2年12月28日付け総行往第212号))。【支障】カード交付前の準備作業のうち、暗証番号の設定及び事後における住基カード又は再交付申請時における返納された個人番号カードの廃止処理は、作業者の意思決定を伴わない機動的な作業であるが、情報漏洩防止のため民間委託が認められていない。暗証番号設定に1分程度/枚、旧カードの廃止処理(新規交付者の1割程度が該当)に2分程度/枚を要するため、例えば1日あたり500件程度のマイナンバーカードを交付する自治体では10時間/日の業務量となる。令和4年度末の全国民のカード取得に向けて、今後さらに交付ペースを加速させる必要があるが、自治体職員だけではカード交付枚数の増加に対応できるマンパワーを確保できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu_kekka.html
R3	148	03_医療・福祉	施行時特例市	宝塚市、兵庫県、滋賀県、京都市、和歌山県、徳島県、大阪府、堺市、神戸市、関西広域連合	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第139条第2項 住民基本台帳法別表第二、第四	介護保険料の還付事務における住所確認等の住民基本台帳ネットワーク利用可能事務への追加	保険料の還付に際して住所変更や被保険者の生存の事実確認ができるよう、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務として、保険料の還付事務を住民基本台帳法別表に明確に位置付けること。	【現状】介護保険料の特別徴収義務者(日本年金機構等の年金保険者)は、第一号被保険者の年金から保険料を天引きして市町村に納入している。被保険者が当該市町村から転出後、特別徴収の中止が間に合わず、転出先の市町村に納入すべき保険料が転出前の市町村に納入された場合は、保険料額を遅滞なく被保険者に還付しなければならない。[介護保険法第139条第2項、地方税法第17条]【支障】被保険者の転出に伴い生じた過誤納保険料の還付のため、転出先の被保険者に過誤納金還付通知書を送達するが、さらなる転居や死亡している場合は宛先不明で返戻されることとなる。宛先不明となった過誤納金還付通知書を正しく送達するため、転出した被保険者の居住地や生存確認を行う必要があるが、介護保険法上、こうした調査権が明記されていないため、転出先の市町村から回答をもらえない場合がある。住民基本台帳ネットワークを利用できれば住所や生存確認が可能であるが、住民基本台帳法別表第二及び第四には、利用可能事務として保険料の徴収に関する事務は規定されているものの、還付に関する事務は規定されておらず、利用できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
5【総務省】 (14) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv) 個人番号カードの交付に係る民間事業者への事務の委託については、暗証番号の入力及び返納された住民基本台帳カードや個人番号カードの廃止処理等の事務について、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	-	-	-	-	-
5【総務省(10)】【厚生労働省(40)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び介護保険法(平9法123) 介護保険料の還付事務については、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能であることを地方公共団体に通知し、明確化する。 [措置済み(令和3年12月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、高齢者医療課事務連絡)]	-	介護保険料の還付事務について、現行の法令により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能である旨を、令和3年12月9日に地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】介護保険料等の還付事務に係る住民基本台帳ネットワークシステムの利用について(令和3年12月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課及び高齢者医療課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/tejanbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_148	総務省自治行政局住民制度課 厚生労働省老健局介護保険計画課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	149	03_医療・福祉	施行時特例市	宝塚市、兵庫県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第143条、第200条第2項 地方税法第18条の2	介護保険料の督促事務における時効の完成猶予期間の設定	介護保険法第200条第2項の規定について、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの期間、時効の完成を猶予する旨を規定すること。	【現状】 地方税法においては、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの期間、時効の完成が猶予されているが、介護保険法には同様の規定がない。[地方税法第18条の2第1項第2号] 地方税・介護保険料とも、滞納処分は国税徴収法の例によることから、督促状を発した日から起算して10日を経過した日まで行うことができない。 【支障】 介護保険料については、督促から10日間は滞納処分を行うことができないにもかかわらず、時効の計算には当該期間が含まれるため、滞納者が有利となる現状がある。 地方税の滞納者は介護保険料も滞納している場合があり、時効の考え方について制度的な統一性が図られていない。 多くの滞納事例を抱え、時効経過までに滞納処分を行うことができない事例も生じている。	—
R3	150	10_運輸・交通	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	船舶安全施行規則第1条第6項、海上運送法第20条第2項	播磨灘における船舶の航行に関する規制緩和	平水区域限定のクルーズ船が播磨灘を通過できるよう、限定沿海区域の基準緩和、あるいは気象の穏やかな時季限定で航行を認めるなど、柔軟な対応(一律の区域設定ではなく細やかな区域設定を行う、平水区域の気象・海象の静穏要件を通年から特定時季に限定、限定沿海区域(往復2時間以内)の時間延長)をすること。 「インバウンド船旅振興制度」において、人の運送をする不定期航路事業のうち、一定の条件を満たす観光航路の運航可能日数を30日から180日間に延長すること。	【現状】 船舶の航行区域は、波高や陸岸からの距離により、平水区域、沿海区域、近海区域、遠洋区域の4つに分かれ、区域に応じて、安全基準が設定。 播磨灘では、波やうねりの発達を妨げる島がないことから、一帯が沿海区域に指定され、クルーズ船が播磨灘を航行するためには、平水区域航行の船よりも高い安全基準が求められる。 インバウンド旅行の個人旅行の進展を踏まえ、「人の運送をする不定期航路事業」における同一航路運送に関して、一定の条件(既存の生活航路の運航に影響を及ぼさない等)を満たす観光航路を、年間30日間まで運航可能とする「インバウンド船旅振興制度」が2019年4月に創設。 【支障】 兵庫県では、「ひょうごツーリズム戦略」に基づき、世界有数の多島海である瀬戸内海を活かした観光の推進を重点施策として掲げ、2025年の大阪・関西万博に向けた海上交通確保に取り組んでいる。 大阪・関西万博は、コロナ禍により減少したインバウンドをV字回復させるきっかけとして、特に関西では、クルーズ船による観光を推進しているが、以下の支障がある。 県内事業者が持つ多くのクルーズ船の航行区域が平水区域のため、沿海区域に指定されている播磨灘の明石沖周辺の航行ができず、観光事業者に瀬戸内海クルーズの協力依頼を行っても断られる状況にある。 また、平水区域から往復2時間もしくは、平水区域に挟まれている場合は2時間以内で横断できる沿海区域は、限定沿海区域として沿海区域の船舶の基準が緩和されているが、限定沿海対応のクルーズ船でも、航行速度の性能が十分でない場合は2時間で播磨灘を航行できず、瀬戸内海の魅力を十分に活用した観光振興施策を推進できない。 昨年12月に閣議決定された万博の基本方針では、「鉄道・道路・空路・海路などの交通インフラを機能強化する」とされており、本県でも、官民一体となって神戸や淡路等から夢洲までの海路確保を進めている。事業者からは、定期航路は収支が合わず、期間限定ならば可能との声があったため、期間限定での就航を検討しているが、「インバウンド船旅振興制度」では年間30日までしか就航できず、大阪・関西万博の全ての期間中に対応できない。	—
R3	151	11_その他	都道府県	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	令和3年4月21日付け内閣府地方創生推進事務局「起業支援事業について」 5. 起業支援金の支給について	起業支援制度における補助対象期間に関する運用見直し	前年度に起業した者も支援対象となるよう、公募開始日以降(今年度は4月1日公募開始)となっている起業時期の要件を前年度4月1日からとすること。 補助対象期間が「交付決定日(概ね8月1日頃)以降」と定められており、4～7月に起業する者にとって最も経費を要する時期(事業所開設に係る改修費、初度備品費等)が対象とならないため、補助対象期間を当該年度の4月1日以降とすること。	【現状】 当県では、わくわく地方生活実現政策パッケージ(地方創生推進交付金)を活用して、U/Iターン等による起業支援を行っている。 [ミドル起業家支援事業(社会的事業枠)、ふるさと起業家支援事業(東京23区等からのU/Iターン者枠)] 国の制度設計に従い、応募資格は公募開始日(今年度は4月1日)から当該年度1月末までに起業した者、補助対象期間は交付決定日(当県の場合概ね8月1日頃)から1月末までとなっている。 【支障】 一般的に起業する場合、補助制度を前提に起業後すぐに事業活動を行う場合よりも、起業後一定の準備期間を経た後に事業活動を行うことが多い。しかし、本制度では起業時期が当該年の4月～1月(10か月間)に限られており、こうした準備期間を経る場合など、前年度中に起業(登記)して、今年度に事業開始する場合は支援対象とならない。 [当県の他の起業家支援制度では、前年度4月～当該年度1月末(22か月間)を支援対象としている] 当県の他の起業家助成事業(女性起業家支援事業)の実績では、前年度起業者が61%であったことから、国交付金を活用した起業家支援事業でも、過半数の補助案件を逸している可能性がある。 補助対象期間が、交付決定日以降となっているため、4月から7月に事業所開設に要する経費として支出した改修費や初度備品費等を補助対象とすることができない。 [実際に採択された案件でも設立当初に必要な建物改修に経費を充当した事例が極めて少ない] [当県の起業支援制度(若手起業家支援事業)では4月から7月に支出する経費は、事業費の概ね2割強] 応募期間や補助対象期間が限定されていることから、応募自体も低調であり、制度目的を達成する上での支障となっている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	152	11_その他	都道府県	兵庫県、神戸市、京都府、京都市、和歌山県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	令和2年12月22日付け内閣府地方創生推進事務局「移住支援事業・マッチング支援事業について」 7. 返還制度 住民基本台帳法第30条の10(別表第2)、第30条の12(別表第4)	移住支援金制度における居住確認事務に関する運用見直し	移住支援金は移住した事実に着目したものであるため、居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止すること。 廃止しない場合は、①移住元の所在地や在住期間の確認、②移住先の居住確認の事務が煩雑であるため、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務となるよう住民基本台帳法別表に位置付けるなど、自治体において効率的な事務運用が図られるようにすること。	【現状】 当県では、わくわく地方生活実現政策パッケージ(地方創生推進交付金)を活用して、東京圏からの移住者が県内で新規就業または起業等をした場合に支援を行っており、制度の活用は県内36市町に拡大している。 移住者は、申請時に移住元の所在地や在住期間(直近10年のうち5年以上)を確認できる書類(住民票除票や戸籍附票の写し)を提出するとともに、移住先の県内市町に5年以上継続して居住する意思表示を行う。 支援金の申請日から3年未満で転出した場合は全額、5年以内に転出した場合は半額を返還しなければならない。 【支障】 移住支援金は東京圏への過度な一極集中の是正を目的として実施するものであり、本来、移住の事実が確認された時点でその制度の趣旨は満たされているにも関わらず、実際は支給後5年にわたり居住確認を行う必要があり、煩雑な手続となっている。 東京圏在任時に転居歴の多い申請者は、移住後、東京圏の複数の自治体に住民票除票の交付を郵送等で依頼する必要がある。 移住先市町は返還の要否を確認するため、支給後5年に渡って、申請者の居住確認を行う必要があるが、申請者が市町外に転出した場合、転出先の市町に住民票を請求して確認するなどの手続が必要である。また、移住支援金の財源を国・県・市町が負担していることから、自らの市町からの転出のみならず、転出先の市町からのさらなる転出の有無や、県内に留まっているかについても確認を行うこととなる。 当県では令和2年度に5件の移住支援金の支給を行っており、上記のような具体的な居住確認の義務が生じる。 また、昨年12月に支援対象が拡大(第二新卒、専門人材、テレワーク等が対象化)され、今後ますます支給対象事例が増加すると見込まれる。 [令和2年度の支給実績] 5件(内訳:神戸市1件、姫路市1件、加西市1件、淡路市2件)	—
R3	153	11_その他	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第243条 地方自治法施行令第158条 公営住宅法第29条、第32条 公営住宅法施行令	公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務を私人に委託できるように求める制度改正	令和2年の地方からの提案等を受け総務省において開催されている「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」等において、公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務について国土交通省と連携し検討を行い、当該損害賠償金について私人に委託できるように制度改正を求める。	【現状】 県営住宅の明渡し請求後に明渡義務を履行しないことに基づく許可取消後家賃相当額(損害賠償金)は、公金の取扱いを認められた金融機関でのみ収納可能であり、その他の私人(債権回収会社等やコンビニエンスストア等)に収納事務を委託することはできない。 令和2年3月24日付け国土交通省通知により、損害賠償金の徴収事務のうち、私人委託が可能な範囲が示されたが、納付書の作成・送付等の事実行為又は補助行為に止まり、その収納事務を私人に委託することは依然として認められていない。 当県では、自動車税のコンビニ収納を平成18年に導入しているが、現在の納付実績が45%であり、幅広く活用されている。 なお、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、総務省において、「①地方公共団体の判断により、公金の徴収又は収納の事務を原則として私人に委託することを可能とすることについて、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で検討し、結論を得るとともに、その結果に基づいて必要な措置を講ずる、②同結論を待たず、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入(地方自治法施行令第158条)として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討し、結論を得るとともに、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされている。 【支障】 県営住宅を退去した滞納者の8割程度は、家賃と損害賠償金の両方を滞納しており、家賃の収納(集金代行)は、地方自治法施行令の規定により私人委託が可能であるため、債権回収会社及び弁護士に委託し、債権回収会社等の口座への銀行振込やコンビニ収納により債権回収の効率化を図っている。 一方、損害賠償金の収納は、公金の取扱いを認められた指定金融機関に限られるため、県が金融機関用の納付書を発行して債務者に送付している。 現在、県で管理している債権のうち、滞納家賃の支払いを終え、損害賠償金の納付が滞っている総額は約3千万円となっている。その原因を調査したところ、日中は就労しているため取扱時間内に金融機関に行けないという理由が大半となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	154	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、災害救助法施行令第3条	災害救助法における「救助」の範囲への家屋被害認定調査等の追加	災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む)を追加すること。 もしくは、罹災証明関係業務の応援に係る経費について、全額特別交付税措置を行うこと。	【現状】 災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、①避難所・応急仮設住宅の設置、②食品・飲料水の供給、③住宅の応急修理、④埋葬など10事務に限定。 発災後、応急仮設住宅への入居や住宅の応急修理の適否を判断するため、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠だが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務は災害救助費の対象外。なお、罹災証明書は活用目的毎に申請するのではなく、原本証明等により写しを活用することが通常で、その速やかな発行こそが災害救助業務の遅延防止に繋がる。 災害救助費は、国庫負担(5/10～9/10)の残り(地方負担分)が特別交付税(4/10限度)措置され、国庫負担率が6/10以上であれば特別交付税措置と合わせ実質的な地方負担はゼロになる。 令和元年災害救助法改正で、住宅の応急修理の支援対象が一部損壊(10%以上)まで拡充、令和2年災害対策基本法改正で中規模半壊が支給対象となる等、罹災証明書の必要性が高まっている。 【支障】 令和2年7月豪雨では熊本県内の被災8市町に6,300名を超える応援職員が派遣され、特に大規模災害時には被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査や罹災証明書の発行を迅速に実施できない。 他の自治体から応援職員を派遣する際にも、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務は、災害救助費の対象外であり派遣元自治体の負担となる(特別交付税措置は最大で8割のため、2割は派遣元自治体が負担)。 応援自治体が要した費用は協議により被災自治体に求償可能だが、①求償するか否かの協議(応援自治体)、②求償額の協議(双方)、③求償額の確定・支払い(双方)等、事務負担が発生する。特に被災県では復旧・復興作業にマンパワーを要する中、事務負担が増え、応援自治体においても配慮を要する。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
<p>5【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (ii) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。</p>	-	<p>私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを可能とした。</p>	<p>【総務省】地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第46号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_153</p>	<p>総務省自治行政局行政課</p>
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	155	11_その他	都道府県	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	まち・ひと・しごと創生法第9条、10条、地域再生法第5条第13条、地方創生推進交付金制度要綱第2～第5、地域再生計画認定申請マニュアル	地方創生推進交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生推進交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金実施計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	【現状】 地方創生推進交付金は、地域再生法に基づき、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てることとなっている。地方公共団体が地方創生推進交付金の交付申請を行うに当たっては、以下の手続が必要となる。 ①地方版総合戦略の作成[まち・ひと・しごと創生法第9条、10条] ②地域再生計画の認定[地域再生法第5条] ③地方創生推進交付金実施計画の作成[地方創生推進交付金制度要綱第4・第5] 企業版ふるさと納税では、地方公共団体が地域再生計画に記載する事業が大括り化され、国が包括的に認定する方式に簡素化された。 【支障】 ひとつの交付金を申請するために3つの計画を策定する必要があり、それぞれの計画に重複する部分がある。特に、地域再生計画と交付金実施計画は転記で作成する部分が多い。 同一の地方版総合戦略に基づく施策であるにもかかわらず、事業ごとに複数の地域再生計画・交付金実施計画を策定していることや、各計画に個別の契約単位まで充当事業を特定して記載していることから、作成・認定手続が交付金申請に当たっての負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	156	11_その他	都道府県	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	まち・ひと・しごと創生法第9条、10条、地域再生法第5条第13条、地方創生拠点整備交付金制度要綱第2～第5、地域再生計画認定申請マニュアル	地方創生拠点整備交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生拠点整備交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金施設整備計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	【現状】 地方創生拠点整備交付金は、地域再生法に基づき、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業及びそれと一体となった施設整備等の実施に要する経費に充てることとなっている。地方公共団体が地方創生拠点整備交付金の交付申請を行うに当たっては、以下の手続が必要となる。 ①地方版総合戦略の作成[まち・ひと・しごと創生法第9条、10条] ②地域再生計画の認定[地域再生法第5条] ③地方創生拠点整備交付金施設整備計画の作成[地方創生拠点整備交付金制度要綱第4・第5] 【支障】 ひとつの交付金を申請するために3つの計画を策定する必要があり、それぞれの計画に重複する部分がある。特に、地域再生計画と交付金施設整備計画は転記で作成する部分が多い。 同一の地方版総合戦略に基づく施策であるにもかかわらず、整備拠点ごとに複数の地域再生計画・交付金施設整備計画を策定していることから、作成・認定手続が交付金申請に当たっての負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。	—	<p>(iv:様式の一体化)地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出において、実施(施設整備)計画の各項目に記載することで、別シートの地域再生計画が作成されるExcel様式とすることにより、様式一体化を実施。 (地方創生拠点整備タイプ(令和4年度第2次補正予算分):令和4年12月7日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ(令和5年度当初予算分):令和4年12月23日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)</p> <p>(iv:記載事項の見直し等)地方公共団体職員の事務作業の円滑化に資するよう、令和4年度の地方創生拠点整備交付金事業に係る申請から、新たに転記ツールを開発し、地方公共団体に配布した。 また、地方創生推進交付金実施計画および地方創生拠点整備交付金施設整備計画について、記載事項を減らすなどの見直しを実施した。 さらに、第63回認定回(令和4年1月申請)から、地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る事業が不採択となった場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定申請を自動的に取り下げたものと取り扱う仕組みを講じた。 (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)</p> <p>※なお、上記の措置をもって本件は全て措置済み。</p>	—	—	内閣府地方創生推進事務局
5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。	—	<p>(iv:様式の一体化)地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出において、実施(施設整備)計画の各項目に記載することで、別シートの地域再生計画が作成されるExcel様式とすることにより、様式一体化を実施。 (地方創生拠点整備タイプ(令和4年度第2次補正予算分):令和4年12月7日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ(令和5年度当初予算分):令和4年12月23日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)</p> <p>(iv:記載事項の見直し等)地方公共団体職員の事務作業の円滑化に資するよう、令和4年度の地方創生拠点整備交付金事業に係る申請から、新たに転記ツールを開発し、地方公共団体に配布した。 また、地方創生推進交付金実施計画および地方創生拠点整備交付金施設整備計画について、記載事項を減らすなどの見直しを実施した。 さらに、第63回認定回(令和4年1月申請)から、地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る事業が不採択となった場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定申請を自動的に取り下げたものと取り扱う仕組みを講じた。 (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)</p> <p>※なお、上記の措置をもって本件は全て措置済み。</p>	—	—	内閣府地方創生推進事務局

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	157	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第33条の20第1項、第33条の22第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項、第89条第1項、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)	都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画の計画期間の見直し	地域住民の意識醸成や地域におけるソフト・ハード両面での対応に係る地方公共団体の裁量を高めることができるよう、都道府県・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を、上位計画である「障害者基本計画」において当県及び県内市町の多くが設定している現行の2倍である6年に延長すること。	【現状】都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画は、国指針により3年を一期間として作成することとされている。[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条、児童福祉法第33条の20、平成18年厚生労働省告示第395号] 【支障】計画期間が3年間のため、見直しサイクルが非常に短く、計画の策定に係る負担が大きい。また、検証が不十分なまま次期計画の策定作業に追われている実態がある。当該計画では、施設入所者の地域生活への移行や、施設入所者数の削減等の目標を定めることとされているが、地域における相談支援体制や地域生活支援拠点の整備等、ソフト・ハード両面での対応に加え、地域住民の意識醸成を地域と一体となって進める必要があり、短期での目標達成が困難な場合がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	158	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、神河町、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、堺市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第61条子ども・子育て支援法に基づく基本指針(平成26年内閣府告示第159号) 「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」(平成26年1月20日内閣府通知) 「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」(平成31年4月23日内閣府通知)	市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」の算出方法の見直し	市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている「量の見込み」の算出にあたって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力とコストが大きいことに加え、算出結果と実態が乖離する事例が発生することもあることから、利用希望把握調査ではなくヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。	【現状】子ども・子育て支援法に基づき国が定める「基本指針」及び「量の見込み」の算出の考え方に係る手引きでは、保護者に対する利用希望把握調査(アンケート調査)等を行い、これを踏まえて「量の見込み」を推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。一方、幼児教育・保育の無償化の実施により、これまで各市町村では把握することができなかった幼稚園に通う就労家庭等の状況も把握することが可能になり、アンケート調査の活用によらずとも、詳細な分析が可能となっている。 【支障】第1期(平成27年～令和元年)、第2期(令和2年～令和6年)の策定に際して、国の手引きに基づいてアンケート調査により算出したところ、項目によっては実態にそぐわない結果となった自治体がある。アンケート調査そのものにも多大な労力や費用が必要となっていることに加え、情報量が多く、調査結果の分析にも長時間を要している。また、計画と実績値が乖離する場合は中間見直し(補正)を行う必要が生じる。手引きには、「具体的な算出方法等については、各市町村及び都道府県において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断頂きたい。」や「教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。」といった記載があるものの、結局、国の基本指針や手引きを無視してアンケート調査を実施せずに計画を立案するわけにはいかない。このため、アンケート調査を実施し、実態から乖離している場合は実績や過去の平均値等を参考に改めて「量の見込み」を算出し直すという作業を行っており、調査項目によってはアンケート調査が無駄なプロセスになっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	159	09.土木・建築	都道府県	徳島県、香川県、愛媛県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第8条	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(セーフティネット住宅)の家賃低廉化に係る国庫補助が受けられる期間については、補助要綱上「管理開始から10年以内(家賃に係る補助の総額が限度額の10年間分を超えない場合にあつては、20年以内で地方公共団体が定める期間)のもの」とされているが、高齢者世帯等に限るなど一定の要件をかけた上で、当該期間に関する要件を撤廃するとともに、補助総額(現行:国240万)の増額を求める。	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(以下、「セーフティネット住宅」という)の家賃低廉化に係る国庫補助が受けられる期間については、補助要綱上「管理開始から10年以内(家賃に係る補助の総額が限度額の10年間分を超えない場合にあつては、20年以内で地方公共団体が定める期間)のもの」とされているが、高齢者世帯等に限るなど一定の要件をかけた上で、当該期間に関する要件を撤廃するとともに、補助総額(現行:国240万)の増額を求める。	セーフティネット住宅は、今後、公営住宅の老朽化が進んでいく中で、民間賃貸住宅のストックを活用し、要配慮者のための住宅を確保するという観点で非常に有用であると考え。現行制度では、地方公共団体が賃貸人に家賃低廉化補助を行う場合に国庫補助が受けられるが、補助要綱上その期間は、「管理(補助)開始から10年(20年)以内」とされている。この場合、当該補助期間の終盤に入居する者は、短期間しか家賃低廉化補助を受けることができず、それ以降は入居者負担が大きくなるため、実質的には入居を勧めづらくなる。また、要配慮者は、家賃低廉化補助を受けた物件を渡り歩くことも可能であるが、同一生活圏にタイミング良く補助期間が十分残った物件があるとは限らず、高齢者世帯や障がい者世帯に、家賃低廉化補助のある住宅を求めて何度も転居をさせることは、居住の安定確保を図る上で合理的か疑問がある。したがって、現在の家賃低廉化の補助期間・補助総額は、セーフティネット住宅が公営住宅対象世帯の安定的な受け皿として機能する上で、支障となっていると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka_vosan.html
R3	160	11.その他	都道府県	徳島県、愛媛県、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法13条 地域再生法施行令9条 地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対発第1604201号環境事務次官通知) 令和3年度における地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の取扱いについて(令和2年12月22日内閣府地方創生推進事務局) 令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に関するQ&A	地方創生推進交付金の対象経費の拡大	地方創生推進交付金について、交付対象経費の要件を、移住者の「暮らしや移動への支援」が可能となるよう、緩和すること。	「個人への給付が対象外」とされているため、移住希望者が移住を検討する上でのネックとして意見が挙がっている、移住先における住居の家賃や生活関連経費、移動経費(移動手段としての、タクシーや航空機、高速バス、レンタカー代等の経費等)といった移住者の「地方での暮らし」への支援には、活用が困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka_vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。</p>	—				
<p>5【内閣府(16)(v)】【文部科学省(11)(iv)】【厚生労働省(50)(iv)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に令和4年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>5【内閣府(9)】【文部科学省(15)】【厚生労働省(49)】子ども・子育て支援法(平24法65) (i)市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に通知する。また、市町村の取組事例等について調査を行い、アンケート調査以外の手法を用いた事例について、市町村に通知する。 [措置済み(令和4年3月18日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)事務連絡、令和4年9月13日付け「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」報告書)]</p>	<p>・第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について(令和4年3月18日事務連絡)にて通知済み ・令和3年度子ども・子育て支援調査研究事業として取りまとめられた「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」報告書(令和4年3月一般社団法人日本開発構想研究所)を令和4年9月13日に参考送付済み</p>	<p>【内閣府】「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(令和4年3月18日事務連絡) 【内閣府】「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」報告書(令和4年3月)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_158</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局総務課</p>
—	—	<p>・令和3年度子ども・子育て支援調査研究事業として取りまとめられた「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」報告書(令和4年3月一般社団法人日本開発構想研究所)を令和4年9月13日に参考送付済み</p>	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	161	11_その他	都道府県	徳島県、愛媛県、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生法5条 ・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対発第1604201号環境事務次官通知) ・令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和2年12月22日 内閣府地方創生推進事務局) 	地域再生計画認定手続きの見直し	地方創生推進交付金の交付申請の前提となる地域再生計画の策定について、推進交付金実施計画の提出時期と時期とずらすなど、負担の緩和を図ること。	交付金実施計画の提出とほぼ同時に、地域再生計画も提出する必要があるが、実施計画については事前相談後に国から受けた指摘事項について提出期限間際まで修正や調整を行うため、実施計画と地域再生計画を同時進行で作成する作業が大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	162	11_その他	都道府県	徳島県、愛媛県、高知県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> 地域再生法13条 地域再生法施行令9条 地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対発第1604201号環境事務次官通知) 地方創生テレワーク交付金の取扱いについて(令和3年1月18日 内閣府地方創生推進室) 	地方創生テレワーク交付金の制度拡充	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じ、対象経費のソフト事業への重点配分を可能とすること。 リタイアインフラの活用を促進するため、小規模多数のハード整備が可能となるよう、件数制限を緩和するとともに、単独入居型を対象とすること。 	当県では、既にある程度サテライトオフィスの進出が進んでいることから、ハード整備よりも、進出企業間や地域企業との協働事業や地域支援のための活動経費等のソフト支援に重点を置きたいところ、ソフト事業への経費配分が1団体当たり1,200万までと低いことに加え、施設整備件数が「最大3件まで」、かつ「単独入居型は対象外」とされているため、進出企業が地域の空き家や役割を終えた公共施設等のリタイアインフラを自ら探し(あるいは行政によるマッチングの上)、小規模な改修を行うことにより、サテライトオフィスとして整備し、単独で活用する形態での支援により、多数の企業を呼び込みたい場合に活用できないことから、本交付金の十分な活用が図られていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka-yosan.html
R3	163	06_環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	B 地方に対する規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2、第14条の2 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金実施要綱 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針 	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画における第二種特定鳥獣管理計画との統合等	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の採択要件とされている「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、「第二種特定鳥獣管理計画」と統合するなど、規定を見直すこと。	<p>【現行制度】</p> <p>鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当県も同計画を策定し、ニホンジカ及びイノシシの管理を図っている。</p> <p>また、同法第14条の2により、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施するときは、指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)の種類ごとに「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を定めるとされ、当県では、ニホンジカに関して同計画を策定している。なお、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」の採択要件として、同交付金実施要綱で「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を既に策定していること」と規定されている。</p> <p>両計画の一般的な違いとして、実施期間について、基本指針により「第二種特定鳥獣管理計画」は原則として3～5年間程度とされている一方、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」は、原則として1年以内と規定されている。このため、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」については、毎年度策定する必要がある。</p> <p>【支障事例】</p> <p>上記のとおり、「第二種特定鳥獣管理計画」とは別に、毎年度、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定する必要があり、過大な負担が生じている。具体的には、毎年度の計画案の策定、利害関係人(林野庁や猟友会等)からの意見聴取、関係地方公共団体との協議を実施することが義務付けられている。また、鳥獣の管理を図るための計画として、管理計画と実施計画が存在するため、計画体系としても分かりづらい。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定している場合は、当然に当該指定管理鳥獣に関する「第二種特定鳥獣管理計画」を策定していることから、別に実施計画を定めなくとも管理計画で同内容を規定することは可能と考える。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (ii)地域再生計画(5条1項)並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」という。)の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直す。	—	(ii) ・地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、募集開始に先立ち、令和3年12月15日に地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の令和4年度事業における対応の方向性について、事務連絡を发出し、周知を図った。 (令和3年12月15日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡) ・また、実施計画等の事前相談に対する内閣府からの回答期限と申請開始日との間に一定期間を設けるとともに、地域再生計画と実施計画等の提出期限を異ならせることとした。 (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地域再生計画)、令和3年12月27日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地方創生推進交付金)) なお、内示期間の見直しに関連して、国の令和4年度予算の国会での成立を受け、令和4年3月25日に内示(採択事業の公表)を行った。	—	—	内閣府地方創生推進事務局
—	—	—	—	—	—
5【環境省】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (i)第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。 ・指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画(14条の2第1項。以下この事項において「実施計画」という。)と管理計画は、一定の条件を満たす場合には、一体のものとして策定し、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)] (ii)指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【環境省】 (16)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を行い、都道府県に通知する。 [措置済み(令和4年3月28日付け環境省自然環境局長通知、令和4年3月29日付け環境事務次官通知)]	第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画について、一定の条件を満たす場合には、統合して策定することも可能であること、その際、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に通知した。 また、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、様式の簡略化や記載事項の省力化のため、交付要綱等を改正し、都道府県に通知した。	【環境省】第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に係る取扱いについて(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡) 【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業交付金交付要綱の一部改正について(令和4年3月29日付け環境事務次官通知) 【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱の一部改正について(令和4年3月29日付け環境事務次官通知) 【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要領の一部改正について(令和4年3月28日付け環境省自然環境局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_163	環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	164	06 環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3号 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針	第二種特定鳥獣管理計画の意見聴取手続きに関する規定の見直し	鳥獣保護管理法において、「第二種特定鳥獣管理計画」の策定に当たって、環境審議会の代わりに鳥獣管理の有識者からの意見聴取を可能とすること。	【現行制度】 鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当県も同計画を策定し、ニホンジカ及びイノシシの管理を図っている。 また、同条第3号により鳥獣保護管理事業計画の規定(同法第4条第4項)が準用され、計画策定に当たり自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聞かなければならない。 【支障事例】 当県では計画策定に当たり「環境審議会」の意見を聴取することとなるが、「環境審議会」は特定鳥獣の個体数管理や捕獲等に関する「有識者(鳥獣管理に関する学識経験者、狩猟者等)」等が少ない委員構成となっており、必ずしも当審議会での審議にはそぐわないものとなっている。 また、「環境審議会」からの意見聴取に加えて、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、学識経験者等から構成される検討会等の設置及び意見聴取を事実上義務付けており、過大な負担となっている。 【懸念の解消策】 実質的には、指針を根拠とする検討会の構成員である学識経験者等によって具体的な提案が行われており、法の本来の趣旨は充足している。 また、本計画の上位計画である「鳥獣保護管理事業計画」においては、引き続き「環境審議会」での調査・審議が行われるため、本計画と県全体の環境保全及び自然保護の方針との整合性は図られる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	165	09 土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条、第5条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条、第15条 住生活基本法第17条	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る地方公共団体独自の基準等を都道府県住生活基本計画で規定するための見直し	地方公共団体が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)に係る国の登録基準の緩和及び住宅確保要配慮者の範囲を独自に拡大するためには、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条及び第15条に基づき、賃貸住宅供給促進計画において定めることされている。 地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画を策定しない場合であっても、住生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る国の登録基準の緩和等を規定することができるよう措置を求める。	【現行制度】 賃貸住宅供給促進計画は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)の供給目標やその目標を達成するために必要な事項について定めるものである。 同計画の策定は義務ではないが、地方公共団体が登録住宅の国基準を緩和し、また住宅確保要配慮者の範囲を独自に拡大するためには、当該計画において定める必要がある。 なお当県は、平成30年度に同計画を策定している。 一方、都道府県は住生活基本法に基づき、全国計画に即して住生活基本計画(都道府県計画)を作成しなければならない。住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅については、住生活基本計画(全国計画)において「居住者・コミュニティ」における基本的な施策として位置づけられており、当県の住生活基本計画(都道府県計画)でも、住宅確保要配慮者に対する取組について記載している。 【支障事例】 このようなことから、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に係る取組については、賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画の両計画で記載しており、県民にとって体系が分かりづらいものとなっている。加えて、両計画の策定時には、それぞれについて有識者会議の開催やパブリックコメント、市町村との協議を行っており、計画の進捗管理も含めて業務量が増加し、効率的でない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	166	03 医療・福祉	都道府県	埼玉県、福島県、富山県、長野県、岐阜県、松山市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法第33条及び同法施行規則第33条、歯科衛生士法第6条及び同法施行規則第9条、歯科技工士法第6条及び同法施行規則第5条など	保健師助産師看護師法等に基づく業務従事者届に係る届出のオンライン化	保健師助産師看護師法、歯科技工士法、歯科技工士法に基づく業務従事者届を全国一律でオンライン化し、都道府県における「業務従事者届」の配布・回収・内容確認に係る作業を軽減すること。 また、衛生行政報告例にあわせて集計作業を廃止すること。	【現行制度】 偶数年の12月31日現在、就業している保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士は、保健師助産師看護師法・歯科技工士法及び歯科技工士法各法の施行規則で定められた「業務従事者届」を、都道府県知事に対して、提出しなければならない。 「業務従事者届」を受理した都道府県は、国からの統計法に基づく依頼に応じて、その内容を衛生行政報告例として定められた様式にあわせて集計して、国へ提出する必要がある。 【支障事例】 限られた人員及び提出期限の中で、約10万件もの「業務従事者届」の印刷・配布、また、約76,000件の届出の回収及び内容確認(対象者への電話連絡等)、集計作業を実施しなければならず、担当課及び保健所の事務負担が非常に大きい。 また、人の手で内容確認及び集計作業を実施するため、ヒューマンエラーが生じ、統計調査の正確性が損なわれるおそれもある。 【制度改正の必要性】 令和3年1月に厚労省にて公表された「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度の利活用に関する検討会」報告書において、マイナンバー制度を活用した資格管理簿と就業届(業務従事者届)等の情報の突合による人材活用の手法について検討されている。その中で、現状、就業状況(業務従事者届)等の届出先は現行制度通り都道府県とし、国と都道府県が共通のサーバーを通して情報の共有化を図ることを想定されているが、届出情報のデジタル化等今後の在り方については別途検討とされており、本県が求める措置について具体的に明示されていないため、改めて求めるものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【環境省】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (イ)第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。 ・管理計画を策定するに当たり自然環境保全法(昭47法85)51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下この事項において「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならないとされていること(7条の2第3項において準用する4条4項)については、管理計画に関し別途設置される検討会等を合議制機関の下に部会等を設置することで代替するなど、都道府県の判断で柔軟に手続の簡素化・合理化を図ることが可能である旨を明確化し、都道府県に通知する。 【措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)】</p>	—	<p>都道府県の判断により、必要に応じて審議会の下に部会等の組織を設置し、当該部会等の決議をもって審議会の決議とする規定を設けることで、「基本的な指針」で意見聴取することとしている検討会・連絡協議会を代替することが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。</p>	<p>【環境省】第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に係る取扱いについて(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_164</p>	<p>環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室</p>
<p>5【国土交通省】 (20)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平19法112) 都道府県賃貸住宅供給促進計画(5条1項)については、住生活基本計画(住生活基本法(平18法61)17条1項)と一体のものとして策定する際は、都道府県がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化するとともに、実際の策定の手続等についても、令和4年中に実態調査を行い、都道府県の事務負担の軽減に資するような方策について、都道府県に令和4年度中に通知する。</p>	—				
<p>5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするとともに、オンラインによる届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするとともに、当該届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築し、令和4年度中に運用を開始する。</p>	<p>令和4年の業務従事者届から、医療従事者届出システムを通じて、インターネットによるオンライン届出が可能となった。 なお、当該届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みについては、令和4年衛生行政報告例(提出期限:令和5年2月末日)の報告から運用を開始した。</p>	<p>【厚生労働省】令和4年における保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届の届出について(令和4年10月21日付け厚生労働省医政局看護課長通知) 【厚生労働省】令和4年歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届の届出について(令和4年11月4日付け厚生労働省医政局歯科保健課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_166</p>	<p>厚生労働省医政局看護課、歯科保健課、政策統括官付参事官付行政報告統計室</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	167	06 環境・衛生	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	調理師法第5条の2、調理師法施行規則第4条の2 衛生行政報告例記入要領及び審査要領 令和2年度衛生行政報告例の実施について(依頼)(令和2年2月21日付け政統発0221第4号・各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)通知)	調理師法に基づく調理師業務従事者届制度の義務付けの廃止又は事務負担の軽減	調理師法及び行政機関の負担軽減の観点から各地方自治体の活用状況に応じて実施・不実施を各地方自治体が見直しし、届出から衛生行政報告例への集計・報告までの一連の手続きのオンライン化や、届出事項の簡素化、スケジュールの見直しなど、手続きの本格的な見直しを講じ、事務負担の軽減策を講じること。	【現行制度】 業務に従事している調理師は、法令に基づき、従事施設が所在する各都道府県に、氏名や年齢等が記載された「調理師業務従事者届」を2年ごとに届け出なければならない。都道府県は、従事者届を取りまとめ、厚生労働省の衛生行政報告例(隔年報)において「就業調理師数、就業場所」を報告する必要がある。 【支障事例】 国は従事者届を調理師の資質向上を目的とする研修事業等に活用するとしているが、活用結果が示されておらず、どのように国事業に活かされているか不明確である。そのような中、当県では予算確保をはじめ契約事務への対応、市町村及び保健所への周知協力依頼、県媒体による周知活動、届出者から県への問い合わせ対応等、多くの行政負担が生じている。 (参考)令和2年度 当県における従事者届の提出件数:16,239件、県調理師会への委託契約額:3,669千円 また、従事者届について、12月31日現在の情報を翌年1月15日までに提出しなければならない、提出期限も短い。加えて、届出書には本籍地都道府県名を記入しなければならない、当該項目の必要性が不明の上、申請者は、自身の本籍地都道府県名を確認する必要があり、調理師や従事施設においても負担が生じているとの声がある。 衛生行政報告例(隔年報)においても、人の手で届出情報の内容確認及び集計作業を実施するため、ヒューマンエラーが生じ、統計調査の正確性が損なわれるおそれもある。 【制度改正の必要性】 平成26年度、総務省は、本制度の目的、活用状況が不明確であり、届出も徹底されていないことから、廃止を含めその在り方を見直すよう厚生労働省に対して勧告を行っている。 平成28年度、厚生労働省は、従事者届を活用する自治体の取組事例を紹介する等の改善措置を講じており、その上で、今後、必要に応じて法令の見直しを行うなど、届出の励行や一層の活用を図るための取組を行うと示しているが、平成29年度以降、従事者届の活用結果が国から新たに示されたことはなく、法令の見直しも行われていない状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	168	03 医療・福祉	都道府県	埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市、静岡県、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第19条の3、59条の4 児童福祉法施行規則第7条の11、第7条の17 小児慢性特定疾病指定医の指定について(平成26年12月11日付雇児母発1211第2号)	小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化	小児慢性特定疾病指定医の指定等の一元化し、難病の患者に対する医療等に関する法律」で定める指定医と同様に、指定医の申請は主として診断を行う医療機関のある都道府県等のみを行う見直しこと。 あわせて、申請書に主たる勤務地の医療機関以外の医療機関(他の都道府県等に所在する医療機関も含む)を記載し、指定した都道府県等が公表することを定めること。	【現行制度】 児童福祉法第19条の3に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けるには、都道府県等(都道府県・指定都市・中核市及び児童相談所設置市)が定める指定医が作成した診断書が必要となる。指定医の指定を受けるには、勤務地の医療機関のある都道府県等への申請が必要だが、複数の医療機関に勤務する場合、勤務地の都道府県等が異なる場合は、各々の都道府県等への申請が必要となる更新申請が必要となる。 <申請件数> 令和元年度 新規:39件 変更:12件 更新:330件 令和2年度 新規:35件 変更:4件 更新:31件 【支障事例】 現行制度では、医師が複数の医療機関に勤務する場合で、その勤務地の都道府県等が異なる場合にはそれぞれの都道府県等に指定医の指定等の申請をしなければならず負担が大きい。また、指定する都道府県等においても負担が生じている。(当県が管轄する複数の医療機関に勤務している指定医師数は、令和3年2月末時点で510名のうち83名である。なお、当県が管轄する医療機関に勤務し、かつ、他の都道府県等が管轄する医療機関に勤務する医師については把握できない。) また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」で定める指定医については、主として指定難病の診断を行う医療機関のある都道府県(政令市含む)のみに指定医の指定等の申請をすることとされており、類似の医療費助成制度にもかかわらず、申請先の考え方が異なるため医師や医療機関からの問い合わせもあり混乱している。 【制度改正における懸念の解消策】 指定医の指定等の申請先を一元化した場合、主として診断を行う医療機関のある都道府県等以外の都道府県等は、指定医の指定等の状況を把握することができないのではないかと懸念も考えられるが、申請先の一元化とともに指定医の指定等を行う都道府県等が指定医師の指定・取消し等を行った場合には、公表することとなっているため、他の都道府県等も指定等の状況を把握することは可能である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	169	09 土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建設業法第3条、同法第8条	建設業法に係る行政機関に対する調査・照会権限の規定の追加	建設業法に、関係行政機関又は関係地方公共団体に対して照会等を行うことができる旨を規定すること。	【現行制度】 建設業法第8条では建設業許可の欠格要件が規定されており、例えば、禁錮以上の刑に処せられ、刑期満了から5年を経過しない者に対しては、県は建設業の許可をしてはならないとされている。 建設業許可申請に際して、申請者は欠格要件に該当しない旨を誓約する「誓約書」を提出することとされているが、当県では、欠格要件の適切な把握のため、他の関係行政機関等に対して欠格要件の調査を行う事例がある。 【支障事例】 建設業法において、関係行政機関等に対する調査・照会権限が規定されていないため、関係行政機関等に対して欠格要件の照会を行っても、個人情報保護等の理由により回答が得られない場合があり、欠格要件の適切な把握に支障が生じている。 類似事例として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、法律の規定に基づく事務に関して、関係行政機関等に対し、照会し、又は協力を求めることができる旨規定されており、産業廃棄物処理業の許可申請に当たり、欠格要件等を調査することができるため、建設業法においても同様の規定を求めるものである。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (32)調理師法(昭33法147) 調理の業務に従事する調理師の届出(5条の2第1項)については、令和4年度の次回届出までに省令を改正し、本籍地都道府県名の記載を削除する。また、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において検討することとされている国家資格証のデジタル化の状況を踏まえて、調理師の届出に関する手続のオンライン化に向けて検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 5【厚生労働省】 (19)通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115)全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲] (関係府省:デジタル庁、総務省及び国土交通省)</p>	<p>調理師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第81号)を令和4年4月8日付けで公布・施行し、調理師法施行規則第4条の2第2項に規定する調理師業務従事者届の届出事項から本籍地都道府県名の記載を削除した。なお、調理師の届出に関する手続のオンライン化については、令和4年度中に結論を得られるよう引き続き検討中。</p>	<p>【厚生労働省】調理師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第81号) 【厚生労働省】調理師法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)(令和4年4月8日付け厚生労働省健康局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_167</p>	<p>厚生労働省健康局健康課</p>
<p>5【厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164) (vi)小児慢性特定疾病の指定医の指定の申請(施行規則7条の10第1項)については、都道府県等並びに指定医の負担軽減を図るため、令和3年度中に省令及び「小児慢性特定疾病指定医の指定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)を改正し、診断を行う医療機関のある一の都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長又は児童相談所設置市の長にのみ申請を行うこととし、その旨を都道府県等及び関係機関に周知する。</p>	<p>—</p>	<p>小児慢性特定疾病の指定医の指定の申請(施行規則7条の10第1項)については、民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和3年厚生労働省令第201号)により診断を行う医療機関のある一の都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長又は児童相談所設置市の長にのみ申請を行うこととする改正を行う、(令和3年12月27日公布、令和4年4月1日施行)とともに、令和4年3月17日付けで「小児慢性特定疾病指定医の指定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)の改正通知を発出した。</p>	<p>【厚生労働省】民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和3年厚生労働省令第201号) 【厚生労働省】「小児慢性特定疾病指定医の指定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_168</p>	<p>厚生労働省健康局難病対策課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【環境省】 (10)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) (i)大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(26条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定地点数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定地点数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 5【環境省】 (12)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) (i)大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(26条1項)に関する事務の処理基準については、測定地点数の算定方法の合理化を図ることにより、地域の実情に応じて測定地点数を削減することを可能とする。 [措置済み(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)]</p>	<p>大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(26条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定地点数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定地点数に係る基準の緩和について検討し、通知した。</p>	<p>【環境省】「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気中の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」及び「ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.170</p>	<p>環境省水・大気環境局大気環境課</p>
<p>5【環境省】 (4)大気汚染防止法(昭43法97) 大気中の汚染の状況の常時監視(22条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定局数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定局数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 5【環境省】 (2)大気汚染防止法(昭43法97) 大気中の汚染の状況の常時監視(22条1項)に関する事務の処理基準については、測定局数の算定方法の合理化を図ることにより、地域の実情に応じて測定局数を削減することを可能とする。 [措置済み(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)]</p>	<p>大気中の汚染の状況の常時監視(22条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定局数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定局数に係る基準の緩和について検討し、通知した。</p>	<p>【環境省】「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気中の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」及び「ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.171</p>	<p>環境省水・大気環境局大気環境課</p>
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	175	11_その他	町	三宅町、浜松市	内閣官房、内閣府、財務省	B 地方に対する規制緩和	地域再生法(平成17年法律第24号)第13条の2、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)第14条、別記様式第3、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A(第9版)＜事業実施・実施状況報告編＞(2020年12月28日)、国税通則法(昭和37年法律第66号)第16条、法人税法(昭和40年法律第34号)第74条	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附の手続きの明確化	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附について、寄附価額の算定方法、及び寄附物品の取り扱い方法等手続きを明確化すること。	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)において、事業者より金銭ではなく、物品による寄附の申し出があったが、寄附価額(物品の価額)を算定する基準等が示されていないため、寄附の額を証する書面の作成に関する対応に苦慮した。そのため、物品の価額の算定については、県を始め、内閣府及び税務署に確認をしつつ事業者と調整をする必要があり、物品による寄附の受け入れに支障が生じている。なお、寄附物品の受領後の取扱いについては、そもそもが不明瞭であり、かつ、寄附の方法(一般寄附と企業版ふるさと納税での寄附)によって取扱いが異なるかも不明瞭であるため、活用方法に苦慮している。(例えば、企業から地方創生応援税制での物品の寄附の申し出があった場合に、金銭を前提としている現在の地方創生応援税制の条件を満たせば、一般寄附ではなく、地方創生応援税制での寄附として受領してよいか。また、地方創生応援税制での寄附として、例えば、育児用飲食物を受領した場合において、市町村の裁量により実績報告で報告した事業(子育て施策)以外での活用(災害時での配布等)へと修正ができるのか。また、活用時期について、受領した年度内ですべてを活用しなければならないのか、または翌年度での活用もできるのかなどの取扱い方法が不明瞭であり、苦慮している。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	176	03_医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県、広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法第33条、保健師助産師看護師法施行規則第3号様式	保健師等の業務従事状況に係る届出の見直し	保健師等の業務従事状況に係る届出について、 ①本人からではなく就業先からの届出を可能とすること ②電子での届出も可能とすること。	現状、本届出については本人⇒就業先⇒市町⇒県の流れで取りまとめ、最終的には県が確認・集計作業を行っている。様式が厚生労働省令で定められているため、上記の作業はすべて紙書類により行われており、特に県における確認・集計作業については職員のみでは対応が困難であるため、業務委託を行っている。 ＜参考＞ 調査対象数:約45,000人/2年 業務委託料:約1,000千円/2年	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	177	06_環境・衛生	都道府県	広島県、宮城県、広島市、愛媛県	環境省	B 地方に対する規制緩和	土壌汚染対策法第4条第1項、土壌汚染対策法施行規則第23条	土地の掘削等を行う場合の届出の添付書類の削減	土地の形質変更に係る事前届出の添付書類のうち、同意書については特定有害物質による汚染の状況に関する調査を命令する場合のみ提出させることとする。	土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出は全都道府県で年間1万件程度であるが、調査命令が発せられるのはその内1%程度であり、大多数の届出においては同意書が活用されることはない中、事業者から提出を受けている状態である。山林における大規模開発等において、土地の所有者が複数いる場合等、相続がされていないために土地の管理者と登記上の所有者が一致せず、関係人の調査等に時間を要する事案が多発しており、同意書の徴収が届出者の大きな負担となっている。また、届出を受け付ける地方公共団体においても、土壌汚染状況調査対象外の事案について、同意書が提出されないことにより、届出の手続きの完了に時間を要する状況がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	178	08_消防・防災・安全	都道府県	広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	高压ガス保安法第5条第1項第1号、第8条、第14条、第20条 液化石油ガス保安規則第9条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4、第37条の5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条、第72条	バルクローリーに係る許可等の一本化	バルクローリー(LPガスの運搬車)の許可等について、液石法上の許可を受けた場合には、高压法上の許可を不要とすること ※液石法:液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ※高压法:高压ガス保安法	大部分のバルクローリーは、高压法による移動式製造設備としての許可等と、液石法による充てん設備としての許可等を受けている。高压法と液石法の許可等に係る基準は同一であるにもかかわらず、充てん先の用途に応じて、両法の許可等を個別に受ける必要があり、それぞれに手数料が必要となる等、事業者にとっては事務的・経済的な負担が生じている。 ＜高压法手数料＞ ※設備の処理能力により手数料が変動(令和2年度実績(処理能力約50,000m ³ /台)の場合) 新規許可・完成検査 計:36,750円 変更許可・完成検査 計:24,500円 ＜液石法手数料＞ 新規許可・完成検査 計:64,000円 変更許可・完成検査 計:44,000円	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html
R3	179	06_環境・衛生	都道府県	広島県、宮城県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法、下水道法	下水道事業計画の協議及び下水道に関する都市計画事業の認可に係る提出資料の簡素化	下水道法に基づく下水道事業計画の協議及び都市計画法に基づく下水道に関する都市計画事業の認可に係る資料について、電子媒体による提出を可能とすることを求める。 また、資料を紙媒体で提出する場合にも、共通する資料は一方の手続における提出をもって足りることとし、再度の提出を不要とすることを求める。	下水道事業を運営するにあたっては、下水道法に基づく「下水道事業計画の協議」及び都市計画法に基づく「都市計画事業の認可」が必要である。「下水道に関する都市計画事業認可に係る申請図書及び下水道事業計画の認可に係る申請図書の統一等について」(平成3年1月28日都市局都市計画課建設専門官事務連絡等)により、下水道事業計画の協議と都市計画事業の認可に係る関係資料で共通するものについては、一方で作成した資料を転用することが可能となっている。しかし、当該資料を紙媒体で2部用意し、地方整備局にそれぞれ提出することについて、印刷費用等に負担が生じている。このため、政府全体で行政手続のデジタル化が推進されていることも踏まえ、電子媒体による提出を早期に可能とすべきである。また、紙媒体で提出する場合であっても、一方の手続の中で提出した資料は、地方整備局内で共有すれば足りると考えられるため、もう一方の手続のために地方公共団体に資料の提出を改めて求めるべきではないと考える。 【資料の提出までに要する委託費用】 下水道事業計画の協議手続に関する資料…900万円 都市計画事業認可手続に関する資料 …150万円～200万円 ※上記はデータ作成費用も含まれているが、紙媒体での提出が前提となっているために通常の印刷機では対応できない図面等を委託して印刷する必要があることから、これを省略することにより、相当程度の委託費用の節減が期待できると考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣官房(3)】【内閣府(8)】【財務省(7)】 法人税法(昭40法34)及び地域再生法(平17法24) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)については、寄附物品の価額の算定の考え方及び寄附物品受領後の取扱いに関し、地方公共団体に令和4年中に文書で周知する。	—	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附の手続きについて明確化する事務連絡を发出するとともに、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改訂を行った。	【内閣官房】【内閣府】「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附の手続きについて」(令和4年11月14日付け内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_175	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 内閣府地方創生推進事務局
5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするともに、オンラインによる届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするともに、当該届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築し、令和4年度中に運用を開始する。	令和4年の業務従事者届から、医療従事者届出システムを通じて、インターネットによるオンライン届出が可能となった。 なお、当該届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みについては、令和4年衛生行政報告例(提出期限:令和5年2月末日)の報告から運用を開始した。	【厚生労働省】令和4年における保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届の届出について(令和4年10月21日付け厚生労働省医政局看護課長通知) 【厚生労働省】令和4年歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届の届出について(令和4年11月4日付け厚生労働省医政局歯科保健課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_176	厚生労働省医政局看護課、歯科保健課、政策統括官付参事官付行政報告統計室
5【農林水産省(17)】【環境省(12)】 土壤汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、都道府県等へ実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【農林水産省(12)】【環境省(15)】 土壤汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書については、省令を改正し、その添付を必須とせず、「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面の添付をもって代えることを可能とする。	一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、同意書の添付を必須とせず、「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」を添付することとした。	【環境省】土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月24日付け環境省令第6号) 【環境省】土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令和4年3月24日付け環水大土発第2202212号環境省水・大気環境局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_177	環境省水・大気環境局土壤環境課
5【経済産業省】 (2)高圧ガス保安法(昭26法204)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149) バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可(高圧ガス保安法5条1項)及び充てん設備の許可(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項)等に係る事務手続の合理化については、地方公共団体及び事業者の負担軽減の観点から、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、その方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
5【国土交通省】 (12)下水道法(昭33法79)及び都市計画法(昭43法100) 公共下水道又は流域下水道の事業計画の協議等(下水道法4条2項及び4項並びに25条の23第2項及び5項)及び下水道に関する都市計画事業の認可の申請(都市計画法60条1項)に係る提出書類については、電子的な手段による提出が可能であることを明確化し、地方整備局及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月1日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知、令和3年11月1日付け国土交通省都市局都市計画課長通知)]	—	下水道法に基づく事業計画の協議及び都市計画事業の認可申請に係る提出書類については、電子的な手段による提出が可能であることを明確化し、地方整備局及び地方公共団体に通知した。	【国土交通省】下水道法に基づく事業計画の協議等において提出する書類の取扱について(技術的助言)(令和3年11月1日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知) 【国土交通省】都市計画事業等の認可等において提出する申請書等の取扱について(技術的助言)(令和3年11月1日付け国土交通省都市局都市計画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_179	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課、都市局都市計画課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	180	11_その他	都道府県	広島県、宮城県、三重県、広島市、中国地方知事会	デジタル庁、外務省	B 地方に対する規制緩和	旅券法第3条、第8条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項、第20条第2項、第21条の3、デジタルガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)	地方公共団体の取り組みを阻害しない形での旅券発給業務の電子申請の導入	旅券事務について、現在、電子申請の導入に向けた検討が進められているが、各県では、分権改革の進展を機に、「身近な窓口を」「どこでも」利用できるようにするため、住民に身近な市町村窓口で申請・交付ができる等の権限移譲を進めてきたところであり、そのシステム整備にあたっては、こうしたこれまでの地方独自の住民利便性向上のための取組成果が電子申請でも利用できるようにするなど、地方の取組が後退しないシステム設計とすること。	現在、国ではデジタルガバメント実行計画に基づき行政手続のデジタル化を進めており、旅券発給業務においては2022年度から電子申請等の導入を検討している。(旅券申請の際は旅券窓口に出頭が必要。システム導入後も窓口出頭義務は残る予定。)旅券事務は都道府県の法定受託事務であるが、国民の1/4が旅券を所持する事情などを踏まえ、多数の都道府県が分権改革の進展を機に、身近な窓口である市町村への移譲(35都道府県902市町村)、更には移譲県の一部(当県など4県)では県民が住所地のみならず県内全ての市町村窓口を利用できるようにするなどの地方独自の住民サービス拡充に努めている。こうした地方分権の取組が後退しないよう、新たな電子申請の開発に当たっては、国は、地域の実情を十分に把握し、全国一律の仕組ではなく、当県などが住民サービス向上の観点から実施している県内市町村窓口の自由選択などの仕組が、電子申請でも利用できるようにする必要がある。当県においても、居住市町村のみではなく全市町村の窓口において紙書類での申請を可能としているが、外務省が構築しようとしている電子申請システムが居住市町村においてのみ申請が可能となった場合、住民サービスの促進が妨げられる可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	181	02_農業・農地	中核市	呉市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)実施要綱	強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)の活用できる期間の拡大	「強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)」を活用した事業の実施にあたって、まずは農地・農業用施設災害復旧事業等により農地等の復旧が必要な場合があるが、このような場合においても、当該交付金については、災害発生年度に終了することが事業要件とされている。そのため、農地等の復旧事業が遅延した場合に、当該交付金を事故繰越しても活用できないことがあるため、災害復旧の状況に応じて対応できるよう当該事業要件を災害発生年度の翌年度まで終了することとする等により当該交付金を活用できる期間の拡大を求める。	平成30年7月豪雨災害の被災者に対して、「経営体育成支援事業の被災農業者向け経営体育成事業」を活用し、農業用施設等の復旧を予定していたところ、その農業用施設等を設置する農地の災害復旧事業の完了が遅れたため、最終的に当該交付金事業が実施できない事例が生じた。具体的には、モルメールやかん水施設などの復旧を行う交付金事業を実施する予定であった箇所に係る農地について、当初単年度で復旧することを予定していたが、周辺の農地含め広範囲で被災した影響により工事業者が不足する等して、工期の遅れが生じたことから、結果的に事業完了までに3年を要することとなった。その結果、農業用施設等の復旧事業に関する交付金事業の予算について、農地の復旧事業の工期の遅延を踏まえて2度繰越しを行ったものの、災害発災年度から3か年度以内に事業を実施することができなかった。以上のことから、農地の災害復旧事業の完了後に実施する予定であった交付金が活用できないこととなり、同程度の補助事業の対応を令和3年度に市単独事業で実施することとなった。今後も同様のケースが発生しうることから、こうした場合においても、事業要件を災害発生年度の翌年度までに終了することとする等により活用できる期間を拡大することを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka-yosan.html
R3	182	05_教育・文化	指定都市	広島市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分等について(令和2年12月9日付け2文科施第281号) 財産処分手続ハンドブック(平成31年3月)Q8	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における報告時期の見直し	国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分に関する報告について、提出期限を財産処分予定時期の2か月前としている取扱いを見直すことを求める。	国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分には文部科学大臣の承認を要するが、承認手続の簡素化を図るため、補助事業終了後10年以上経過した財産の無償による処分などの場合は、文部科学大臣への報告をもって承認があったものとする包括承認制が認められており、その報告は財産処分予定時期の2か月前までに行うこととされている。当市では、令和2年3月末に廃校となった施設の一部について、同年3月初旬に、地元住民から4月以降自治会で活用するため無償貸与してほしい旨の申し出があったことから、この包括承認制を活用し手続を進めたが、住民からの申し出の時点で既に文部科学省への報告期限を過ぎていたため、別途、報告遅延に係る願末書を作成する必要が生じたという事例があった。本来、学校施設等の活用により地域を活性化させていくという観点からは、地域住民等のニーズには可能な限り、迅速かつ柔軟に応えたいと考えているが、事務の簡素化から導入された包括承認制を活用する際に、報告期限が2か月前までに設定されていることは大きな支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	183	01_土地利用(農地除く)	指定都市	広島市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、離島活性化交付金事業実施要綱	離島活性化交付金の弾力的運用	離島活性化交付金を活用し整備する災害時電力供給システムについて、当該交付金の目的(緊急時における利用)を妨げない範囲において、目的外使用(平時における利用)が可能となるよう、当該交付金で整備した施設の使用範囲の拡大を求める。	当市では、離島において災害発生時に燃料輸送や電力供給が停止した場合に備え、太陽光発電と中古EVバッテリーの再利用による災害時電力供給システムの構築を検討し、その財源の一部に離島活性化交付金(安心安全向上事業のうちの防災機能強化事業)の活用を検討している。また、現在、当該離島内には公共交通機関がなく、ガソリンスタンドもないことから、高齢化が進む住民の移動手段及び観光客の利便性向上のために、電気自動車等による交通手段の確保についてあわせて検討している。このため、両事業を一体化し、災害時電力供給システムにEV充電設備を接続し、平時の電気自動車等のエネルギー供給源とする案を検討し、交付金の活用について、広島県を通じ国土交通省に相談したところ、災害時電力供給システムは、災害時の利用に限定する場合に交付金の対象となり得るが、平時の利用は目的外使用にあたるため、交付金の対象とならないとの回答があった。交付金の目的(島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流の促進、観光の推進等による交流の拡大促進、地域防災力の向上等による安全・安心な定住条件の整備強化等)を重視しつつ、災害時電力供給システムを災害時だけでなく、復旧過程から復旧後の平時にまで利用できるようにすることが、交付金の有効活用に資すると思慮するものであり、硬直的な運用が効率的な取組の支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	184	06_環境・衛生	指定都市	広島市	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2、同法施行令第14条、平成12年9月28日付厚生省環境整備課長通知第12	農林水産業を営む者が行う野外焼却に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに関連通知の解釈の明確化	農業に伴う野外焼却が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では焼却禁止の例外とされている一方で、厚生省からの通知においては「処理基準を順守しない焼却として行政指導等を行うことは可能」としていることについて、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を、指導の対象とするか否かについて、例えば、地域において軽微な焼却に係るルール作りが行われていることをもって、各地方公共団体が判断することができる」旨の見解を、通知等で明確にするよう求める。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物の焼却を禁止し罰則規定が設けられる一方で、「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」等は例外とされている。また、この例外について、平成12年9月28日付厚生省環境整備課長通知においては、「焼却禁止の規定は、悪質な廃棄物の焼却を罰則の対象とすることにより取締りの実効を上げるためのものであり、罰則の対象として馴染まないものについて例外を設けているが、これらについても、処理基準を遵守しない焼却として行政指導等を行うことは可能」とされている。当市としては、例えば、都市部と農村部では当然違いがあり、一律の基準の下で指導を行うことは現実的ではなく、地域コミュニティの中での合意が得られるのであれば、その地域の実情に応じて、指導の対象としないことができるなど、柔軟な対応が必要なものと考えており、農業従事者による野外焼却に係る近隣住民等からの苦情(年間100件程度)に対しては、その都度、状況確認を行い、必要に応じて生活環境への配慮を行っていただくよう、指導を行っている。しかしながら、上記のように法律と通知で相反することが規定されていることにより、指導の現場では、農業に伴う野外焼却が認められていないと主張する者と、認められていると主張する者が対立する構造になっており、対応に苦慮するなど支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【デジタル庁(3)】【外務省(2)】 旅券法(昭26法267) 一般旅券の発給の申請及び紛失又は焼失の届出に係る事務(3条1項及び17条1項)については、令和4年度からオンラインによる申請等を可能とするに当たり、可能な限り都道府県や事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)に基づき委託を受けた市区町村の事務の執行に支障を来さないよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、オンライン申請等に係るシステムの構築に努める。	—				
—	—	—	—	—	—
5【文部科学省】 (10) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認手続のうち、包括承認事項に関する申請事務については、地方公共団体の事務の効率化のため、「財産処分手続ハンドブック(平成31年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」の内容を充実させ、地方公共団体に令和3年度中に周知する。	—	地方公共団体の申請事務の効率化に資するよう、「財産処分手続ハンドブック」の内容を充実させる改訂を行い、令和4年3月31日付け事務連絡で地方公共団体に周知した。	【文部科学省】「財産処分手続ハンドブック」の改訂について(令和4年3月31日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課振興地域係事務連絡) 【文部科学省】財産処分手続ハンドブック(令和4年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_182	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課
5【国土交通省】 (7) 離島振興法(昭28法72) 離島活性化交付金の防災機能強化事業については、地方公共団体での効果的かつ効率的な事業の実施に資するよう、災害時の確実な利用に影響を及ぼさないと認められる場合に限り、非常用電源設備を平常時に利用することを可能とし、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	—	離島活性化交付金の防災機能強化事業については、災害時の確実な利用に影響を及ぼさないと認められる場合に限り、非常用電源設備を平常時に利用することを可能とし、地方公共団体に通知した。	【国土交通省】令和4年度離島活性化交付金事業の要望調査について(令和3年12月24日付け国土交通省国土政策局離島振興課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_183	国土交通省国土政策局離島振興課
5【環境省】 (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45 法137) 廃棄物の焼却禁止(16 条の2)については、その例外である同条3号に掲げる場合においても必要に応じて、措置命令(19 条の4第1項)その他行政指導等を行うことが可能であることを、その根拠等を明確にした上で、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年11月30日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)]	—	廃棄物の焼却禁止については、その例外である場合においても必要に応じて、措置命令その他行政指導等を行うことが可能であることを地方公共団体に通知した。	【環境省】廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定に基づく廃棄物の焼却禁止の例外とされる焼却行為に対する行政処分等の適用について(通知)(令和3年11月30日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_184	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	185	02_農業・農地	指定都市	広島市、広島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第3条、農地法施行令第2条、農業経営基盤強化促進法第18条	認定農業者等が農業経営基盤強化促進法に基づく利用権により使用している農地の所有権移転に係る許可要件の緩和等	認定農業者等の担い手が農業経営基盤強化促進法に基づく利用権に基づき営農している農地が売買される場合において、当該担い手が当該農地につき所有権移転後も利用権の設定を受け、営農を継続することが確実なときには、購入予定者が農地法第3条第2項第1号で定める全部耕作要件に該当しない場合でも所有権移転が認められるよう、制度改正を求める。 具体的には、上記のようなケースを農地法施行令第2条の不許可の例外事例として加えることや、農地法第3条の許可不要事例として加えることを求める。	当市では、担い手の育成・支援により、農地利用の最適化を図っているが、認定農業者が利用権に基づき営農している農地について、現所有者の意向により、隣接する他の農地や宅地を含めて第三者へ売却することとなった。購入予定者は、当該農地の一部を自ら耕作する意向であるが、その他の農地については当該認定農業者に引き続き耕作してほしいと考えており、当該認定農業者も耕作の継続を希望している。 このケースでは、引き続き、当該農地を耕作意欲のある者が耕作することになり、農地の効率的な利用が見込まれ、農地法の趣旨に適用にもかかわらず、購入予定者が農地法第3条第2項第1号で定める全部耕作要件(所有権を取得しようとする者がその取得後において耕作すべき農地の全てを効率的に利用し耕作すること)を満たさないために所有権移転を許可できず、支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	186	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市、川崎市、野々市市、指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第27条4項、同法32条3項、介護保険法施行規則第38条、同規則52条、平成29年12月20日付厚生労働省老健局老人保健課長事務連絡	要介護・要支援認定有効期間の新規申請及び区分変更申請における期間の見直し	高齢者人口の増加に伴う要介護認定申請件数の増加に対応するため、要介護・要支援認定有効期間について、新規申請及び区分変更申請における期間を原則12か月とするとともに、上限を24か月に延長することを求める。	高齢者人口の増加に伴い認定申請件数が増加しており、認定調査員、主治医、介護認定審査会委員等の関係者の負担が増加している。令和3年の制度改正により、更新申請における認定有効期間の上限が48か月まで延長されたものの、新規及び区分変更申請については、原則6か月、上限12か月に据え置かれている。 令和4年度の申請件数は、18% (令和元年度比) 増加することが見込まれ、(過去の実績から) 申請日から処分まで30日以内とする基準に対し、平成29年度の実績値である58.76日程度要する可能性があり、市民生活への影響が懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	187	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第27条4項、同法32条3項、介護保険法施行規則第38条、同規則52条、平成21年老発0930第6号厚生労働省老健局長通知(別添5)、平成30年2月14日付厚生労働省老健局老人保健課長事務連絡(A1、A5)	介護認定審査会を簡素化して実施する場合における通知の省略	介護認定審査会を簡素化して実施する場合に、事前に審査会から包括的同意を得ることにより、審査会への通知を省略できるよう制度改正を行うこと。	平成30年度から導入された介護認定審査会の簡素化は、介護認定審査会委員及び市町村の事務負担軽減に一定の効果があるが、後期高齢者人口の増加に伴い申請件数が増加していることから、さらに簡素化の効果を受け、審査会委員及び市町村の負担軽減をすることは急務である。 審査会への通知を省略できない状況では、審査会において対象者リストを確認し審査判定とする等の取扱いが求められているが、個別の案件を審査しているものではなく、形式上の取扱い手順となっている。これは制度改正することなく運用で対処しようとした結果であると考えられるため、実態に即した制度改正が必要である。 審査会の簡素化を、審査会にかけずに審査判定することを可能にすることにより、申請から結果を通知するまでの所要日数の削減が可能となり、審査会委員及び市町村の事務負担が軽減できる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xi)新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間(施行規則38条)及び要支援認定有効期間(施行規則52条)の延長については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xii)介護認定審査会における審査及び判定(27条4項及び32条3項)に係る事務については、市区町村における事務の実態を踏まえつつ、社会保障審議会の意見を聴いた上で市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	188	11_その他	市区長会	指定都市市長会	法務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	租税特別措置法施行令第41条、第42条、第55条 租税特別措置法施行規則第25条、第25条の2、第26条、第26条の2、第26条の3、第27条、住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について(昭和59年5月22日付国土交通省住宅局長通知建設省住民発32号)	市区町村長による住宅用家屋証明発行事務の廃止	登録免許税の軽減等を受けるために必要となる市区町村長の住宅用家屋証明発行事務を廃止すること。	【現行制度の概要、支障等】 租税特別措置法に基づき、住宅用家屋の取得等後1年以内に登記を受けるもの等について登録免許税の軽減を受けるためには、住宅用の家屋であることを当該家屋が所在する市区町村長が証明したものが必要とされている。当市ではこの住宅用家屋証明の交付事務(法定受託事務)を税務部門で行っているが、年間の交付件数は平均で6,000~7,000件と件数が多く、職員の負担となっている。 また、一般的に、住宅用家屋証明の取得には住民票の写し、登記事項全部事項証明書、建築確認申請の際の確認済証及び検査済証等が必要となるが、法務局での登記手続きの添付書類と重複しており、登記事項全部事項証明書については法務局から取得するものである。上記以外の書類が必要となる場合もあるが、その書類を法務局へ直接提出すればよく、あえて市区町村で住宅用家屋証明を取得する必要がないことから、住民に対して過度な負担を課しているといった支障も生じている。 【縦割り110番における国の見解について】 国の「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」に対して、同様の提案が個人から寄せられていたが、所管省庁の検討結果は、登記所において発行に係る要件の審査を行うことは困難との理由から「対応不可」であった。 しかしながら、国土交通省通知に基づき行っている市町村の審査では、現地調査等は行っておらず、居住実態の把握も住民票上の住所が当該住宅となっていれば居住しているとみなすなど、提出書類の形式的審査である。専門的な判断を要するものではなく、登記所においても同様の審査を行うことは十分に可能であると考ええる。 【住宅用家屋証明の登録免許税以外での用途について】 また、登録免許税の軽減以外にも、住宅ローン減税・贈与税の非課税措置においても住宅用家屋証明は利用されているものの、別途添付が必要な「長期優良住宅認定通知書」の方が、当該住宅の品質や性能を評価した証明書であり、住宅用家屋証明は不要であると考ええる。 なお、住宅用家屋証明発行事務により得た情報を、市町村内の他業務に利用するといったことはないため、廃止することによる支障はない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	189	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会、福島県、平塚市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第29条、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」(平成24年9月14日社援保発0914第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)、「生命保険会社に対する調査の実施について」(平成27年2月13日社援保発0213第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」(平成24年9月14日付厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡)	生活保護法第29条に基づく生活保護の決定及び実施に係る調査費用の負担者についての明確化	生活保護法第29条にもとづく調査にかかる費用の負担先について明確化すること	生活保護の決定及び実施にあたり、被保護者の資産・収入の状況を把握するため、生活保護法第29条に基づき福祉事務所から金融機関等に対し資産・収入に関する照会(「29条調査」)を行っている。29条調査は保護費の不正受給が疑われる場合等にも必要に応じて随時行われており、非常に頻度が高く、行政側・金融機関等側の双方にとって負担が大きい。 厚生労働省通知にて返信郵送料が行政負担であることが示されているものの、生活保護関係法令中には29条調査の費用負担についての規定がないため、回答書類の用紙代や手数料に関して、行政負担とすべきか・金融機関等負担とすべきかが明らかではない。 当市では、用紙代や手数料については原則として金融機関等負担としているが、個別の協議を受けて福祉事務所が各種費用を負担することがある。しかし、費用負担の取り扱いが自治体や福祉事務所毎に異なり得るのは、統一的な運用が求められる生活保護制度の趣旨にそぐわないものとする。 また、金融機関等から用紙代や手数料が行政負担ではないことについての説明を求められることがあるが、明確な根拠法令に基づいた回答ができず対応に苦慮している。実際に、市内の大手金融機関から用紙代の負担を求められているところであるが、対応を検討中である。 なかには費用が行政負担でなければ、29条調査に応じないという金融機関等も見受けられる。(金融機関等の回答義務について何ら規定されていないことも原因であると考ええる。) なお、生活保護制度の性格上、本来的には費用は国が負担すべきものであると考ええる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	190	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会、川越市、野々市市、さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第27条4項、同法32条3項、介護保険法施行規則第38条、同規則52条、平成29年12月20日付厚生労働省老健局老人保健課長事務連絡	要介護・要支援認定有効期間の新規申請及び区分変更申請における期間の見直し	高齢者人口の増加に伴う要介護認定申請件数の増加に対応するため、要介護・要支援認定有効期間について、新規申請及び区分変更申請における期間を原則12か月とするともに、上限を24か月に延長することを求める。	高齢者人口の増加に伴い認定申請件数が増加しており、認定調査員、主治医、介護認定審査会委員等の関係者の負担が増加している。令和3年の制度改正により、更新申請における認定有効期間の上限が48か月まで延長されたものの、新規及び区分変更申請については、原則6か月、上限12か月に据え置かれている。 令和4年度の申請件数は、18%(令和元年度比)増加することが見込まれ、(過去の実績から)申請日から処分まで30日以内とする基準に対し、平成29年度の実績値である58.76日程度要する可能性があり、市民生活への影響が懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	191	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育所等利用待機児童数調査について(令和2年3月16日付厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)、令和2年度10月1日現在の『保育所等利用待機児童数調査』について(令和2年10月22日付事務連絡)	保育所等利用待機児童数調査(10月1日現在)の廃止	待機児童対策の効率化のため、毎年4月1日時点及び10月1日時点の2回実施されている保育所等利用待機児童数調査のうち、10月1日時点の調査(以下「10月集計」という。)の廃止を求める。	10月集計においては、「10月1日現在の保育児童の把握」、「保育所等利用待機児童数調査要領に基づき待機児童数に含めない事由に該当するか否かを確認するための保育児童一人ひとりの状況把握(保護者への聞き取り、一時預かり事業等実施施設からの利用者名簿提供など)」、「待機児童の居所確認」、「厚生労働省への報告様式の作成」といった多大な作業が必要となっており、自治体、事業者及び保護者への負担がかかっている。一方で、調査を行う10月時点と実際の次年度4月時点では、施設の空き状況にも保護者の入所意向にも違いがあるため、10月集計をもって次年度4月の待機児童数を見込むことはできず、当市においては10月集計の結果を有効に活用できていない。なお、厚生労働省の公表資料においても、「10月1日の数は、自治体ごとに保育所等入所手続が異なるため参考値として集計している。全国的な待機児童数の動向は、毎年4月1日現在で把握している。」とされており、待機児童対策に係る施策・取組は基本的に4月1日の保育所等利用待機児童数調査の結果を基に進められると考えられるため、10月集計の結果が反映されることはないと推察される。加えて、10月集計が実施される10月下旬から11月末の時期は、次年度の保育所等利用申請の受付開始時期であり、業務繁忙期であるが、調査に係る事務作業により、次年度の4月1日入所に向けた事務が妨げられている状態である。 また、年度途中の保育所等利用待機児童数の把握については、各自治体の実情にあわせ、必要な調査項目、調査方法、調査時期及び公表の要否等について判断したうえで実施すればよく、国主導で調査方法や時期を指定したり、結果を公表する必要はないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【法務省(6)】【国土交通省(10)】 租税特別措置法(昭32法26) 住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置(72条の2等)における市区町村長の証明事務(施行令41条及び42条1項)については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について早急に検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xi)新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間(施行規則38条)及び要支援認定有効期間(施行規則52条)の延長については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
5【厚生労働省】 (56)保育所等利用待機児童数調査 10月1日時点における保育所等利用待機児童数調査については、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、令和3年度調査から全国集計を行わないこととする。 [措置済み(保育所等関連状況取りまとめ(令和3年4月1日)及び「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」集計結果の概要資料(令和3年8月27日厚生労働省子ども家庭局保育課))]	—	10月1日時点における保育所等利用待機児童数調査については、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、令和3年度調査から全国集計を行わないこととし、その旨ホームページにて周知した。	【厚生労働省】保育所等関連状況取りまとめ(令和3年4月1日)及び「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」集計結果の概要資料(令和3年8月27日厚生労働省子ども家庭局保育課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/tejanbosyu/2021/r3fu-tsuchi.html#r3_191	厚生労働省子ども家庭局保育課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	192	05.教育・文化	市区長会	指定都市市長会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第30条の11 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第56条、第57条	子育てのための施設等利用給付の代理受領に関する基準第57条を改正し、子育てのための施設等利用給付の代理受領における施設等から保護者に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付の廃止	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第57条を改正し、子育てのための施設等利用給付の代理受領における施設等から保護者に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を廃止するため、自治体向けFAQに当該改正内容を追加する。	施設等利用給付について、保護者の利用料負担の軽減が図られることから、代理受領の実施が国により推奨されているところであるが、代理受領の場合であっても施設等は保護者一人一人に提供証明書を交付する必要があり、施設等にとって大きな事務負担となっている。この保護者への提供証明書交付の必要性については、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(令和元年9月13日)」第3―6項後段において給付の適正化にかかる観点が示されている。これは、提供証明書の交付によって保護者が代理受領における施設等利用料を把握しつつ、給付上限額との差額を市町村に対して償還払い請求をすれば、施設側が市町村に対して実際の利用料よりも高い金額について代理受領の申請をしたとしても、それが不正であると認識できる契機になるという理由に基づくものである。しかし、前述の効果は、代理受領と償還払いが混在し、かつ、複数の施設を利用しかつ利用料の合計が上限額に達する場合等といった限定的なものであると考えられる。また、保護者に対して交付する提供証明書に代わり、施設が保護者に配布している募集要領や重要事項説明書等に、本来の利用料と施設が施設等利用料を代理受領する旨を併記する等の方法によっても、保護者は自らの利用料を把握でき、適正給付の目的を達することができる。さらに、代理受領時において、提供証明書を受け取った保護者が自ら請求を行う必要があるものと誤解し、市町村に対して請求を行うことにより、二重請求が発生し、その対応が市町村に求められるケースも想定される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	193	05.教育・文化	市区長会	指定都市市長会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認等について(令和2年12月9日付け2文科施第281号) 財産処分ハンドブック(平成31年3月)Q8	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における報告時期の見直し	国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分に関し、包括承認事項に該当する場合の文部科学省への報告について、提出期限を財産処分予定時期の2か月前としている取扱いを見直すことを求める。	国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分には文部科学大臣の承認を要するが、承認手続の簡素化を図るため、補助事業終了後10年以上経過した財産の無償による処分などの場合は、文部科学大臣への報告をもって承認があったものとする包括承認制が認められており、その報告は財産処分予定時期の2か月前までに行うこととされている。当市では、令和2年3月末に廃校となった施設の一部について、同年3月初旬に、地元住民から4月以降自治会で活用するため無償貸与してほしい旨の申し出があったことから、この包括承認制を活用し手続を進めたが、住民からの申し出の時点で既に文部科学省への報告期限を過ぎていたため、別途、報告遅延に係る願末書を作成する必要があるという事例があった。本来、学校施設等の活用により地域を活性化させていくという観点からは、地域住民等のニーズには可能な限り、迅速かつ柔軟に応えたいと考えているが、事務の簡素化から導入された包括承認制を活用する際に、報告期限が2か月前までに設定されていることは大きな支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	194	01_土地利用(農地除く)	都道府県	高知県、福島県、新潟県、徳島県、香川県、愛媛県	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第2条、第3条、第4条、第5条	住民基本台帳法別表への国土調査法に関する事務事項の追加	住民基本台帳法別表に国土調査法に関する事務を追加することにより、土地の所有者その他の利害関係人等の現住所の特定を行うため、住基ネットを活用できるように求める。	地方公共団体は、国土調査(特に地籍調査)の実施にあたっては土地所有者等に実施時期や立会いすべき旨を通知することになっている。土地所有者等の現住所を確認するにあたっては、登記簿に記載されている所有者等の氏名及び住所(登記した当時の住所)をもとに、当該住所の市町村に対して公用請求をし、戸籍謄本、除籍謄本、住民票、除票等に該当者がいないか確認を取っている。しかし、本人が転籍、転出等をしている場合には、本籍地、あるいは現住所にたどり着くまでにさらに調査を行う必要があり、多くの時間と手間がかかっている。また、所有者が死亡していることが判明した場合は、対象者を相続人に切り替えて再度同様の調査を行う必要があり、さらに時間と手間がかかることとなる。例として、当県内の市における二地区の地籍調査(3,296件)の実施にあたって、1,500人程度の公用請求が必要だった。なお、1度目の公用請求で所有者の住所等が明らかにならなかった場合は、更に公用請求を行う必要がある。一方、公用請求を受けた各市区町村の戸籍担当課においても、対象戸籍の抽出、子世代、孫世代の戸籍調査などの事務が多く発生している。令和2年の国土調査法改正により、固定資産課税台帳等を確認することによって速やかに立会を求める所有者の住所を確認できるようになったものの、 ・課税されていない山林や農地は固定資産課税台帳で所有者の確認ができない。 ・林地台帳制度開始前から相続登記されていない山林は現所有者が確認できない。 ・固定資産課税台帳等で立会人を確認した場合でも、住民への説明に備えて立会人と登記名義人との関係を明らかにする(家系図を作る)必要がある。 等から、依然として戸籍や住民記録を調査しなければならないケースも多い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	195	03.医療・福祉	都道府県	高知県、徳島県、香川県、愛媛県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて(令和2年7月30日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	保育所等における処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)及び処遇改善等加算Ⅱの基準年度の運用の見直し	処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)の見直しにより、令和2年度より加算年度の前年度が基準年度とされたが、令和2年度に「新規事由に該当する場合」に限るとされた経過措置(子ども・子育て支援法による確認の効力が生じる年度の前年度(平成26年度以前からある保育所については平成24年度)(以下「従前の基準年度」という。)を基準年度とできる)について、当分の間、新規事由の有無を問わず適用できるように求める。また、処遇改善等加算Ⅱについても同様に柔軟に基準年度を選択できるように求める。	施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)(以下「加算Ⅰ」という。)について、改善の比較対象となる基準年度の見直し(「従前の基準年度」(固定)から「加算の前年度」に見直し)が行われ、令和2年度より、「前年度の賃金水準」を維持する(新規事由に該当する場合(加算Ⅰの新規取得など、ごく一部の例外)には、追加で改善を要する額(特定加算額)を上回る)ことが要件とされた。また、その際、新規事由に該当する場合には、令和2年度に限り「従前の基準年度」を基準年度とできるとする経過措置が講じられた。見直し以前は、公定価格に加算される加算額(賃金改善要件分)を超える賃金改善が行われていることが要件とされており、多くの保育所等では、保育士確保のため、すでに当該要件を超える賃金改善を実施しており、また、毎年の経営状況に応じて追加で賞与を支給するなどを行ってきた現状がある。そのような中、見直しにより、経営状況によって変動する賞与等も含め、前年度の賃金水準を維持することが要件とされたため、一時的な経営の悪化によっても、加算Ⅰを受けられず、賃金を大幅に下げざるを得なくなることを懸念する声が上がっている。以上の状況を踏まえ、令和2年度に「新規事由に該当する場合」に限り講じられた経過措置(「従前の基準年度」を基準年度とできる)について、「新規事由に該当しない場合」にも適用できるとし、改めて当分の間の経過措置とされる必要があると考える。また、処遇改善等加算Ⅱについても、同様の見直しが行われたが、加算Ⅰと同様に基準年度を柔軟に選択できることを可能とする必要があると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka-vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣府】 (16) 子ども・子育て支援法(平24法65) (iii) 特定子ども・子育て支援施設等(7条10項1号から3号までの施設に限る。)の利用に関して、特定子ども・子育て支援提供者(30条の11第3項。以下この事項において「提供者」という。)が、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)から施設等利用費(30条の2)の支払を受ける場合については、提供者及び市町村の事務負担を軽減するため、令和3年度中に府令を改正し、提供者から施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を不要とし、その旨を地方公共団体に周知する。	—	特定子ども・子育て支援施設等(7条10項1号から3号までの施設に限る。)の利用に関して、特定子ども・子育て支援提供者(30条の11第3項。以下この事項において「提供者」という。)が、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)から施設等利用費(30条の2)の支払を受ける場合については、関係府令を改正し、提供者から施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を不要とするともに、その旨地方公共団体に通知を发出し、周知を行った。	【内閣府】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第25号) 【内閣府】「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」の一部改正について(通知)(令和4年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_192	内閣府子ども・子育て本部
5【文部科学省】 (10) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認手続のうち、包括承認事項に関する申請事務については、地方公共団体の事務の効率化のため、「財産処分手続ハンドブック(平成31年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」の内容を充実させ、地方公共団体に令和3年度中に周知する。	—	地方公共団体の申請事務の効率化に資するよう、「財産処分手続ハンドブック」の内容を充実させる改訂を行い、令和4年3月31日付け事務連絡で地方公共団体に周知した。	【文部科学省】「財産処分手続ハンドブック」の改訂について(令和4年3月31日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課振興地域係事務連絡) 【文部科学省】財産処分手続ハンドブック(令和4年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_193	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課
5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (i) 以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・国土調査法(昭26法180)に基づき、地方公共団体が地籍調査(同法2条1項3号)の実施に関する事務を処理する場合	—	国土調査法(昭26法180)の規定に基づく、地籍調査の実施に関する事務について、地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができる事務とすることとする住民基本台帳法(昭42法81)の改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案を第208回国会に提出した。 また、令和4年8月19日に住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)を改正(令和4年8月20日施行)するとともに、事前に国土交通省から各都道府県地籍調査担当部局宛てに通知を发出し、国土調査において住民基本台帳ネットワークシステムの活用が可能となる旨等を周知した。	【総務省】住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(令和4年8月19日付け総務省令第55号) 【国土交通省】「地籍調査における住民基本台帳ネットワークシステムの活用について」(令和4年8月19日付け国不籍第265号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_194	総務省自治行政局住民制度課 国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	196	11_その他	都道府県	高知県、徳島県、愛媛県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	漁業法第119条、水産資源保護法第4条、都道府県漁業調整規則例の案の送付について(令和2年1月22日付け水産庁資源管理部管理調整課長通知)	都道府県漁業調整規則の認可制度の簡素化	都道府県漁業調整規則の変更の内、法制執務に係ること等については、同規則の認可の際、都道府県の裁量を広く認めること(国の規則例が技術的助言であることの明確化を含む)を求める。	都道府県漁業調整規則については、全国統一的に一定の水準を確保することを目的として「都道府県漁業調整規則例の案の送付について(令和2年1月22日付け元水管第1956号水産庁資源管理部管理調整課長通知)」により、水産庁から都道府県漁業調整規則例が示されている。各都道府県においては、当該規則例を基に各都道府県が漁業調整規則案を作成し、農林水産大臣の認可を受けて定めることができる。しかしながら、各都道府県が漁業調整規則を法制執務上適切と考える用語等に修正しようとしても、漁業法等の文言と完全に一致していないといった理由から、修正が基本的に認められていない。このため、法制執務上適切とは言えない法文の使用を強いられることとなり、解釈次第では内容に疑義が生ずるおそれもあるといった問題があるが、修正しようとする場合は水産庁と数十回やりとりが必要となるため、非常に負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	197	11_その他	都道府県	高知県、新潟県、浜松市、徳島県、香川県、愛媛県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金交付要綱	地方創生推進交付金の交付申請の円滑化に向けた見直し	地方創生推進交付金の内示を早期に行うなど、交付申請の円滑化のために申請に係る情報共有の在り方等を見直すように求める。	地方創生推進交付金交付要綱(平成28年8月1日府地事第291号)第3条において、「内閣総理大臣が別に定める日までに、大臣に対し、別記様式第1による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする」とある。(地方創生拠点整備交付金交付要綱(平成29年2月6日府地事第89号)第4条もほぼ同様)例年、3月29日頃内示があり、4月1日は県が市町村分を取りまとめて交付申請書を提出するという非常にタイトなスケジュールとなっていることから、各団体において十分な内容精査が行えないなど、事務処理の適正化に支障をきたしているほか、年度末から当初にかけた事務負担が非常に増大している。 <考えられる方法> 国の内示時期を早める(他省庁の交付金はもっと早い時点で内示がある)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	198	03_医療・福祉	中核市	八王子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第33条の20第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)	市町村障害(児)福祉計画の計画期間の見直し	関係法令等により策定が義務付けられている、市町村障害(児)福祉計画について、計画期間の延長を求める。	市町村障害(児)計画の策定は国の基本指針に即して、3年に1度策定しなければならないが、計画期間が短期間であり、策定業務の事務負担が過大である。また、各自自治体の障害福祉における計画内容の進捗状況を含めた実態把握に加え、当該実態に応じて計画に基づく新たな施策等を構築して目標を達成することや、施策効果を検証して次期計画に反映する十分な検討時間を確保することができない。さらに、市町村障害(児)計画の策定に当たっては、都道府県の計画の内容を踏まえる必要があるが、都道府県も同時期に計画策定しているため、都道府県の計画策定の方向性を踏まえつつ、自治体ごとの課題を反映させ策定することは時間的に極めて厳しい状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	199	01_土地利用(農地除く)	中核市	八王子市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第43条、都市計画法施行令第35条、第36条、開発許可制度運用指針	市街化調整区域における建築物の用途変更に関する都市計画法上の許可不要要件の見直し	市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の用途変更について、床面積の合計が10㎡以内の場合は、都市計画法第43条第1項の許可を受ける必要がないこととされているが、その許可が不要な規模について、現在の10㎡から、100㎡または200㎡への見直しを求める。	当市の市街化調整区域に位置する沿道集落においては、地域コミュニティの維持や地域振興を図っているが、人口減少、高齢化などの問題が顕著に表れており、当該問題を解決するため、空き家を利用し、集会所などへ用途を変更することが地域住民から求められている。しかし、都市計画法上の用途変更の許可を受けることは、申請者となる地域住民にとっては計画立案から設計、事前相談、許可申請、都市計画法に基づく技術基準への適合のための工事などの多くの専門的プロセスや市の開発審査会を経る必要があり、費用と時間がかかるとともに、許可の見込みが立てづらいことから、当該許可申請まで至らないケースが多いため、既存建築ストックの利活用が進まない状況にあり、地域コミュニティの活動の場が制限されている。国は、建物の用途変更について、令和元年に建築基準法を改正し、確認申請が必要となる面積を200㎡に引き上げる規制緩和を行うなど、既存建築ストック活用の観点から、柔軟な対応姿勢を打ち出したが、都市計画法上の許可不要規模と整合しておらず、地域活性化のネックとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	200	09_土木・建築	中核市	八王子市、福島県、さいたま市、横浜市	内閣官房、厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第85条、第87条の3、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の2	新型コロナウイルス感染症対応のために設置された応急仮設建築物の存続期間の延長	建築基準法第85条第1項及び第2項の応急仮設建築物については、その建築工事を完了した後3ヶ月間存続させることが可能であるが、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときに限り、許可により2年以内の期間を限って存続期間の延長が可能になっている。新型コロナウイルス感染症への対応のために設置される臨時の医療施設などについて、安全性等の観点から支障がないと認められる場合は、東日本大震災や特定非常災害の例も踏まえつつ、特定行政庁が2年3ヶ月を超える存続期間を柔軟に許可できるように制度の見直しを求める。	新型コロナウイルス感染症の発生以降、全国的に隔離診察施設やPCR検査棟などの応急仮設建築物が設置されていると認識しているが、存続期間が最長2年3ヶ月であることから、早ければ令和4年夏には許可期限が到来することとなる。コロナ禍の収束時期が見通せない中、応急仮設建築物について2年3ヶ月を超えて利用できない場合は、全国で支障が生じる可能性がある。A県の場合、令和2年8月以降、外来診療待合室などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ33件となっている。B市の場合、令和2年8月以降、仮設診療所などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ13件となっている。C市の場合、令和2年12月以降、新型コロナウイルス対応発熱外来施設などの応急仮設建築物の許可を行っており、現在延べ4件となっている。D市の場合、令和2年4月以降、医療機関から、PCR検査棟などの応急仮設建築物について多数の相談が寄せられており、現在申請中が1件となっている。コロナ禍の収束時期が見通せない中、地域によってコロナの感染状況や医療施設等の状況が区々であることから、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように、特定行政庁が安全性等の観点から支障がないと認めるときに限り、2年3ヶ月を超えて応急仮設建築物の存続期間を許可できるよう、制度の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	201	03_医療・福祉	中核市	八王子市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	児童手当法第18条、同第19条、同第26条、児童手当法施行規則第1条の4第2項	児童手当法第18条及び第19条で使用する被用者数における情報連携サーバー統計数値の活用	児童手当法第18条及び児童手当法第19条で使用する被用者数には情報連携サーバーを使用した統計数値を使用し、個別の照会・確認は行わない形とする。(具体的には、認定請求・年度更新の際に個別に年金情報の確認を行うのではなく、国が統計情報として一括でデータ照会し、処理を行う)	児童手当の認定請求書等の提出については、マイナンバーによる保険情報の情報連携により書類添付の省略が可能となっているが、児童手当法第18条の費用負担及び同法第19条の拠出金を算出するために行っている被用者・非被用者区分の確認(誕生日・毎年6月1日の加入保険及びその筆頭者の確認)については、認定請求・年度更新のたびに情報照会を行い、算出する業務負担が膨大である。マイナンバーによる保険情報の情報連携開始により、被用者・非被用者区分の確認は、国において、システムによる確認が可能となったため、市が個人情報個別に確認し必要な数字を算出するのではなく、国がシステムを利用し、統計情報として算出をして頂きたい。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【農林水産省】 (3)漁業法(昭24法267)及び水産資源保護法(昭26法313) 都道府県が漁業調整規則の制定及び改正(漁業法57条4項及び119条2項並びに水産資源保護法4条1項)に当たって参考とする都道府県漁業調整規則例(令2水産庁長官)については、都道府県の円滑な事務の実施に資するよう、その解釈を明確化し、改めて都道府県に令和3年度中に周知する。	—	令和4年3月15日に開催された海区漁業調整委員会事務局職員研修会において、参加した都道府県職員(約140名)に対して、都道府県漁業調整規則例の解釈について説明をするとともに、都道府県漁業調整規則の認可に係るプロセスについて改めて周知を図った。	【農林水産省】都道府県漁業調整規則例について(令和4年3月15日水産庁資源管理部管理調整課会議資料)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_196	水産庁管理調整課
5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (i)地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。	—	(i)国会での予算審議状況や、内示後の交付申請に係る作業に関する情報を事前に地方公共団体にメールで周知した(令和4年2月25日)。	—	—	内閣府地方創生推進事務局
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。	—				
5【国土交通省】 (15)都市計画法(昭43法100) (ii)市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における、建築物の用途変更の許可(43条1項)については、周辺における市街化を促進するおそれがない等と認められるものとして、条例で定められるもの(施行令36条1項3号ハ)及びあらかじめ開発審査会の議を経るもの(同号ホ)の基本的な考え方を参考となる事例を示しつつ改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。	—	市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における、建築物の用途変更の許可(43条1項)については、周辺における市街化を促進するおそれがない等と認められるものとして、条例で定められるもの(施行令36条1項3号ハ)及びあらかじめ開発審査会の議を経るもの(同号ホ)の基本的な考え方を参考となる事例を示しつつ改めて明確化し、地方公共団体に対し、令和4年3月28日にメールにて周知した。	【国土交通省】市街化調整区域における建築物の用途変更許可について(メールによる周知資料)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_199	国土交通省都市局都市計画課
5【内閣官房(2)】【厚生労働省(20)】【国土交通省(2)(iii)】 建築基準法(昭25法201) 新型コロナウイルス感染症対応等のために建築する応急仮設建築物の存続期間(85条4項)又は建築物の用途を変更して使用する災害救助用建築物等の存続期間(87条の3第4項)については、特定行政庁が、一定の手続を経て、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3か月を超えて、その存続期間を延長することを可能とする方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【内閣官房(1)】【厚生労働省(24)】【国土交通省(6)(i)】 建築基準法(昭25法201) 新型コロナウイルス感染症対応等のために建築する応急仮設建築物の存続期間(85条4項)及び建築物の用途を変更して使用する災害救助用建築物等の存続期間(87条の3第4項)については、特定行政庁が、一定の手続を経て、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3か月を超えて、その存続期間を延長することを可能とする。 (関係府省:厚生労働省及び国土交通省) [措置済み(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号)、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第203号))]	応急仮設建築物等について、2年3か月を超えて存続期間の延長を可能とする建築基準法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(令和4年3月4日閣議決定)を第208回国会に提出(令和4年3月4日)した。 本法案は、全会一致により可決・成立(令和4年5月13日)し、公布(令和4年5月20日)された。なお、建築基準法に係る部分については、令和4年5月31日に施行した。	【国土交通省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について(技術的助言)(令和4年5月20日付け国土交通省住宅局建築指導課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_200	国土交通省住宅局建築指導課・参事官(建築企画担当)付
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	202	03_医療・福祉	中核市	八王子市、福井市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	児童手当法第7条第3項、第8条3項 児童手当関係法令上の疑義に対する回答について(昭和47年2月18日付児手第20号厚生労働省課長通知)	児童手当制度における住所を変更した日の基準を転出予定日から住所異動の確定日へ見直し	現在、児童手当制度において「住所を変更した日」は、転出予定日を基準としているが、これを住所異動の確定日(転入をした日)に改める。 (具体的には、児童手当法第8条第3項における「住所を変更した日」は、原則として住所異動の確定日を基準とし、転出予定後、長期間転入処理が行われない場合のみ、調査の上、職権で転出予定日より受給資格を消滅する形にされたい。)	現行の児童手当制度において「住所を変更した日」の基準とされている転出予定日は、転出元の自治体でのみ把握している情報であり、転入先の自治体では把握することが出来ないため、紙ベースの連絡票(各自自治体で発行を行っている場合)や電話照会により転出予定日を確認しなければならず、事務の手間が非常に多く、二重支給の原因にもなっている。 現在の「住所を変更した日」に関する解釈は昭和47年2月18日付児手第20号厚生労働省課長通知によって示された非常に古いものであり、住民基本台帳の異動情報が自治体間で電子的にやり取りされている現状とそぐわない。行政処理の合理化を推進する観点からも、原則として「データ照会可能な情報(自治体が住民基本台帳ネットワークシステムで確認できる情報)である住所異動の確定日(転入した日)」を使用すべきであり、システムによる情報照会が不可能な項目(転出予定日)を基準とする運用は非合理であるため、改めるべき。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	203	06_環境・衛生	都道府県	愛媛県、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町	農林水産省、環境省	B 地方に対する規制緩和	土壌汚染対策法第4条第1項、土壌汚染対策法施行規則第23条第2項	土地の形質変更に係る事前届出の添付書類の見直し	土壌汚染対策法第4条に基づく届出に係る同意について、土地改良事業の実施に係る同意書で代替可能とする。	土地の形質変更の対象面積が3千㎡を超える事業地区について、土壌汚染対策法(以下、法)第4条第1項に基づき届出を行う必要があり、土壌汚染対策法施行規則(以下、規則)において、届出者が土地の所有者でない場合は土地の所有者等の全員の同意を書面で提出するよう定められているが、近年相続により関係人調査等に時間を要する事案が多発しており、届出に時間を要する大きな要因となっている。 一方、土地改良事業を実施する農業振興地域では、土地利用に制限があることから、これまで当県において特定有害物質による汚染状況調査が必要とされる場合(法第4条第3項)は無く、使用しない同意書の徴取が負担となっているのが実情である。 規則で提出を求める同意書は、土地の形質の変更が行われる場合に指定調査機関等が土壌汚染状況調査を行うことの同意及び調査結果を法第4条第1項の届出に併せて知事に対し提出することの同意が目的であるが、土地改良事業においては、既に事業実施の際に土地改良法に基づき同意を徴集し事業を実施しており、事業実施に伴う一連の調査等に対して既に了解を得ている実態がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	204	11_その他	都道府県	愛媛県、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、鬼北町、愛南町	消費者庁	B 地方に対する規制緩和	消費者基本法第9条、消費者教育の推進に関する法律第9条、第10条、地方消費者行政強化作戦2020(政策目標7)	地方版消費者基本計画の位置付けの明確化及び地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることの明確化等	地方版消費者基本計画の位置付けの明確化。加えて、地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることを明確化し、かつ、消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本的な方針の計画期間を一致させることで、地方において計画を統合して作成しやすくすること。	1 地方版消費者基本計画の策定については、国の「地方消費者行政強化作戦2020」の政策目標の中で、「全都道府県で策定」と掲げられているが、消費者基本法には同計画に関する定めがなく、自治体による計画策定に当たっての明確な根拠がなく支障となっている。 2 国の「消費者基本計画」の対象期間(現行第4期:令和2年度～6年度)と「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の対象期間(現行:平成30年度～令和4年度)を踏まえ地方公共団体が策定することを求められる地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等について、統合して策定できるかが不明であり、また、国の計画と指針の計画期間が異なるため、地方自治体が統合した計画を策定し又は改定する上で支障が生じていることから、国において両計画の計画期間の一致も含めて検討されたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	205	04_雇用・労働	指定都市	横浜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条第3項「高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)の実施について」の一部改正について(平成16年11月30日付け厚生労働事務次官通知)	高齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下、「法」という。)に基づく就業支援業務(請負・委任、派遣、職業紹介)のシルバー人材センター連合(以下、「連合」という。)内の業務移譲の明確化	超高齢社会を迎える中、高齢者の活躍支援は当市として掲げる戦略の大きな柱(中期計画)であり、シルバー人材センター(以下、「SC」という。)は、その要である。就業支援業務のうち、派遣は、事業開始の平成16年以来、連合からSCへの業務移譲の実例がない。SCが契約の実施主体として業務を遂行できるよう、業務移譲の根拠や手続、運用方法を通知等で明確化することを求める。また、この仕組みの実効性を担保するため、業務移譲を希望するSCについては、連合はこれに応じることを原則とすることについての明記も求める。	現行においても、連合からの業務移譲により、SCは契約の実施主体として就業支援業務(請負・委任、派遣、職業紹介)が可能とのことだが、平成16年以来、連合及びSCいずれも、派遣についての業務移譲が可能と認識していなかったため、以下の支障が生じてきた。 (1)【市民サービスの低下】 現行では、労働者派遣事業について、当市シルバー人材センター(以下、「当市SC」という。)が、会員募集、発注者との調整事務、契約事務など、実質的事務をすべて担っており、連合は、報告・統計業務等の形式的な事務に留まっている。平成16年の通知では、連合のみ契約当事者になれるようにしか認識できず、会員や発注者にとって、不都合が生じ、市民サービスの低下を招いてきた。 (2)【事務の非効率性】 県下の派遣業務全体の契約金額、取扱件数の半分以上を当市SCが占めている中で、契約事務や消費税の支払い等、個々の手続きにおいて、連合を介する必要がある、処理期間が延びるなど、非効率で過剰な事務が当市SCの負担となっている。 (3)【派遣事業の画一化による柔軟性・機動性の阻害】 派遣事業が可能となってから17年が経過する中で、連合加入の各SCの事業規模や取組姿勢も大きく異なっている。現行の仕組みでは、発注者の地域特性や会員の実情及び要望を反映させながら、柔軟で機動的な派遣事業を進めることができない弊害が生じている。 業務移譲を希望するSCは、原則契約の実施主体となり得ることを明記した厚生労働省通知の発出により、連合との業務分担を見直すことが可能となる。	—
R3	206	03_医療・福祉	指定都市	横浜市、札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋、大阪市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号)	特定教育・保育施設における利用定員の変更に係る公定価格の算定方法の見直し	特定教育・保育施設の定員について、地域の実情(ニーズ)にあわせて0歳児の定員を減らし、かつ1、2歳児の定員を増やした場合においては、公定価格の算定に係る経過措置として、一定期間1、2歳児についても0歳児と同等の基本分単価とすることや、公定価格の特定加算部分の「乳児が3人以上利用している施設」という加算要件について、乳児の利用を要件としない、又は1歳児の利用も加算の要件に加えるなどの見直しを行うことを求める。	当市が実施したアンケートでは、1歳未満で育児休業からの職場復帰を希望している保護者は6.2%であったが、実際には34.0%の保護者が1歳未満で職場復帰している。このような状況は、1歳児の新規受入れ定員が0歳児と比較して非常に少なく、1歳児での新規入所が困難となっていることに起因していると考えられるため、当市では、保護者のニーズに合わせた受入れ枠確保のために、平成30年度から定員変更を事業者提案している。 しかしながら、各施設において既に0歳児に対応できる保育士を雇用している中で、0歳児の定員を減らし1、2歳児の定員を増やした場合、定員変更により0歳児と1、2歳児の公定価格における基本分単価の差額分が減少することや、主任保育士専任加算及び高齢者等活躍推進加算等の特定加算が受けられなくなることを懸念し、事業者が定員変更を行わない状況となっている。 公定価格の基本分単価については、各年齢区分の乳児及び児童を保育するために必要な単価を設定していることとされているが、地域のニーズにあわせて0歳児の定員を減らした場合であっても、当該年度の0歳児を受け入れるための人員を急に削減することはできないことから、職員配置や収支を調整するための激変緩和措置が必要と考える。また、特定加算部分についても、現在、0歳児のニーズが減少しているなかで、乳児の利用を要件とする必要性が感じられない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka-yosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
<p>5【農林水産省(17)】【環境省(12)】 土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、都道府県等へ実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 5【農林水産省(12)】【環境省(15)】 土壌汚染対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書については、省令を改正し、その添付を必須とせず、「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面の添付をもって代えることを可能とする。</p>	<p>一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、同意書の添付を必須とせず、「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」を添付することとした。</p>	<p>【環境省】土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月24日付け環境省令第6号) 【環境省】土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について(令和4年3月24日付け環水大土発第2202212号環境省水・大気環境局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/tejanbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.203</p>	<p>農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課 環境省水・大気環境局土壌環境課</p>
<p>5【消費者庁】 (1)消費者基本法(昭43法78)及び消費者教育の推進に関する法律(平24法61) (i)地方版消費者基本計画並びに都道府県消費者教育推進計画及び市町村消費者教育推進計画(消費者教育の推進に関する法律10条1項及び2項)については、以下の措置を講ずる。 ・地方版消費者基本計画の策定状況のホームページ等における公表については、地方公共団体名を明示しないこととする。 [措置済み(地方消費者行政強化作戦2020政策目標ごとの現状(令和2年度現況調査))] ・地方版消費者基本計画を策定するか否かは地方公共団体の判断によること、地方版消費者基本計画は都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 (ii)消費者基本計画(消費者基本法9条1項)と消費者教育の推進に関する基本的な方針(消費者教育の推進に関する法律9条1項)については、両者の対象期間を一致させるため、次期消費者教育の推進に関する基本的な方針の対象期間について、消費者教育推進会議の意見を聴いた上で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	<p>前段について、地方版消費者基本計画の策定状況を公表する際は地方公共団体名を明示しないこととした。 なお、地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を一体のものとして策定できることの明確化の措置、及び国の消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本的な方針の対象期間の一致については検討中。</p>	<p>【消費者庁】地方消費者行政強化作戦2020政策目標ごとの現状(11月10日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/tejanbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.204</p>	<p>消費者庁地方協力課、消費者教育推進課、消費者政策課</p>
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	207	03_医療・福祉	一般市	須坂市、長野県、飯山市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第42条第2項児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条	保育室等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更	乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更を求める。	国制度による幼児教育・保育の無償化により、子どもの数は減っているが、想定以上の保護者が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。保育所等の施設整備に少なくとも数年の計画・建設期間を要することから、待機児童の発生を避けることは困難になっている。 (参考)須坂市における保育所等の入所児童数 1,277人(平成30年)⇒1,321人(令和3年) ※幼保連携型認定こども園の保育所部分の児童数を含む	—
R3	208	03_医療・福祉	都道府県	岩手県、青森県、宮城県、宮古市、久慈市、西和賀町、田野畑村、一戸町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域支援事業交付金交付要綱	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の変更交付申請受付時期の見直し	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の変更交付の内示の時期を早めるか、変更交付申請書の提出期限を見直すこと。 なお、提出期限の遅くとも2週間前には変更交付の内示をいただくことが可能となるスケジュールが望ましいこと。	変更交付申請書について、「地域支援事業交付金交付要綱」では、毎年度1月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとされているが、例年、期間間際又は期限後に変更交付申請に係る内示及び変更交付申請書の提出の指示があるため、当該申請書について要綱に示された期限後の提出を余儀なくされるなど、支障が出ている。 【現状】※令和2年度のスケジュール ・12月中旬:(国→県)変更交付申請事前協議書提出の指示(期限:1月上旬) ・1月上旬:(県→国)変更交付申請事前協議書提出(1月末:国の交付要綱上の変更交付申請書提出期限) ・2月中旬:(国→県)変更交付申請に係る内示 ・2月中旬:(国→県)変更交付申請書提出の指示(期限:2月中旬) ・2月下旬:(県→国)変更交付申請書提出	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	209	06_環境・衛生	都道府県	岩手県、宮城県、秋田県	環境省	B 地方に対する規制緩和	循環型社会形成推進交付金等(指導監督交付金)交付要領	循環型社会形成推進交付金(指導監督交付金)に係る交付対象経費の見直し	循環型社会形成推進交付金(指導監督交付金)に係る交付対象経費の算定に当たり、交付金額の規模に対して過大な事務量を要することから、算定方法の簡素化を求めるもの。	県は、循環型社会形成推進交付金に係る事業を実施する自治体に対して指導する権限を国から受任している。その指導監督事務に係る経費に対して指導監督交付金の交付を受けているが、交付金額の算定に当たって、交付金額の規模に対して過大な事務量を要することが支障となっている。例えば一括購入する事務用品や電話料金、印刷費など、所属の業務全体に関わる経費については、対象経費を抽出することが困難である。按分率(全体の事務量に占める対象事務量の割合)を用いて算定することも認められているが、按分率を算定することは容易でない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka_vosan.html
R3	210	11_その他	都道府県	岩手県、盛岡市、宮古市、久慈市、陸前高田市、八幡平市、葛巻町、西和賀町、一戸町、宮城県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	移住支援事業・マッチング支援事業について(令和2年12月22日付け内閣府地方創生推進事務局)	地方創生移住支援事業に係る移住要件の緩和	地方創生移住支援事業における移住支援金対象者の移住要件について、年数要件を廃止するとともに、居住地等要件を緩和すること。	地方創生移住支援事業における移住支援金対象者については、令和元年12月に一部要件が緩和されたが、その後、申請件数や問合せ件数の増加にはつながっていない状況にある。東京圏への人口集中の是正を加速するためには、条件不利地を除く東京圏から地方への移住の促進が必要であることから、移住支援金対象者の移住要件について、より一層緩和いただきたい。 具体的には、 ・現在設定されている居住や就業に係る年数要件を廃止いただくとともに、 ・居住地・就業地要件については、 現在の「東京23区内に在住」又は「東京圏への在住かつ東京23区内への通勤」から、「東京23区内に在住」又は「東京圏への在住かつ通勤」に緩和いただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka_vosan.html
R3	211	02_農業・農地	都道府県	栃木県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業人材力強化総合支援事業実施要綱、新規就農者確保加速化対策実施要綱	新規就農促進に係る類似事業の一本化	農業次世代人材投資事業(準備型)と就職氷河期世代の新規就農促進事業の一本化	農業次世代人材投資事業(準備型)と「就職氷河期世代の新規就農促進事業」は事業スキームが同じである。交付対象者にとっては、同様の制度が2つあることで、混乱を招く一因となっている。また、交付主体としては、定める実施要綱の違いにより、補助金業務を各事業ごとに行うこととなるため事務量が倍となっている。	—
R3	212	01_土地利用(農地除く)	一般市	那須塩原市、栃木県、佐野市、さくら市、那須烏山市、高根沢町	法務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土調査法による不動産登記に関する政令国土調査法	地籍調査における既存公図と現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化	市町村等の地籍調査の実施に当たっては、その成果が登記所に送付された際に、登記官の修正指示を最小限とし地籍図等としての備付けを行うこととなるよう、既存公図と現地の乖離に係る修正方針を統一・明確化することを求める。	地籍調査の成果(地籍調査による一筆地立会いや測量により決定した筆界)について、既存公図(和紙公図等)との乖離を理由に法務局の登記官からの修正指示を受け、地権者等と再調整が必要になる筆が多数発生している。和紙公図は、距離や形状、長狭物の幅や筆界点の位置等が曖昧で、現地と相当の乖離が生じており、登記官の指示により公図の筆界の形状と厳密に合わせることは一度地権者が了承した境界を再調整することになるため、再度の了承が得られにくく、相当の日数と事務負担が生じる結果となっている。現在、各筆の形状や接合部、長狭物の幅等の疑問点がある場合は、全て登記官に相談して立会いを実施しているが、特に山間部や農村部、河川周辺等はその相談件数が年々増加傾向にある。また、立会い前に判明した疑問点は、事前に登記官に相談した後に現地立会い等の対応をしているが、立会い時や立会い後に発生した疑問点は後日登記官に相談し、その後に再立会いを実施するため、当該箇所の対応に時間を要することになる。加えて、現地立会い時に現況と公図との乖離による筆界点や筆界線をどの程度の修正が可能かの基準がないために、地権者への説明及び了解を得ることに苦慮している。本来、地図の整備は法務局の業務であるが、全国的に法務局の地図整備をこの地籍調査事業で補っているのが現状である。地籍調査の迅速かつ円滑な実施及びその成果の活用のため、修正指示を最小限とし地籍調査の成果が作成できるよう、既存公図と現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化が必要と考える。なお、地籍調査事業では、正確な地図を作成するために1地区あたり数か月の地権者の立会いをいただき、1回の立会いで了承を得られない場合は再立会いを実施、それをもとに地籍図を作成、その後地権者にその結果を閲覧していただいているが、土地の形状、隣接地等との接合部、長狭物の形状、調査地区全体の形状等、全て公図を完全に遵守するのでは、公図と現地を照合する必要がなく、地籍調査を実施する意味自体がなくなってくる。地籍調査は地権者の立会いのもと、形状や距離等の公図の歪み等を修正していくことが目的の一つであるため、ある程度幅を持った形で修正していくことが重要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (v)地域支援事業に係る交付金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、省令を改正しその算定期間を見直すことにより、変更交付申請に係る手続の運用の改善を図る。 [措置済み(介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第二百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第69号)、令和3年3月31日付け厚生労働省老健局長通知等)]	—	令和3年3月に省令改正を行い、地域支援事業に係る交付金の算定期間を前倒すことにより、変更交付申請を行わずとも、当初交付申請において、介護給付費の実績値ベースで申請できるよう改善を図った。 また、上記運用改善を行う旨を、令和3年9月に各地方厚生(支)局を通じ地方公共団体にメールにて周知した。	【厚生労働省】介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第二百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第69号) 【厚生労働省】介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について(通知)(令和3年3月31日付け厚生労働省老健局長通知)	—	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【法務省(3)】【国土交通省(3)(iii)】 国土調査法(昭26法180) 地籍調査(2条1項3号)については、円滑な実施を図るため、地方公共団体と法務局及び地方法務局の連携を促進するとともに、地方公共団体の作業の効率化を図り事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・地籍調査における筆界の調査に関する登記官の助言に係る留意点や地方公共団体が地籍調査を適切に実施するために参考となる基本的考え方を、法務局及び地方法務局並びに地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・上記通知については、運用状況や関係者の意見等を踏まえつつ、随時見直しを図ることとする。	—	地籍調査(2条1項3号)について、円滑な実施を図るため、地方公共団体と法務局及び地方法務局の連携を促進するとともに、地方公共団体の作業の効率化を図り事務負担を軽減するため、地籍調査における筆界の調査に関する登記官の助言に係る留意点や地方公共団体が地籍調査を適切に実施するために参考となる基本的考え方を通知した。	【法務省】地籍調査の実施主体に対する登記官の助言等について(通知)(令和4年3月23日付け法務省民事局民事第二課長通知) 【国土交通省】地籍調査の実施主体に対する登記官の助言等について(令和4年3月23日付け国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_21_2	法務省民事局民事第二課 国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	213	02_農業・農地	一般市	那須塩原市、さくら市、高根沢町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良法第96条の4、第87条の5	市町村が行う土地改良法に基づく災害復旧工事に係る議会の議決手続の見直し	土地改良法第96条の4の準用規定により、市町村が土地改良法に基づく災害復旧工事を行う場合には、国や都道府県と異なり、応急工事計画に関し当該市町村の議会の議決を経ることが必要とされている。迅速な災害復旧工事の実施のため、市町村が行う災害復旧工事についても、国や都道府県と同様とすることを求める。	土地改良法に基づく災害復旧工事については、国や都道府県がこれを行う場合には、農業者の申請によらないという点では市町村営事業と同じであるにもかかわらず、議会の議決を要せず応急工事計画を定めて実施できる。一方、市町村が災害復旧工事を行う際には「市町村の議会の議決を経て」応急工事計画を定めて実施する必要があることとされている。 ・法定の議決事項であることにも鑑み、当市では地方自治法第179条の規定に基づく専決処分にはよらず、議決を経たうえで災害復旧工事に着手してきたが、議会手続には1～3か月を要すること ・工事の内容は基本的には原形復旧であり、審議において意見が割れることは通常なく、当市では否決とされた例がないこと ・議会では当該応急工事計画に係る予算も議決しており、工事内容の可否は予算の審議でも議論することができること ・都道府県が土地改良法に基づき行う災害復旧工事は、市町村が行う災害復旧工事と同じく、農業者からの申請によらないにもかかわらず、市町村の場合に限り議会の議決を経ることとする理由はないと考えられること ・応急工事計画は、通常事業とは異なり、公告や異議申出が省略されていること ・議決を得た応急工事計画の変更についても再度議決を得る必要があることから、迅速な災害復旧の観点から、市町村が行う災害復旧工事に際しても議会の議決を不要とすべきと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	214	09_土木・建築	都道府県	福井県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領 別紙3の1	複数年契約を行う大規模な木造公共施設等への支援	大規模な木造公共建築物の整備については、木材調達や工事の完成までに複数年を要することから、複数年での契約の場合でも補助対象となるよう制度を見直すこと	大規模な公共建築物を木造で建設する場合は、木材調達と工事に時間を要するため、複数年での契約が必要であるが、農林水産省(林野庁)の事業では単年度契約が補助要件となっており補助対象とならない。 当県では、特別支援学校(木造平屋、H17開校)の建築の際、建築の材料として利用される県産スギの準備に約一年を要し、工事期間が複数年となった。 また、近年では博物館の木造建築において、材料(県産スギ等)調達から工事竣工までに約一年半を要している。 支障事例としては、当県の市役所が木造化を検討した際、本体部分の木造化が単年度で工事が終了しないことから申請を断念した事例がある。 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金では一括設計審査として、複数年度の事業が認められているものもあり、当該交付金についても複数年度事業を補助対象とすべき。	—
R3	215	11_その他	都道府県	福井県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条	地域再生計画に係る事務の簡素化	地域再生法第5条で定められた地域再生計画の作成を不要とすること	地方創生推進交付金などは、地域再生法に基づく交付金となっていることから、交付申請とは別に、同法第5条で定められた地域再生計画を予め作成し、認定を受けた上で交付金申請を行う必要がある。 しかしながら実態として、地域再生計画の記載内容は、交付金申請に合わせて提出する交付金実施計画の転記であり、実施計画の作成と同時並行で作成されている。またどちらも内閣府所管であるが、交付金と地域再生計画の窓口が異なることから、片方で修正指示があった場合、整合性を図るための修正作業や差戻しが発生している。 なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域再生計画の作成を不要としている。	—
R3	216	03_医療・福祉	一般市	苫小牧市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第117条	介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画の計画期間の見直し	介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画について、3年を一期として定めることとされているところを、6年を一期として定めることとし、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保、日常生活支援・介護予防・重度化防止等及び介護給付等費用適正化に関する取組、その他市町村が実施する施策等に関することは6年ごとに定め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見込量の算定並びに介護保険料の設定は、介護報酬改定にあわせ3年ごとに市町村介護保険事業計画の見直しとして行うこと。	市町村介護保険事業計画は、介護保険法の規定により3年を一期として定めることとされているが、3年ごとに計画を策定するとすると、計画の策定後すぐに次期計画の策定準備を進めなければならない、計画に掲げる施策・取組実践や、その進行管理(PDCAサイクル)に対し、十分に注力することができない。 また、市町村が実施する施策においては、一定期間(数年間)をもって効果を測定し、次の施策展開につなげていく必要があるものもあるが、計画による取組の開始から次の計画策定までの期間が短く、当該計画期間内で十分な効果検証が難しい状況にある。 加えて、市町村介護保険事業計画に基づく介護給付等対象サービス体制の確保として、新規の施設整備等を進めるに当たり、3年の計画期間内において、実施事業者の選定から事業完了(開設)までを実施する必要があるため、実施事業者の参入が抑制されているほか、当該期間内に施設整備等を完了させるための調整等の業務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	217	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、徳島県、大阪市、堺市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日付厚生労働省令第37号)第85条第1項第2号	管理栄養士による居宅療養管理指導の普及に向けた基準の見直し	在宅の要介護者に対して、適切な栄養管理を行い、自立支援・重度化防止を推進するため、「薬局に勤務する管理栄養士」についても居宅療養管理指導の実施を可能とすること。	医療機関等の管理栄養士は、居宅療養管理指導を実施できるが、こうした施設に勤務する者は施設内業務が多忙であるため、現実には、勤務中に外出して要介護者宅へ訪問することは困難である。一方、薬局の管理栄養士は、制度上、居宅療養管理指導が実施できないものとされている。 その結果、地域における在宅の要介護者に対する栄養管理は不十分となっており、自立支援・重度化防止の阻害要因となっている。 居宅療養管理指導について、要介護者における栄養管理の重要性に鑑み、薬局の管理栄養士がサービス提供できるよう、基準を見直すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	218	07_産業振興	都道府県	鳥取県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第4条	農村地域産業等導入基本計画の抜本的見直し	実質的に都道府県に策定が義務付けられている農村地域産業等導入基本計画(以下「基本計画」という)を廃止した上で、基本計画によらない国・都道府県・市町村間の調整方法の導入を求める。	農村産業法(旧農工法)については、平成29年に法改正が行われた際、企業の具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえ、都道府県・市町村が各計画を策定することとされた。 そのため都道府県は、市町村の農村地域産業等導入実施計画(以下「実施計画」という)の意向や実態に合わせて、基本計画を策定・変更することとなったが、当該改正によって基本計画は、都道府県が望む姿やランドデザインといった観点が薄れたため、その存在意義・必要性が乏しくなっている。 また、法律上は基本計画の策定は任意とされているが、都道府県が基本計画を策定しなければ、市町村は実施計画の策定ができないスキームとなっていることから、都道府県は基本計画の策定が実質的に義務付けられている。 そのため、当県においても、市町村からの具体的なニーズに基づき、この度20年以上ぶりに基本計画を変更しなければならなくなったが、基本計画の存在意義等が低下する中において、関係機関との調整や国への同意付き協議など、計画変更に要する過大な事務負担が生じる状況にある。 一方で、地方拠点法においては、都道府県が地方拠点都市地域(国の同意付き協議)のみを定め、当該地域内の複数市町村等が共同して基本計画(都道府県の同意付き協議)を作成し、類似の特例・支援措置を受けることが可能となっている。 そのため、農村産業法についても、都道府県は、基本計画によらない手法での調整(導入すべき産業の業種や農用地等の利用調整に関する事項等のみを何らかの形で決定するなど)を行った上で、国の基本方針等を踏まえた市町村の実施計画に対する同意を行うスキームに見直せば、事務負担の軽減を図ることができると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【農林水産省】 (2) 土地改良法(昭24法195) (ii) 市町村(特別区を含む。)が災害又は突発事故被害のため急速に行う土地改良事業(96条の4第1項において準用する87条の5第1項)については、その応急工事計画に係る議会の議決を不要とするなど、都道府県と同様の手続とする。	—	第208回国会に提出した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」において、「土地改良法」(昭和24年法律第195号)を一部改正(令和4年法律第44号)。	【農林水産省】土地改良法に基づく市町村が行う復旧事業等の手続の見直しについて(令和4年6月1日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課課長補佐、防災課課長補佐、水資源課課長補佐通知) 【農林水産省】土地改良法施行規則の一部を改正する省令(令和4年農林水産省令第40号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_213	農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (45) 介護保険法(平9法123) (xiii) 介護保険事業計画(117条1項及び118条1項)については、効率的かつ効果的な介護施策の推進に資するよう、地方公共団体における事務の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(116条1項)の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (45) 介護保険法(平9法123) (xiv) 管理栄養士が行う場合の居宅療養管理指導費(Ⅱ)(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平12 厚生省告示19))に、指定居宅療養管理指導事業所となっている病院又は診療所と連携している薬局に所属する管理栄養士が居宅療養管理指導を行う場合を追加することについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【農林水産省】 (13) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112) 都道府県が定めることのできる当該都道府県における農村地域への産業の導入に関する基本計画(4条)については、都道府県の当該計画の変更等に係る事務負担を軽減するため、当該計画の記載事項に係る見直しを行う。	—	第208回国会に提出した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」において、「農村地域への産業の導入の促進に関する法律」(昭和46年法律第112号)を一部改正(令和4年法律第44号)。 「農村地域への産業の導入に関する基本方針の変更の公表について」(令和4年5月20日付け官報掲載)を发出。 「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(令和4年5月25日付け厚生労働省職業安定局長、農林水産省農村振興局長、経済産業省経済産業政策局地域産業グループ長通知)を发出。	【農林水産省】「農村地域への産業の導入の促進に関する法律」(昭和46年法律第112号)の一部改正(令和4年法律第44号) 【農林水産省】「農村地域への産業の導入に関する基本方針の変更の公表について」(令和4年5月20日付け官報掲載) 【農林水産省】「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(令和4年5月25日付け職発0520第1号、4農振第503号、20220517地局第1号厚生労働省職業安定局長、農林水産省農村振興局長、経済産業省経済産業政策局地域産業グループ長通知) 【農林水産省】農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドライン	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_218	農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R3	219	06_環境・衛生	都道府県	鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	気候変動適応法第12条 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条	環境分野における各種計画策定の統廃合	気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統廃合などの見直しを行うこと。	当県では、環境の保全及び創造に関する基本条例を制定し、条例に基づく環境基本計画を定め、環境基本法第36条が求める環境保全のための必要な施策を総合的かつ計画的に推進している。しかし、環境基本法と趣旨・目的が重複すると考えられる、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画や、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく環境保全活動等行動計画などの策定が求められている。当県では、これらの計画の一部は上記環境基本計画に包含して策定しているが、個別に策定している計画もあり、複数の計画を策定している現状にある。また、全国知事会による調査によれば、地域気候変動適応計画については22/30府県が、温室効果ガス排出削減等実行計画については21/30府県が他の法令に基づく計画と一体的に策定している実態にあることが判明した。加えて、同調査によれば、温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に当たって平均して16,626千円(人件費:10,657千円、事業費:5,969千円)を要しており、計画を個別に策定すれば、計画の内容や規模により差があったとしても多くのコストを要している状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html
R3	220	01_土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県、関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土調査法第6条の3第2項 国土調査事業事務取扱要領第31	地籍調査事業計画に関する変更手続きの廃止	法令上の根拠規定がない地籍調査事業計画に関する変更手続きについて、その必要性や国負担金等の交付手続きの実態等を踏まえ、廃止すること。	都道府県が定める地籍調査事業計画について、市町村(字単位)ごとの調査面積や調査手法などの詳細な記載を求められ、市町村等の事業主体が策定する地籍調査事業実施計画とほぼ同一の内容を定めることとなっていることに加え、国土調査法には、地籍調査事業計画の変更に関する規定がなく、軽微な変更を含む全ての変更が法令に基づかない手続きとなっている現状にある。国として地籍調査事業の進捗状況を把握する必要性は理解できるが、国負担金等の交付額の変更を伴う場合などの重要な変更については、実務上、国負担金等の交付・変更手続きにおいて把握が可能であり、地籍調査事業計画の変更手続きまで必要とされていることが負担となっている。また、従来、国負担金等の交付額の変更を伴わない地籍調査事業計画の軽微な変更(調査地域、調査面積、実施工程等の変更)については、国への報告は不要であったが、令和2年5月から遅滞なく国に報告することとされた。事業の進捗調整等を目的に、軽微な変更は、多くの市町村で毎年行われており(令和2年度:5回)、地籍調査事業計画の記載内容が詳細すぎることも相まって、その度に生じる計画の変更、国への報告事務が負担となっている。毎年度、事業計画を作成し、当該年度の調査面積等と併せて、前年度までの実績についても記載しているところ、年度途中に変更の情報を国が把握する必要性は低いと考えられ、都道府県及び市町村に新たな業務負担が発生していることも踏まえ、地籍調査事業計画の変更手続きは廃止すべきと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【環境省】 (8)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50) (i)地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)21条)、行動計画(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律8条1項)及び地域気候変動適応計画(気候変動適応法12条)については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。	—	地方公共団体実行計画、行動計画及び地域気候変動適応計画については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを地方公共団体に通知した。	【環境省】地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項に基づく行動計画及び気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画の策定について(令和4年3月31日付け環境省大臣官房環境計画課、環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室、環境省地球環境局総務課気候変動適応室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.219	環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室
5【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26法180) (i)都道府県が毎年度定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続については、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」(昭47経済企画庁総合開発局長)を改正し、廃止する。	—	都道府県が毎年度定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続について、「国土調査事業事務取扱要領」を改正し、廃止した。	【国土交通省】「国土調査事業事務取扱要領」の一部改正について(令和4年3月30日付け国土交通省大臣官房土地政策審議官及び国土政策局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3.220	国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課